

学 年 暦

4 月 1 日	学 年 始 ・ 前 期 始
4 月 5 日	春 季 休 業 終
4 月 29 日	昭 和 の 日
5 月 3 日	憲 法 記 念 日
5 月 4 日	み ど り の 日
5 月 5 日	こ ど も の 日
5 月 15 日	神 戸 大 学 創 立 記 念 日
7 月 20 日	海 の 日
8 月 8 日	夏 季 休 業 始
9 月 21 日	敬 老 の 日
9 月 23 日	秋 分 の 日
9 月 30 日	夏 季 休 業 終 ・ 前 期 終
10 月 1 日	後 期 始
10 月 12 日	体 育 の 日
11 月 3 日	文 化 の 日
11 月 23 日	勤 労 感 謝 の 日
12 月 23 日	天 皇 誕 生 日
12 月 25 日	冬 季 休 業 始
1 月 1 日	元 日
1 月 7 日	冬 季 休 業 終
1 月 11 日	成 人 の 日
2 月 11 日	建 国 記 念 の 日
3 月 21 日	春 分 の 日
3 月 27 日	春 季 休 業 始
3 月 31 日	学 年 終 ・ 後 期 終

I 沿革略史

設 置 申 請	大正6年8月30日、高等工業学校を神戸市に設置方兵庫県知事より文部大臣に申請した。
敷 地 決 定	大正8年6月23日、校舎敷地を神戸市水笠通1丁目に決定の旨文部省より兵庫県へ通牒があった。
創 立 費 寄 附	大正8年11月3日、兵庫県知事及び神戸市長より、第12高等工業学校創立費寄附願書を提出した。 大正9年3月25日、同上寄附願が認可された。 1,098,000円 創立費寄附総額 内 訳 501,879円60銭 兵庫県負担額 596,120円40銭 神戸市負担額 (361,900円 政府支出金)
敷 地 寄 附	大正8年12月15日、神戸市長より敷地寄附願書を提出した。 買収費 240,086円 面 積 10,165坪 土工費 63,500円 実用面積 10,047坪 大正10年1月18日、同上寄附願が許可された。
官 制 公 布	大正10年12月9日、勅令第456号をもって文部省直轄学校官制中改正し、第1条中に神戸高等工業学校を加える旨公布された。
校 長 任 命	大正10年12月10日、財団法人電機学校理事・工学士広田精一が本校校長に任命された。
位 置 指 定 授 業 開 始	大正10年12月22日、本校の位置を神戸市水笠通1丁目と定め、大正11年4月から授業を開始の旨文部省告示第511号をもって公示された。
始 業 式	大正11年4月11日、神戸市長田、神戸村野工業学校の一部を仮校舎として始業式及び宣誓式を行い、12日より授業を開始した。
本 館 竣 工 校舎引継・移転	大正11年4月25日、本館及び玄関が竣工した。 大正11年6月24日、神戸市水笠通1丁目本校新築校舎の一部落成、文部省建築課神戸出張所から引渡を受けた。 大正11年6月24日、神戸村野工業学校より新校舎に移転し、授業及び事務を開始した。
開 校 式	大正13年10月16日、開校式を挙行了した。
卒 業 式	大正14年3月14日、第1回卒業式を挙行了した。（建築科31名、電気科32名、機械科38名）
土 地 買 収	大正14年9月22日、学科増設のため敷地を買収した。
学 科 新 設	昭和3年5月10日、土木科の設置が決定された。
土木科学則制定	昭和4年3月31日、土木科学則制定が認可された。
土木科規程公示	昭和4年3月31日、土木科規程が文部省令第12号をもって公示された。
土 木 科 開 設	昭和4年4月9日、土木科の授業を開始した。
校 長 更 迭	昭和4年4月13日、校長広田精一は願により退官、同日、本校教授古宇田実が本校校長に任命された。

工業科学研究所 開 所	昭和6年4月11日、工業科学研究所を開所した。
工業技術員 養成科設置	昭和12年8月26日、文部省令第30号をもって臨時別科とし、工業技術員養成科が設置された。
学 則 改 正	昭和14年4月1日、工業技術員養成科を機械技術員養成科と改称した。
精密機械科開設	昭和14年4月11日、精密機械科の授業を開始した。
学 科 新 設	昭和14年5月27日、精密機械科が設置された。
臨時補習科 規則制定	昭和16年12月10日、臨時補習科規則制定が認可された。
第二部設置	昭和17年3月25日、文部省令第28号をもって第二部（建築科、機械科、土木科）が設置された。
第二部授業開始	昭和17年4月17日、第二部の授業を開始した。
校 名 改 称	昭和19年4月1日、勅令第165号の施行により、神戸高等工業学校は神戸工業専門学校と改称された。
第二部学科新設	第二部に電気科、精密機械科が設置された。
校舎戦災焼失	昭和20年3月17日、戦災のため大部分の校舎を焼失した。
校 舎 借 上	昭和20年4月23日、滝川中学校を借上げた。
授 業 開 始	昭和20年5月6日、滝川中学校において第二部の授業を開始した。
教 官 室 事務室移転	昭和20年5月10日、各科教官室、事務室を土木科教室に移転した。
授 業 開 始	昭和20年9月10日、第一部、第二部とも、滝川中学校校舎並びに本校土木科教室で授業を開始した。
校 長 更 迭	昭和20年11月24日、校長古宇田実は願により退官、同日、盛岡工業専門学校長石原富松が本校校長に任命された。
同	昭和21年2月16日、校長石原富松は願により退官、同日、本校教授芳井正夫が本校校長事務取扱を命ぜられた。
校 舎 借 上	昭和21年5月10日、神戸市から第一機械工業学校（松野学舎）の校舎を借上げた。
授 業 開 始	昭和21年5月13日、第一部、第二部とも、市立第一機械工業学校及び本校土木科教室において授業を開始した。
校 長 更 迭	昭和21年5月31日、教授芳井正夫は校長事務取扱を免ぜられ、同日、和歌山工業専門学校長兼和歌山経済専門学校長田中重芳が本校校長に任命された。
第二部廃止	昭和23年3月31日、第二部（電気科、機械科、精密機械科）が廃止された。
学 科 新 設	昭和23年7月7日、化学工業科が設置された。
神戸大学に包括	昭和24年5月31日、法律第150号国立学校設置法の施行により、本校は、神戸大学に包括され工学部となり、建築学科、電気工学科、機械工学科、土木工学科、工業化学科を設けた。
学 部 長 任 命	昭和24年5月31日、本学部教授城野和三郎が工学部長に任命された。
校 長 更 迭	昭和24年7月23日、校長田中重芳は山口大学工学部長に転任、同日、後任として兼ねて工学部長城野和三郎が神戸工業専門学校長に任命された。

第 1 回 大 学 入 学 式	昭和24年 7 月11日神戸大学第 1 回入学式を挙行了した。
第 二 部 廃 止	昭和25年 3 月31日, 神戸工業専門学校第二部（建築科, 土木科）が廃止された。
神 戸 工 業 専門学校閉校式	昭和26年 2 月 7 日, 神戸工業専門学校の閉校式を行った。
神 戸 工 業 専門学校廃止	昭和26年 3 月31日, 法律第84号国立学校設置法の一部を改正する法律が公布され, 神戸工業専門学校は廃止された。
学 部 長 再 任	昭和27年 5 月31日, 学部長城野和三郎の任期が満了し, 同氏が再び工学部長に併任された。
第 1 回 大 学 卒 業 式	昭和28年 3 月25日, 第 1 回学士試験合格証書授与式を挙行了した。
講 座 増 設	昭和29年 4 月 1 日, 電気工学第五（電子工学）講座が増設された。
学 部 長 再 任	昭和29年 6 月 1 日, 学部長城野和三郎の任期が満了し, 同氏が再び工学部長に併任された。
専 攻 科 設 置	昭和30年 7 月 1 日, 工学専攻科（建築学専攻, 電気工学専攻, 機械工学専攻, 土木工学専攻, 工業化学専攻）が設置された。
講 座 増 設	昭和31年 4 月 1 日, 建築学第五（建築意匠）講座が増設された。
学 部 長 更 迭	昭和31年 6 月 1 日, 学部長城野和三郎の任期が満了し, 本学部教授佐藤芳夫が工学部長に併任された。
講 座 増 設	昭和32年 4 月 1 日, 土木工学第五（衛生工学）講座が増設された。
学 科 新 設	昭和33年 4 月 1 日, 計測工学科（機械的計測, 電子的計測, 理学的計測, 放射線計測）が設置された。
学 部 長 更 迭	昭和33年 6 月 1 日, 学部長佐藤芳夫の任期が満了し, 本学部教授城野和三郎が工学部長に併任された。
同	昭和34年 1 月10日, 学部長城野和三郎が辞任し, 本学部教授野地脩左が工学部長に併任された。
六 甲 台 移 転 覚 書 締 結	昭和34年 3 月31日, 本学学長は工学部学舎（西代学舎）を六甲台に移転するため, 神戸市長と覚書を締結した。
講 座 増 設	昭和34年 4 月 1 日, 機械工学第七（真空工学）講座が増設された。
新学舎増設予定 地 整 地 地 鎮 祭	昭和34年11月20日, 学舎移転地六甲台戦場ヶ谷現地において, 整地の地鎮祭が行われた。
校舎建設後援会 発 足	昭和35年 9 月12日, 神戸大学工学部校舎建設後援会が発足した。会長は原口忠次郎氏。
同 寄 附 申 込	昭和35年 9 月13日, 神戸大学工学部校舎建設後援会は, 90,000,000円の寄附申込を議決した。 (建387坪, 延1,038坪) 附帯設備一式
新 学 舎 建 設 第一期工事着工	昭和35年10月11日, 新学舎第一期工事（事務部, 電気工学科, 機械工学科, 工業化学科, 計測工学科）を着工した。

寄附工事着工	昭和35年10月18日，神戸大学工学部校舎建設後援会寄附新営工事を着工した。
学舎建設地鎮祭	昭和35年10月31日，六甲台現地において，学舎建設の地鎮祭が挙行された。
学部長再任	昭和36年1月10日，学部長野地脩左の任期が満了し，同氏が再び工学部長に併任された。
工作工場 新営工事着工	昭和36年1月17日，工作工場の新営工事を着工した。
財産交換申請	昭和36年3月27日，工学部の国有財産交換（渡し財産西代学舎土地，建物，工作物一式と，受け財産六甲台校地27,827坪37）を文部大臣に申請した。
講座増設	昭和36年4月1日，応用物理，応用数学の講座が増設された。
定礎式挙行	昭和36年6月3日，新学舎の定礎式を挙行した。
学舎新営 第一期工事竣工	昭和36年7月31日，六甲台学舎新営第一期工事が竣工した。（建996坪，延2,377坪）
寄附建物受領	昭和36年7月31日，神戸大学工学部校舎建設後援会（会長原口忠次郎）から寄附建物を受領した。
移転開始	昭和36年8月1日，西代学舎の事務部，図書分館，電気工学科，機械工学科，工業化学科，計測工学科，工作工場の移転を開始した。
西代学舎の 移転完了	昭和36年8月31日，上記移転は完了した。
新学舎の 授業開始	昭和36年10月17日より，六甲台学舎において授業を開始した。
学舎新営 第二期工事着工	昭和36年12月6日，六甲台学舎新営第二期工事（建築学科，土木工学科，建築防災実験室）を着工した。 昭和37年3月8日，建築環境実験室，鋳・鍛造工場，水力実験室，車庫の新営工事を着工した。
専攻科専攻増設	昭和37年4月1日，専攻科に計測工学専攻が設置された。
財産交換 契約締結	昭和37年4月10日，工学部の国有財産の交換が認可され，神戸市長と交換契約を締結した。
交換財産授受	昭和37年4月17日，工学部の交換財産を実地授受した。
学舎新営 第二期工事竣工	昭和37年6月30日，六甲台学舎新営第二期工事は竣工した。 （建340坪，延1,437坪） 昭和37年7月15日，建築環境実験室（建36坪，延43坪），鋳・鍛造工場（55坪），水力実験室（36坪），車庫（42坪）の新営工事は竣工した。
松野学舎の 移転開始	昭和37年8月11日，神戸市より借上げの松野学舎の建築学科，土木工学科は新学舎に移転を開始した。
同移転完了	昭和37年8月31日，上記移転は完了した。
松野学舎の返還	昭和37年8月31日，借上げの松野学舎は神戸市に返還した。
新学期の 授業開始	昭和37年9月11日，全学科六甲台新学舎において，後期授業を開始した。
学部長更迭	昭和38年1月10日，学部長野地脩左の任期が満了し，本学部教授城野和三郎が

	工学部長に併任された。
追加工事着工	昭和38年1月13日、会議室、図書閲覧室、機械工学科実験室の追加工事を着工した。
同 竣 工	昭和38年3月29日、上記工事は竣工した。（建58.8坪、延117.6坪）
専攻科廃止	昭和39年3月31日、工学専攻科（建築学専攻、電気工学専攻、機械工学専攻、土木工学専攻、工業化学専攻、計測工学専攻）が廃止された。
大学院工学研究科設置	昭和39年4月1日、神戸大学大学院工学研究科（建築学専攻、電気工学専攻、機械工学専攻、土木工学専攻、工業化学専攻、計測工学専攻）の修士課程が設置された。
講座増設	昭和39年4月1日、建築学第六（耐震・防振工学）、土木工学第六（交通工学）講座が増設された。
工学研究科第1回入学式	昭和39年4月12日、第1回入学式を挙行了した。
学部長更迭	昭和40年1月10日、学部長城野和三郎の任期が満了し、本学部教授伴潔が工学部長に併任された。
学科新設	昭和40年4月1日、化学工学科（高压化学及び熱力学、拡散単位操作、反応工学及び装置材料、装置工学）が設置された。
教室・研究室増築工事竣工	昭和40年9月4日、化学工学科、工学研究科修士課程の教室、研究室、実験室の新営工事を着工した。
工学研究科第1回修了式	昭和41年3月26日、第1回修士課程修了式を挙行了した。
教室・研究室増築工事竣工	昭和41年3月31日、化学工学科、工学研究科修士課程の教室、研究室、実験室の新営工事は竣工した。（建994m ² 、延3,479m ² ）
学部長再任	昭和42年1月10日、学部長伴潔の任期が満了し、同氏が再び工学部長に併任された。
学科新設	昭和43年4月1日、生産機械工学科（機械材料学、生産機構学、機械生産工学、熱流体機器工学）が設置され、また、機械工学科の学生定員10名を増加された。
図書閲覧室竣工	昭和43年4月10日、図書閲覧室の新営工事は竣工した。
工学会館竣工	昭和43年7月13日、工学会館の新営工事は竣工した。
学部長更迭	昭和44年1月10日、学部長伴潔の任期が満了し、本学部教授井上嘉亀が工学部長に併任された。
研究科専攻増設	昭和44年4月1日、工学研究科に化学工学専攻（修士課程）が設置された。
学科新設	昭和44年4月1日、電子工学科（基礎電子工学、電子演算工学、半導体工学、電子回路工学）が設置された。
教室・研究室増築工事着工	昭和44年5月13日、生産機械工学科、工学研究科の教室、研究室の新営工事を着工した。
学部長更迭	昭和44年7月1日、学部長井上嘉亀が辞任し、本学部教授田中茂が工学部長に併任された。
教室・研究室増築工事竣工	昭和44年12月23日、生産機械工学科、工学研究科の教室、研究室の新営工事は竣工した。（建954m ² 、延3,153m ² ）

教室・研究室 増築工事着工	昭和45年4月28日、電子工学科の教室、研究室の新営工事を着工した。
教室・研究室 増築工事竣工	昭和45年10月20日、電子工学科の教室、研究室の新営工事は竣工した。 (建526㎡、延1,824㎡)
研究施設設置	昭和46年4月1日、附属土地造成工学研究施設(斜面条件学部門)が設置された。
学部長再任	昭和46年7月1日、学部長田中茂の任期が満了し、同氏が再び工学部長に併任された。
研究施設・実験室 新築工事着工	昭和46年11月1日、附属土地造成工学研究施設・実験室の新営工事を着工した。
研究施設・実験室 新築工事竣工	昭和47年3月10日、附属土地造成工学研究施設・実験室の新営工事は竣工した。 (建、延共1,040㎡)
研究科専攻増設	昭和47年4月1日、工学研究科に生産機械工学専攻(修士課程)が設置された。
学科新設	昭和47年4月1日、システム工学科(システム基礎、システム設計、システム解析、システム情報)が設置された。
講座廃止	昭和47年4月1日、機械工学第三(機械工作)、同第七(真空工学)講座が廃止された。
学生食堂新築 工事着工	昭和47年11月30日、学生食堂の新営工事を着工した。
教室・研究室 増築工事着工	昭和48年3月1日、システム工学科の教室、研究室の新営工事を着工した。
学生食堂新築 工事竣工	昭和48年3月27日、学生食堂の新営工事は竣工した。 (建506.31㎡、延531.66㎡)
研究科専攻増設	昭和48年4月1日、工学研究科に電子工学専攻(修士課程)が設置された。
学部長再任	昭和48年7月1日、学部長田中茂の任期が満了し、同氏が再び工学部長に併任された。
教室・研究室 増築工事竣工	昭和48年12月20日、システム工学科の教室、研究室の新営工事は竣工した。 (建422㎡、延2,296㎡)
学部長再任	昭和50年7月1日、学部長田中茂の任期が満了し、同氏が再び工学部長に併任された。
研究科専攻増設	昭和51年4月1日、工学研究科にシステム工学専攻(修士課程)が設置された。
学科新設	昭和51年4月1日、環境計画学科(物理環境計画、環境解析、地域環境・防災、環境施設計画)が設置された。
講座廃止	昭和51年4月1日、建築学第四(建築環境工学)講座が廃止された。
研究施設 研究部門増設	昭和52年4月1日、附属土地造成工学研究施設に第二研究部門(山地水文学)が増設された。
学部長更迭	昭和52年7月1日、学部長田中茂の任期が満了し、本学部教授荒天義久が工学部長に併任された。
実験室・研究室 増築工事着工	昭和52年8月1日、環境計画学科の実験室、研究室の新営工事を着工した。

実験室・研究室 増築工事竣工	昭和53年3月30日、環境計画学科の実験室、研究室の新営工事は竣工した。 (建647㎡、延2,411㎡)
研究施設・研究室 新築工事着工	昭和53年8月29日、附属土地造成工学研究施設・研究室の新営工事を着工した。
研究施設・研究室 新築工事竣工	昭和54年2月20日、附属土地造成工学研究施設・研究室の新営工事は竣工した。 (建343㎡、延722㎡)
研究科博士 課程新設	昭和54年4月1日、工学研究科に生産科学専攻（博士課程）が設置された。
学部長再任	昭和54年7月1日、学部長堯天義久の任期が満了し、同氏が再び工学部長に併任された。
実習棟増築 工事着工	昭和54年9月10日、システム工学科情報処理実習棟の新営工事を着工した。
実習棟増築 工事竣工	昭和55年3月29日、システム工学科情報処理実習棟の新営工事は竣工した。 (建158㎡、延792㎡)
研究科専攻増設	昭和55年4月1日、工学研究科に環境計画学専攻（修士課程）が設置された。
研究科博士課程 専攻増設	昭和55年4月1日、工学研究科にシステム科学専攻（博士課程）が設置された。
工学部学術 訪中団	昭和55年4月28日～同55年5月8日、学部長堯天義久を団長とし14名が天津大学はじめ北京・上海の各大学等を訪問した。
学術交流 協定調印	昭和55年5月14日、カナダ・トロント大学理工学部また昭和55年6月9日、アメリカ合衆国・ワシントン大学とそれぞれ調印した。
天津大学学術 訪日団	昭和55年10月7日～同55年10月17日、天津大学副学長趙今声を団長とする9名を招待した。
学術交流 覚書交換	昭和55年10月15日、中華人民共和国・天津大学と覚書を取り交わした。
学部長更迭	昭和56年2月16日、学部長堯天義久が学長に就任し、後任として本学部教授松本隆一が工学部長に併任された。
研究科博士課程 専攻の移行	昭和56年4月1日、自然科学研究科（後期3年博士課程）の設置に伴い、工学研究科生産科学及びシステム科学の両専攻が移行された。
講座増設	昭和56年4月1日、応用解析学講座が増設された。
学部長再任	昭和58年2月16日、学部長松本隆一の任期が満了し、同氏が再び工学部長に併任された。
学術交流 協定調印	昭和58年8月30日、アメリカ合衆国・ウィスコンシン大学工学部と調印した。
学部長更迭	昭和60年2月16日、学部長松本隆一の任期が満了し、本学部教授丸橋徹が工学部長に併任された。
学術交流 協定調印	昭和61年2月28日、オーストラリア・クイーンズランド大学工学部と調印した。
学部長更迭	昭和62年2月16日、学部長丸橋徹の任期が満了し、本学部教授松本治彌が工学部長に併任された。

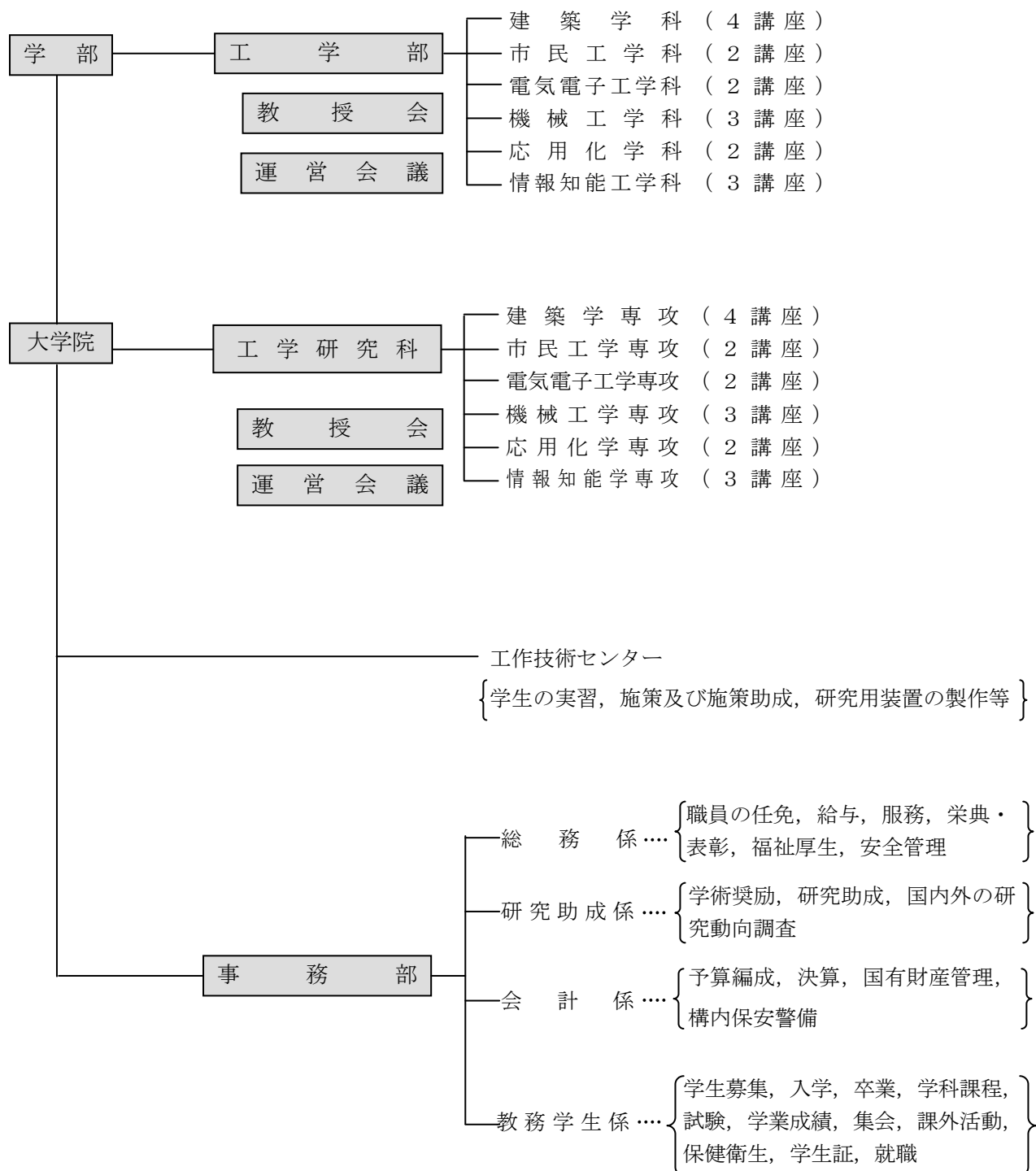
講座増設	昭和62年5月21日、材料物性学講座が増設された。
学術交流協定調印	昭和62年4月3日、タイ・チュラロンコン大学工学部と調印した。
教室棟新築工事着工	昭和63年3月12日、教室棟の新営工事を着工した。
教室棟新築工事竣工	昭和63年12月23日、教室棟の新営工事は竣工した。 (建542.88㎡, 延2,555.88㎡)
学術交流協定調印	平成元年2月6日、フィンランド・タンペレ工科大学と調印した。
学部長再任	平成元年2月16日、学部長松本治彌の任期が満了し、同氏が再び工学部長に併任された。
学部長更迭	平成3年2月16日、学部長松本治彌の任期が満了し、本学部教授北條卓が工学部長に併任された。
講座増設	平成3年4月1日、情報認識講座が増設された。
学術交流協定調印	平成3年4月24日、ソヴィエト社会主義共和国連邦・リガ工科大学また平成3年7月1日、インドネシア・バンドン工科大学とそれぞれ調印した。
学科改組	平成4年4月1日、旧11学科（建築学科、電気工学科、機械工学科、土木工学科、工業化学科、計測工学科、化学工学科、生産機械工学科、電子工学科、システム工学科、環境計画学科）が5学科（建設学科、電気電子工学科、機械工学科、応用化学科、情報知能工学科）に改組された。
学部長更迭	平成5年2月16日、学部長北條卓の任期が満了し、本学部教授田淵敏樹が工学部長に併任された。
研究科修士課程の移行	平成6年4月1日、自然科学研究科の改組に伴い、工学研究科修士課程が自然科学研究科博士課程前期課程に移行された。
学部長更迭	平成6年4月1日、学部長田淵敏樹が副学長就任のため辞任し、後任として本学部教授片岡邦夫が工学部長に併任された。
学部長再任	平成8年4月1日、学部長片岡邦夫の任期が満了し、同氏が再び工学部長に併任された。
研究施設の廃止	平成8年5月11日、都市安全研究センターの設置に伴い、土地造成工学研究施設が廃止された。
学部長更迭	平成9年2月16日、学部長片岡邦夫が副学長就任のため辞任し、後任として本学部教授北村新三が工学部長に併任された。
学部長再任	平成10年4月1日、学部長北村新三の任期が満了し、同氏が再び工学部長に併任された。
学部長更迭	平成12年4月1日、学部長北村新三の任期が満了し、後任として本学部教授森脇俊道が工学部長に併任された。
学部長再任	平成14年4月1日、学部長森脇俊道の任期が満了し、同氏が再び工学部長に併任された。
学部長更迭	平成16年4月1日、学部長森脇俊道の任期が満了し、後任として本学部教授薄井洋基が工学部長に併任された。

- 学 部 長 再 任** 平成18年4月1日、学部長薄井洋基の任期が満了し、同氏が再び工学部長に併任された。
- 学 部 長 更 迭** 平成19年2月16日、学部長薄井洋基が理事就任のため辞任し、後任として本学部森本政之教授が工学部長に併任された。
- 学 科 改 組** 平成19年4月1日、建設学科を建築学科、市民工学科に改組。
(建築学科、市民工学科、電気電子工学科、機械工学科、応用化学科、情報知能工学科)
- 工学研究科博士課程後期課程の設置** 平成19年4月1日、自然科学研究科の改組に伴い、工学研究科博士課程後期課程設置。(建築学専攻、市民工学専攻、電気電子工学専攻、機械工学専攻、応用化学専攻、情報知能学専攻)
- 学 部 長 再 任** 平成20年4月1日、学部長森本政之の任期が満了し、同氏が再び工学部長に併任された。

Ⅱ
機

構

Ⅱ 機 構



III 教学規則等

1. 神 戸 大 学 教 学 規 則

(平成16年4月1日制定)

目 次

第 1 章 総 則

- 第 1 条 趣 旨
- 第 2 条 教 育 憲 章
- 第 3 条 学 部
- 第 4 条 大 学 院
- 第 5 条 乗 船 実 習 科
- 第 6 条 収 容 定 員
- 第 7 条 学 年
- 第 8 条 学 期
- 第 9 条 休 業 日

第 2 章 学 部

第 1 節 入 学

- 第 10 条 入 学 許 可
- 第 11 条 早 期 入 学
- 第 12 条 入 学 期
- 第 13 条 編 入 学
- 第 14 条 転 入 学
- 第 15 条 再 入 学
- 第 16 条 入 学 志 願
- 第 17 条 入 学 手 続
- 第 18 条 入学料の免除
- 第 19 条 入学料の徴収猶予等
- 第 20 条 死亡等による入学料免除
- 第 21 条 宣 誓

第 2 節 修業年限，教育課程，課程の履修等

- 第 22 条 修 業 年 限
- 第 23 条 修業年限の通算
- 第 24 条 在 学 年 限
- 第 25 条 教 育 課 程
- 第 26 条 授業科目の区分
- 第 27 条 授 業 の 方 法
- 第 28 条 履修方法及び試験

- 第 29 条 履修科目の登録の上限
第 30 条 成績評価基準
第 31 条 単 位 の 授 与
第 32 条 単 位 の 基 準
第 33 条 他学部 of 授業科目の履修
第 34 条 他の大学又は短期大学における授業科目の履修
第 35 条 大学以外の教育施設等における学修
第 36 条 入学前の既修得単位等の認定
第 37 条 編入学，転入学，再入学者の修業年数等
第 38 条 転 学 部
第 39 条 転 学 科

第 3 節 留学及び休学

- 第 40 条 留 学
第 41 条 休 学 の 許 可
第 42 条 休 学 の 解 除
第 43 条 休 学 の 命 令
第 44 条 休学期間の取扱い

第 4 節 退学及び除籍

- 第 45 条 退 学
第 46 条 疾病等による除籍
第 47 条 入学料等未納による除籍

第 5 節 卒業要件及び学士の学位

- 第 48 条 卒 業 要 件
第 49 条 学士の学位授与

第 6 節 授 業 料

- 第 50 条 授業料の納期
第 51 条 授業料の免除
第 52 条 授業料の徴収猶予及び月割分納
第 53 条 休学者の授業料
第 54 条 退学者等の授業料

第 7 節 賞 罰

- 第 55 条 表 彰
第 55 条の 2 懲 戒

第 3 章 大 学 院

第 1 節 入 学

- 第 56 条 修士課程，前期課程及び専門職学位課程の入学資格
第 57 条 修士課程，前期課程及び専門職学位課程への早期入学
第 58 条 後期課程及び独立後期課程の入学資格

- 第 59 条 医学研究科の博士課程の入学資格
- 第 60 条 医学研究科の博士課程への早期入学
- 第 61 条 進 学
- 第 62 条 選 考 方 法

第 2 節 修業年限，教育方法，修了要件等

- 第 63 条 標準修業年限
- 第 64 条 教 育 方 法 等
- 第 65 条 他大学大学院等の研究指導
- 第 66 条 研究指導のための留学
- 第 67 条 修士課程及び前期課程の修了要件
- 第 68 条 博士課程の修了要件
- 第 69 条 専門職学位課程の修了要件
- 第 70 条 学位論文及び最終試験
- 第 71 条 修士及び博士の学位並びに専門職学位の授与

第 3 節 準 用 規 定

- 第 72 条 準 用 規 定
- 第 73 条 履修科目の登録の上限
- 第 74 条 他大学大学院の授業科目の履修
- 第 75 条 入学前の既修得単位の認定
- 第 76 条 留 学
- 第 77 条 休 学

第 4 章 特別聴講学生，特別研究学生，科目等履修生，聴講生，研究生，専攻生及び外国人特別学生

- 第 78 条 特別聴講学生
- 第 79 条 特別研究学生
- 第 80 条 科目等履修生
- 第 81 条 聴講生，研究生及び専攻生
- 第 82 条 授業料の納期
- 第 83 条 外国人特別学生

第 5 章 授業料，入学料及び検定料の額

- 第 84 条 授業料，入学料及び検定料の額
- 第 84 条の 2 授業料等の不徴収

第 6 章 教育職員免許状

- 第 85 条 教育の免許状授与の所要資格の取得

附 則

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人神戸大学学則（平成16年 4 月 1 日制定）第29条の規定に基づき、学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

(教育憲章)

第 2 条 本学の教育は、神戸大学教育憲章（平成14年 5 月16日制定）に則り、行うものとする。

(学 部)

第 3 条 本学の学部置く学科は、次のとおりとする。

文 学 部 人文学科

国際文化学部 国際文化学科

発 達 科 学 部 人間形成学科，人間行動学科，人間表現学科，人間環境学科

法 学 部 法律学科

経 済 学 部 経済学科

経 営 学 部 経営学科

理 学 部 数学科，物理学科，化学科，生物学科，地球惑星科学科

医 学 部 医学科，保健学科

工 学 部 建築学科，市民工学科，電気電子工学科，機械工学科，応用化学科，情報知能工学科

農 学 部 食料環境システム学科，資源生命科学科，生命機能科学科

海 事 科 学 部 海事技術マネジメント学科，海洋ロジスティクス科学科，マリンエンジニアリング学科

(大 学 院)

第 4 条 本学の大学院研究科に置く専攻及びその課程は、次の表に掲げるとおりとする。

研 究 科 名	専 攻 名		課程の別
人 文 学 研 究 科	文化構造専攻，社会動態専攻		博 士 課 程
国際文化学研究科	文化関連専攻，グローバル文化専攻		博 士 課 程
人間発達環境学 研 究 科	心身発達専攻，教育・学習専攻，人間行動専攻，人間表現専攻，人間環境学専攻		博 士 課 程
法 学 研 究 科	理論法学専攻，政治学専攻		博 士 課 程
	実務法律専攻		専 門 職 学 位 課 程
経 済 学 研 究 科	経済学専攻		博 士 課 程
経 営 学 研 究 科	後期 2 年 の 課 程	マネジメント・システム専攻，会計システム専攻，市場科学専攻	博 士 課 程
	後期 3 年 の 課 程	マネジメント・システム専攻，会計システム専攻，市場科学専攻，現代経営学専攻	
	現代経営学専攻		専 門 職 学 位 課 程
理 学 研 究 科	数学専攻，物理学専攻，化学専攻，生物学専攻，地球惑星科学専攻		博 士 課 程
医 学 研 究 科	バイオメディカルサイエンス専攻		修 士 課 程

	医科学専攻	博 士 課 程
保 健 学 研 究 科	保健学専攻	博 士 課 程
工 学 研 究 科	建築学専攻，市民工学専攻，電気電子工学専攻， 機械工学専攻，応用化学専攻，情報知能学専攻	博 士 課 程
農 学 研 究 科	食料共生システム学専攻，資源生命科学専攻，生命機能科学 専攻	博 士 課 程
海 事 科 学 研 究 科	海事科学専攻	博 士 課 程
国 際 協 力 研 究 科	国際開発政策専攻，国際協力政策専攻，地域協力政策専攻	博 士 課 程

2 人文学研究科，国際文化学研究科，人間発達環境学研究科，法学研究科，経済学研究科，経営学研究科，理学研究科，保健学研究科，工学研究科，農学研究科，海事科学研究科及び国際協力研究科の博士課程は，これを前期2年の課程（以下「前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「後期課程」という。）に区分し，前期課程は，これを修士課程として取り扱うものとする。

3 法学研究科実務法律専攻及び経営学研究科現代経営学専攻の専門職学位課程は，学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第99条第2項に規定する専門職大学院の課程とし，法学研究科の専門職学位課程は，専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第18条第1項に規定する法科大学院とする。

（乗船実習科）

第5条 本学に置く乗船実習科に関することは，神戸大学乗船実習科規則（平成16年4月1日制定）で定める。

（収容定員）

第6条 本学の収容定員は，別表のとおりとする。

（学 年）

第7条 学年は，4月1日に始まり，翌年3月31日に終る。

（学 期）

第8条 学年を分けて，次の2期とする。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から翌年3月31日まで

（休 業 日）

第9条 定期の休業日は，次のとおりとする。

日曜日 及び 土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

本学創立記念日 5月15日

春 季 休 業 3月27日から4月5日まで

夏 季 休 業 8月8日から9月30日まで

冬 季 休 業 12月25日から翌年1月7日まで

- 2 臨時の休業日は、学長が定める。
- 3 教育上必要と認めるときは、第1項の規定にかかわらず、春季、夏季及び冬季休業の期間は、各学部及び各研究科において学長の承認を得て変更することができる。
- 4 教育上必要と認めるときは、第1項から前項までの規定にかかわらず、休業日において授業等を行うことができる。

第2章 学 部

第1節 入 学

(入学許可)

第10条 学長は、次の各号のいずれかに該当し、入学試験に合格した者で、第17条に規定する入学手続を完了した者（第18条の規定により入学料の免除を申請している者及び第19条の規定により入学料の徴収猶予を申請している者を含む。）に対し、入学を許可する。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により、前号に相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者（昭和23年文部省告示第47号）
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号。以下「旧規程」という。）による大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。）
- (8) 法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けさせるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(早期入学)

第11条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学の定める分野において特に優れた資質を有すると認めるものを、教授会の議を経て、入学させることができる。

- (1) 高等学校に2年以上在学した者
- (2) 中等教育学校の後期課程、高等専門学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部に2年以上在学した者
- (3) 外国において、学校教育における9年の課程に引き続く学校教育の課程に2年以上在学した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（高等学校の課程に相当する課程を有する者として指定したものを含む。）の当該課程に2年以上在学した者
- (5) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）第152条の規定により文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程に同号に規定する文部科学大臣が定める日以後において2年以上在学した者
- (6) 文部科学大臣が指定した者（平成13年文部科学省告示第167号）
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則第4条に定める試験科目の全部（試験の免除を受けた試験科目を除く。）について合格点を得た者（旧規程第4条に規定する受検科目の全部（旧検定の一部免除を受けた者については、その免除を受けた科目を除く。）について合格点を得た者を含む。）で、17歳に達したもの

2 前項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

（入 学 期）

第12条 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

（編 入 学）

第13条 次の各号のいずれかに該当する者で、本学に編入学を志望する者があるときは、第10条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 施行規則附則第7条に規定した者

2 前項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者で文学部、法学部、経済学部又は経営学部編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

- (1) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 高等専門学校を卒業した者
- (4) 外国において、前3号と同程度の課程を修了した者

3 第1項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者で発達科学部、理学部、工学部、農学部又は海事科学部に編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

- (1) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (2) 短期大学を卒業した者

- (3) 高等専門学校を卒業した者
- (4) 外国において、前3号と同程度の課程を修了した者
- (5) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第10条各号のいずれかに該当する者に限る。）

4 第1項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者で医学部保健学科に編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

- (1) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 外国において、前2号と同程度の課程を修了した者
- (4) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第10条各号のいずれかに該当する者に限る。）

5 第1項及び第3項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者で工学部の第2年次に編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

- (1) 外国において、学校教育における13年の課程を修了した者
- (2) 前号に掲げる者と同等以上の学力があると認める者

（転入学）

第14条 他の大学に現に在学する者で、本学に転入学を志望する者があるときは、第10条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

（再入学）

第15条 本学を第45条の規定により中途退学した者又は除籍された者で、再び同一の学部に入學を志望する者があるときは、第10条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

（入学志願）

第16条 入学を志願する者は、所定の日までに、検定料を納付したうえ、入学願書、検定料払込証明書及び別に指定する書類を提出しなければならない。

2 既納の検定料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該額に相当する額を還付するものとする。

- (1) 学部の入学試験において出願書類等により第一段階目の選抜を行い、その合格者に限り学力検査その他により第二段階目の選抜を行う場合において、第一段階目の選抜で不合格となった者が第二段階目の選抜に係る額の返還を申し出たとき。
- (2) 学部の入学試験において入学の出願を受理した後に本学が大学入試センター試験において受験することを課した教科・科目を受験していないことにより、出願の資格がないことが判明した者が第二段階目の選抜に係る額の返還を申し出たとき。
- (3) 検定料を納付した者が、所定の日までに入学願書を提出しなかった場合において、返還を申し出たとき。
- (4) 検定料を納付し、入学願書を提出した者が、受験を認められなかった場合において、返還を申し出たとき。

(入学手続)

第 17 条 入学試験に合格した者は、所定の期日までに、入学料を添えて入学手続を行われなければならない。

2 既納の入学料は、還付しない。

(入学料の免除)

第 18 条 入学料の納付が困難な者に対しては、本人の申請により入学料の全額又は半額を免除することがある。

2 入学料の免除の取扱いについては、別に定める。

(入学料の徴収猶予等)

第 19 条 入学料の納付期限までに納付が困難な者に対しては、本人の申請により入学料の徴収を猶予することがある。

2 前条第 1 項の入学料の免除又は前項の入学料の徴収猶予を申請した者に係る入学料は、免除又は徴収猶予を許可し、又は不許可とするまでの間は、徴収を猶予する。

3 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除の許可をされた者（次項により徴収猶予の申請をした者を除く。）は、免除若しくは徴収猶予の不許可又は半額免除の許可を告知した日から起算して14日以内に納付すべき入学料を納付しなければならない。

4 入学料の免除を不許可とされた者又は半額免除の許可をされた者が、第 1 項に規定する徴収猶予を受けようとする場合は、免除の不許可又は半額免除の許可を告知した日から起算して14日以内に徴収猶予の申請を行わなければならない。

5 入学料の徴収猶予の取扱いについては、別に定める。

(死亡等による入学料の免除)

第 20 条 前条第 1 項又は前条第 2 項の規定により入学料の徴収を猶予されている者が、その期間内において死亡したことにより除籍された場合は、未納の入学料の全額を免除する。

2 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者が、前条第 3 項に規定する入学料の納付期間内において死亡したことにより除籍された場合又は第47条第 1 号の規定により除籍された場合は、その者に係る未納の入学料の全額を免除する。

(宣 誓)

第 21 条 入学者は、所定の方法により宣誓を行わなければならない。

第 2 節 修業年限、教育課程、課程の履修等

(修業年限)

第 22 条 学部の修業年限は、4 年とする。ただし、本学に 3 年以上在学した者（施行規則第149条に規定する者を含む。）が、卒業の要件として学部規則に定める単位を優秀な成績で修得したものと認められ、かつ、学生が卒業を希望する場合には卒業することができる。

2 前項ただし書に規定する卒業の認定の基準は、学部規則において定め、公表するものとする。

3 医学部医学科については、第 1 項の規定にかかわらず、その修業年限は 6 年とする。

4 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、教授会の議を経て、その計画的な履修を認めることができる。

5 前項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(修業年限の通算)

第 23 条 科目等履修生（大学の学生以外の者に限る。）として本学において一定の単位を修得した者が本学に入学する場合においては、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、教授会の定めるところにより、修得した単位数その他の事項を勘案して前条の修業年限の2分の1を超えない期限を修業年限に通算することができる。

(在学年限)

第 24 条 学生は、修業年限の2倍を超えて在学することはできない。

2 第22条第4項の規定により履修を認められた学生（以下「長期履修学生」という。）の在学年限については、関係の学部規則で定める。

(教育課程)

第 25 条 教育課程は、本学、学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を次条第1項に定める区分に従って開設し、体系的に編成するものとする。

(授業科目の区分)

第 26 条 授業科目の区分は、次のとおりとする。

教養原論

外国語科目

情報科目

健康・スポーツ科学

専門科目（専門基礎科目及び共通専門基礎科目を含む。）

関連科目

資格免許のための科目

その他必要と認める科目

2 前項に規定するもののほか、外国人留学生のための授業科目として、日本語及び日本事情に関する科目を置くことができる。

(授業の方法)

第 27 条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項に規定する授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項に規定する授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 第1項に規定する授業の一部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

5 前4項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(履修方法及び試験)

第 28 条 第26条第1項の区分に従って開設される授業科目及びその履修方法並びに試験に関する

ことは、各学部規則及び神戸大学全学共通授業科目履修規則（平成16年4月1日制定。以下「履修規則」という。）で定める。

- 2 第26条第2項の規定により開設される授業科目（以下「日本語等授業科目」という。）及びその履修方法並びに試験に関することは、各学部規則及び神戸大学日本語等授業科目履修規則（平成16年4月1日制定）で定める。

（履修科目の登録の上限）

第29条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は各学部規則において定めるものとする。

- 2 各学部規則の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

（成績評価基準）

第30条 各学部は、各授業における学習目標や目標達成のための授業の方法及び計画を明示するとともに、学生の授業への取組状況等を考慮した多角的な成績評価基準を定め、公表するものとする。

（単位の授与）

第31条 一の授業科目を履修した者に対しては、試験の上、単位を与える。ただし、第32条第4項の授業科目については、各学部規則で定める方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

（単位の基準）

第32条 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で各学部規則で定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で各学部規則で定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、当該学部規則で定める時間の授業をもって1単位とすることができる。
 - (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部規則で定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項各号の規定にかかわらず、全学共通授業科目（履修規則で定める全学に共通する授業科目をいう。）については、次の基準により単位数を計算するものとする。
- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 演習、実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって1単位とする。

3 第1項の規定にかかわらず、日本語等授業科目について、30時間の授業をもって1単位とする。

4 第1項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、研究指導等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適当と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を各学部規則で定めることができる。

(他学部の授業科目の履修)

第33条 学生は、他の学部の授業科目を履修することができる。この場合は、所属学部長を経て、当該学部長の許可を受けなければならない。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第34条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）との協定に基づき、学生に当該大学又は短期大学の授業科目を履修させることがある。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、60単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことがある。

3 前2項の規定は、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修させる場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修させる場合について準用する。

4 前3項に関して必要な事項は、協定に定めるもののほか、関係の学部規則で定める。

(休学期間中に外国の大学又は短期大学において履修した授業科目の単位の取扱い)

第34条の2 教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に本学と協定を締結している外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学において修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 前2項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第35条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、第34条第2項及び前条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 前2項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第36条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。以下「既修得単位」という。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、

本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第34条第2項、第34条の2第1項及び前条第1項により本学において修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

- 4 前3項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(編入学、転入学、再入学者の修業年数等)

第37条 第13条から第15条までの規定により入学する者の修業すべき年数、履修すべき科目及びその単位については、教授会がこれを定める。

(転学部)

第38条 学生で、所属学部長の承認を得て転学部を希望する者があるときは、志望学部の教授会の議を経て、当該学部の学部長は、許可することがある。

(転学科)

第39条 転学科に関することは、学部規則で定める。

第3節 留学及び休学

(留学)

第40条 第34条第1項の規定に基づき、外国の大学又は短期大学に留学しようとする者は、所属学部長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けて留学した期間は、第22条の修業年限に算入するものとする。

(休学の許可)

第41条 学生が、疾病その他の理由により、3か月以上修学を休止しようとするときは、所属学部長の許可を得て休学することができる。

- 2 前項の休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があると認めるときは、学部長は、1年を限度として、休学期間の延長を認めることができる。

(休学の解除)

第42条 前条の休学期間中にその理由が消滅したときは、所属学部長の許可を得て、復学することができる。

(休学の命令)

第43条 学生で、疾病により3か月以上修学を休止させることが適当と認められる者があるときは、学部長の申請により、学長が休学を命ずる。

(休学期間の取扱い)

第44条 休学の期間は、通算して3年を超えることはできない。

- 2 休学期間は、在学年数に算入しない。

第4節 退学及び除籍

(退学)

第45条 学生が、退学しようとするときは、その理由を具し、所属学部長に願い出て許可を受けなければならない。

(疾病等による除籍)

第 46 条 学生が、疾病その他の理由により、成業の見込みがないと認められるときは、学部長の申請により、学長がこれを除籍する。

(入学料等未納による除籍)

第 47 条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学部長がこれを除籍する。

- (1) 第18条又は第19条の規定により入学料の免除又は徴収猶予を申請した者で、免除若しくは徴収猶予が不許可になったもの又は半額免除若しくは徴収猶予が許可になったものが、その者に係る納付すべき入学料を納付期限内に納付しないとき。
- (2) 授業料の納付を怠り、督促を受けても、納付期限の属する学期の末日までに納付しないとき。

第 5 節 卒業要件及び学士の学位

(卒業要件)

第 48 条 卒業の要件は、第22条に定める期間在学し、124単位（医学部医学科にあっては、188単位。以下同じ。）以上を各学部規則の定めるところにより修得することとする。

- 2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき124単位のうち、第27条第2項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。ただし、124単位を超える単位数を卒業の要件としている場合においては、同条第1項に規定する授業により64単位（医学部医学科にあっては、128単位）以上を修得しているときは、60単位を超えることができることとする。

(学士の学位授与)

第 49 条 前条の規定により、学部所定の課程を修めて本学を卒業した者に対しては、学士の学位を授与する。

第 6 節 授 業 料

(授業料の納期)

第 50 条 授業料は、次の2期に分け、年額の2分の1に相当する額をそれぞれその納付期間中に納付しなければならない。

期 別	納 付 期 間
前 期（4月から9月まで）	4月1日から4月30日まで
後 期（10月から3月まで）	10月1日から10月31日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。
- 3 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納付することができる。
- 4 第1項の納付期間を経過した後において入学した者のその期の授業料は、入学の日の属する月に納付しなければならない。
- 5 学年の中途において卒業する者の授業料は、その卒業の月までの分を、月割をもって在学する期の納付期間内に納付しなければならない。
- 6 既納の授業料は、還付しない。ただし、第2項又は第3項の規定により授業料を納付した者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、納付した者の申出により当該各号に定める授業料

相当額を還付するものとする。

- (1) 第2項の規定により授業料を納付した者が、後期に係る授業料の納付期間前に休学又は第30条の規定により退学した場合 後期分の授業料に相当する額
- (2) 第3項の規定により授業料を納付した者が、入学年度の前年度の末日までに入学を辞退した場合 入学年度の前期分又は前期分及び後期分の授業料に相当する額
- (3) 第3項の規定により授業料を納付した者が、入学年度の前年度の末日までに入学年度の初日から休学を申し出、第41条第1項の規定により休学を許可された場合、入学年度の前期分又は後期分の授業料に相当する額

(授業料の免除)

第51条 経済的理由により授業料を納付することが困難であり、かつ、学業が優秀である者その他特別な事情がある者に対しては、本人の申請により授業料の全額又は半額を免除することがある。

- 2 前項に規定する授業料の免除の取扱いについては、別に定める。

(授業料の徴収猶予及び月割分納)

第52条 経済的理由により授業料の納付期限までに授業料を納付することが困難であり、かつ、学業が優秀である者その他特別な事情がある者に対しては、本人の申請により授業料の徴収猶予又は月割分納を許可することがある。

- 2 前項に規定する授業料の徴収猶予及び月割分納の取扱いについては、別に定める。

(休学者の授業料)

第53条 学生が授業料の納付期限までに休学を許可された場合又は授業料の徴収猶予を受けていた者が休学を許可された場合は、月割計算により休学当月の翌月（休学を開始する日が月の初日に当たる場合は、その月）から復学当月の前月までの授業料を免除する。

- 2 休学中の者が復学した場合は、復学当月以後のその期の授業料を月割をもって復学の際に納付しなければならない。

(退学者等の授業料)

第54条 第50条に定める期中の中途において、第45条の規定により退学し、第55条の規定により停学若しくは懲戒退学を命ぜられ、又は除籍された者は、その期の授業料を納付しなければならない。ただし、死亡し、若しくは行方不明となったことにより除籍された場合又は第47条第2号の規定により除籍された場合は、その者に係る未納の授業料の全額を免除することがある。

- 2 授業料の徴収猶予又は月割分納を許可されている者が退学を許可された場合は、月割計算により退学の翌月以後に納付すべき授業料の全額を免除することがある。

第7節 賞 罰

(表 彰)

第55条 学生として表彰に値する行為があったときは、所属学部長等の推薦により、学長は、これを表彰することがある。

- 2 前項に関し必要な事項は、神戸大学学生表彰規程（平成17年2月17日制定）で定める。

(懲 戒)

第55条の2 本学の規定に違背し、学生の本分を守らない者があるときは、所定の手続により学

長が懲戒する。

- 2 懲戒は、訓告、停学及び懲戒退学とする。
- 3 停学3か月以上にわたるときは、その期間は、第22条の修業年限に算入しない。
- 4 前3項に関し必要な事項は、神戸大学学生懲戒規則（平成16年4月1日制定）で定める。

第3章 大 学 院

第1節 入 学

（修士課程、前期課程及び専門職学位課程の入学資格）

第56条 修士課程、前期課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
- (8) 法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本学において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

（修士課程、前期課程及び専門職学位課程への早期入学）

第57条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、教授会の議を経て、入学させることができる

- (1) 大学に3年以上在学した者
- (2) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者

- 2 前項に関して必要な事項は、関係の研究科規則で定める。

（後期課程の入学資格）

第58条 後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位（法第104条第1項の規定に基づき学位規則（昭和28年文部省令

- 第9号)第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。)を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第118号)
 - (6) 本学において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(医学研究科の博士課程の入学資格)

第59条 医学研究科の博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学の医学、歯学又は獣医学を履修する課程を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学又は獣医学)を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学又は獣医学)を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は、医学、歯学又は獣医学)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者(昭和30年文部省告示第39号)
- (6) 法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本学において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (7) 本学において、個別の入学資格審査により、大学の医学、歯学又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めたもので、24歳に達したもの

(医学研究科の博士課程への早期入学)

第60条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、教授会の議を経て、入学させることができる。

- (1) 大学(医学、歯学又は獣医学を履修する課程に限る。)に4年以上在学した者
- (2) 外国において学校教育における16年の課程(医学、歯学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。)を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程(医学、歯学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。)を修了した者

2 前項に関して必要な事項は、関係の研究科規則で定める。

(進 学)

第 61 条 本学大学院の修士課程，前期課程又は専門職学位課程を修了し，引き続き後期課程又は医学研究科の博士課程に進学を志望する者については，当該研究科の定めるところにより，選考の上，進学を許可する。

(選考方法)

第 62 条 大学院の入学志願者に対する選考方法は，各研究科において別に定める。

第 2 節 修業年限，教育方法，修了要件等

(標準修業年限)

第 63 条 修士課程の標準修業年限は，2 年とする。

- 2 前項の規定にかかわらず，修士課程においては，主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって，教育研究上の必要があり，かつ，昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは，各研究科の定めるところにより，専攻又は学生の履修上の区分に応じ，標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。
- 3 前項に規定する修士課程を置く研究科及びその標準修業年限は，次のとおりとする。
人間発達環境学研究科 教育・学習専攻（発達支援論コース）1 年
- 4 人文学研究科，国際文化学研究科，人間発達環境学研究科，法学研究科，経済学研究科，経営学研究科，理学研究科，保健学研究科，工学研究科，農学研究科，海事科学研究科及び国際協力研究科の博士課程の標準修業年限は，前期課程2 年，後期課程3 年の5 年とする。
- 5 医学研究科の博士課程の標準修業年限は，4 年とする。
- 6 経営学研究科現代経営学専攻の専門職学位課程の標準修業年限は，2 年とする。ただし，教育研究上の必要があると認められるときは，研究科の定めるところにより，学生の履修上の区分に応じ，標準修業年限を1 年以上2 年未満の期間とすることができる。
- 7 法学研究科実務法律専攻の専門職学位課程（以下「法科大学院」という。）の標準修業年限は，3 年とする。

(教育方法等)

第 64 条 大学院の教育は，授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

- 2 専門職大学院においては，その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究，現地調査，双方向又は多方向に行われる討論又は質疑応答その他の適切な方法により授業を行うものとする。
- 3 研究科において教育上特別の必要があると認められる場合には，夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。
- 4 各研究科における授業科目，その単位数及び研究指導並びにそれらの履修方法については，当該研究科規則で定める。

(他大学大学院等の研究指導)

第 65 条 教育上有益と認めるときは，他大学（外国の大学を含む。）の大学院又は研究所等（外国の研究機関を含む。）との協定に基づき，学生に当該大学の大学院又は当該研究所等におい

て必要な研究指導を受けさせることがある。ただし、修士課程及び前期課程の学生については、当該研究指導を受けさせる期間は、1年を超えないものとする。

（研究指導のための留学）

第66条 前条の規定に基づき、外国の大学又は研究機関に留学しようとする者は、所属研究科長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、第63条の標準修業年限に算入する。

（修士課程及び前期課程の修了要件）

第67条 修士課程及び前期課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

（博士課程の修了要件）

第68条 博士課程（医学研究科の博士課程を除く。）の修了要件は、後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年（2年未満の在学期間をもって修士課程又は前期課程を修了した者にあつては、当該在学期間を含めて3年）以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、施行規則第156条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士課程の後期3年の課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院（専門職大学院を除く。以下この項において同じ。）に3年（専門職大学院設置基準第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年）以上在学し、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年（標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。

3 医学研究科の博士課程の修了要件は、当該課程に4年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

（専門職学位課程の修了要件）

第69条 専門職学位課程（法科大学院を除く。以下この条において同じ。）の修了要件は、当該課程に2年（2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、所定の単位を修得することとする。

2 専門職学位課程の在学期間に関しては、第75条の規定により認定された入学前の既修得単位（法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して当該課程の標準修業年限の2分の1を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、

当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

- 3 法科大学院の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、所定の単位を修得することとする。
- 4 法科大学院の在学期間については、第75条の規定により認定された入学前の既修得単位（法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。
- 5 法科大学院は、法学の基礎的な学識を有すると認める者に関しては、第3項に規定する在学期間については、前項の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えない範囲で研究科が認める期間在学したものと、同項に規定する単位については、第74条及び第75条の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えない範囲で研究科が認める単位を修得したものとみなすことができる。

（学位論文及び最終試験）

第70条 学位論文及び最終試験に関することは、学位規程に定めるところによる。

（修士及び博士の学位並びに専門職学位の授与）

第71条 各研究科において、所定の課程を修了した者に対しては、その課程に応じて修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

- 2 前項の学位に関することは、学位規程に定めるところによる。

第3節 準用規定

（準用規定）

第72条 第12条（入学期）、第14条（転入学）、第15条（再入学）、第16条（入学志願）、第17条（入学手続）、第18条（入学料の免除）（第2項を除く。）、第19条（入学料の徴収猶予等）、第20条（死亡等による入学料の免除）、第21条（宣誓）、第22条（修業年限）（第1項、第2項及び第3項を除く。）、第24条（在学年限）、第27条（授業の方法）、第31条（単位の授与）、第32条（単位の基準）（第2項及び第3項を除く。）、第33条（他学部の授業科目の履修）、第38条（転学部）、第39条（転学科）、第45条（退学）、第46条（疾病等による除籍）、第47条（入学料等未納による除籍）、第50条から第54条まで（授業料）、第55条（表彰）及び第55条の2（懲戒）の規定は、大学院に準用する。ただし、第24条を準用する場合において、医学研究科の博士課程以外の博士課程にあつては、標準修業年限を前期課程と後期課程に分ける。

（履修科目の登録の上限）

第73条 専門職大学院学生の履修科目の登録の上限に関しては、第29条第1項を準用する。この場合において、「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

（他大学大学院の授業科目の履修）

第74条 大学院学生の他大学（外国の大学を含む。）の大学院の授業科目の履修に関しては、第34条を準用する。この場合において、同条第2項中「60単位」とあるのは、「10単位（ただし、専門職大学院学生（法科大学院学生を除く。）にあつては15単位、法科大学院学生にあつては30単位）」と、同条第3項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

（休学期間中に外国の大学の大学院において履修した授業科目の単位の取扱い）

第 74 条の 2 大学院学生が休学期間中に外国の大学において履修した授業科目について修得した単位に関しては、第34条の2を準用する。この場合において、同条第1項中「外国の大学又は短期大学」とあるのは「外国の大学の大学院」と、同条第2項中「60単位」とあるのは、「10単位（ただし、専門職大学院学生（法科大学院学生を除く。）にあつては15単位、法科大学院学生にあつては30単位）」と、同条第3項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

（入学前の既修得単位の認定）

第 75 条 大学院学生の入学前の既修得単位の認定に関しては、第36条（第2項を除く。）を準用する。この場合においては、同条第1項中「大学又は短期大学」とあるのは「大学院」と、同条第3項中「第34条第2項、第34条の2第1項及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位」とあるのは、「10単位（ただし、専門職大学院学生（法科大学院学生を除く。）にあつては第74条の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて15単位、法科大学院学生にあつては第74条の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位）」と、同条第4項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

（留 学）

第 76 条 大学院学生の外国の大学への留学に関しては、第40条を準用する。この場合において、同条第1項中「第34条第1項」とあるのは「第74条」と、「所属学部長」とあるのは「所属研究科長」と、同条第2項中「第22条」とあるのは「第63条」と読み替えるものとする。

（休 学）

第 77 条 大学院学生の休学に関しては、第41条第1項、第42条、第43条及び第44条第2項を準用するほか、各研究科規則で定める。

第 4 章 特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、聴講生、研究生、専攻生及び外国人特別学生（特別聴講学生）

第 78 条 他の大学、短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）又は高等専門学校との協定に基づき、当該大学（大学院を含む。）、短期大学又は高等専門学校の学生で、本学の授業科目を履修しようとする者があるときは、特別聴講学生として許可することがある。

- 2 特別聴講学生については、協定に定めるもののほか、関係の学部規則及び研究科規則で定める。

（特別研究学生）

第 79 条 他大学（外国の大学を含む。）の大学院との協定に基づき、当該大学院の学生で、本学において研究指導を受けようとする者があるときは、特別研究学生として許可することがある。

- 2 特別研究学生については、協定に定めるもののほか、関係の研究科規則で定める。

（科目等履修生）

第 80 条 本学が開設する1又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは、科目等履修生として許可することがある。

- 2 科目等履修生に対しては、単位を与えることができる。
- 3 科目等履修生については、関係の学部規則及び研究科規則で定める。

（聴講生、研究生及び専攻生）

第 81 条 本学が開設する 1 又は複数の授業科目を聴講しようとする者があるときは、聴講生として許可することがある。

- 2 特定の事項について研究しようとする者があるときは、研究生として許可することがある。
- 3 本学学部卒業者で、特定の専門事項について攻究しようとする者があるときは、専攻生として許可することがある。
- 4 聴講生、研究生及び専攻生については、それぞれ関係の学部規則、研究科規則及び専攻生規則で定める。

（授業料の納期）

第 82 条 特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、聴講生、研究生及び専攻生の授業料については、それぞれの在学予定期間に応じ、3 か月分又は 6 か月分に相当する額を当該期間における当初の月に納付するものとし、在学予定期間が 3 か月未満又は 6 か月未満であるときは、その期間分に相当する額を当該期間における当初の月に納付しなければならない。

（外国人特別学生）

第 83 条 外国人で、第10条、第56条、第58条又は第59条の規定によらないで、外国人特別学生として本学の学部又は大学院に入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て許可する。

- 2 前項の学生で、学部又は大学院の課程を修了した者には、第49条又は第71条に定める学位を授与する。

第 5 章 授業料、入学料及び検定料の額

（授業料、入学料及び検定料の額）

第 84 条 本学の授業料、入学料及び検定料（以下「授業料等」という。）の額は、神戸大学における授業料、入学料、検定料及び寄宿料の額に関する規程（平成16年 4 月 1 日制定）に定められた額とする。

（授業料等の不徴収）

第 84 条の 2 国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年 3 月31日文部大臣裁定）に基づく国費外国人留学生の授業料等については、前条の規定にかかわらず、不徴収とする。

- 2 特別聴講学生及び特別研究学生の授業料等については、第82条及び前条の規定にかかわらず、第78条第1項又は第79条第1項の協定に基づき、不徴収とすることができる。
- 3 外国人特別学生の授業料等については、学長が認めたときは、前条の規定にかかわらず、不徴収とすることができる。

第 6 章 教育職員免許状

（教員の免許状授与の所要資格の取得）

第 85 条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 前項の規定により所要資格を取得できる教員の免許状の種類等については、関係の学部規則及び研究科規則の定めるところによる。

附 則

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行し、改正後の第 4 条第 3 項、第 10 条第 8 号、第 11 条第 1 項第 5 号、第 13 条第 1 項第 2 号及び第 3 号、第 22 条第 1 項、第 56 条第 2 号及び第 8 号、第 58 条第 1 号、第 59 条第 6 号、第 68 条第 2 項並びに第 69 条第 2 項及び第 4 項の規定は、平成 19 年 12 月 26 日から適用する。ただし、別表第 1 学部の表の規定中農学部及び海事科学部の第 3 年次編入学定員に係る部分は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 農学部応用動物学科、植物資源学科、生物環境制御学科、生物機能化学科及び食料生産環境工学科並びに海事科学部海事技術マネジメント学課程、海上輸送システム学課程及びマリンエンジニアリング課程は、改正後の第 3 条の規定にかかわらず、平成 20 年 3 月 31 日に当該学科又は課程に在学する者が当該学科又は課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 経済学研究科経済システム分析専攻及び総合経済政策専攻並びに医学系研究科バイオメディカルサイエンス専攻、医科学専攻及び保健学専攻は、改正後の第 4 条の規定にかかわらず、平成 20 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成18年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者は、改正後の第26条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

別 表 収 容 定 員

1 学 部

区 分			入 学 定 員		3 年次編入学定員		総 定 員	
			学 科 別	計	学 科 別	計	学 科 別	計
文 学 部	人文学科		115	115			460	460
国際文化学部	国際文化学科		140	140			560	560
発 達 科 学 部	人間形成学科		90	280	学科共通 10	10	360	1,140
	人間行動学科		50				200	
	人間表現学科		40				160	
	人間環境学科		100				400	
法 学 部	法律学科		180	180	20	20	760	760
経 済 学 部	経 済 学 科		270	270	20	20	1,120	1,120
経 営 学 部	経 営 学 科		260	260	20	20	1,080	1,080
理 学 部	数 学 科		25	140	学科共通 25	25	100	610
	物 理 学 科		35				140	
	化 学 科		25				100	
	生 物 学 科		20				80	
	地球惑星科学科		35				140	
医 学 部	医学科		100	260	5	30	595	1,285
	保健学科	看 護 学 専 攻	80		10		690	
		検査技術科学専攻	40		5			
		理学療法学専攻	20		5			
		作業療法学専攻	20		5			
工 学 部	建 築 学 科		90	540	学科共通 20	20	270	2,050
	市民工学科		60				180	
	電気電子工学科		90				360	
	機械工学科		100				400	
	応用化学科		100				400	
	情報知能工学科		100				400	
農 学 部	食料環境システム学科		35	150	学科共通 20	20	70	300
	資源生命科学科		53				106	
	生命機能科学科		62				124	
海 事 科 学 部	海事技術マネジメント学科		90	200	学科共通 10	10	180	400
	海洋ロジスティクス科学科		50				100	
	マリンエンジニアリング学科		60				120	
合 計				2,535		175		9,765

2 大 学 院

区 分		入 学 定 員								総 定 員									
		修士課程		博 士 課 程				専門職 学位課程		修士課程		博 士 課 程				専門職 学位課程			
		専攻 別	計	専攻 別	計	専攻 別	計	専攻 別	計	専攻 別	計	専攻 別	計	専攻 別	計	専攻 別	計	専攻 別	計
人文学研究科	文化構造専攻		20		8							40		24					
	社会動態専攻		30	50	12	20						60	100	36	60				
国際文化 学 研 究 科	文化関連専攻		20		6	15						40	100	18	45				
	グローバル文化専攻		30		9							60		27					
人間発達環境学 研 究 科	心身発達専攻		18		3							36		9					
	教育・学習専攻		18		4							36		12					
	(発達支援論コース)		4									4	188		51				
	人間行動専攻		6	96	2	17						12		6					
	人間表現専攻		10		2							20		6					
	人間環境学専攻		40		6							80		18					
法学研究科	理論法学専攻		28		14	20						56		42					
	政治学専攻		12	40	6							24	80	18	60				
	実務法律専攻							100	100									300	300
経済学研究科	経済学専攻		83	83	34	34						166	166	68	68				
経営学研究科	マネジメント・システム専攻		17		9							34		27					
	会計システム専攻		14	51	7	34						28	102	21	102				
	市場科学専攻		20		10							40		30					
	現代経営学専攻				8									24					
	現代経営学専攻							69	69									138	138
理学研究科	数 学 専 攻		22		4							44		12					
	物 理 学 専 攻		24		5							48		15					
	化 学 専 攻		28	120	6	30						56	240	18	90				
	生 物 学 専 攻		22		8							44		24					
	地球惑星科学専攻		24		7							48		21					
医学研究科	バイオメディカルサイエンス専攻	20	20							20	20								
	医 科 学 専 攻					78	78									156	156		
保健学研究科	保 健 学 専 攻		56	56	25	25						112	112	50	50				
工学研究科	建 築 学 専 攻		65		8							130		24					
	市民工学専攻		43		6							86		18					
	電気電子工学専攻		65	398	8	54						130	796	24	162				
	機械工学専攻		78		10							156		30					
	応用化学専攻		73		10							146		30					
	情報知能学専攻		74		12							148		36					
農学研究科	食料共生システム学専攻		27		6							54		18					
	資源生命科学専攻		42	119	8	25						84	238	24	75				
	生命機能科学専攻		50		11							100		33					
海事科学 研 究 科	海事科学専攻		60	60	11	11						120	120	33	33				
国際協力 研 究 科	国際開発政策専攻		25		9							47		31					
	国際協力政策専攻		23	70	7	25						43	130	27	85				
	地域協力政策専攻		22		9							40		27					
合 計			20	1,193	310	78		169		20		2,372		881		156		438	

2. 神戸大学共通細則

(昭和33年5月1日制定)

最近改正 平成18年4月1日

(入学志願)

第1条 入学志願者は、所定の期日までに次の書類を提出しなければならない。

入学願書

出身学校長の調査書又はこれに代わる書類

写 真

その他の書類

(合否の判定)

第2条 入学試験の合否の判定は、学力試験、健康診断及び出身学校長の調査書又はこれに代わる書類の成績等を総合して教授会が行う。

(宣 誓)

第3条 入学者は、次の誓詞により学長に対し宣誓書を提出しなければならない。

私は、神戸大学の学生として学業に励み、本学の規律を守ることを誓います。

(成 績)

第4条 授業科目の成績は、優、良、可及び不可に分け、可以上を合格とする。

(学 生 証)

第5条 学生は、学生証の交付を受け、これを携行し本学職員の請求があったときは、いつでも、これを提示しなければならない。

2 学生証は、入学したときに学長が発行する。

3 学生証を携帯しない場合には、教室、研究室、図書館その他学内施設の利用を許さないことがある。

4 学生証を紛失したとき若しくは使用に耐えなくなったとき、又は休学等によりその有効期間が経過したときは、速やかに発行者に届け出て再交付を受けなければならない。

5 学生は、卒業、退学等により学籍を離れた場合は、速やかに学生証を発行者に返納しなければならない。

6 学生証の再交付手続き及び返納は、学生の所属学部又は研究科において行うものとする。

(欠 席 届)

第6条 学生が、3週間以上欠席するときは、理由を具し、欠席届を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

(学生登録票)

第7条 学生は、入学したときは、速やかに学生登録票を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

(身上異動・住所変更届)

第8条 学生は、改姓、改名等、身上に異動があったとき、又は住所（保護者の住所を含む。）を変更したときは、速やかに身上異動・住所変更届を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

らない。

第 9 条 大学院の第 1 条から第 4 条まで並びに第 6 条及び第 7 条に定める事項については、それぞれ関係の研究科において定める。

(健康診断)

第 10 条 学生は、毎年本学で行う健康診断を受けなければならない。

(様 式)

第 11 条 諸願届等の様式は、別紙のとおりとする。

附 則

この規則は、昭和33年 5 月 1 日から施行し、昭和33年 4 月 1 日から適用する。

【中間の附則（略）】

附 則

- 1 この細則は、平成 6 年 4 月 21 日から施行し、改正後の神戸大学共通細則の規定は、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この細則施行の際現に第二課程に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、平成 9 年 1 月 23 日から施行する。
- 2 この細則施行の際現に在学する学生については、改正後の様式 2 号、様式 3 号及び様式 11 号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この細則は、平成 11 年 1 月 11 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 11 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この細則施行の際現に交付している学生証は、この細則による改正後の様式 6 号が交付されるまでの間に限り、同様式の学生証とみなす。

附 則

この細則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

様式1号

入 学 許 可 書	
神戸大学	受験番号 氏 名 番
学部に入学を許可する。	
年 月 日	
神戸大学長	

A4 (297mm × 210mm)

様式2号

宣 誓 書
私は、神戸大学の学生として学業に励み、本学の規律を守ることを誓います。
年 月 日
神戸大学長 殿
著 名

A4 (297mm × 210mm)

様式 4 号

神戸大学	殿	年	月	日
	学部			
	学籍番号			学 科 番
	住 氏 名			(印)
復 学 願 書				
下記のとおり復学したいので御許可願います。				
記				
1	理 由			
2	復学年月日	年	月	日

注 病気の場合は診断書（復学意見書）添付のこと。

A4 (297mm×210mm)

様式 3 号

神戸大学	殿	年	月	日
	学部			
	学籍番号			学 科 番
	住 氏 名			(印)
休 学 願 書				
下記のとおり休学したいので御許可願います。				
記				
1	理 由			
2	期 間	自	年 月 日	至 年 月 日

注 病気の場合は診断書添付のこと。

A4 (297mm×210mm)

神戸大学	殿	年	月	日
	学部			
	学籍番号		学	科
	本人住所			番
	氏 名			⑩
退 学 願				
下記のとおり退学したいので御許可願います。				
記				
1	理	由		
2	退学年月日	自	年	月 日

注 病気の場合は診断書添付のこと。

A4 (297mm × 210mm)

神 戸 大 学 学 生 証

写 真

所 属
学籍番号
氏 名
生 年 月 日

上記の者は、 本学の学生であることを証明する。

発行年月日 年 月 日
有効期限 年 月 日

神戸市灘区六甲台町1-1
神 戸 大 学 長

(図書館利用 I D)

注意事項

1 本学学生は常にこの学生証を携帯し、次の場合は、これを提示しなければならぬ。
(1) 本学教職員の請求があった場合
(2) 通学定期乗車券又は学生用割引乗車券の購入及びこれによって乗車船し、係員の請求があった場合
(3) 本学図書館を利用する場合
2 本証は他人に貸与又は譲渡してはならない。
3 本証を紛失したとき、又は記載内容に変更が生じたときは、直ちに発行者に届け出ること。
4 卒業、退学等により学籍を離れたときは、直ちに発行者に返納すること。

神戸大学〒657-8501 神戸市灘区六甲台町1-1 TEL (078) 881-1212 (大代表)

(表)

通学定期乗車券発行控

学籍番号

学校種別

大学

神戸大学

神戸大学長印

住所

通 学 区 間

： 間 経由 ； 間 経由

： 間 経由 ； 間 経由

： 間 経由 ； 間 経由

： 間 経由 ； 間 経由

この通学定期乗車券発行控の有効期限は学生証のとおりとする。

発行年月日

有効期間

発行 駅

記 事

(裏)

注意：

①. 通学定期乗車券を購入する際は学生証と共に本証を提示すること。
②. 本証の取扱いは学生証に準ずるものとする。
③. 主な所在地
神戸市灘区六甲台町1-1
神戸市中央区楠町7-5-1
神戸市須磨区友が丘7-10-2
④. 医学部（補キャンパス）
⑤. 医学部（名谷キャンパス）
⑥. 海事科学部（深江キャンパス）
⑦. 全学共通授業科目を受講する者は、大学教育推進機構全学共通教育部（鶴甲キャンパス）
（所在地：神戸市灘区鶴甲1-2-1）へ通学する。

発行年月日

有効期間

発 行 駅

記 事

神戸大学	年	月	日
殿			
学部			
学 科			
番 号			
学籍番号			
住 所			
氏 名			
欠 席 届			
下記のとおり欠席しますからお届けします。			
記			
1 理 由			
2 期 間	自	年 月 日	至 年 月 日

学 生 登 録 票

		年 月 日提出	
学部 研究科 学科 課程 専攻	()年()月()日入学・進学・学籍番号		
	フリガナ		
	左記で記入してください。(姓と名の間は1マス空け、漢音・半漢音文字は1マスに記入)		
	ローマ字		
	左記で記入してください。(姓の全て及び名前の頭文字は大文字とし、姓と名の間は1マス空けで記入)		
	氏 名		
推薦教員	所属者のみ	戸籍より圖書で記入してください。(学籍及び学位記の字体として使用)	外国語
	19 (昭和)年 (平成)月 日生		
現 住 所 (入学期の住所)	自宅・学生寮・その他 () Eメール アドレス	大学が付与するアドレス以外を記入してください。	
	郵便番号		
	住 所		
	電話番号 (固定電話) 左記		
	電話番号 (携帯電話) 左記		
	勤務先名	勤務先の電話番号 (左記)	
	本人の勤務先等 (該当者のみ)		
履 学 歴	年 月 立	高等学校卒業	
	.		
	.		
	.		
認 定 試 験 等 職 業 そ の 他	認定試験等	高等学校卒業程度認定試験、大学入学資格検定試験	
	職 業	年度 合格	
	.		
	.		
保護者等の住所	フリガナ	左記で記入してください。(姓と名の間は1マス空け、漢音・半漢音文字は1マスに記入)	
	氏 名	()	
	郵便番号	電話番号 (左記)	
	住 所	本人との続柄 ()	
緊急時の連絡先 (本人以外)	フリガナ	本人との続柄 ()	
	氏 名	固定電話 ()	
	勤務先等	携帯電話 ()	
	間所在地		

注 1. 本人の氏名、生年月日は戸籍とおり、別紙(別添)記載事項欄に正しく正確に記入してください。
 2. 高校卒業後の学歴を有する者は、最終出身学校名・学部・学科等(中退を含む。)まで記入してください。
 3. 在学中に、改姓・改名、現住所変更、保護者等の住所変更等があった場合は、速やかに身上運動・住所変更届を、所属学芸部又は研究科の担当係に提出してください。
 4. この学生登録簿に記載された個人情報については、個人情報保護法等を遵守の上適切に取り扱うこととし、在学生生活において必要に応じて関係機関等に提供し、当該資料の送付を受ける大学から連絡(発信)する場合のほか、教授上の事務取扱、校務処理等に利用される場合があります。

身 上 異 動 ・ 住 所 変 更 届	
様式10号 神戸大学 学部長 殿 研究科長 殿	年 月 日 提出

学部	専攻・夜間主コース	学科	課程
研究科	専攻		課程
学籍番号			
	フリガナ氏名		
	戸籍および登録住所の字体として使用)		

下記のとおり 身上異動・住所変更 がありましてのでお届けします。

記

☐改姓 ☐改名 ☐現住所等変更 ☐保護者等の住所等変更 ☐その他（ ）

以下は、変更した事項のみ記入してください。

身 上 異 動 (改姓、改名等)	ローマ字 □□□□□ □□□□□ □□□□□ □□□□□ □□□□□ □□□□□ □□□□□ □□□□□ □□□□□ □□□□□	
左欄で記入してください。(例)の念て及び右の漢文字は入らずとし、他と名の間は1マス空けて記入)		
新	異動年月日	年 月 日
目	※証明書類を必ず添付してください。	
自宅・学生寮・その他()	Eメールアドレス	
郵便番号		
住 所	大学が与えるアドレス宛先を記入してください。	
電 話 番 号	(固定電話)	
電 話 番 号	(携帯電話)	
勤務先名		
勤務先の電話番号		
氏 名	本人との既婚	
氏 名		
郵便番号	電話番号	
住 所	本人との既婚	
フリガナ氏名	本人との既婚	
勤務先等 (経営者のみ)	同所在地	
保護者等の住所		
* 保護者等の住所は、既婚者の婚姻通知がある人となります。未婚者は入学して後援金を受領した後、親戚等に連絡し、後援金を受取るまで、親戚の住所を記入してください。		
緊急時の連絡先 (本人以外)		
フリガナ氏名	本人との既婚	
勤務先等	固定電話	
同所在地	携帯電話	

注 この身上異動・住所変更更に記載された個人情報については、個人情報保護法等遵守のうえ適切に取り扱うこととし、在学中において、授業料の納付通知、広報誌等资料の送付など本学から連絡(発信)する場合があります。なお、教養上の名称作成、部会招請に必要な場合に限り利用します。

A4 (297mm × 210mm)

3. 神戸大学大学教育推進機構規則

(平成17年4月1日制定)

(趣 旨)

第1条 この規則は、国立大学法人神戸大学学則（平成16年4月1日制定）第10条第3項の規定に基づき、神戸大学大学教育推進機構（以下「機構」という。）の目的、組織、運営等について定めるものとする。

(目 的)

第2条 機構は、本学の全学共通教育についての企画、実施及び評価を行うとともに、大学教育の推進に係る研究を行うことを目的とする。

(業 務)

第3条 機構は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 全学共通教育に係る教育課程の編成及び実施に関すること。
- (2) 全学共通教育に係る評価に関すること。
- (3) 大学教育の推進に係る研究に関すること。
- (4) 全学共通教育の担当教員に関すること。
- (5) その他前条の目的を達成するために必要なこと。

(部及び室)

第4条 機構に、次の部及び室を置く。

- (1) 全学共通教育部
- (2) 大学教育支援研究推進室

2 部及び室の業務については、別に定める。

(職 員)

第5条 機構に次の職員を置く。

- (1) 機構長
- (2) 全学共通教育部長
- (3) 大学教育支援研究推進室長
- (4) 教授、准教授及び助手
- (5) その他の職員

(略)

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(2) 全学共通授業科目の履修方法に関する申合せ

(平成9年3月6日 実施委員会決定)

(平成13年1月25日 運営委員会改正)

全学共通授業科目に係る授業を円滑、かつ、効果的に実施するため、その履修方法を次のとおり取り扱う。

- 1 全学共通授業科目の履修は、自己の所属する学部・学科・クラスなどにより、指定された曜日・時限（以下「学部指定開講枠」という。）の授業科目を履修するものとする。
- 2 単位の未修得により、入学年度に配当された年次以降に履修（以下「再履修」という。）する場合も、原則として、学部指定開講枠の授業科目を再履修するものとする。この場合において、授業科目の授業の方法・内容等から、次に定める授業科目については、別紙「受講許可カード交付願」により、所定の受講許可カードの交付を受け、授業担当教員の承認を得なければならない。

再履修に承認を必要とする学部指定開講枠の授業科目

- (1) 外国語科目（ただし、クラスの指定はしないものとする。）
 - (2) 物理学実験，化学実験，生物学実験，地学実験，図学演習及び情報基礎
 - (3) 健康・スポーツ科学実習Ⅰ
 - (4) 数学系の共通専門基礎科目
- 3 教養原論において、「学部指定開講枠」以外の授業科目（以下「学部指定外開講枠」という。）を再履修しなければ修学が困難と認められる場合は、再履修を認める範囲は別に定めるものとする。
 - 4 教養原論以外の授業科目において、学部指定外開講枠の授業科目を再履修しなければ修学が困難と認められる場合は、次に定める範囲において、別紙「受講許可カード交付願」により、所定の受講許可カードの交付を受け、授業担当教員の承認が得られた場合に限り、学部指定外開講枠の授業科目を再履修することができるものとする。

再履修が可能な学部指定外開講枠の授業科目

- (1) 次の共通専門基礎科目（物理学実験，化学実験及び生物学実験を除く。）
数学系，物理学系，化学系，生物学系，図学系の授業科目，自然科学史
- (2) 情報科目

附 則

この申合せは、平成18年4月1日から実施する。

(3) 神戸大学全学共通授業科目履修規則

(平成16年4月1日制定)

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、神戸大学教学規則（平成16年4月1日制定。以下「教学規則」という。）第28条第1項の規定に基づき、全学に共通する授業科目（以下「全学共通授業科目」という。）の履修方法、試験等に関し必要な事項を定めるものとする。

(全学共通授業科目の区分)

第 2 条 全学共通授業科目の区分は、次のとおりとする。

教養原論

外国語科目

情報科目

健康・スポーツ科学

共通専門基礎科目

資格免許のための科目

その他必要と認める科目

(全学共通授業科目及び単位数)

第 3 条 全学共通授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

2 前項に規定するもののほか、臨時に全学共通授業科目を開設することがある。

3 前項の授業科目及び単位数は、開設の都度定める。

(全学共通授業科目の年次配当)

第 4 条 全学共通授業科目の各年次の配当は、各学部規則の定めるところによる。

(履修要件)

第 5 条 全学共通授業科目の履修要件は、各学部規則の定めるところによる。

(履修手続)

第 6 条 学生は、毎学期指定の期日までに、履修しようとする全学共通授業科目を所属学部長に届け出なければならない。

(試 験)

第 7 条 試験は、授業が終了した学期末に行う。ただし、必要がある場合は、学期末以外の時期に行うことがある。

2 前項の規定にかかわらず、平常の成績をもって試験に代えることがある。

3 不合格となった全学共通授業科目については、再試験を行わない。ただし、別に定める条件を満たす場合は、この限りでない。

4 試験に欠席した者に対しては、追試験を行わない。ただし、神戸大学教育推進機構全学共通教育部（以下「全学共通教育部」という。）において特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

(受験手続)

第 8 条 学生は、毎学期指定の期日までに、受験しようとする全学共通授業科目を所属学部長に

届け出なければならない。

（成績評価基準）

第 9 条 教学規則第30条に規定する成績評価基準については、別に定める。

（雑 則）

第 10 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、センター長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成21年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

(1) 全学共通授業科目及び単位数（昼間授業科目）

授業科目の区分等		授 業 科 目	単 位	備 考
教 養 原 論	人 間 形 成 と 思 想	哲学	2	
		行為と規範	2	
		論理学	2	
		心理学	2	
		心と行動	2	
		教育学	2	
		教育と人間形成	2	
	文 学 と 芸 術	日本の文学	2	
		世界の文学	2	
		言語と文化	2	
		伝統芸術	2	
		芸術と文化	2	
	歴 史 と 文 化	日本史	2	
		西洋史	2	
		アジア史	2	
		考古学	2	
		歴史と現代	2	
		科学史	2	
		芸術史	2	
	人 間 と 社 会	社会学	2	
		社会思想史	2	
		地理学	2	
		文化人類学	2	
		現代社会論	2	
		越境する文化	2	
		生活環境と技術	2	
		学校教育と社会	2	
	法 と 政 治	法の世界	2	
		社会生活と法	2	
		国家と法	2	
		政治の世界	2	
		現代社会と政治	2	
	経 済 と 社 会	経済入門	2	
		経済社会の発展	2	
		現代の経済	2	
		企業と経営	2	

教 養 原 論	数 理 と 情 報	構造の数理	2	
		現象の数理	2	
		数理の世界	2	
		「カタチ」の文化学	2	
		「カタチ」の科学	2	
		情報の世界	2	
	物 質 と 技 術	素粒子と宇宙	2	
		現代の物性科学	2	
		分子の世界	2	
		物質の成り立ち	2	
		資源・材料とエネルギー	2	
		ものづくりと科学技術	2	
		情報化社会を支える基盤技術	2	
		惑星系の起源・進化・多様性	2	
	生 命 と 環 境	身体の成り立ちと働き	2	
		健康と病気	2	
		生命の成り立ちと営み	2	
		生物の多様性と進化	2	
		生物の生態と自然環境	2	
		生物資源と農業	2	
		食と健康	2	
		地球と惑星	2	
	総 合 教 養	社会と人権	2	
		神戸大学の成り立ち	2	
		神戸大学史	2	
		社会科学のフロンティア	2	
		海への誘い	2	
		瀬戸内海学入門	2	
		国際協力の現状と課題	2	
		阪神・淡路大震災	2	
外 国 語 科 目	外 国 語 第 I	英語リーディングⅠ	1	
		英語リーディングⅡ	1	
		英語リーディングⅢ	1	
		英語オーラルⅠ	1	
		英語オーラルⅡ	1	
		英語オーラルⅢ	1	
		英語アドバンストA	1	
		英語アドバンストB	1	
		英語アドバンストC	1	

外 国 語 科 目	外 国 語 第 II	独語 I A	1	
		独語 I B	1	
		独語 II A	1	
		独語 II B	1	
		独語 S A	1	
		独語 S B	1	
		独語Ⅲ A	1	
		独語Ⅲ B	1	
		独語Ⅳ A	1	
		独語Ⅳ B	1	
		仏語 I A	1	
		仏語 I B	1	
		仏語 II A	1	
		仏語 II B	1	
		仏語 S A	1	
		仏語 S B	1	
		仏語Ⅲ A	1	
		仏語Ⅲ B	1	
		仏語Ⅳ A	1	
		仏語Ⅳ B	1	
		中国語 I A	1	
		中国語 I B	1	
		中国語 II A	1	
		中国語 II B	1	
		中国語 S A	1	
		中国語 S B	1	
		中国語Ⅲ A	1	
		中国語Ⅲ B	1	
		中国語Ⅳ A	1	
		中国語Ⅳ B	1	
		ロシア語 I A	1	
		ロシア語 I B	1	
		ロシア語 II A	1	
		ロシア語 II B	1	
		ロシア語Ⅲ A	1	
		ロシア語Ⅲ B	1	
		ロシア語Ⅳ A	1	
		ロシア語Ⅳ B	1	
		独語 X I	1	

	外 国 語 第 III	独語 X II	1	
		仏語 X I	1	
		仏語 X II	1	
		韓国語 X I	1	
		韓国語 X II	1	
		スペイン語 X I	1	
		スペイン語 X II	1	
		イタリア語 X I	1	
		イタリア語 X II	1	
情 報 科 目		情報基礎	1	
		情報科学	2	
健 康 ス ポ ー ツ 科 学		健康・スポーツ科学講義	2	
		健康・スポーツ科学実習 I	1	
		健康・スポーツ科学実習 II	1	
共 通 専 門 基 礎 科 目		論理学 I	2	
		論理学 II	2	
		心理学 I	2	
		心理学 II	2	
		文化人類学 I	2	
		文化人類学 II	2	
		社会学 I	2	
		社会学 II	2	
		社会思想史 I	2	
		社会思想史 II	2	
		地理学 I	2	
		地理学 II	2	
		日本国憲法	2	
		線形代数学入門	2	
		線形代数学 1	2	
		線形代数学 2	2	
		微分積分学入門	2	
		微分積分学 1	2	
		微分積分学 2	2	
		数理統計学	2	
		物理学 B 1	2	
		物理学 B 2	2	
		物理学 B 3	2	
		物理学 C 1	2	
		物理学 C 2	2	
		物理学 C 3	2	

共 通 専 門 基 礎 科 目	物理学C 4	2	
	物理学実験	2	
	無機化学基礎	2	
	基礎無機化学	2	
	素材化学Ⅰ	2	
	素材化学Ⅱ	2	
	材料化学	2	
	基礎物理化学	2	
	物理化学Ⅰ	2	
	物理化学Ⅱ	2	
	有機化学基礎	2	
	基礎有機化学	2	
	有機化学Ⅰ	2	
	有機化学Ⅱ	2	
	化学実験	2	
	生物学Ⅰ	2	
	生物学Ⅱ	2	
	生物学Ⅲ	2	
	生物学実験	2	
	基礎地学	2	
	地球物質学	2	
	地学実験	2	
	図学	2	
	図学演習	1	
資 格 免 許 の た め の 科 目	日本国憲法	2	
そ の 他 必 要 と 認 め る 科 目	総合科目Ⅰ		その都度定める。
	総合科目Ⅱ		その都度定める。

(4) 再受験資格制度に関する内規

(平成16年4月1日制定)

第1条 神戸大学全学共通授業科目履修規則（平成16年4月1日制定）第7条第3項の規定に基づき、再受験資格制度に関する事項について定める。

第2条 再受験資格制度とは、共通専門基礎科目の試験（医学部及び海事科学部の学生にあっては、外国語科目の試験を含む。）を受験した者のうち、次条の条件を満たす場合に限り、当該授業科目（以下「科目」という。）を再履修せずに、同一科目の試験を再受験できる制度をいう。

第3条 再受験資格を得るには、次の各号の条件をすべて満たしていなければならない。ただし、第1号及び第2号の判定は授業担当教員が行う。

- (1) 受験をした科目の成績が、50点（5割）以上であること。
- (2) 科目への出席日数が、所定の3分の2以上であること。
- (3) 卒業に必要な単位数において8割以上修得しなければならない科目であること。
- (4) 実験、実習でない科目であること。

第4条 再受験資格制度による試験（以下「再試験」という。）の実施時期及び実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 再試験は、当該学期中に実施する。
- (2) 再試験該当者の発表は、原則として授業担当教員が行うものとし、当該定期期末試験終了後の2週間以内に行うものとする。
- (3) 再試験は、当該授業科目の開講曜日・時限にかかわらず、別に行うことがある。
- (4) 試験時間は、60分又は90分とする。
- (5) 再試験の問題作成及び採点は、原則として授業担当教員が行う。
- (6) 再試験の監督は、当該教育部会の教員が行う。

第5条 再試験で合格した場合の成績評価は「可」とする。

第6条 再試験が実施された科目については、受験の有無にかかわらず、それ以後の再試験受験資格はなくなるものとする。

第7条 再試験に不合格となった場合は、再度履修届を提出し、受験をしなければならない。再履修し、当該定期期末試験に不合格となった場合は再受験資格制度が適用される。ただし、最終学年次の再履修については、再受験資格制度を適用しない。

附 則

この内規は、平成21年4月1日から施行する。

再受験できる授業科目（学科別）

2009年度以降入学者用

機 械 工 学 科	微分積分学 1，線形代数学 1，物理学 C 3
応 用 化 学 科	微分積分学 1，線形代数学 1，線形代数学 2，物理化学 I，物理化学 II
情報知能工学科	微分積分学 1，微分積分学 2，線形代数学 1，線形代数学 2

(5) 追試験に関する内規

(平成16年4月1日制定)

最終改正 平成18年4月1日

第1条 神戸大学全学共通授業科目履修規則（平成16年4月1日制定）第7条第4項の規定に基づき、追試験に関する事項について定める。

第2条 追試験は原則として行わないが、次の各号の一に該当する場合は、大学教育推進機構全学共通教育部（以下「全学共通教育部」という。）運営協議会の議を経て行うことがある。

- (1) 急性の病気
- (2) 忌引（配偶者、二親等内の親族）
- (3) 不慮の事故（自損、他損を問わない。）
- (4) その他やむを得ない事由

2 前項第2号の忌引の期間は、次の各号に掲げる親族に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 配偶者又は父母 7日以内
- (2) 子 5日以内
- (3) 配偶者の父母 3日以内
- (4) 二親等の親族 3日以内

第3条 追試験受験の願い出は、事由を明記した追試験受験願（所定の用紙）に診断書又は証明書等を添付して全学共通教育部長に提出するものとする。

第4条 追試験受験願の提出期限は当該定期期末試験終了後1週間以内とする。

第5条 追試験の実施時期は原則として、許可後1週間以内とする。

第6条 定期期末試験期間以外に実施される期末試験についても取扱いを同じとする。

第7条 休学及び欠席届の期間中に実施された試験科目については、追試験を行わない。

(6) 協定に基づき留学する学生の期末試験の取扱いに関する申合せ

(平成11年12月20日 運営委員会決定)

- 1 協定に基づき留学する学生が、全学共通授業科目の期末試験を受験できない場合には、期末試験の繰上げ実施を認めることがある。
- 2 前項に該当する学生で繰上げ試験を希望する者は、大学教育研究センター長に別紙様式により申し出るものとする。
- 3 大学教育研究センター長は、担当教官に期末試験の繰上げ実施を依頼し、運営委員会の了承を経て、実施するものとする。
- 4 期末試験の繰上げ試験は、担当教官の指示する方法により、実施するものとする。

別 紙

平成 年 月 日																								
大学教育研究センター長 殿																								
学 部 名 学籍番号 氏 名																								
留学に伴う期末試験繰上受験願																								
このことについて、下記の通り期末試験の繰上受験をご許可くださるようお願いいたします。																								
記																								
1. 留 学 先 (国名)																								
2. 留学期間																								
自平成 年 月 日～至平成 年 月 日																								
*平成 年 月 日出国予定																								
3. 繰上試験受験希望科目																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><thead><tr><th style="width: 25%;">試験月日 (曜)</th><th style="width: 10%;">時限</th><th style="width: 25%;">授業科目</th><th style="width: 40%;">担当教官名</th></tr></thead><tbody><tr><td>／ ()</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>／ ()</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>／ ()</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>／ ()</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>／ ()</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	試験月日 (曜)	時限	授業科目	担当教官名	／ ()				／ ()				／ ()				／ ()				／ ()			
試験月日 (曜)	時限	授業科目	担当教官名																					
／ ()																								
／ ()																								
／ ()																								
／ ()																								
／ ()																								

IV 学部規則等

1. 神戸大学工学部規則

最近改正 平成18年4月1日

(趣 旨)

第1条 この規則は、神戸大学教学規則（平成16年4月1日制定。以下「教学規則」という。）に基づき、神戸大学工学部（以下「本学部」という。）に関する必要な事項について定めるものとする。

(学 科)

第2条 本学部に次の学科を置く。

建築学科

市民工学科

電気電子工学科

機械工学科

応用化学科

情報知能工学科

(授業科目及び単位数)

第3条 本学部における授業科目及び単位数は、別表第1のとおりとする。

2 前項の授業科目の各年次の配当は、別に定める。

3 第1項に規定するもののほか、臨時に授業科目を開設することがある。

4 前項の授業科目及び単位数並びに授業科目の各年次の配当は、開設の都度定める。

(単位の基準)

第4条 各授業科目の単位の計算は、次の基準による。

1 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

2 演習については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。

3 実験及び実習については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。

4 卒業研究については、卒業論文等をもって10単位とする。

(履修要件)

第5条 学生は、別表第2に定めるところに従い、所属する学科の所定の単位を修得しなければならない。

2 外国人留学生が教学規則第26条第2項の規定により開設された授業科目の単位を修得したときは、別に定めるところによりこれらの単位数を別表第2の必要修得単位数に算入することができる。

(履修科目の登録の上限)

第6条 教学規則第29条第1項の規定に基づく履修科目の登録の上限は、56単位とする。

2 前条第1項の規定により、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることがある。

3 前項に規定する履修科目の登録の上限を超える者の基準については、別に定める。

(授業科目の履修)

第 7 条 学生は、毎学期指定の期日までに、所定の履修届を提出し、学部長の許可を受けなければならない。

2 卒業研究を履修しようとする者は、3年以上在学し、次の1年をもって第5条第1項に規定する単位数を修得できる見込みがあると、所属する学科から認定された者でなければならない。ただし、早期卒業に関しては別に定める。

3 他大学の授業科目の履修については、学部長を経て、当該学部長の許可を受けなければならない。

(他大学の授業科目の履修)

第 8 条 学生は、教授会の承認を得て、本学部と協定している他大学（外国の大学を含む。以下同じ。）の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により修得した単位数は、60単位を限度として、別表第2の必要修得単位数に算入することができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 9 条 教学規則第35条第1項に規定する単位の認定は、教授会の議を経て行う。

2 前項の規定により認定された単位数は、前条第2項の単位数と合わせて60単位を限度として、別表第2の必要修得単位数に算入することができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第 10 条 教学規則第36条第1項に規定する既修得単位の認定は、教授会の議を経て行う。

2 既修得単位の認定を受けようとする者は、入学した年度の指定の期日までに申請に必要な書類を学部長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により認定された単位数は、編入学、転入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第8条第2項及び前条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を限度として、別表第2の必要修得単位数に算入することができる。

(試 験)

第 11 条 試験は、科目試験及び卒業論文等試験とする。

(科目試験)

第 12 条 科目試験は、授業が終了した学期末に行う。ただし、必要がある場合は、学期末以外の時期に行うことがある。

2 学生は、毎学期指定の期日までに、所定の受験届を学部長に提出しなければならない。

3 科目試験に欠席し、又は不合格となった者に対しては、次学期以後の当該科目試験の際に受験を認めることがある。

4 事故等のため科目試験を受けることができなかった者に対しては、別途に試験を行うことがある。

(卒業論文等試験)

第 13 条 卒業論文等試験は、指定の期日までに卒業論文等を提出した者について行う。

- 2 卒業論文等試験に合格した者に対しては、卒業研究の単位として10単位を与える。
- 3 指定の期日までに卒業論文等を提出しない者又は不合格となった者は、次学期以後の学期末に卒業論文等を提出し、卒業論文等試験を受けることができる。

(成績評価基準)

第14条 教学規則第30条に規定する成績評価基準については、別に定める。

(卒業)

第15条 所定の期間在学し、第5条に規定する要件を満たした者について、卒業を認定する。

- 2 教学規則第22条第2項に規定する早期卒業の認定の基準は、別に定める。

(転科)

第16条 転科を志望する者があるときは、教授会の議を経て、許可することがある。

(特別聴講学生)

第17条 本学部と協定している他大学の学生で、本学部の特別聴講学生を志願する者は、別に定めるところにより、所属大学を経由して学部長に願い出るものとする。

- 2 特別聴講学生の許可の時期は、その履修しようとする授業科目が開講される学期の初めとし、在学期間は、履修する授業科目が開講される期間とする。

(科目等履修生及び聴講生)

第18条 科目等履修生及び聴講生に関する事項は、別に定める。

(研究生)

第19条 研究生に関する事項は、別に定める。

(雑則)

第20条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、教授会が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成21年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

イ 本学部共通

– 70 –

教 養 原 論	数 理 と 情 報	構造の数理	2	
		現象の数理	2	
		数理の世界	2	
		「カタチ」の文化学	2	
		「カタチ」の科学	2	
		情報の世界	2	
	物 質 と 技 術	素粒子と宇宙	2	
		現代の物性科学	2	
		分子の世界	2	
		物質の成り立ち	2	
		資源・材料とエネルギー	2	
		ものづくりと科学技術	2	
		情報化社会を支える基盤技術	2	
		惑星系の起源・進化・多様性	2	
	生 命 と 環 境	身体の成り立ちと働き	2	
		健康と病気	2	
		生命の成り立ちと営み	2	
		生物の多様性と進化	2	
		生物の生態と自然環境	2	
		生物資源と農業	2	
		食と健康	2	
		地球と惑星	2	
	総 合 教 養	社会と人権	2	
		神戸大学の成り立ち	2	
		神戸大学史	2	
		社会科学のフロンティア	2	
		海への誘い	2	
		瀬戸内海学入門	2	
		国際協力の現状と課題	2	
		阪神・淡路大震災	2	
外 国 語 科 目	外 国 語 第 I	英語リーディングⅠ	1	
		英語リーディングⅡ	1	
		英語リーディングⅢ	1	
		英語オーラルⅠ	1	
		英語オーラルⅡ	1	
		英語オーラルⅢ	1	
		英語アドバンストA	1	
		英語アドバンストB	1	
		英語アドバンストC	1	

外 国 語 科 目	外 国 語 第 II	独語 I A	1	
		独語 I B	1	
		独語 II A	1	
		独語 II B	1	
		独語 S A	1	
		独語 S B	1	
		独語 III A	1	
		独語 III B	1	
		独語 IV A	1	建築学科, 市民工学科及び電気電子工学科対象開設科目
		独語 IV B	1	
		仏語 I A	1	
		仏語 I B	1	
		仏語 II A	1	
		仏語 II B	1	
		仏語 S A	1	
		仏語 S B	1	
		仏語 III A	1	
		仏語 III B	1	
		仏語 IV A	1	建築学科, 市民工学科及び電気電子工学科対象開設科目
		仏語 IV B	1	
		中国語 I A	1	
		中国語 I B	1	
		中国語 II A	1	
		中国語 II B	1	
		中国語 S A	1	
		中国語 S B	1	
		中国語 III A	1	
		中国語 III B	1	
		中国語 IV A	1	建築学科, 市民工学科及び電気電子工学科対象開設科目
		中国語 IV B	1	
		ロシア語 I A	1	
		ロシア語 I B	1	
		ロシア語 II A	1	
		ロシア語 II B	1	
		ロシア語 III A	1	
		ロシア語 III B	1	
		ロシア語 IV A	1	建築学科, 市民工学科及び電気電子工学科対象開設科目
		ロシア語 IV B	1	
	外 国 語 第 III	独語 X I	1	建築学科, 市民工学科及び電気電子工学科対象開設科目
		独語 X II	1	

外国語科目	外国語第Ⅲ	仏語ⅩⅠ	1	建築学科, 市民工学科及び電気電子工学科対象開設科目
		仏語ⅩⅡ	1	
		韓国語ⅩⅠ	1	
		韓国語ⅩⅡ	1	
		スペイン語ⅩⅠ	1	
		スペイン語ⅩⅡ	1	
		イタリア語ⅩⅠ	1	
		イタリア語ⅩⅡ	1	
情報科目		情報基礎	1	
		情報科学	2	建築学科, 市民工学科, 電気電子工学科及び機械工学科対象開設科目
健康・スポーツ科学		健康・スポーツ科学講義	2	
		健康・スポーツ科学実習Ⅰ	1	
		健康・スポーツ科学実習Ⅱ	1	
その他必要と認める科目		総合科目Ⅰ		その都度定める。
		総合科目Ⅱ		その都度定める。

ロ 建築学科（◎印は必修科目を，その他は選択科目を示す。）

授業科目の区分			授業科目	単位	必修・ 選択の別	備考
専 門	共通 専門 基礎 科目	線形代数学 1	2			
		線形代数学 2	2			
		微分積分学 1	2			
		微分積分学 2	2			
		数理統計学	2			
		物理学 C 1	2			
		物理学 C 2	2			
		物理学 B 2	2			
		素材化学 I	2			
		図学	2			
		図学演習	1			
		科 <				

専 門 科 目	都市計画	2	◎	
	建築防災	2		
	近代建築史	2		
	居住環境論	2	◎	
	都市設計	2		
	環境造形論	2		
	建築設計論	2		
	まちづくり論	2		
	ランドスケープデザイン	2		
	建築・都市・環境法制	2	◎	
	計画演習Ⅰ	4		
	計画演習Ⅱ	4		
	建築材料学	2	◎	
	構造力学C	2	◎	
	構造演習Ⅰ	1		
	構造演習Ⅱ	1		
	建築鋼構造学	2	◎	
	建築コンクリート構造学	2	◎	
	振動学	2	◎	
	防災構造工学	2		
	構造設計学	2		
	建築耐震構造	2		
	構造計画学	2		
	システム構造解析	2		
	建築複合構造学	2		
	建築生産学	2	◎	
	建築構法	2		
	構造設計Ⅰ	2		
	構造設計Ⅱ	2		
	ライフサイクルマネジメント	2		
	建築環境工学Ⅰ	2	◎	
	建築環境工学Ⅱ	2	◎	
	建築環境工学Ⅲ	2	◎	
	音環境計画	2		
	都市環境計画	2		
	熱環境計画	2		
	建築設備システム	2		
	建築環境設計	2		
	建築環境設計演習	1		

専 門 科 目		特別講義Ⅰ	2	◎	
		特別講義Ⅱ	2		
		特別講義Ⅲ	2		
		特別講義Ⅳ	1		
		特別講義Ⅴ	1		
		卒業研究	10		
	その他の科目	その他必要と認める専門科目			その都度定める。

ハ 市民工学科（◎印は必修科目を，その他は選択科目を示す。）

授業科目の区分		授 業 科 目	単 位	必修・ 選択の別	備 考
専 門 科 目	共通 専門 基礎 科目	線形代数学Ⅰ	2		
		線形代数学Ⅱ	2		
		微分積分学Ⅰ	2		
		微分積分学Ⅱ	2		
		数理統計学	2		
		物理学CⅠ	2		
		物理学CⅡ	2		
		物理学BⅡ	2		
		素材化学Ⅰ	2		
		図学	2		
		図学演習	1		
		数学演習	1		
	専門 基礎 科目	複素関数論	2		
		常微分方程式論	2		
		フーリエ解析	2		
		解析力学A	2		
		熱・統計力学	2		
		市民工学概論	2	◎	
		測量学	2	◎	
		測量学実習	2	◎	
		土木CAD製図	1	◎	
		市民工学のための確率・統計学	2		
		国際関係論	2		
		数値計算実習	1	◎	
		実験及び安全指導	2	◎	
		創造思考ゼミナールⅠ	2		
		創造思考ゼミナールⅡ	2		

その他の科目	卒業研究	10	◎	その都度定める。
	その他必要と認める専門科目			

ニ 電気電子工学科（◎は必修科目を，その他は選択科目を示す。）

授業科目の区分			授業科目	単位	必修・ 選択の別	備考
専門科目	共通専門基礎科目	線形代数学 1	2			
		線形代数学 2	2			
		微分積分学 1	2			
		微分積分学 2	2			
		数理統計学	2			
		物理学 C 1	2			
		物理学 C 2	2			
		物理学実験	2			
		素材化学 I	2			
		素材化学 II	2			
		図学	2			
		専門基礎科目	離散数学	2		
	複素関数論		2			
	常微分方程式論		2			
	複素関数論演習		1			
	常微分方程式論演習		1			
	偏微分方程式		2			
	数値解析		2			
	フーリエ解析		2			
	ベクトル解析		2			
	工業所有権法		1			
	電気電子工学導入ゼミナール		2	◎		
	電磁気学 I		2	◎		
	電磁気学 II		2			
	電磁気学演習		1			
	量子物理工学 I		2			
	量子物理工学 II		2			
	固体物性工学 I		2			
	固体物性工学 II		2			
	電気電子材料学	2				
光電磁波論	2					
半導体電子工学 I	2					
半導体電子工学 II	2					

専 門 科 目	数理物理工学	2		
	集積回路工学	2		
	電気回路論Ⅰ	2	◎	
	電気回路論Ⅱ	2		
	電気回路論演習	1		
	情報数学	2		
	論理数学	2		
	電子回路	2	◎	
	ディジタル情報回路	2		
	電気計測	2		
	情報伝送Ⅰ	2		
	情報伝送Ⅱ	2		
	情報理論	2		
	言語理論とオートマトン	2		
	計算機工学Ⅰ	2		
	計算機工学Ⅱ	2		
	データ構造とアルゴリズムⅠ	2		
	データ構造とアルゴリズムⅡ	2		
	応用通信工学	2		
	応用電波工学	2		
	制御工学Ⅰ	2		
	制御工学Ⅱ	2		
	電気機器Ⅰ	2		
	電気機器Ⅱ	2		
	電力工学Ⅰ	2		
	電力工学Ⅱ	2		
	高電圧放電工学	2		
	英語によるプレゼンテーション	2		
	電気機械設計論	1		
	電気製図	1		
	電力応用	2		
	電気法規・施設管理	1		
	プログラミング演習	1	◎	
	電気電子工学実験Ⅰ及び安全指導	2	◎	
	電気電子工学実験Ⅱ	2	◎	
	電気電子工学実験Ⅲ	2	◎	
	電気電子工学実験Ⅳ	1	◎	
	卒業研究	10	◎	
	その他の科目	その他必要と認める専門科目		その都度定める。

ホ 機械工学科（◎は必修科目を，その他は選択科目を示す。）

授業科目の区分		授 業 科 目	単 位	必修・ 選択の別	備 考
専 <					

専 門 科 目		基礎力学Ⅱ	2		
		機構学	2		
		材料強度学	2		
		機械力学Ⅱ	2		
		熱力学Ⅱ	2		
		システムシンセシス	2		
		材料工学	2		
		制御工学Ⅱ	2		
		エネルギー変換工学	2		
		量子力学	2		
		統計力学	2		
		固体力学	2		
		流体機械	2		
		流体力学Ⅱ	2		
		マイクロプロセス工学	2		
		知能システム工学	2		
		シミュレーション工学	2		
		機械工学実習	1	◎	
		機械製図	1	◎	
		機械工学実験	2	◎	
		機械創造設計演習Ⅰ	4	◎	
		機械創造設計演習Ⅱ	4	◎	
		応用機械工学演習	2		
		英語特別演習	2		
		先端機械工学通論	2		
		先端機械工学詳論Ⅰ	2	◎	
		先端機械工学詳論Ⅱ	2		
		先端機械工学詳論Ⅲ	2		
		先端機械工学詳論Ⅳ	2		
		卒業研究	10	◎	
	その他の科目	その他必要と認める専門科目			その都度定める。

へ 応用化学科（◎は必修科目を，その他は選択科目を示す。）

授業科目の区分		授 業 科 目	単 位	必修・ 選択の別	備 考
専 問 科 目	共 通 専 門 基 礎 科 目	線形代数学 1	2	◎	
		線形代数学 2	2	◎	
		微分積分学 1	2	◎	
		微分積分学 2	2		
		物理学 B 1	2		

専 門 科 目	共通専門基礎科目	物理学B 2	2		
		物理学B 3	2		
		物理化学Ⅰ	2	◎	
		物理化学Ⅱ	2	◎	
		材料化学	2		
		化学実験	2	◎	
	専門基礎科目	数学演習	1		
		複素関数論	2		
		常微分方程式論	2	◎	
		フーリエ解析	2		
		導入ゼミナール	1	◎	
		探求ゼミナール	1	◎	
		物理化学Ⅲ	2	◎	
		物理化学Ⅳ	2	◎	
		物理化学演習Ⅰ	1	◎	
		物理化学演習Ⅱ	1		
		無機化学Ⅰ	2	◎	
		無機化学Ⅱ	2		
		無機化学Ⅲ	2		
		分析化学	2		
		機器分析化学	2	◎	
		無機・分析化学演習	1	◎	
		有機化学Ⅰ	2	◎	
		有機化学Ⅱ	2		
		有機化学Ⅲ	2		
		高分子化学Ⅰ	2	◎	
		高分子化学Ⅱ	2		
		高分子コロイド化学	2		
		有機・高分子化学演習	1	◎	
		化学工学量論	2		
		移動現象論	2	◎	
		分離工学	2	◎	
		移動現象論・分離工学演習	1	◎	
		プロセスシステム工学	2		
		プロセス設計	1		
		化学反応工学	2	◎	
		化学反応工学演習	1	◎	
		生化学	2		
		生物化学工学	2	◎	
		生物機能化学	2		
		バイオマテリアル	2		

専 門 科 目		生物化学工学演習	1	◎	
		コンピュータ基礎	1		
		コンピュータ演習	1		
		安全工学	2		
		環境・エネルギー化学	2		
		粉体工学	2		
		化学実験安全指導	1	◎	
		応用化学実験Ⅰ	3	◎	
		応用化学実験Ⅱ	3	◎	
		応用化学実験Ⅲ	3	◎	
		応用化学実験Ⅳ	3	◎	
		外国書購読	1	◎	
		特別講義Ⅰ	1		
		特別講義Ⅱ	1		
		特別講義Ⅲ	1		
		特別講義Ⅳ	1		
		卒業研究	10	◎	
	その他の科目	その他必要と認める専門科目			その都度定める。

ト 情報知能工学科（◎は必修科目を，その他は選択科目を示す。）

授業科目の区分		授 業 科 目	単 位	必修・ 選択の別	備 考
専 門 科 目	共通専門基礎科目	線形代数学Ⅰ	2	◎	
		線形代数学Ⅱ	2	◎	
		微分積分学Ⅰ	2	◎	
		微分積分学Ⅱ	2	◎	
		数理統計学	2		
		物理学CⅠ	2		
		物理学CⅡ	2		
		物理学CⅢ	2		
		物理学CⅣ	2		
		物理学実験	2	◎	
	専門基礎科目	離散数学	2		
		複素関数論	2		
		常微分方程式論	2		
		応用解析演習	2		
		ベクトル解析	2		
		フーリエ解析	2		
		数値解析	2		
		解析力学B	2		

専 門 科 目		情報知能工学演習Ⅰ	1	◎	
		情報知能工学演習Ⅱ	1	◎	
		情報知能工学演習Ⅲ	1	◎	
		情報知能工学演習Ⅳ	1	◎	
		情報知能工学演習Ⅴ	1	◎	
		情報知能工学実験Ⅰ	2	◎	
		情報知能工学実験Ⅱ	2	◎	
		情報知能工学プロジェクト	2	◎	
		卒業研究	10	◎	
	その他の科目	その他必要と認める専門科目			その都度定める。

別表第2 卒業要件（第5条関係）

イ 建築学科

授 業 科 目 の 区 分 等		授 業 科 目 名 等	必 要 修 得 単 位 数		備 考
教 養 原 論		別表第 1 イに掲げる授業科目	16		
外国語科目	外国語第Ⅰ	英語リーディングⅠ	1	6	独語、仏語、中国語及びロシア語のうちから1科目を選択すること。 ※独語、仏語及び中国語のⅡA及びⅡBについては必修であるが、選択した語学のSA及びSBの授業で代替することを認める。
		英語リーディングⅡ	1		
		英語リーディングⅢ	1		
		英語オーラルⅠ	1		
		英語オーラルⅡ	1		
		英語オーラルⅢ	1		
	外国語第Ⅱ	独語ⅠA、仏語ⅠA、中国語ⅠA、ロシア語ⅠA	1	4	
		独語ⅠB、仏語ⅠB、中国語ⅠB、ロシア語ⅠB	1		
		独語Ⅱ [*] A、仏語Ⅱ [*] A、中国語Ⅱ [*] A、ロシア語ⅡA	1		
		独語Ⅱ [*] B、仏語Ⅱ [*] B、中国語Ⅱ [*] B、ロシア語ⅡB	1		
情 報 科 目		情報基礎	1	1	
健康・スポーツ科学		健康・スポーツ科学実習Ⅰ	1	1	
選 択 科 目 (全学共通 授業科目)		英語アドバンストA	98		・外国語（9単位）、健康・スポーツ科学（3単位）及び情報科学（2単位）を修得した場合は、必要修得単位数に算入する。ただし、上限は2単位とする。 ・独語、仏語、中国語及びロシア語のⅢA、ⅢB、ⅣA及びⅣBについては、外国語第Ⅱの必修で選択した語学のみ履修を認める。 ・独語、仏語、韓国語、スペイン語及びイタリア語のⅩⅠ及びⅩⅡについては、外国語第Ⅱの必修で選択していない語学を選択すること。 ・専門科目は96単位以上修得すること。
		英語アドバンストB			
		英語アドバンストC			
		独語ⅢA、仏語ⅢA、中国語ⅢA、ロシア語ⅢA			
		独語ⅢB、仏語ⅢB、中国語ⅢB、ロシア語ⅢB			
		独語ⅣA、仏語ⅣA、中国語ⅣA、ロシア語ⅣA			
		独語ⅣB、仏語ⅣB、中国語ⅣB、ロシア語ⅣB			
		独語ⅩⅠ、仏語ⅩⅠ、韓国語ⅩⅠ、スペイン語ⅩⅠ、イタリア語ⅩⅠ			
		独語ⅩⅡ、仏語ⅩⅡ、韓国語ⅩⅡ、スペイン語ⅩⅡ、イタリア語ⅩⅡ			
		健康・スポーツ科学講義			
		健康・スポーツ科学実習Ⅱ			
		情報科学			
専 門 科 目		別表第 1 ロに掲げる授業科目のうちから別に定める授業科目			
合 計			126		

ロ 市民工学科

授 業 科 目 の 等 区 分		授 業 科 目 名 等	必 要 修 得 単 位 数		備 考
教 養 原 論		別表第 1 イに掲げる授業科目	16		
外国語科目	外国語第Ⅰ	英語リーディングⅠ	1	6	
		英語リーディングⅡ	1		
		英語リーディングⅢ	1		
		英語オーラルⅠ	1		
		英語オーラルⅡ	1		
		英語オーラルⅢ	1		
	外国語第Ⅱ	独語ⅠA, 仏語ⅠA, 中国語ⅠA, ロシア語ⅠA	1	4	独語, 仏語, 中国語及びロシア語のうちから1科目を選択すること。 ※独語, 仏語及び中国語のⅡA及びⅡBについては必修であるが, 選択した語学のSA及びSBの授業で代替することを認める。
		独語ⅠB, 仏語ⅠB, 中国語ⅠB, ロシア語ⅠB	1		
		独語Ⅱ [*] A, 仏語Ⅱ [*] A, 中国語Ⅱ [*] A, ロシア語ⅡA	1		
		独語Ⅱ [*] B, 仏語Ⅱ [*] B, 中国語Ⅱ [*] B, ロシア語ⅡB	1		
情 報 科 目		情報基礎	1	1	
健康・スポーツ科学		健康・スポーツ科学実習Ⅰ	1	1	
選 択 科 目 (全学共通 授業科目)		英語アドバンストA	98		・外国語(9単位), 健康・スポーツ科学(3単位)及び情報科学(2単位)を修得した場合は, 必要修得単位数に算入する。ただし, 上限は2単位とする。 ・独語, 仏語, 中国語及びロシア語のⅢA, ⅢB, ⅣA及びⅣBについては, 外国語第Ⅱの必修で選択した語学のみ履修を認める。 ・独語, 仏語, 韓国語, スペイン語及びイタリア語のⅩⅠ及びⅩⅡについては, 外国語第Ⅱの必修で選択していない語学を選択すること。 ・専門科目は96単位以上修得すること。
		英語アドバンストB			
		英語アドバンストC			
		独語ⅢA, 仏語ⅢA, 中国語ⅢA, ロシア語ⅢA			
		独語ⅢB, 仏語ⅢB, 中国語ⅢB, ロシア語ⅢB			
		独語ⅣA, 仏語ⅣA, 中国語ⅣA, ロシア語ⅣA			
		独語ⅣB, 仏語ⅣB, 中国語ⅣB, ロシア語ⅣB			
		独語ⅩⅠ, 仏語ⅩⅠ, 韓国語ⅩⅠ, スペイン語ⅩⅠ, イタリア語ⅩⅠ			
		独語ⅩⅡ, 仏語ⅩⅡ, 韓国語ⅩⅡ, スペイン語ⅩⅡ, イタリア語ⅩⅡ			
		健康・スポーツ科学講義			
専 門 科 目		健康・スポーツ科学実習Ⅱ			
		情報科学			
		別表第 1 ハに掲げる授業科目のうちから別に定める授業科目			
合 計			126		

ハ 電気電子工学科

授 業 科 目 の 等 区 分		授 業 科 目 名 等	必 要 修 得 単 位 数		備 考
教 養 原 論		別表第 1 イに掲げる授業科目	16		
外 国 語 科 目	外国語第Ⅰ	英語リーディングⅠ	1	6	独語、仏語、中国語及びロシア語のうちから1科目を選択すること。 ※独語、仏語及び中国語のⅡA及びⅡBについては必修であるが、選択した語学のSA及びSBの授業で代替することを認める。
		英語リーディングⅡ	1		
		英語リーディングⅢ	1		
		英語オーラルⅠ	1		
		英語オーラルⅡ	1		
		英語オーラルⅢ	1		
	外国語第Ⅱ	独語ⅠA、仏語ⅠA、中国語ⅠA、ロシア語ⅠA	1	4	
		独語ⅠB、仏語ⅠB、中国語ⅠB、ロシア語ⅠB	1		
		独語ⅡA [*] 、仏語ⅡA [*] 、中国語ⅡA [*] 、ロシア語ⅡA	1		
		独語ⅡB [*] 、仏語ⅡB [*] 、中国語ⅡB [*] 、ロシア語ⅡB	1		
情 報 科 目		情報基礎	1	1	
健康・スポーツ科学		健康・スポーツ科学実習Ⅰ	1	1	
選 択 科 目 (全学共通 授業科目)		英語アドバンストA	100		・外国語（9単位）、健康・スポーツ科学（3単位）及び情報科学（2単位）を修得した場合は、必要修得単位数に算入する。 ・独語、仏語、中国語及びロシア語のⅢA、ⅢB、ⅣA及びⅣBについては、外国語第Ⅱの必修で選択した語学のみ履修を認める。 ・独語、仏語、韓国語、スペイン語及びイタリア語のⅩⅠ及びⅩⅡについては、外国語第Ⅱの必修で選択していない語学を選択すること。
		英語アドバンストB			
		英語アドバンストC			
		独語ⅢA、仏語ⅢA、中国語ⅢA、ロシア語ⅢA			
		独語ⅢB、仏語ⅢB、中国語ⅢB、ロシア語ⅢB			
		独語ⅣA、仏語ⅣA、中国語ⅣA、ロシア語ⅣA			
		独語ⅣB、仏語ⅣB、中国語ⅣB、ロシア語ⅣB			
		独語ⅩⅠ、仏語ⅩⅠ、韓国語ⅩⅠ、スペイン語ⅩⅠ、イタリア語ⅩⅠ			
		独語ⅩⅡ、仏語ⅩⅡ、韓国語ⅩⅡ、スペイン語ⅩⅡ、イタリア語ⅩⅡ			
		健康・スポーツ科学講義			
		健康・スポーツ科学実習Ⅱ			
		情報科学			
専 門 科 目		別表第 1 ニに掲げる授業科目のうちから別に定める授業科目			
合 計			128		

ニ 機械工学科

授 業 科 目 の 等 区 分		授 業 科 目 名 等	必 要 修 得 単 位 数		備 考
教 養 原 論		別表第 1 イに掲げる授業科目	16		
外 国 語 科 目	外国語第Ⅰ	英語リーディングⅠ	1	6	
		英語リーディングⅡ	1		
		英語リーディングⅢ	1		
		英語オーラルⅠ	1		
		英語オーラルⅡ	1		
		英語オーラルⅢ	1		
	外国語第Ⅱ	独語ⅠA, 仏語ⅠA, 中国語ⅠA, ロシア語ⅠA	1	4	独語, 仏語, 中国語及びロシア語のうちから1科目を選択すること。 ※独語, 仏語及び中国語のⅡA及びⅡBについては必修であるが, 選択した語学のSA及びSBの授業で代替することを認める。
		独語ⅠB, 仏語ⅠB, 中国語ⅠB, ロシア語ⅠB	1		
		独語ⅡA*, 仏語ⅡA*, 中国語ⅡA*, ロシア語ⅡA	1		
		独語ⅡB*, 仏語ⅡB*, 中国語ⅡB*, ロシア語ⅡB	1		
情 報 科 目		情報基礎	1	1	
健康・スポーツ科学		健康・スポーツ科学実習Ⅰ	1	1	
選 択 科 目 (全学共通 授業科目)		英語アドバンストA 英語アドバンストB 英語アドバンストC 独語ⅢA, 仏語ⅢA, 中国語ⅢA, ロシア語ⅢA 独語ⅢB, 仏語ⅢB, 中国語ⅢB, ロシア語ⅢB 健康・スポーツ科学講義 健康・スポーツ科学実習Ⅱ 情報科学	99		・独語, 仏語, 中国語及びロシア語のⅢA及びⅢBについては, 外国語第Ⅱの必修で選択した語学のみ履修を認める。
専 門 科 目		別表第 1 ホに掲げる授業科目のうちから別に定める授業科目			
合 計			127		

ホ 応用化学科

授 業 科 目 の 等 区 分		授 業 科 目 名 等	必要修得 単位数		備 考	
教 養 原 論		別表第 1 イに掲げる授業科目	16			
外 国 語 科 目	外国語第Ⅰ	英語リーディングⅠ	1	6	独語, 仏語, 中国語及びロシア語のうちから 1 科目を選択すること。 ※独語, 仏語及び中国語のⅡ A 及びⅡ B については必修であるが, 選択した語学の S A 及び S B の授業で代替することを認める。	
		英語リーディングⅡ	1			
		英語リーディングⅢ	1			
		英語オーラルⅠ	1			
		英語オーラルⅡ	1			
		英語オーラルⅢ	1			
	外国語第Ⅱ	独語Ⅰ A, 仏語Ⅰ A, 中国語Ⅰ A, ロシア語Ⅰ A	1	4		
		独語Ⅰ B, 仏語Ⅰ B, 中国語Ⅰ B, ロシア語Ⅰ B	1			
		独語Ⅱ A*, 仏語Ⅱ A*, 中国語Ⅱ A*, ロシア語Ⅱ A	1			
		独語Ⅱ B*, 仏語Ⅱ B*, 中国語Ⅱ B*, ロシア語Ⅱ B	1			
情 報 科 目		情報基礎	1	1		
健康・スポーツ科学		健康・スポーツ科学実習Ⅰ	1	1		
選 択 科 目 (全学共通 授業科目)		英語アドバンスト A	97		・外国語 (2 単位) 及び, 健康・スポーツ科学 (3 単位) を修得した場合は, 必要修得単位数に算入する。 ・独語, 仏語, 中国語及びロシア語のⅢ A 及びⅢ B については, 外国語第Ⅱ の必修で選択した語学のみ履修を認める。	
		英語アドバンスト B				
		英語アドバンスト C				
		独語Ⅲ A, 仏語Ⅲ A, 中国語Ⅲ A, ロシア語Ⅲ A				
		独語Ⅲ B, 仏語Ⅲ B, 中国語Ⅲ B, ロシア語Ⅲ B				
		健康・スポーツ科学講義				
		健康・スポーツ科学実習Ⅱ				
専 門 科 目		別表第 1 へに掲げる授業科目のうちから別に定める授業科目				
合 計			125			

へ 情報知能工学科

授 業 科 目 の 等 区 分		授 業 科 目 名 等	必要修得 単位数		備 考
教 養 原 論		別表第 1 イに掲げる授業科目	16		
外 国 語 科 目	外国語第Ⅰ	英語リーディングⅠ	1	6	
		英語リーディングⅡ	1		
		英語リーディングⅢ	1		
		英語オーラルⅠ	1		
		英語オーラルⅡ	1		
		英語オーラルⅢ	1		
	外国語第Ⅱ	独語ⅠA, 仏語ⅠA, 中国語ⅠA, ロシア語ⅠA	1	4	独語, 仏語, 中国語及びロシア語のうちから1科目を選択すること。 ※独語, 仏語及び中国語のⅡA及びⅡBについては必修であるが, 選択した語学のSA及びSBの授業で代替することを認める。
		独語ⅠB, 仏語ⅠB, 中国語ⅠB, ロシア語ⅠB	1		
		独語ⅡA*, 仏語ⅡA*, 中国語ⅡA*, ロシア語ⅡA	1		
		独語ⅡB*, 仏語ⅡB*, 中国語ⅡB*, ロシア語ⅡB	1		
情 報 科 目		情報基礎	1	1	
健康・スポーツ科学		健康・スポーツ科学実習Ⅰ	1	1	
選 択 科 目 (全学共通 授業科目)		英語アドバンストA 英語アドバンストB 英語アドバンストC 独語ⅢA, 仏語ⅢA, 中国語ⅢA, ロシア語ⅢA 独語ⅢB, 仏語ⅢB, 中国語ⅢB, ロシア語ⅢB 健康・スポーツ科学講義 健康・スポーツ科学実習Ⅱ	96		・外国語(5単位)及び, 健康・スポーツ科学(3単位)を修得した場合は, 必要修得単位数に算入する。 ・独語, 仏語, 中国語及びロシア語のⅢA及びⅢBについては, 外国語第Ⅱの必修で選択した語学のみ履修を認める。
専 門 科 目		別表第 1 トに掲げる授業科目のうちから別に定める授業科目			
合 計			124		

2. 神戸大学学位規程

最近改正 平成20年4月1日

(趣 旨)

第1条 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項の規定により、神戸大学（以下「本学」という。）が授与する学位については、神戸大学教学規則（平成16年4月1日制定。以下「教学規則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(学 位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位とする。

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

(修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位は、次の各号の一に該当する者に授与する。

- (1) 本学大学院研究科（以下「研究科」という。）の修士課程を修了した者
- (2) 研究科の博士課程の前期課程を修了した者

(博士の学位授与の要件)

第5条 博士の学位は、研究科の博士課程を修了した者に授与する。

2 博士の学位は、次の要件を満たす者にも授与する。

- (1) 研究科において前項に該当する者と同等以上の学力があると確認されたこと。
(この確認を以下「学力の確認」という。)
- (2) 研究科において行う博士論文の審査及び試験に合格したこと。

(専門職学位の授与の要件)

第6条 専門職学位は、研究科の専門職大学院の課程を修了した者に授与する。

(研究科の在学者の論文等提出手続)

第7条 研究科に在学する者の学位論文又は教学規則第67条に規定する特定の課題についての研究の成果は、当該研究科長に提出するものとする。

- 2 博士論文は、学位論文審査願、論文目録及び履歴書とともに提出しなければならない。
- 3 学位論文は、修士の場合は1編、1通を、博士の場合は1編、3通を提出するものとする。
ただし、参考として他の論文を付加して提出することを妨げない。
- 4 審査のため必要があるときは、提出論文の数を増加し、又は論文の訳本、模型若しくは標本等の資料その他を提出させることがある。
- 5 第1項に定める研究の成果（以下「研究の成果」という。）の提出に関することは、各研究科において別に定める。

(研究科の在学者の論文等審査)

第8条 研究科長は、前条の規定による博士論文の提出があったときは、教授会において当該研究科の教授のうちから2人以上の審査委員を選定して、博士論文の審査を行わせるものとする。

- 2 研究科長は、前条の規定による修士論文又は研究の成果の提出があったときは、教授会にお

いて当該研究科の教授及び准教授のうちから2人以上の審査委員を選定して、修士論文又は研究の成果の審査を行わせるものとする。ただし、少なくとも教授1人を含めなければならない。

- 3 教授会において審査のため必要があると認めるときは、博士論文の審査にあつては第1項の審査委員のほか、当該研究科の教授以外の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を、修士論文又は研究の成果の審査にあつては前項の審査委員のほか、当該研究科の教授及び准教授以外の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。
- 4 教授会において審査のため必要があると認めるときは、当該研究科の教授以外の者（修士論文又は研究の成果の審査のため必要があると認めるときは、当該研究科の教授及び准教授以外の者）にも調査を委嘱することができる。

（研究科の在学者の最終試験）

第9条 審査委員及び前条第4項の規定により調査を委嘱された者は、学位論文又は研究の成果を中心として、これに関連する科目について、筆答又は口頭により最終試験を行う。

- 2 最終試験の期日は、その都度公示する。

（博士課程を経ない者の学位論文の提出手続）

第10条 第5条第2項の規定による学位申請者の学位論文は、論文審査料57,000円を添え、学位申請書、論文目録及び履歴書とともに、その申請に応じた研究科長を経て学長に提出するものとする。

- 2 本条の規定による論文の提出については、第7条第3項及び第4項の規定を準用する。

（博士課程を経ない者の論文審査及び試験）

第11条 学長は、前条第1項の規定による学位論文の提出があつたときは、当該研究科長にその論文の審査を付託し、研究科長は、第8条の規定に準じて論文の審査を、第9条の規定に準じて試験を行わせるものとする。

- 2 前項の学位論文は、それを受理した日から1年以内に審査を終了するものとする。ただし、特別の理由があるときは、教授会の議決により審査期限を延長することができる。

（博士課程を経ない者の学力の確認）

第12条 第10条第1項の規定による学位論文の提出があつたときは、教授会は、学位申請者の学力の確認を行う。

- 2 学力の確認は、筆答又は口頭による試問の結果に基づいて行う。ただし、学位申請者の学歴、業績等に基づいて学力の確認を行うことができる場合は、試問を省略することができる。
- 3 学力の確認のため必要があるときは、学位申請者にその著書、論文その他を提出させることがある。
- 4 教授会が学力の確認の議決をする場合には、第15条第2項の規定を準用する。

（退学者の学位論文の提出手続、論文審査、試験及び学力の確認）

第13条 研究科の博士課程において所定の期間在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な博士論文の作成等に対する指導を受けて退学した者が、再入学しないで学位の授与を受けようとするときは、前3条の規定による。

- 2 前項に該当する者が、退学後5年以内に学位論文を提出して審査を受けるときは、第5条第

1 項に該当する者と同等以上の学力を有するものとみなす。

(論文及び審査料の不返還)

第 14 条 提出された修士論文又は博士論文及び納入した審査料は、その理由のいかんを問わず返還しない。

2 提出された研究の成果の返還に関することは、各研究科において別に定める。

(修士及び博士の学位授与の決定)

第 15 条 教授会は、研究科に在学する者については、論文審査及び最終試験の結果報告に基づいて、また第12条の規定により学力を確認された者及び第13条第2項に該当する者については、論文審査及び試験の結果報告に基づいて、学位を授与すべきか否かを決定する。

2 前項の教授会は、当該教授会構成員の3分の2以上の出席があることを要し、学位を授与すべきものと議決するには、無記名投票の方法により、出席者の3分の2以上の賛成があることを要する。

(審査結果の報告)

第 16 条 研究科長は、教授会において修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与すべきものと決定したときは、次に掲げる事項を記載した書類を学長に提出しなければならない。

(1) 授与しようとする学位（専攻分野の名称を付記したもの）

(2) 授与しようとする年月日

(3) 博士の場合は、第5条の第1項又は第2項のいずれの規定によるかの別

(4) 博士の場合は、論文審査及び最終試験又は試験の結果の要旨

(5) 博士の場合は、論文審査及び最終試験又は試験を担当した機関に関する事項

(6) 第5条第2項による博士の場合は、学力の確認の結果及び学力の確認を担当した機関に関する事項

2 前項の学位を授与できないと決定した者については、その旨を学長に報告する。

(学位の授与)

第 17 条 学長は、第3条に規定する者に対しては、学位記を交付して学士の学位を授与する。

2 学長は、前条に規定する報告に基づき、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与すべきものと決定した者に対しては、学位記を交付して当該学位を授与し、当該学位を授与できないと決定した者に対しては、その旨を通知する。

3 前項の規定により博士の学位を授与したときは、学位簿に登録し、文部科学大臣に報告する。

(審査要旨の公表)

第 18 条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

(学位論文の公表)

第 19 条 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から1年以内にその学位論文を印刷公表しなければならない。ただし、既に印刷公表したときはこの限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない理由がある場合には、当該教授会の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを印刷公表することができる。

(専攻分野の名称)

第 20 条 学位を授与するに当たっては、別表に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

(学位の名称)

第 21 条 本学において学位の授与を受けた者が、学位の名称を用いるときは、神戸大学の文字を付記するものとする。

(修士及び博士の学位並びに専門職学位の取消し)

第 22 条 修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、不正の方法により当該学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、当該教授会及び神戸大学大学教育推進委員会の議を経て、その学位を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

2 修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、その名誉を汚す行為があったときは、前項の規定に準じてその学位を取り消すことができる。

3 教授会が前 2 項の規定による議決をする場合には、第 15 条第 2 項の規定を準用する。

(様 式)

第 23 条 学位記、学位簿その他の様式は、別記様式のとおりとする。

(補 則)

第 24 条 この規程の施行に必要な事項は、各学部各研究科においてこれを定める。

附 則

1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

2 文学研究科及び文化科学研究科が存続する間、改正後の第 8 条第 1 項中「教授会」とあるのは「教授会又は研究科委員会(以下「教授会等」という。)」と、同条第 3 項及び第 4 項並びに第 11 条から第 22 条までの規定中「教授会」とあるのは「教授会等」と読み替えて適用する。

別 表（第20条関係）

1 学士の学位を授与する場合

学 部 名 等	専 攻 分 野 の 名 称
文学部	文学
国際文化学部	国際文化学
発達科学部	発達科学
法学部	法学
経済学部	経済学
経営学部	経営学又は商学
理学部	理学
医学部医学科	医学
医学部保健学科	看護学，保健衛生学又は保健学
工学部	工学
農学部	農学
海事科学部	海事科学

2 修士の学位を授与する場合

研 究 科 名	専 攻 分 野 の 名 称
人文学研究科	文学
国際文化学研究科	学術
人間発達環境学研究科	学術，教育学又は理学
法学研究科	法学又は政治学
経済学研究科	経済学
経営学研究科	経営学又は商学
理学研究科	理学
医学研究科	バイオメディカルサイエンス
保健学研究科	保健学
工学研究科	工学
農学研究科	農学
海事科学研究科	海事科学
国際協力研究科	国際学，経済学，法学又は政治学

3 博士の学位を授与する場合

研 究 科 名	専 攻 分 野 の 名 称
人文学研究科	文学又は学術
国際文化学研究科	学術
人間発達環境学研究科	学術，教育学又は理学
法学研究科	法学又は政治学
経済学研究科	経済学
経営学研究科	経営学又は商学
理学研究科	理学又は学術
医学研究科	医学
保健学研究科	保健学
工学研究科	工学又は学術
農学研究科	農学又は学術
海事科学研究科	海事科学，工学又は学術
国際協力研究科	学術，法学，政治学又は経済学

4 専門職学位を授与する場合

研 究 科 名	専 攻 分 野 の 名 称
経営学研究科	経営学

○第	号	
学	位	記
氏	名	
年	月	日生
大学印		
本学〇〇学部〇〇〇所定の課程を修め本学を卒業した ので学士（〇〇）の学位を授与する		
年	月	日
神	戸	大
氏	長	名
印		

修 第 号	氏 名
学 位 記	年 月 日 生
大学印	
本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の修士課程を修了した	
ので修士（〇〇）の学位を授与する	
年 月 日	神 戸 大 学

別記様式第3（第4条第2号により学位を授与する場合）

修 第 号	
学 位 記	
大 学 印	氏 名
	年 月 日 生
本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程の前期課程 を修了したので修士（○○）の学位を授与する	
年 月 日	
神 戸 大 学	

別記様式第4（第5条第1項により学位を授与する場合）

博 い 第 号	
学 位 記	
大 学 印	氏 名
	年 月 日 生
本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程を修了した ので博士（○○）の学位を授与する	
年 月 日	
神 戸 大 学	

別記様式第5（第5条第2項により学位を授与する場合）

博	る	第	号				
学	位	記					
学 大 印				氏		名	
				年	月	日	生
本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格し たので博士（〇〇）の学位を授与する							
年	月	日					
				神	戸	大	学

別記様式第6（第6条第1項により学位を授与する場合）

専	第	号					
学	位	記					
学 大 印				氏		名	
				年	月	日	生
本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の専門職大学院の課程を 修了したので〇〇修士（専門職）の学位を授与する							
年	月	日					
				神	戸	大	学

別記様式第7（第6条第2項により学位を授与する場合）

法 第 号	
学 位 記	
学 大 印	氏 名
	年 月 日生
本学大学院○○研究科○○専攻の法科大学院の課程を 修了したので法務博士（専門職）の学位を授与する	
年 月 日	神 戸 大 学

別記様式第8（第4条から第6条により学位を授与する場合(英文学位記)）

学 章		
K O B E U N I V E R S I T Y		
HEREBY CONFERS THE DEGREE OF ○○○○○○ of ○○○○○○ UPON ○○○○ ○○○○		
FOR HAVING SUCCESSFULLY COMPLETED THE ○○○○ PROGRAM IN THE FIELD OF ○○○○○○ ADMINISTERED BY THE GRADUATE SCHOOL OF ○○○○○○○○		
ON THIS ○○○○ DAY OF ○○○○ IN THE YEAR ○○○○		
○○○○ ○○○○ President of Kobe University	大学印	○○○○ ○○○○ Dean of Graduate School of ○○○○○○○○

別記様式第 9

○○研究科長 殿	年	月	日
学籍番号			
氏 名	印		
学 位 論 文 審 査 願			
神戸大学学位規程第 7 条の規定により下記の書類を提出いたしますから審査をお願いします。			
記			
学位論文	通		
論文目録	通		

別記様式第10

神戸大学長 殿	年	月	日
氏 名	印		
学 位 申 請 書			
神戸大学学位規程第 10 条の規定により学位論文に論文目録及び履歴書を添え博士（○○）の学位の授与を申請いたします。			
備考 退学者が再入学しないで学位を申請する場合には「第 10 条」を「第 13 条」に読み替えるものとする。			

別記様式第11

年

月

日

氏名印

論文目録

論文

1 題目

2 印刷公表の方法及び時期

3 冊数

方法

時期

冊

参考論文

1 題目

2 冊数

目

数

冊

別記様式第12

学位簿

博士（〇〇）

契印	番号	授与年月日	氏名	論文題目	取扱者印

備考 学位簿の表紙には，学位簿と標記し，博士の専攻分野の名称の順に登録する。

3. 神戸大学工学部科目等履修生及び聴講生規程

(平成16年4月1日制定)

(趣 旨)

第1条 この規程は、神戸大学工学部規則（平成16年4月1日制定）第18条の規定に基づき、神戸大学工学部（以下「本学部」という。）の科目等履修生及び聴講生に関する事項を定めるものとする。

(許 可)

第2条 科目等履修生又は聴講生（以下「聴講生等」という。）として入学を志願する者があるときは、学生の修学に差し支えない範囲において、選考の上、工学部教授会（以下「教授会」という。）の議を経て、学部長がこれを許可する。

(入学資格)

第3条 聴講生等として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等専門学校を卒業した者
- (2) 大学（短期大学を含む。）を卒業した者
- (3) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- (4) 教授会において、前3号に掲げる者と同等以上の学力があると認めた者

(出願手続)

第4条 聴講生等として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に検定料を添えて、所定の期日までに学部長に願出しなければならない。

- (1) 科目等履修生願書又は聴講生願書
- (2) 履歴書及び写真
- (3) 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書及び成績証明書
- (4) 健康診断書
- (5) その他本学部において必要と認める書類

2 在職している者は、前項に掲げる書類のほか、所属長の志願承認書を提出しなければならない。

(選考方法)

第5条 入学志願者に対する選考は、書類審査及び面接により行う。

2 前項の規定にかかわらず、教授会が認めたときは、面接を省略することができる。

(入学料及び授業料)

第6条 聴講生等の選考に合格した者は、所定の期日までに入学料及び授業料を納付しなければならない。

(聴講等の時期)

第7条 履修又は聴講（以下「聴講等」という。）の許可は、学期の初めに行う。

(聴講等の期間)

第8条 聴講等の期間は、聴講等を許可された授業科目の開講期間とし、1年以内とする。

- 2 特別の理由により、前項の聴講等の期間に引き続き聴講等を志願する者については、前項の規定にかかわらず、教授会の議を経て、聴講等の期間を延長することがある。

ただし、その場合の聴講等の期間は、通算して2年を限度とするものとする。

(聴講等科目)

- 第9条 履修し、又は聴講することのできる授業科目は、1学期5科目以内とし、実験及び実習は、原則として許可しない。

(試験)

- 第10条 聴講生等は、履修し、又は聴講した授業科目について、試験を受けることができる。

(単位の授与)

- 第11条 一の授業科目を履修した科目等履修生に対しては、試験の上単位を与える。

- 2 前項の規定により単位を授与された者に対しては、単位修得証明書を交付することができる。

(聴講証明書)

- 第12条 聴講生に対しては、試験に合格した授業科目について、聴講証明書を交付することができる。

(除籍)

- 第13条 聴講生等が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て、学部長がこれを除籍する。

- (1) 聴講生等として不都合な行為があったとき。
- (2) 授業料納付の義務を怠ったとき。

(雑則)

- 第14条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教授会が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

4. 神戸大学工学部研究生規程

(平成16年4月1日制定)

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、神戸大学工学部規則（平成16年4月1日制定）第19条の規定に基づき、神戸大学工学部（以下「本学部」という。）の研究生に関する事項を定めるものとする。

(許 可)

第 2 条 研究生として入学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て、学部長がこれを許可する。

(入学資格)

第 3 条 研究生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学（短期大学を含む。）を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- (3) 教授会において、前2号に掲げる者と同等以上の学力があると認めた者

(出願手続)

第 4 条 研究生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に検定料を添えて、所定の期日までに学部長に願出しなければならない。

- (1) 研究生願書
- (2) 履歴書及び写真
- (3) 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書及び成績証明書
- (4) 従来の研究内容及び今後の研究計画の概要
- (5) 健康診断書
- (6) その他本学部において必要と認める書類

2 会社等（官公庁を含む。以下同じ。）に在職している者は、前項に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 個人的研究のため研究生を志願するものである旨の本人の誓約書
- (2) 在職のまま研究生として入学することは差し支えないこと及び事業目的の迫及のために、その者を研究生として派遣するものではないことを記載した会社等の長又は代表者の確約書

(選考方法)

第 5 条 入学志願者に対する選考は、書類審査及び面接により行う。

2 前項の規定にかかわらず、教授会が認めたときは、面接を省略することができる。

(入学料及び授業料)

第 6 条 選考に合格した者は、所定の期日までに入学料及び授業料を納付しなければならない。

(入学の時期)

第 7 条 研究生の入学の時期は、4月1日及び10月1日とする。ただし、特に教授会が認めたときは、この限りでない。

(研究期間)

第 8 条 研究生の研究期間は、1 年以内とする。ただし、特別の理由により、研究の継続を願い出た者については、教授会の議を経て、1 年を限度として研究期間の延長を許可することができる。

(研 究)

第 9 条 研究生は、指導教員の下で研究を行うものとする。

2 研究生は、指導教員の承認を得て、研究に関連のある授業を聴講することができる。ただし、聴講に際しては当該授業科目の担当教員の許可を受けなければならない。

(研究証明書)

第 10 条 研究事項について、研究証明書を必要とするときは、これを交付することができる。

(退 学)

第 11 条 研究生が退学しようとするときは、指導教員を経て、学部長に願い出て許可を受けなければならない。

(除 籍)

第 12 条 研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て、学部長がこれを除籍する。

- (1) 研究生として不都合な行為をしたとき。
- (2) 疾病その他の理由により、成業の見込みがないと認められたとき。
- (3) 授業料の納付の義務を怠ったとき。

(雑 則)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教授会が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

5. 神戸大学工学部外国人特別学生入学選考規程

(平成16年4月1日制定)

(趣 旨)

第1条 この規程は、神戸大学教学規則（平成16年4月1日制定）第83条に規定する外国人特別学生として、神戸大学工学部（以下「本学部」という。）に入学を志願する者の選考について定めるものとする。

(入学資格)

第2条 外国人特別学生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者
- (2) 文部科学大臣の指定した者
- (3) 教授会において、前2号と同等以上の学力があると認めた者

(出願手続)

第3条 外国人特別学生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に検定料を添えて、所定の期日までに学部長に願い出なければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 履歴書
- (3) 出身学校長が発行した調査書又は学業成績証明書及び卒業証明書
- (4) 健康診断書
- (5) 修学に差し支えない程度に日本語を修得していることの証明書
- (6) 日本に居住している者は、外国人登録済証明書

(選考方法)

第4条 入学志願者に対する選考は、次の各号に定める事項を総合勘案して行う。

- (1) 学力試験及び面接
- (2) 日本語修得の程度
- (3) 出身学校長が発行した調査書又は学業成績証明書
- (4) 健康診断

2 国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）第4により選定された者については、学力試験を免除することがある。

(入学時期)

第5条 入学の時期は、学年の初めとする。

(雑 則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項については、教授会が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

6. 神戸大学工学研究科工作技術センター規程

(設 置)

第 1 条 神戸大学大学院工学研究科（以下「研究科」という。）に教育研究のための施設として、工作技術センター（以下「センター」という。）を置く。

(業 務)

第 2 条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 神戸大学（以下「本学」という。）授業科目として指定された学生の工作実習指導に関すること。
- (2) 本学職員の依頼による職員又は学生の工作実習指導，研修会及び講習会の実施に関すること。
- (3) 本学職員の依頼による研究用装置の製作と修理に関すること。
- (4) 本学の運営に必要な物品等の製作及び修理に関すること。
- (5) 本学職員及び学生の研究用装置自作のための設備の利用に関すること。

2 前項第 2 号から第 5 号までの業務については、本学以外よりの依頼は工作技術センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）の議を経て応ずることがある。

(職 員)

第 3 条 センターに次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) センター主任
- (3) 班 長
- (4) その他の職員

(センター長)

第 4 条 センター長は、センターの業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 センター長は、研究科の教授をもってあてる。

3 センター長は、研究科教授会の議を経て神戸大学大学院工学研究科長（以下「研究科長」という。）が任命する。

4 センター長の任期は、4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までの 1 年間とし、再任を妨げない。

(センター主任)

第 5 条 センター主任は、センター長を補佐し、センターの業務を処理する。

2 センター主任は、センター所属職員のうちから研究科長が任命する。

(班 長)

第 6 条 班長は、上司の命を受けセンターの業務を分担する。

2 班長は、センター所属職員の中から研究科長が任命する。

(運営委員会)

第 7 条 センターの円滑な運営を図るため神戸大学大学院工学研究科工作技術センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会に関する規程は別に定める。

(運 営 費)

第 8 条 センターの運営に必要な経費は、次に掲げるものをもってあてる。

- (1) 実験工場経費
- (2) 運営費交付金の一部
- (3) 実習指導，研修会及び講習会，加工依頼及び設備利用等に対する負担金
- (4) その他研究科教授会が必要と認めた経費

(規程の改廃)

第 9 条 この規程の改廃は，研究科教授会の議決による。

(補 則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか，必要な事項は，運営委員会の議を経て別に定める。

附 則

この規程は，平成19年4月1日から施行する。

(了解事項)

- (1) センター長は，当分の間運営委員長が兼任する。
- (2) 班長は，当分の間次のとおりとする。

機械班長，手仕上班長，溶接班長，鍛造班長，F A班長

7. 神戸大学工学研究科工作技術センター利用規程

(昭和52年 1 月14日教授会決定)

(趣 旨)

第 1 条 神戸大学大学院工学研究科工作技術センター規程（以下「規程」という。）第10条に基づき、神戸大学大学院工学研究科工作技術センター（以下「センター」という。）の利用に関する必要な事項は、この規程の定めるところによる。

(実習指導)

第 2 条 規程第 2 条第 1 項第 1 号に関する必要な事項は、担当講座責任者が、センター長と協議して定める。

第 3 条 規程第 2 条第 1 項第 2 号に関しては、次の手続による。

- (1) 神戸大学（以下「本学」という。）所属の職員が、実習又は研修会及び講習会の受講を希望する場合は、希望日より 2 週間以上前に、所定様式の申請書をセンター長に提出して、許可を受けなければならない。
- (2) 本学に所属する学生が、実習を希望する場合は、希望日より 2 週間以上前に、所定様式の申請書を指導教員又は教室主任を通じてセンター長に提出して、許可を受けなければならない。
- (3) センターは、実施日より 1 月以上前に、実施要領を公示して、職員及び学生を対象とする講習会又は研修会を実施することができる。
- (4) 前 2 号の学生は、原則として、学生教育研究災害傷害保険に加入していなければならない。

(工作依頼)

第 4 条 規程第 2 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に関しては、次のとおりとする。

- (1) 工作进行を依頼する職員は、毎日午前10時までに、所定様式の工作依頼伝票、製作図（必要部数）及び必要に応じて仕様書をセンター主任に提出しなければならない。
- (2) 依頼者は、依頼内容についてセンター主任（必要に応じて担当者）と打合せるものとする。センターは、製作図が著しく不完全なもの、大幅な変更を要するもの及び製作図の添付されていない依頼については、依頼者に必要な事項を説明して、依頼伝票を返還することができる。
- (3) 返還を受けた依頼者は、前 2 号の手続きを再び取らなければならない。
- (4) センターは、原則として、実習又は研修会及び講習会時以外、工作に関する相談に応ずる。
- (5) 簡単、かつ、工作時間が 2 時間程度以内の工作及び修理依頼については、前 4 号の手続によらず、毎日午前10時までに、所定様式の簡易依頼伝票を提出するものとする。
- (6) 1 件の工作所要日数が、3 月以上になるとと思われるものは、原則として、依頼できないものとする。
- (7) 作業は、原則として、受付順に実行する。
- (8) 比較的容易に自作できると思われるもの及び容易に入手し得る市販品で代えることができると判断される工作依頼は、受け付けないことがある。

- (9) 講座当りの年間依頼工作所要時間数に、制限を設けることがある。

この制限は、必要に応じて、神戸大学大学院工学研究科工作技術センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）が決定するものとする。

- (10) 依頼手続きは、職員が行うものとする。ただし、職員の命を受けた学生による手続きも可能とする。

第 5 条 依頼者は、次の義務を負うものとする。

- (1) センターが依頼工作物に関して、工作内容等に関する意見、それを利用して行った研究題目、内容、発表学会誌、講演会名等について回答を求めた場合、原則として、それに応ずること。
- (2) 依頼工作物等の関係した発表論文等の別刷又はコピーを、センターに提出すること。
- (3) 依頼工作物が、当該研究において重要な役割を果している場合は、発表論文中に、センターが行った旨明記すること。
- (4) 備品的性格を有する依頼工作物については、受理後速やかに、担当係（他部局の依頼者は所属部局の担当係）にその旨申し出ること。

（設備利用）

第 6 条 規程第 2 条第 1 項第 5 号に関しては、次のとおりとする。

- (1) 利用に供する機械器具等を、次のように分類する。

A 一般利用	B 持出利用
C 条件付利用	D 特定機械
- (2) 前号の分類に関する細目は、運営委員会が別に定める。
- (3) 設備利用時間は、土曜、日曜、祝日その他休業日を除く毎日午前 9 時より午後 7 時までとする。（春季、夏季及び冬季の休業期間中については午後 5 時までとする。）ただし、授業科目としての実習指導を行っているときは、原則として、C 及び D は利用できないものとし、A についても制限することがある。
- (4) 前号に規定する時間外に利用する必要があるときは、予め、所定様式の時間外利用許可申請書をセンター主任に提出して、許可を得なければならない。

利用者が学生であるときは、指導教員が付添わなければならない。また、学生は、教務学生係にも別途届け出を要する。
- (5) A は、掲示された注意事項をよく守り、各自の責任において、第 3 号に示す利用時間内で随時利用できる。ただし、使用前に、センター職員にその旨知らせなければならない。また、必ず、センター設備利用申込書に指定事項を記入し、利用後は、利用前の状態に確実に復元しておかなければならない。
- (6) B、C 及び D を利用する者は、所定様式の使用前点検表による点検を行った後、使用しなければならない。
- (7) 学生は、B は原則として利用できないものとする。また、C 及び D を利用するときは、申込時に学生証を提示しなければならない。利用する学生は、学生教育研究災害傷害保険に加入していなければならない。
- (8) C の利用者は、工作実習等を受け、又は指導者より操作方法の指導を受けて、操作に習熟

した者でなければならない。

(9) Dの利用者は、当該機種に関する特定の講習又は特定の指導者より指導を受けた有資格者でなければならない。

(10) 利用者が機械器具等を破損した場合は、直ちにセンター主任に届け出なければならない。

(負 担 金)

第 7 条 規程第 8 条第 3 号に関しては、次のとおりとする。

(1) 実習指導、研修会及び講習会に関しては、職員の従事時間を基準として算定する。このほか、当該実習に特に要した経費については、実費を上まわらない金額を加算することがある。

(2) 工作依頼に関しては、作業工数を基準として算定する。このほか、特に要した材料費、工具費等については、実費を上まわらない金額を加算することがある。

(3) 設備利用に関しては、利用時間を基準として算定する。このほか特に要した材料費、工具費及び修理費（破損等の事故によるもの）については、実費を上まわらない金額を加算することがある。

(4) 研修会及び講習会に関しては、研修及び講習時間を基準として算定する。工具費及び修理費（破損等の事故によるもの）については、実費を上まわらない金額を加算することがある。

(5) 第 1 号及び第 4 号の負担金は、当該年度予算において納めるものとする。第 2 号及び第 3 号の負担金は、当該年度予算において 3 月ごとに納めるものとする。

(6) 第 1 号、第 2 号、第 3 号及び第 4 号の算定基準は、運営委員会において決定する。第 3 号の修理費のうち金額が 10 万円を超えるものについては、運営委員会で審議するものとする。

(規程の改廃)

第 8 条 この規程の改廃は運営委員会の議を経て、神戸大学大学院工学研究科教授会の議決による。

(その他)

第 9 条 この規程の実施上又は解釈上に問題があるときは、運営委員会がこれを決定する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

利 用 案 内

工作技術センター利用方法

工 作 依 頼 (利用規程第 4 条)

設 備 利 用 (利用規程第 6 条)

時間外設備利用 (利用規程第 6 条第 4 号)

実 習 申 込 (利用規程第 3 条)

上記利用については、別紙の様式による。

利用案内の詳細については、センターレポートを参照のこと。

工作技術センター実習申請書

神戸大学工学部工作技術センター長 殿					
申 請 年 月 日	年 月 日	実習希望日時	年 月 日 時		
申 請 者 所 属		氏 名	電話内線 印		
支払責任者所属		氏 名	電話内線 印		
実 習 者 所 属		氏 名 ふ り が な		職 員	学 生
学生の場合保険加入の有無				有	無
実 習 目 的					
希望実習内容					

工作技術センター実習許可書

殿 年 月 日 下記のとおり実習を許可します。 センター長 印	
実 習 日 時 実 習 内 容 備 考	

工 作 依 頼 伝 票

依頼者記入欄

依 頼 種 別	普通 簡易	依頼日		年 月 日	
依 頼 者 所 属		職 名		氏 名	印 電 話 内線()
支払責任者所属		職 名		氏 名	印
図面作成者所属		職 名		氏 名	
完 成 希 望 日		特に急ぐ場合はその理由			
材 料 又 は 現 物	持参 持参しない	材 質			
品 名			図 番		
研究題目					
使用目的と機能説明					
その他特記事項					

センター記入欄

作 業 者 名				完了見込日 月 日				
所 要 工 数	機 械		仕 上		溶 接		鍛 造	
所 要 経 費	材 料		消 耗 品		燃 料		計	
受 領 証	年 月 日			受 領 者 氏 名		印		

記入要領

製作図はJISによる機械製図を標準とすること。

製作図及び仕様書にも、依頼者、図面作成者の所属氏名、品名、図面、図番を明記すること。

なお製作図には、部品番号、品名、材質、個数等を示した部品表が必要である。

工作技術センター設備利用申込書

利 用 者 所 属 氏 名	印		電話内線 ()	教職員	学 生
指 導 者 所 属 職 氏 名	印		電話内線 ()		
支払責任者所属職氏名			電話内線 ()		
申 込 年 月 日	年 月 日		使用時間		
使 用 機 械 名			作業目的		
必 要 工 具			センター内 備付工具		貸出 持参
材 料	品 質				
	持参 持参しない 1部持参 センター在庫品 要購入			左のいずれかに○を入れて下さい。	
利 用 分 類	B		C	D	
	持 出 利 用		条 件 付 利 用	特 定 機 械	

C 認 定

上記利用者は、使用機械の操作に習熟しているものと認めます。

認定者 所属 氏 名 印

D 認定

上記利用者は、使用機械に関する有資格者と認めます。

認定者 所属 氏 名 印

時間外利用者許可申請書

利用希望者時間	年	月	日	利用者氏名
必 要 理 由			使用時間	
利 用 場 所	機 械	仕 上	溶 接	鍛 造
利 用 機 器 名				
上記理由は妥当なものと認め私が付添います。				指導教員 所属氏名 印
時間外利用を許可します。				センター主任 氏名 印

注意 時間外利用に対しては，火気，戸締りに特に留意すること。

学生は，教務学生係へ別に学舎使用届を出すこと。

V 修学上に関する工学部内規等

1. 再試験制度について

学期末に実施する定期試験において不合格になったときは、次の学期以降に改めて履修・受験（再履修）しなければならないが、工学部専門科目については、定期試験における不合格者のうち、再試験受験資格者の基準を満たしている者に限り、定期試験終了後に実施される当該科目の「再試験」を受験することが認められている。

なお、全学共通授業科目については、「再受験資格制度に関する内規」に定められているとおりである。

1. 再試験受験資格者の基準

定期試験において受験した科目の不合格者（成績評価が60点未満）のうち、成績評価が40点以上の者は、再試験受験資格者とし、再試験の受験を認める。

100～80点	優（A）（合格）
79～70点	良（B）（合格）
69～60点	可（C）（合格）
59～0点	不可（D）（不合格）→59～40点：再試験受験資格者

2. 再試験を認めない科目については、その都度指示する。

3. 再試験受験資格者は、定期試験実施後の所定の期日に、掲示板に発表する。

4. 再試験の実施期間は、同学期内の所定の期間（5日間程度）とし、適宜期間内に実施する。ただし、授業担当教員の都合等により、所定の期間以前に実施する場合がある。

5. 再試験に合格した者に対する当該科目の最終成績評価は、可（C）とする。

2. 定期健康診断の受検に関する申合せ

(平成13年3月13日教授会決定)

1. 学生は、毎学年行われる本学の定期健康診断を必ず受検しなければならない。

やむを得ず定期健康診断を受検しなかった者は、保健管理センター所長が定める期間内に、病院、医院等で受けた健康診断証明書（定期健康診断と同等の実施項目をすべて含んだもの）を保健管理センターに提出しなければならない。所定の期間内に健康診断証明書が提出できない場合は、保健管理センター所長に申し出て指示を受け、その指示に従わなければならない。

2. 上記1. の定めに従わない者については、当該年度における単位の認定は行わない。

ただし、未受検等の理由について、学部長がやむを得ないものと判断した者については、単位の認定を行うことができる。

3. 交通機関の運休、台風等の場合における授業、学期末試験の取扱いについて

(平成7年12月8日教授会決定)

阪急電鉄、阪神電鉄（2社とも）又はＪＲ西日本の交通機関がスト等のため運休した場合、若しくは、兵庫県阪神地方に「暴風警報」が発令された場合は、当日のその後に開始する授業（学期末試験を含む。）を休講とする。

ただし、次の場合は授業を実施する。

1. 午前6時までに交通機関が運行し、又は警報が解除された場合
1時限目の授業から実施する
2. 午前10時までに交通機関が運行し、又は警報が解除された場合
3時限目（午後）の授業から実施する。

(注)

1. 警報は、「神戸海洋気象台が発表する警報」によるものとする。
2. 演習等少人数の授業については、担当教員と受講者が相談して授業を行うことがある。

4. 履修科目の登録の上限を超えて登録することができる者の基準について

(平成17年 2 月18日工学部教授会決定)

本学部学生が次の要件を満たした場合は、2年次生及び3年次生に限り、当該年度における履修科目の登録の上限を超えて登録することができる。ただし、電気電子工学科の学生は、当該年度における履修科目の登録の上限を超えて登録することはできない。

この登録を希望する者は、「履修科目の上限超過登録申請書」を所定の期日までに所属学科へ提出し審査を受けなければならない。審査の結果、要件を満たしていると認定された者に限り、当該年度の履修科目の上限を越えた登録が認められる。

各学科における超過登録要件は次のとおりである。

建築学科

前年度に42単位以上を取得し、その科目数の70%以上が優であって、可が4単位以下であること。

市民工学科

前年度に取得した単位数が36単位以上であり、その成績の80%以上が優であること。

機械工学科

1. 2年次生の超過登録要件

1年次に取得した単位が40単位以上であり、その成績の80%以上が優であること。

1年次に配当されている必修科目の単位をすべて取得していること。

2. 3年次生の超過登録要件

2年次に取得した単位が40単位以上であり、その成績の80%以上が優であること。

1年次および2年次に配当されている必修科目の単位をすべて取得していること。

応用化学科

前年度に開講された応用化学科指定の必修科目（全学共通科目を含む）および選択必修科目をすべて取得し、その全科目の成績の90%以上が優であること。

ただし、前年度に履修科目の登録の上限を超えて登録した者については、学科の修学指導に基づき履修した科目をすべて取得し、その全科目の成績の90%以上が優であること。

情報知能工学科

前年度に取得した単位数が、必修科目を全て含み36単位以上であり、その成績の80%以上が優であること。

5. 早期卒業の認定基準に関する内規

(平成16年4月1日制定)

第1条 この内規は、神戸大学工学部規則第15条第2項の規定により、早期卒業の認定基準を定める。

第2条 本学部にて3年以上在学し、次の各号の要件を満たした者については、早期に卒業することを認定することがある。

- (1) 本人が早期卒業を希望していること。
- (2) 卒業要件科目の90%以上が優であること。
- (3) その他、学科が定める要件を満たしていること。

第3条 早期卒業を希望する者は、入学1年後又は2年後に、所定の早期卒業申請書を学部長に提出しなければならない。

第4条 早期卒業者の認定に当たっては、当該学科内会議の議を経て、通常の卒業判定教授会に附議するものとする。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

6. 早期卒業に関する学科別認定基準等について

早期卒業に関する認定基準については、「早期卒業の認定基準に関する内規」のほか、学科別に次のとおり定める。

建 築 学 科

1. 次の条件を満たす場合には、3年次において卒業研究（10単位）を履修することができる。
 - (1) 2年次及び3年次において、履修科目の上限超過登録要件を満たしていること。
 - (2) 2年次後期末までに、次の要件を満たしていること。
 - イ. 成績順位が、上位1%以内程度であること。
 - ロ. 教養原論：16単位、外国語科目：10単位、情報基礎：1単位、健康・スポーツ科学実習Ⅰ：1単位、専門科目等：74単位、合計102単位以上を修得していること。
- ただし、専門科目等：74単位の内訳は、必修科目28単位、必修科目及び選択必修科目の合計62単位以上を含むこと。
- (3) 3年次後期の履修により、卒業要件を充足し、かつ卒業要件科目の90%が優となる可能性があること。
2. 2年次において履修科目の上限超過登録が認められた者は、3年次向けの授業科目についても履修することができ、また、3年次において履修科目の上限超過登録が認められた者は、4年次向けの授業科目についても履修することができる。

市民工学科

1. 次の要件を満たす場合には、3年次において卒業研究（10単位）を履修することができる。
 - (1) 2年次及び3年次において、履修科目の上限超過登録要件を満たしていること。
 - (2) 2年次後期末までに、次の要件を満たしていること。
 - イ. 成績順位が、上位1%程度であること。
 - ロ. 教養原論：12単位、外国語科目：10単位、情報基礎：1単位、健康・スポーツ科学実習Ⅰ：1単位、専門科目等：必修科目27単位、選択必修科目47単位の合計98単位以上を修得していること。
- (3) 3年次後期の履修より、卒業要件を充足し、かつ卒業要件科目の90%が優となる可能性があること。
2. 2年次において履修科目の上限超過登録が認められた者は、3年次向けの授業科目についても履修することができ、また、3年次において履修科目の上限超過登録が認められた者は、4年次向けの授業科目についても履修することができる。

電気電子工学科

4年次の必修科目（卒業研究等）を卒業要件から除き、選択必修科目または選択科目で卒業に必要な単位数を補うものとする。ただし、卒業に必要な単位数に含めない科目を除く。

機械工学科

1. 次の条件を満たす場合には、3年次において卒業研究（10単位）を履修することができる。
 - (1) 2年次後期末までに、次の要件を満たしていること。
 - イ. 成績順位が、上位1%以内程度であること。
 - ロ. 教養原論：12単位、外国語科目：10単位、情報基礎：1単位、健康・スポーツ科学実習Ⅰ：1単位、専門科目等：74単位、合計102単位以上を修得していること。

I : 1 単位, 専門科目等 : 62 単位 (必修科目 35 単位, 選択科目 27 単位), 合計 86 単位以上を取得していること。

(2) 3 年次後期の履修により, 卒業要件を充足し, かつ卒業要件科目の 90% が優となる可能性があること。

2. 2 年次において履修科目の上限超過登録が認められた者は, 3 年次向けの授業科目についても履修することができ, また, 3 年次において履修科目の上限超過登録が認められた者は, 4 年次向けの授業科目についても履修することができる。

応用化学科

1. 次の条件を満たす場合には, 3 年次において卒業研究 (10 単位) を履修することができる。

(1) 2 年次及び 3 年次において履修科目の上限超過登録が認められていること。

(2) 2 年次後期末までに, 次の要件を満たしていること。

イ. 成績順位が, 応用化学科の上位 1 % 以内程度であること。

ロ. 応用化学科内規による卒業研究申請の要件を満たしていること。

(3) 3 年次後期の履修により, 卒業要件を充足する可能性があること。

2. 2 年次において履修科目の上限超過登録が認められた者は, 3 年次向けの授業科目についても履修することができ, また, 3 年次において履修科目の上限超過登録が認められた者は, 4 年次向けの授業科目についても履修することができる。

情報知能工学科

卒業要件から卒業研究 (10 単位) を除き, 選択必修科目の必要単位数に, その 10 単位分を加算し修得することとする。

7. 3年以上在学する学生の工学研究科入学資格等について

本学大学院工学研究科規則第10条第9号では、前期課程の入学資格として、大学を卒業した者等のほか「大学に3年以上在学し、研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者」と規定されている。

この規定により、研究科（前期課程）への入学を志願しようとする者は、3年次在学時に実施する一般選抜への出願に先立ち、研究科の事前審査を受け、出願資格の認定を受けなければならない。事前審査の結果、出願資格の認定を受けた者は、一般選抜に出願し受験することができる。

この規定による入学者については、学部学生としての学籍上の取り扱いは退学となり、学士の学位は授与されない。また、大学の学部卒業が受験の要件となっている各種国家試験等については、その受験資格はない。

なお、早期卒業（3年次末卒業）見込者は、この規定によらず、3月の大学卒業見込者としての資格により入学志願（一般選抜に出願）することになり、事前審査の必要はない。

この制度の詳細については、研究科（前期課程）学生募集要項を参照するほか、所属学科（教学委員）に問い合わせること。

8. 神戸大学工学部と明石工業高等専門学校との相互履修について

神戸大学工学部と明石工業高等専門学校（以下明石高専という。）との協定により、授業科目の相互履修が認められている。明石高専の授業科目の履修を希望する者は、次の事項に従って手続きをすること。

1. 履修できる明石高専の授業科目は、別に指定する講義科目とする。
1 学期に履修できる授業科目の単位数は、4 単位を上限とする。
2. 履修を希望する者は、各学期の初めに教学委員の承認を得たうえ、所定の期日までに「特別聴講学生（相互履修）願書」を本学部教務学生係へ提出すること。詳細については、掲示により通知する。
3. 履修した科目の単位は、その成績評価により、神戸大学工学部規則第 3 条別表第 1 に定める「その他必要と認める専門科目」として認定する。

9. 神戸大学工学部と放送大学との間における単位互換について

神戸大学と放送大学との協定により神戸大学の学生が放送大学の授業科目を履修し単位を修得することを認めることとし、工学部においては建築学科と機械工学科において単位認定を認める場合がある。

単位認定する科目は、下記のとおりである。いずれの科目も卒業要件に含まれない。

記

◎建築学科

科目については、放送大学のシラバスが発表された段階で掲示により発表する。

◎機械工学科

放送大学で開講される全科目について、単位認定の対象とする。

※語学、数学等を含む。ただし、卒業研究・体育実技は除く。

ただし、以下の四点を前提とし、いずれかが満たされない場合は単位認定の対象としない。

- (1) 放送大学開講科目の履修においては、工学部教授会の承認を必要とする。
- (2) 放送大学開講科目の単位を卒業要件の単位数に算入することは認めない。
- (3) 成績証明書に放送大学の開講科目であることを明記する。
- (4) 成績の平均点（専門科目単位数平均、全科目単位数平均など）の算出の際は放送大学開講科目の成績を除外する。

10. 外国人留学生のための日本語等授業科目の単位の取扱いに関する申合せ

(平成6年9月2日教授会決定)

1. 神戸大学日本語等授業科目履修規則(平成6年4月21日制定)別表に掲げる次の授業科目の単位を修得したときは、これらの単位数を6単位を限度として、外国語科目の必要修得単位数に算入することができる。

日本語Ⅰ(1単位)、日本語Ⅱ(1単位)、日本語Ⅲ(1単位)、日本語Ⅳ(1単位)、
日本語Ⅴ(1単位)、日本語Ⅵ(1単位)、日本語Ⅶ(1単位)、日本語Ⅷ(1単位)、
日本事情Ⅰ(1単位)及び日本事情Ⅱ(1単位)

2. 当人の既修の言語、所属学科等を考慮して上記1.の単位数を制約することもある。

附 則

この申合せは、平成6年9月2日から実施し、平成6年4月1日から適用する。

11. 転部に関する申合せ

(平成5年3月16日教授会決定)

○ 転部に関する申合せ

1. 他学部からの転部

(転部の時期)

- (1) 他学部から転部を志望する者があるときは、入学2年目以後の学期の初めに転部を許可することがある。ただし、入学した年度において休学した者については、在学年数1年間（休学期間を含まない。）経過後の学期の初めに許可することがある。

(転部の許可)

- (2) 転部志望者が次の各号のすべてに該当し、志望学科に欠員がある場合、教授会の議を経て、学部長がこれを許可することがある。
 - ①本人の入学試験の成績（総得点）が、本人の入学時における志望学科の入学試験合格者の最低点以上であること。
 - ②志望学科が別に定める条件をすべて満たしており、かつ学業成績が優秀であること。
 - ③転部の理由が明白であること。

(欠員の有無の決定)

- (3) 欠員の有無の決定は、転部志望者と同一年度に入学した者の在籍者数により決定する。

(出 願)

- (4) 転部を志望する者は、所定の書類を添えて、転部を志望する学期が始まる日の1か月前までに所属学部長を経て、学部長に願い出なければならない。

(修業年限)

- (5) 転部を許可された者の工学部において修業すべき年数は、本人の転部前の履修（単位修得）状況により、教授会の議を経て、その都度決定する。

2. 他学部への転部

(転部の承認)

- (1) 他学部への転部を志望する者があるときは、教授会の議を経て、転部を承認することがある。

(出 願)

- (2) 転部を志望する者は、転部志望学部が必要とする所定の書類を添えて、転部を志望する学期が始まる日の2か月前までに学部長に願い出なければならない。

3. 申合せの適用

- (1) この申合せは、平成5年4月1日から施行し、この申合せ施行の際現に在学する者については、なお従前の例による。

12. 転 科 に 関 す る 申 合 せ

(平成19年2月16日運営会議決定)

(転科の時期)

1. 転科を希望する者があるときは、入学2年目以後の学期の初めに転科を許可することがある。
ただし、入学した年度において休学したものについては、在学年数1年間（休学期間を含まない）経過後の学期の初めに許可することがある。

(転科の許可)

2. 転科志望者が次の各号のすべてに該当し、志望学科に受入れ可能な人数がある場合、教授会の議を経て、学部長がこれを許可することがある。
 - ① 本人の入学試験の成績（総得点）が、本人の入学時における志望学科の入学試験合格者の最低点以上であること。
 - ② 志望学科が別に定める条件をすべて満たしており、かつ学業成績が優秀であること。
 - ③ 転科の理由が明白であること。

(受入れ可能数の決定と公表)

3. 各学科は転科志望者の受入れ可能人数を年度毎に決定し、公表する。

(出 願)

4. 転科を志望する者は、所定の書類を添えて、転科を志望する学期が始まる日の1か月前までに学部長に願い出なければならない。

(修業年限)

5. 転科を許可された者の転科後の学科において修業すべき年数は、本人の転科前の履修（単位修得）状況により、教授会の議を経て、その都度決定する。

(申合せの適用)

6. この申合せは、平成19年4月1日入学者から施行し、この申合せ施行の際、現に在学する者については、なお従前の例による。

13. 既修得単位の認定に関する内規

第 1 条 この内規は、神戸大学教学規則（平成16年 4 月 1 日制定）第36条第 1 項並びに神戸大学工学部規則（平成16年 4 月 1 日制定。以下「規則」という。）第10条の規定により、既修得単位の認定について定める。

第 2 条 既修得単位の認定の出願資格は、次のとおりとする。

- (1) 大学又は短期大学を卒業した者
- (2) 学士の学位を得るのに必要な所定の単位のうち32単位以上を修得し、大学を退学した者

第 3 条 認定できる単位数は、規則第10条第 3 項に基づき編入学、転入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、60単位を限度とする。

なお、授業科目区分ごとの認定単位の最高限度は、次のとおりとする。

- | | | |
|---------------|---------|------|
| (1) 教 養 原 論 | | 16単位 |
| (2) 外 国 語 科 目 | 英語 | 6 単位 |
| | その他の外国語 | 6 単位 |
| (3) 情 報 科 目 | | 3 単位 |
| (4) 健康・スポーツ科学 | | 4 単位 |
| (5) 専 門 科 目 | | 27単位 |

第 4 条 既修得単位の認定をうけようとする者は、入学した年度の指定の期日までに、次の書類を学部長に提出しなければならない。

- (1) 申請書（本学部所定の書類）
申請授業科目は認定単位の最高限度内に限る。
- (2) 卒業証明書又は退学証明書
- (3) 成績証明書及び講義内容を明示できるもの（講義要項等）

第 5 条 認定試験は、申請をした授業科目ごとに試験（筆記又は口頭）を行う。

第 6 条 認定された授業科目の単位数については、規則第10条第 3 項に基づき必要修得単位数に算入することができる。なお、成績の表示は「認定」とする。

14. 編入学者で退学した者又は除籍された者の認定単位の取り扱い（申合せ）

（平成11年11月12日教授会決定）

編入学時に認定した単位は、その学生が退学した場合、又は除籍された場合は無効とする。このことについては、単位認定通知時に当該学生に周知徹底することとする。

15. 工学部学生の試験における不正行為に関する申合せ

(平成9年2月7日教授会決定)

(平成9年2月7日工学系分科会決定)

工学部学生（以下「学生」という。）が、不正受験をしたときは、次のとおり取り扱うものとする。

1. 学生が工学部授業科目において不正受験をしたときは、監督者は当該学生に事実確認書を提出させるとともに、反省を促すものとする。
2. 教授会は、前項の不正受験をした学生に対しては、次の処置をとるものとする。
 - (1) 工学部授業科目については、当該学期のすべての授業科目にかかわる履修を無効とする。
ただし、当該学科の判断により、次の授業科目については、当該学期前の履修と成績を認めることがある。
実験、実習、演習、論文購読、卒業研究
 - (2) 全学共通授業科目については、当該学期に履修したすべての授業科目の成績を無効とする。
 - (3) 上記(1)及び(2)以外の他学部の授業科目については、不正受験者の事実確認書の写を添えて、当該学部へ通知する。
3. 大学教育推進機構及び他学部から不正受験の通知があった場合も、前項と同じ処置をとるものとする。

備 考

1. この申合せは、平成5年12月3日の教授会で決定されたものを受けて、平成8年度後期試験から、工学研究科学生及び自然科学研究科博士前期課程（工学系専攻）学生にも適用する。

16. 神戸大学における授業料，入学料，検定料及び寄宿料の額に関する規程

第 1 条 （略）

（授業料，入学料及び検定料の額）

第 2 条 本学において徴収する授業料（幼稚園にあつては，保育料。以下同じ。），入学料（幼稚園にあつては，入園料。以下同じ。）及び検定料の額は，次の表のとおりとする。

区 分	授 業 料	入 学 料	検 定 料
学部（夜間において授業を行う学部を除く。）	年額 535,800円	282,000円	17,000円
夜間において授業を行う学部	年額 267,900円	141,000円	10,000円
大学院の研究科（法学研究科実務法律専攻を除く。）	年額 535,800円	282,000円	30,000円
法学研究科実務法律専攻	年額 804,000円	282,000円	30,000円
乗船実習料	6 か月につき 267,900円	169,200円	18,000円
幼稚園	年額 73,200円	31,300円	1,600円
特別支援学校の高等部	年額 4,800円	2,000円	2,500円
科目等履修生・聴講生	1 単位につき 14,800円	28,200円	9,800円
研究生	月額 29,700円	84,600円	9,800円
特別聴講学生	1 単位につき 14,800円		
特別研究学生	月額 29,700円		

2～10 （略）

第 3 条 （略）

附 則

この規程は，平成20年4月1日から施行する。

17. 神戸大学における授業料未納者に関する取扱要項

（趣 旨）

第1 この要項は、神戸大学教学規則に定める授業料（科目等履修生、聴講生、研究生及び専攻生に係る授業料を含む。）を納付期限までに納付しなかった者（授業料の徴収猶予又は月割分納を許可された者を除く。以下「未納者」という。）に対する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（督 促）

第2 未納者に対する授業料納入の督促は、「国立大学法人神戸大学債権管理及び収入事務取扱要領」に基づき行うものとする。

（除 籍）

第3 部局は、未納者の除籍にあたり、次の措置を取るものとする。

- (1) 教務学生担当係は、8月中旬及び2月中旬現在の未納者リストを財務部資金管理課から受領する。
- (2) 教務学生担当係は、未納者を指導教員及び教務学生委員等に報告する。
- (3) 9月又は3月の教授会（文学研究科及び文化学研究科にあっては研究科委員会。以下同じ。）において、学期末までに授業料が納付されない場合は除籍することを審議決定する。
- (4) 部局長（以下「部局長」という。）は、10月1日又は4月1日付け文書により未納者に対し除籍する旨を通知する。（様式1）
- (5) 部局長は、10月又は4月の教授会に、授業料未納により除籍した者について報告を行う。

（除籍した者の単位の取扱い）

第4 部局長は、第3の規定により除籍となった者が、授業料未納の学期に修得した単位を取り消すとともに、その旨を未納者に通知するものとする。（様式1）

（除籍した者の授業料免除）

第5 第3の規定により除籍となった者に係る未納の授業料は、全額を免除することができる。

（報 告）

第6 部局の教務学生担当係は、第3の規定により除籍となった者及び第4の規定により修得単位を取り消された者について、学務部学務課へ報告するものとする。（様式2）

（雑 則）

第7 この要項に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、教授会が定めるものとする。

附 則

- 1 この要項は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この要項施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成18年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、この要項の規定は、適用しない。

VI 授業の概要について

1. 工学部の教育理念

1. 工学部の教育について

大学は、学校教育法により「**学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を発展させることを目的とする。**」と定められている。ここでは将来の社会人として、広い視野に立つことのできる教育を受けるとともに、専門の領域において深く学問を追究し、知的で道徳的でかつ応用的な能力を高めることが要求されており、その目的を達成するために学部がおかれている。

工学部は、自然科学の中で基礎から応用に至る広範囲な領域の教育と研究を行っている学部である。工学の研究はその成果を社会に還元してゆくべきものであって、工学部ではサイエンスとしての基礎研究を推進すると共に、社会に役立つ応用研究を目指した複眼的な視野を持つ研究者・技術者の育成を目指している。こうした観点から工学部では、将来国際的な場において活躍することができ、社会に貢献し得る有用な技術者、あるいは新たな科学技術分野を開拓する研究者を養成することを念頭に置いた教育を行っている。

ところで最近の科学技術の発展は目を見張るものがある。高度化はいきおい専門分野を細分化し、工業を中心とした産業構造も変化してきた。このような社会の変化に対応する形で、工学部は以前に設立時の5学科から11学科に学科を増設し、社会的要請に応える努力を続けてきた。しかし工業分野の進化はさらに急で、学際的・先端的な分野への展開が進む一方で、それらを総合する能力を持った人材が求められるようになってきた。このような変化に対応するために、工学部では、教育体制をより幅が広く基礎的でかつ総合的な知識を有し、かつ最新の各種の科学技術への応用が可能な能力を持った学生を教育することを目的として、平成4年度に元の11学科を統合して大きな単位の5大学科に再編成し、抜本的に教育組織を改革するとともに、教員の組織である講座を規模の大きな講座へと改組して、教育研究においてより幅広い展開を可能にする体制にした。さらに平成19年度からは、建設学科を市民工学科と建築学科に改組して6大学科から成る新たな工学部の体制が整うこととなった。

また、全学の教員が一般教育の責任を分担した教育体制を確立するために、4年一貫教育を行うこととして、1年生入学時から専門の教育を受けられるようにするとともに、社会人としてより広い教養を身につけるために、ある程度大学の教育に慣れてきた2年生から、他学部の専門分野を主とした全学共通授業科目を受講できることにした。特に本学部は平成4年度から全学に先駆けてこの教育方法を採用入れ、先導的役割を果たしてきた。社会と結びついた科学技術である工学という分野は、専門の知識だけではなく、幅の広い人道的な素養を特に必要とするものである。諸君がこの全学共通授業科目の履修で工学以外の分野を学ばれることに大きな期待を持っている。

本学では、諸君が大学における講義や演習に出席して勉強するだけでなく、教室以外でも十分な復習や予習をすることを可能とするため、1年間に履修し取得することが可能な単位数に制限を設けている。この趣旨を十分理解して、勉学に励んでいただきたい。ただし成績優秀者に対しては、この制限を越えて履修し、より多くの単位を取得すること、また早期に卒業することも可能としている。いずれにせよ、諸君の勉学に対する意欲と努力が大学生活を真に有意義なものとすることに変わりは無い。

最近の工学部の顕著な傾向は、学部学生の大学院進学希望者が多いことである。本学ではそのことに配慮して、5年制の大学院工学研究科（平成19年度からは従来の自然科学研究科を工学研究科等へ改組）（博士課程）を設置し、その内容を充実させている。この内2年の博士前期課程を修了した段階で修士の学位を、また3年の後期課程を修了し学位論文を提出して審査に合格した段階で博士の学位を授与している。この大学院には学部の4年生修了者だけでなく、3年生からのいわゆる飛び級による受験も可能であり、社会人の入学への道も開かれている。また前期課程2年・後期課程3年を短縮して修士及び博士の学位を取得できる道もある。

本学部では、諸君がより高度な教育を受けることができ、世界的レベルの研究を行うことが可能な体制を整備することに努力している。この授業要覧を参考にして、大学生活が充実したものになることを心から期待している。

2. 工学部の教育組織

学科	講 座	教育研究分野
建 築 学 科	空間デザイン	建築・都市デザイン
		住宅・コミュニティデザイン
		構造デザイン
		建築マネジメント
	建築計画・建築史	建築史・歴史環境論
		地域・住宅計画
		建築・都市安全計画
	構 造 工 学	構造性能工学
		構造制御工学
		構造システム工学
	環 境 工 学	音・光環境計画
		熱・空気環境計画
		都市環境・設備計画
市 民 工 学 科	人間安全工学	構造安全工学
		地盤安全工学
		交通システム工学
		地盤防災工学
		地震防災工学
		流域防災工学
	環境共生工学	環境流体工学
		水圏環境工学
		地圏環境工学
		広域環境工学
		都市保全工学
		都市経営工学
電 気 電 子 工 学 科	電 子 物 理	メゾスコピック材料学
		フォトニック材料学
		量子機能工学
		ナノ構造エレクトロニクス
		電磁エネルギー物理学
	電 子 情 報	集積回路情報
		計算機工学
		通信情報
		アルゴリズム
		知的学習論

学科	講 座	教育研究分野
機 械 工 学 科	熱 流 体	応用流体工学
		混相熱流体工学
		エネルギー変換工学
		エネルギー環境工学
	材 料 物 理	固体力学
		破壊制御学
		材料物性学
		表面・界面工学
	設 計 生 産	複雑系機械工学
		機械ダイナミクス
		コンピューター統合生産工学
		知能システム創成学
		創造設計工学
応 用 化 学 科	物 質 化 学	応用物理化学
		応用無機化学
		応用有機化学
		応用高分子化学
		機能分析化学
		高分子コロイド化学
	化 学 工 学	機能分子化学
		触媒反応工学
		移動現象工学
		化学システム工学
		粒子流体工学
		生物化学工学
		生物プロセス工学
		材料プロセス工学
情 報 知 能 工 学 科	情 報 基 礎	情報メディア
		プログラミング言語
		知能システム
		人工知能
		知的ソフトウェア
		情報数理
	情報システム	知能ロボティクス
		無線通信
		情報フォトリクス
		計算機システム
		プロセッサ・アーキテクチャ
	システムデザイン	システム計画
		システム設計
		システム制御
		システム情報
		システム構造
		分布系同定・応用関数解析
		分布系制御・非線型解析

3. 履修に関する諸規則等について

学生諸君にとって修学上関係の深い諸規則については、下記のとおりである。この冊子の目次を見て、必読してください。

- (1) 教学規則
- (2) 共通細則
- (3) 大学教育推進機構規則等
 - ①大学教育推進機構規則（抄）
 - ②全学共通授業科目の履修方法に関する申合せ
 - ③全学共通授業科目履修規則
 - ④全学共通授業科目の再受験資格制度に関する内規
 - ⑤全学共通授業科目の追試験に関する内規
- (4) 工学部規則
- (5) 修学上に関する工学部内規等
 - ①再試験制度について
 - ②定期健康診断の受検に関する申合せ
 - ③交通機関の運休、台風等の場合における授業、学期末試験の取扱いについて
 - ④履修科目の登録の上限を超えて登録することができる者の基準について
 - ⑤早期卒業の認定基準に関する内規
 - ⑥早期卒業に関する学科別認定基準等について
 - ⑦3年以上在学する学生の工学研究科入学資格等について
 - ⑧神戸大学工学部と明石工業高等専門学校との相互履修について
 - ⑨神戸大学工学部と放送大学との間における単位互換について
 - ⑩外国人留学生のための日本語等授業科目の単位の取扱いに関する申合せについて
 - ⑪転部に関する申合せ
 - ⑫転科に関する申合せ
 - ⑬既修得単位の認定に関する内規
 - ⑭編入学者で退学した者又は除籍された者の認定単位の取扱い（申合せ）
 - ⑮工学部学生の試験における不正行為に関する申合せ
- (6) その他の工学部周知事項
 - ①工学部学生の心得
 - ②工学会館使用心得
 - ③奨学制度
 - ④学生教育研究災害障害保険制度
 - ⑤学生アカウント利用上の注意

4. 授業科目の履修等について

1 授業科目、授業科目の区分及び履修について

本学部の授業科目は工学部規則に定められており、各授業科目の年次配当については各学科のページに掲載しています。なお、授業科目の区分は次のとおりです。

(1) 共通科目

①教養原論

学生は、教養原論の授業科目の中から8科目16単位を修得しなければなりません。教養原論は、1、2年の前期と後期に開講します。

②外国語科目

外国語科目は、以下の区分からなります。

- ・外国語第Ⅰ：英語
- ・外国語第Ⅱ：独語、仏語、中国語、ロシア語
- ・外国語第Ⅲ：独語、仏語、韓国語、スペイン語、イタリア語

各学科により履修することのできる科目は異なりますので、詳細は159～161ページの「全学共通授業科目の履修科目一覧表」を参照すること。

③情報科目

情報科目は情報基礎と情報科学からなりますが、このうち情報基礎は全学科の必修科目、情報科学は建築学科、市民工学科、電気電子工学科及び機械工学科の選択科目です。

④健康・スポーツ科学

健康・スポーツ科学は、健康・スポーツ科学講義、健康・スポーツ科学実習Ⅰ及び健康・スポーツ科学実習Ⅱからなります。

⑤その他必要と認める科目

その他必要と認める科目は、学生の自主的な学習に応える科目です。

(2) 専門科目

専門科目は、各学科においてそれぞれ定められており、必修科目、選択必修科目及び選択科目からなります。

(3) 外国人留学生のための日本語科目

外国人留学生が、日本語科目を修得したときは、外国語の修得単位数に算入することができます。（「外国人留学生のための日本語等授業科目の単位の取扱いに関する申し合わせ」を参照してください。）

(4) 全学共通授業科目と工学部授業科目

授業科目の区分は、上記（1）～（3）に示したとおりですが、規則上から説明すると、大学教育推進機構により開講される全学共通授業科目と工学部により開講される工学部授業科目に分かれます。

全学共通授業科目は、神戸大学全学共通授業科目履修規則に定められた授業科目の中から、本学部の教育上、必要な授業科目を選んだものであり、上記の「（1）共通科目」、「（3）日本語科目」及び「（2）専門科目の一部」からなります。

工学部授業科目は、文字どおり工学部により開講される授業科目で、上記「（2）専門科目の大部分」からなります。

なお、内規等については、後で個々に説明しますが、全学共通授業科目に適用されるものと工学部授業科目に適用されるものの2本立てとなっていますので、十分に注意してください。

2 履修要件

学生は、それぞれの学科において定められた区分に従って、単位を修得しなければなりません。各学科の「履修上の注意」の項を参照してください。

3 履修登録・確認の手続きについて

科目の履修に際しては、学科毎に記載されている「履修科目一覧表」及び毎学期始めに配付する「授業時間割表」により、教学委員・指導教員等の指示に従い履修科目を十分に検討した上、毎学期指定された期間内にWEBにより履修登録・確認を行わなければなりません。（教養原論については、1年次の後期以降は抽選登録をしなければなりません。登録期間等詳細は掲示にてお知らせします。）

なお、履修登録されていない授業科目は、たとえ履修・受験しても無効であり、登録されている授業科目でも異なる教員の授業科目を履修・受験した場合も無効です。

また、他学部 of 講義を履修しようとする場合は、開講学部等で曜日時限を確認し、開講学部の教務（学生）係に申し出てください。

4 学期末試験について

①学期末試験は、授業が終了した後に実施しますが、担当教員によっては授業の終了する前に行うこともあります。

学期末試験を実施せずに、平常の成績、レポート等をもって学期末試験の代わりとする場合もある。

レポートをもって試験に代えるときは、提出期限を厳守してください。

試験は、あらかじめ履修登録をした授業科目のみ受験することができます。

学期末試験時間割表及び試験室の指定は、その都度掲示等を行いますので注意してください。

②再履修について

単位を修得しようとする授業科目で一度不合格になったときは、次の学期以降に改めて履修（再履修）し受験しなければなりません。

ただし、共通専門基礎科目については、一定の条件を満たした場合に限り、再履修せずに同一科目の試験を再受験できる制度があります。

（「神戸大学全学共通授業科目の再受験資格制度に関する内規」を参照してください。）

なお、さきの共通専門基礎科目以外の工学部専門科目については、定期試験における不合格者のうち、所定の基準を満たした者に対し「再試験」が実施されることがあります。（「再試験制度について」を参照してください。）

③追試験について

試験に欠席した者の追試験は行いません。ただし、全学共通授業科目については、一定の条件を満たした場合に限り行うことがあります。（「神戸大学全学共通授業科目の追試験に関する内規」を参照してください。）

④試験に関する注意

イ．試験場にて不正行為のあるときは、直ちに厳重なる処罰をします。

ロ．試験場での喫煙を禁じます。

ハ．試験開始20分間は、受験者の退室を認めません。

ニ．試験開始20分を経過した後は、受験者の入室を認めません。

ホ．答案用紙は、答案の成否に拘らず各枚毎に必ず学籍番号・氏名を記入して提出してください。

へ．答案用紙に他事記載を禁じます。もし，これを記載したときは不利益を受けることがあります。

ト．試験に不必要なものは，一切鞆類の中へしまうか，又は所定の場所へ置いてください。

チ．一旦退室した者は，いかなる理由によるも，受験者全員の答案回収が済むまで再入室を認めません。

リ．携帯電話等の通信機器を時計替わりに使用することは認めませんので，必ず鞆等の中へしまっておいてください。

これらの機器を机の上に置いている場合は，不正行為とみなしますので注意してください。

なお，全学共通授業科目の試験については，別途指示がありますので注意してください。

5 学業成績について

成績は，優，良，可及び不可に分け，可以上を合格とします。

いったん修得した単位は，取り消すことはできません。

6 交通機関の運休，台風等の場合における授業，学期末試験の取り扱いについて

①午前6時までに交通機関が運行し，又は警報が解除された場合
1時限目の授業から実施します。

②午前10時までに交通機関が運行し，又は警報が解除された場合
3時限目（午後）の授業から実施します。

なお，この取り扱いは，全学共通授業科目及び工学部授業科目について，一部を除き，同様の取扱いです。

（「交通機関の運休，台風等の場合における授業，学期末試験の取扱いについて」を参照してください。）

7 授業教室について

授業は，入学した年度の1年間は，主に鶴甲第1キャンパスの教室で行いますが，一部の授業は工学部キャンパスの教室を使用します。鶴甲第1キャンパスの教室配置図は，別途配付する「学生生活案内」を，工学部キャンパスの教室配置図は300ページ以降を参照してください。

5. 資格取得の要件について

○建築士（建築士法）

一級建築士試験の受験資格は、大学において、国土交通大臣の指定する建築士試験指定科目のうちから、必要な単位を修得して卒業した後、設計・工事監理、建築確認、一定の施工管理等、設計・工事監理に必要な知識・能力を得られる2年以上の実務の経験を有する者となっています。

二級および木造建築士試験の受験資格は、大学において、国土交通大臣が指定する建築士試験指定科目のうちから、必要な単位を修得して卒業した者となっています。

○測量士（測量法）

市民工学科の卒業生で、測量に関する授業科目を修得した者は、卒業後1年以上測量に関する実務に従事した場合は、願い出により測量士の資格を受けることができます。

市民工学科の卒業生で、測量に関する授業科目を修得した者は、願い出により測量士補の資格を受けることができます。

（主務官庁・国土交通省）

○電気主任技術者（電気事業法）

第1種電気主任技術者免状取得資格は、電気電子工学科において、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第7条第1項の各号の科目を修めて卒業（大学院においては修了以下同じ。）し、5万ボルト以上の電気工作物の工事、維持又は運用の実務経験が、卒業前の経験年数の2分の1と卒業後の経験年数との和で5年以上あること。

（主務官庁・経済産業省）

○陸上無線技術士国家試験（無線従事者規則）

電気電子工学科の卒業生で、在学中に所定の単位を修得した者は、第1級陸上無線技術士国家試験を受験する際、「無線工学の基礎」を免除されます。（ただし、卒業の日から3年以内に限ります。）

（主務官庁・総務省）

○電気通信主任技術者試験（電気通信主任技術者規則）

電気電子工学科在学中に所定の単位を修得した者は、電気通信主任技術者試験を受験する際、試験科目の内、電気通信システムの試験が免除されます。

（主務官庁・総務省）

○自動車整備士（自動車整備士技能検定規則）

機械工学科卒業生は、上記規則により、自動車の整備作業に関し6か月以上の実務経験を有していれば三級自動車整備士の受験資格ができます。

（主務官庁・国土交通省）

○ボイラー技士（ボイラー及び圧力容器安全規則）

機械工学科卒業生で、在学中ボイラーに関する科目を修得した者でかつ、卒業後ボイラーの取扱いについて2年以上の実地修習を経たものは、特級ボイラー技士免許試験を受験できます。

機械工学科卒業生で、在学中ボイラーに関する科目を修得した者でかつ、卒業後ボイラーの

取扱いについて1年以上の実地修習を経たものは、一級ボイラー技士免許試験を受験できます。

機械工学科卒業生で、在学中ボイラーに関する科目を修得した者でかつ、卒業後ボイラーの取扱いについて3か月以上の実地修習を経たものは、二級ボイラー技士免許試験を受験できます。

(主務官庁・厚生労働省)

○エネルギー管理士（エネルギーの使用の合理化に関する法律）

エネルギー管理士免状には、次の2通りの取得方法があります。

1. 国家試験による取得

財団法人省エネルギーセンターが毎年8月に行うエネルギー管理士試験に合格すること。

特に受験資格に制約はありませんが、受験の前後にエネルギーの使用の合理化に関する1年以上の実務経験が必要です。

2. 認定研修による取得方法

財団法人省エネルギーセンターが毎年12月に行うエネルギー管理研修を受講し、修了す

ること。（修了試験に合格すること。）ただし、エネルギー管理研修を受けるためには、

研修申込時までエネルギーの使用に関する合理化に関する3年以上の実務経験が必要です。

(主務官庁・経済産業省)

○危険物取扱者（消防法）

応用化学科卒業生であれば、甲種危険物取扱者試験を受験できます。

(主務官庁・各都道府県)

○技術士国家試験（技術士法）

工学部市民工学科卒業生は、第1次試験が免除される。その他の学部卒業生は、第1次試験（技術士補）の共通科目の試験が免除される。第2次試験（技術士）は、次のいずれかの要件を備えている者に限り受験することができます。

- (1) 技術士補として技術士を補助したことがある者で、その補助した期間が通算して4年を超えるもの。
- (2) 科学技術に関する専門的応用能力を必要とする事項についての計画、研究、設計、分析、試験、評価又はこれらに関する指導の業務に従事した者で、その従事した期間が通算して7年を超えるもの。（技術士補となる資格を有するものに限ります。）
- (3) 科学技術に関する専門的応用能力を必要とする事項についての計画、研究、設計、分析、試験、評価又はこれらに関する指導の業務を行う者の監督（文部科学省令で定める要件に該当する内容のものに限ります。）の下に当該業務に従事した者で、その従事した期間が通算して4年（技術士補となる資格を得た後のものに限ります。）を超えるもの（技術士補となる資格を有するものに限ります。）

(主務官庁・文部科学省)

○安全管理（労働安全衛生規則）

工学部卒業生で、3年以上産業安全の実務経験がある者は、安全管理者に就任できる。

(主務官庁・厚生労働省)

○技術検定（国土交通省）

1級技術検定の受検資格は、市民工学科の課程のうち所定の単位を取得し卒業した後、受検しようと

する種目に関し指導監督の実務経験1年以上を含む3年以上の実務経験を有する者となっている。

2級技術検定の受検資格は、市民工学科の課程のうち所定の単位を取得し卒業した後、以下の条件を満たす者となっている。

建設機械施工・・・受検しようとする種別に関する6月以上の実務経験を含む1年以上の実務経験を有する者。

土木及び建築施工管理・・・受検しようとする種別に関し1年以上の実務経験を有する者。

(国土交通大臣が指定する種別)

その他の種目及び種別・・・「学科試験」 市民工学科の課程のうち、所定の単位を取得し卒業した者又は卒業見込みの者

「実地試験」 受検しようとする種目（種別）に関し1年以上の実務経験を有する者

2. 全学共通授業科目

1. 大学教育推進機構の紹介

大学教育推進機構

大学教育推進機構は、鶴甲第1キャンパスにあり、大学教育支援研究推進室と、全学共通教育部からなっています。

大学教育支援研究推進室では、（1）大学及び大学院における教育・研究の在り方、入学試験の方法、大学の公開、自己評価等に関する研究、（2）全学共通授業科目の教育内容と方法、教育体制、実施方法、教育評価等に関する研究などを行います。

全学共通教育部では、教養原論、外国語科目、情報科目、健康・スポーツ科学、共通専門基礎科目など、各学部単独では実施することが困難な授業科目（「全学共通授業科目」といいます。）について、授業科目の設定、教育内容の調整、授業担当教員との連絡・調整、授業時間割の編成、期末試験の実施などの業務を行います。

全学共通教育部の事務部門は、学務部共通教育課で取り扱っています。

共通教育課教務係の主な取り扱い業務

1. 全学共通授業科目（申請コードがUで始まる科目）に関すること。

- 再履修に伴う受講許可カードの交付
- 試験（定期期末試験・再試験・追試験・留学に伴う繰り上げ試験）
- 仮受験票の交付等
- 休講通知

休講揭示版： 鶴甲第1キャンパスK棟1階及びB棟「B109教室」前に設置しています。

インターネット上の休講揭示（教務情報システム内にあります）

URL： <https://kym.kobe-u.ac.jp>

- 教室変更

2. 鶴甲第1キャンパスの教室の利用に関すること。

3. 全学共通授業科目における授業中の事故、盗難・落とし物に関すること。

学舎の改修について

平成20年後期には、C棟、M棟が学舎改修工事の対象となります。

工事中は、学生の皆さんにご不便をおかけすることになると思いますが、ご理解、ご協力ください。

また、工事区域は危険ですので、近寄らないようにしてください。

2. 神戸大学の教養教育と全学共通授業科目

1. 神戸大学の教養教育

本学の教育課程のうち、教養教育に相当するものは、全学共通授業科目として大学教育推進機構が開講しています。

2. 全学共通授業科目シラバスと授業概要

大学教育推進機構では、教務情報システムにおいて、すべての全学共通授業科目に係るシラバスを公開しています。

シラバスは学生が授業を選択する際に必要な部分(「授業概要」)と、受講生が授業の準備や学習を進める際の参考となる部分(「授業情報」)の2つの部分からなっています。

「授業情報」は、担当教員が教務情報システム内の掲示板により、随時更新する可能性がありますので、受講している授業科目については、できるだけ毎週アクセスしてみるようにしましょう。また、

大学教育推進機構のホームページにも全学共通授業科目についての情報を随時掲載していきますのでアクセスしてみてください。それぞれの URL は以下の通りです。



URL :

大学教育推進機構のホームページ

<http://www.iphe.kobe-u.ac.jp/index.html>

シラバス (教務情報システム内)

<https://kym.kobe-u.ac.jp>

上図：大学教育推進機構ホームページトップページ

(参考)

平成 18 年度から神戸大学ホームページの「在学生の方へ」の中で、「教務情報(学生専用ページ)」が公開されています。

全学共通授業科目、各学部の専門科目等の履修.etc についても公開されますので、アクセスしてみてください。

URL : <http://www.office.kobe-u.ac.jp/stdnt-kymSYS/student/student.html>

3. 全学共通授業科目の教育目標

教養原論	教養教育は、諸科学・芸術の創造的な発展とその全般的展望の中で学生が専攻する専門分野とそれ以外の分野との関係や、その位置づけについての理解を深めるとともに、幅広い視野から事象を総合的・学際的に捉えることによって、知的活動の基盤となる主体的・実証的に学ぶ態度を育成することを目標とする。 本学における教養教育の根幹をなす教養原論は、「人間形成と思想」「文学と芸術」「歴史と文化」「人間と社会」「法と社会」「経済と社会」「数理と情報」「物質と技術」「生命と環境」「総合教養」という分野に66科目の講義を設けており、総合大学の利点を活かして、さまざまな分野の教員が授業を担当している。
外国語科目	外国語科目は、高等学校までの外国語教育の基礎のうえに、国際化に対応できる外国語のコミュニケーション能力の育成と幅広い国際的な文化理解を深めることを目標とする。 外国語第Ⅰ（英語）のねらいは、グローバルな情報化社会にあつて、日常的、専門的ニーズに即応するための英語の水準に到達すること、学生自身の専門に関連する知識に即して英語を自由に活用するとともに、自己の専門領域だけでなく、国際社会で通用する幅広い教養を習得することにある。 外国語第Ⅱは、「英語プラスもうひとつの外国語」という国際化時代の要請に応えるために、独語、仏語、中国語、ロシア語のいずれかについて、初級から中級までのコミュニケーション能力を学生が身につけ、これらの言語を母国語とする社会と異文化への関心と理解を深めることを目標とする。 さらに、H19年度からは選択科目として、外国語第Ⅲ（韓国語、スペイン語、イタリア語）を新設して、より広範な外国語についての知識と理解を深めることを目標とする。独語、仏語については、外国語第Ⅲとしても履修ができるようにして、主要ヨーロッパ言語への理解の増進を目指す。
情報科目	コンピューターとネットワークによるコミュニケーションが必須とさせる高度情報化社会において、学生はコミュニケーション技術や情報処理・情報収集・発信技術など、有効なコンピューターの利用方法を学ばなければならない。また、情報に関する正しい認識と取り扱い方の理解も不可欠である。情報科目は、コンピューターの操作技術を修得し、情報とその取り扱いに関する正しい判断力を養い、学生がコンピューターを勉学に活用できる能力を身につけることを目指す。
健康・スポーツ科学	健康・スポーツ科学は、身体と健康に関する全ての学問を学際的な視野のもとで総合化し、新しい総合人間科学として、バイオメカニクス、運動生理学など自然科学的知見に基づく健康科学である。身体運動と人体の機能・能力との関わり、また安全で効率のよい身体運動についての知的理解を促し、健康で豊かな生活実践と能力開発の知識を習得することを目標とする。
共通専門基礎科目	専門科目を理解し習得するための基礎となる科目である。専門教育を受けるための準備と導入として、複数の学部に通ずる基礎科目を開講している。各学部で行われる専門教育では、専門分野ごとそれぞれの性質に合わせた系統的そして累積的な知識と技術の習得が不可欠であるが、それぞれの分野を越えて、あるいはそれぞれの分野にとらわれることなく、一般的な理解や見方を持つことは、専門科目をより深く別の角度から理解することにつながる。基礎科目の学習だけではなく、そのような見方を養う場でもある。
その他必要と認める科目	臨時に開設する全学共通授業科目 開講科目のテーマと内容が、概ね「人文・社会」系の場合は「総合科目Ⅰ」で、「自然・その他」系の場合は「総合科目Ⅱ」で開講することを原則とする。

4. 教養原論の概要 < 1 年次（2008年度入学生） >

区 分	授 業 科 目 名	授 業 内 容	キ ー ワ ー ド
人間形成と思想	哲学	人間は、自然的世界・社会的世界と関わりながら生きる自らの生のあり方を根本から反省し、「よく生きる」ことを求める存在である。このような知の営みの結晶である哲学の基本的な論理とその意義を、哲学が西洋において生まれたものであることを自覚しつつ、考察する。	存在、認識、表象、言語、生、批判的思考
	行為と規範	具体的な事例を参照しながら、人間の行為の特徴を明らかにし、人間の行為とさまざまな規範との関わりを考察することを通して、現代文化における伝統と近代の相克や規範に関する普遍主義と相対主義の対立など、行為と規範をめぐる諸問題を解明する。	出来事と行為、事実と行為、自由と決定、伝統文化と近代文明、ジェンダー規範
	論理学	日常的な思考から科学的な思考にいたる、さまざまな推論や論証に関わる諸問題を検討するとともに、形式化された現代論理学の基本を学習することを通して、論理的思考全般についての理解を深めることを目的とする。	演繹、帰納、形式体系、妥当性、虚偽論、検証と反証
	心理学	心理学の成立と発展を踏まえて、知覚、感情、認知、記憶、思考、知能、パーソナリティ等を中心に心理現象を概観し、人間の心理・行動についての科学である心理学を全体として学ぶ。	心理学史、心理学研究法、知覚、認知、パーソナリティ
	心と行動	心理学などから現代的なトピックを選び、さまざまな実験事例や研究例を紹介しながらひとつのテーマを掘り下げて考察する。	知覚、認知、記憶、動機づけ、発達、社会心理、ストレス、知覚心理学、認知心理学、発達心理学、社会心理学、青年心理学、臨床心理学
	教育学	教育という営みは誰もが経験し、しかもその経験は千差万別である。その千差万別の経験を踏まえながらも、教育現象を原理的、体系的に学ぶことによって、その中に貫かれた法則性を探りだし、自己の教育観を鍛えることをねらいとする。	発達、学習、子ども・青年、学校、教科書、生涯学習、教育法
	教育と人間形成	教育とは人間の意図的な営みである。しかし人間は、意図せざる様々な営みの中で自己の発達を遂げることも事実である。それが人間形成というものであり、この講義では、教育と人間形成の関係を、様々な視点から多面的に学習することをねらいとする。	教育の歴史、学び、発達と形成、情報化・国際化と教育、科学技術
文学と芸術	日本の文学	長い歴史をもつ日本の文学について、その展開の多様性を理解し、各時代の背景や各ジャンルの特質を知るとともに、すぐれた作品の味読を通して、文学作品を味わい楽しむ能力を高める。	古代文学、中古文学、中世文学、近世文学、近代文学
	世界の文学	世界にはさまざまな文学的伝統が存在する。それぞれの背後にある文化的背景やそれぞれの展開についての文学史的知識を学ぶとともに、すぐれた作品の味読を通して、文学作品を味わい楽しむ能力を高める。	東洋文学、西洋文学、古典文学、近代文学、文学理論
	言語と文化	さまざまな言語の言語学的特質について学ぶとともに、言語と文化の関係の多様なありようについて多面的に考察し、言語という身近な存在がもっている文化的意味について理解を深める。	文法、音声、意味、スピーチアクト、言葉と社会
	伝統芸術	さまざまなジャンルの伝統芸術について、その成立・展開の歴史を学ぶとともに、現代的意義を理解する。また、すぐれた芸術に接しながら学問的方法にもとづく鑑賞の仕方を学ぶことにより、ゆたかな鑑賞力を養う。	伝統音楽、伝統美術、伝統演劇、伝統芸能、芸道思想
	芸術と文化	今日の芸術文化は、多岐・多様な様相をみせている。伝統の継承と発展、新たな創造と進化である。日本、西洋及び諸民族における芸術の展開と新しい文化形成について、音楽と造形の両分野から、理論的かつ実証的にアプローチを行う。	表象芸術、抽象芸術、諸民族音楽、宮廷音楽、芸術集団活動、芸術創造活動
歴史と文化	日本史	日本社会の歴史的特質を、古代から現代にわたる各時代の政治、社会や生活文化の動的な分析を通してあきらかにする。	天皇制、内乱と戦争、地域社会の形成、女性と家、人や物の移動
	西洋史	ヨーロッパを中心に古代、中世、近代の歴史に即して、その時代の統治構造や社会関係、生活文化をとらえる。	古代地中海世界、中世貴族の世界、前近代の港湾都市、宗教と政治、近代中央ヨーロッパと民族

区 分	授 業 科 目 名	授 業 内 容	キ ー ワ ー ド
歴史と文化 (つづき)	アジア史	多様な展開を見せているアジアの各地域の歴史に即しつつ、その域内外の相互 連関を重視し、統治構造や社会関係、文化をとらえる。	人や物の移動、文化の多様 性、民族、国家、宗教、近代 化
	考古学	歴史的遺跡、遺物保存の方法を紹介しながら、当時の社会の実態を復元すると ともに、その社会構造や生活文化についても考察する。	埋蔵文化財、生活史、歴史 考古学、先史考古学、文明
	歴史と現代	近代国家形成とナショナリズム、国際関係史など錯綜する現代を読み解くために、 伝統的な社会構造を視野に入れながら、現代世界を歴史的に考察する。	世界システム、国民国家、 歴史認識、記憶、市民社 会、伝統
	科学史	現代における科学技術文明の功罪を省察し、さらに未来への展望を得るために、 東西における科学、技術、医学の成立、展開、受容を歴史的具体的に検証し、そ れらが社会や文化に及ぼした影響を総合的に考察する。	科学、技術、医学、文明、歴 史、文化
	芸術史	人間はこれまでさまざまな方法で芸術表現を行ない、受容してきた。美術、音楽、 デザイン、ファッションなどの領域において、時代や地域の文化的文脈を解明しな がら芸術の歴史を考察する。	美術、音楽、デザイン、ファ ッション、芸術表現、文化遺 産
人間と社会	社会学	現代社会では「消費社会」化や「情報社会」化が進み、人間の対人関係やネットワ ーク、集団システムや生活文化、社会意識やアイデンティティが大きく変容してい る。現代社会における人間と社会を多角的に考察する。	消費社会、情報社会、アイ デンティティ、現代文化、ポ スト近代
	社会思想史	近代西欧の社会や政治、経済の特性とそのあるべき姿をめぐる思想や理論の歴 史を、様々の思想家の諸説をたどりながら、考察する。	理性、自由、平等、公正、市 場、国家、合理化
	地理学	地理学は、地表面上に展開する地理的現象について考察するのに、地図で表現 する点に特徴を有する。その広がり、狭い範囲に限られる場合もあれば、世界 規模のものもある。身近な地域から世界まで、さまざまなスケールに留意して検討 を進める。	地理、地図、地域、景観、風 土、環境、場所
	文化人類学	地球上には言語や文化を異にする 5000 もの人間集団が、多様な自然環境のもと で固有の生活様式、独自の社会や価値観をつくりあげて生活している。本講義で は、21 世紀の人類社会の課題である、この文化と社会が共存しうる世界を築くた めの、「異文化理解」の視点と方法を考えることにする。	文化の多様性、家族と社 会、宗教と価値観、国家と 民族、文化相対主義、フィ ールドワーク
	現代社会論	金融、情報、労働のグローバリゼーション、少子高齢化と福祉問題、科学技術の肥 大と近代理性に対する懐疑、リスク社会における多様な災害とボランティア、地域 社会の再建など、現代社会を特徴づける最先端のトピックやテーマのなかからいく つかをとりあげ、現代社会の特質を浮き彫りにする。	グローバリゼーション、情報 化、少子高齢化、スピリチュ アリティ、ポスト・モダン、近代 批判、ポスト・ゲノム、リスク 社会、ボランティア
	越境する文化	21 世紀は国境を越える人の移動と文化の混交が進む一方で、「移民」が新しい社 会に適応して「他者」と共生するためには、法や社会、文化や心の面で解決を要 する高い壁がある。この「壁」は乗り越えられるだろうか？「移民」と「ホスト」とが相互 交渉している現代社会の政策や経済・文化的環境について考えてみよう。	グローバル化、労働力移 動、エスニシティ、文化的ア イデンティティ、多文化主義
	生活環境と 技術	衣、食、住の生活環境、生活をとりまく植物や機械・機器のあり方などのテーマを 基に、人間と環境の相互のかかわり方について、人間の発達や文化、技術の進歩 や選択を考えながら考察する。	人間、生活環境、技術、 Quality of Life(生活の質)、 快適性
法と政治	学校教育と 社会	学校は社会の一機構であり、学校と社会は相互に強く影響しあっている。学校教 育と経済、学校教育と政治などマクロな観点から学校教育と社会の関連を解明す ることを目的とする。	社会階層と学校教育、学歴 社会と大衆教育社会、収益 率と教育機会、メリトクラシー、教育計画、学力と学校教育
	法の世界	法とは何なのか、法制度の基本原則、裁判制度など、法の基礎にある考え方を理 解させる。網羅的でなく個別の法分野に焦点を当てて法の世界を理解する手がかり とさせることもある。	法律、公法、私法、裁判所、 法の基礎
	社会生活と法	現代社会において法が果たしている役割を理解させる。主に私法(民法、民事手 続法、商法、社会法、知的財産法等)を中心とした様々な法を素材とする。	法律、私法、法の役割、現 代社会、訴訟

区 分	授 業 科 目 名	授 業 内 容	キ ー ワ ー ド
	国家と法	現代国家において法が果たしている役割を理解させる。主に公法(憲法、行政法、地方自治法、税法、刑法、刑事手続法、国際法等)を中心とした様々な法を素材とする。	法律、公法、法の役割、国家、訴訟
	政治の世界	政治とは何なのかを理解させる。網羅的でなく個別の政治分野に焦点を当てて政治の世界を理解する手がかりとさせることもある。	政治、国際関係、政治史、統治機構、政治思想
	現代社会と政治	現代社会における政治のあり方、あるいは政治や政治学が果たしている役割を、国際政治、日本政治、比較政治のいずれかの分野の中から例示的に理解させる。	国際関係、外交、政治過程、比較政治、地域研究
経済と社会	経済入門	われわれを取り巻く様々な経済問題を理解するのに必要な基本的概念や分析枠組みの習得をめざす。経済の仕組み、消費者や企業の活動と市場の機能、国民所得等の経済全体の水準決定とそれに関連する経済政策など、経済学の基本的内容についての理解に努める。	経済の仕組み、市場メカニズム、国民経済の見方、経済政策
	経済社会の発展	急速な工業化の進展と広域的な流通ネットワークの形成、そして情報化社会の到来は人間の生活のあり方を根本的に変えてきた。この科目では、せまい意味での経済社会の発展だけでなく、人間生活全般の変化のなかで、このようなプロセスの今日的意味をも考えていく。	市場経済の生成、商取引の発展、工業化、経済構造の転換
	現代の経済	現代経済の様々な問題やトピックスについての具体的知識の習得とその理解の仕方について学び、日本経済および国際経済についての理解を深めることをめざす。具体的内容としては、日本経済や世界経済の動向、グローバリゼーションに伴う諸問題、世界諸地域の経済や開発に関する問題などである。	日本経済の歩みと現状、世界経済の動向、世界諸地域の現状、貿易、グローバリゼーション、経済開発、現代経済のトピックス
	企業と経営	経営学を専門としない学生を対象に、経営学のエッセンスを理解させることを目的とする。経営学とはどのような学問か、経営の実際はどのようなものであるのかということ意識しながら、経営学の基本的な内容の理解に努める。取りあげる具体的内容は、現代企業の生成と発展、企業のマネジメント、企業の組織、市場と企業の関係などである。	企業、組織、管理、財務、市場
数理と情報	構造の数理	「かず」や「かたち」の中にある構造や体系を数理の考え方でどのように取り出すのか、またどのような構造や体系なのか、を話題の中心にした講義を行う。講義によっては、方程式、暗号、グラフ、数理論理の話題も扱う。	整数、計算、代数、幾何、位相、数理論理
	現象の数理	実数や関数の性質や微分積分の考え方に関連した話題を中心にした講義を行う。講義によっては、自然現象や社会現象の解析学的手法による解釈や、確率、統計の話題も扱う。	実数、関数、微積分、確率、統計、解析学的手法
	数理の世界	数学的概念の歴史的経過やそこに現れている哲学、美的感覚、または人文・社会科学や数学以外の自然科学と数学との関連などについて講義を行います。講義によっては、ひとつの話題を深く掘下げることもあるし、いろいろな話題を広く展開する事もあります。	数学の歴史、数学の哲学、数学と人文科学、数学と社会科学、自然科学の中の数学
	「カタチ」の文化学	現在、「カタチ」をキーワードとし、その本質に迫ろうとする試みが、領域を越えて盛んに行われるようになってきた。本講義では、自然界や人工界におけるさまざまな「カタチ」に焦点を当て、ひとの知覚認識に関わる基礎から、「カタチ」の創造に関わる応用に至るまで、幅広くかつ豊富な具体例を用いながら考察する。	空間表象の歴史、自然とかたち、知覚の構造、デザインとかたち
	「カタチ」の科学	自己の考えや主張を、視覚効果を考慮して、わかりやすく説得的に表現する技術は、基本的スキルである。ここでは科学を学ぶ学生にとって必要とされ、卒業のための論文作成においても基礎となる表現スキルを実践的に獲得することを目的とする。	コミュニケーションと認知、かたちと知覚、空間表現と透視投影法、数値処理と図的表現
	情報の世界	インターネットやデジタル放送など、今日(こんにち)、我々の生活に急速に浸透してきたコンピュータやネットワークのデジタルな環境を理解することを目的とする。最新の技術的な話題から我々の生活に影響を及ぼす社会問題まで、広い範囲のトピックの中から選択したテーマについて、講義を行う。	コンピュータ、ネットワーク、インターネット、デジタル、マルチメディア

区 分	授 業 科 目 名	授 業 内 容	キ ー ワ ード
物質と技術	素粒子と宇宙	物質の根源と宇宙の謎は 2,000 年以上も前から人類の好奇心を刺激し続け、長年にわたる研究によって少しずつ明らかになってきた。本講義では、物質世界を支配する基本法則は何なのか、宇宙はどのように進化してきたのか、について解説する。また、現在どのような研究がなされているのかについて紹介する。	宇宙、素粒子、実験と理論、物理学
	現代の物性科学	物質は、100 以上存在する元素の組み合わせから構成され、その組み合わせによって超伝導をはじめとして多様な物性が発現している。本講義では、このような物性の多様性の起源を、その主役となる電子を支配する量子力学をはじめとする物理の基本法則を出発点にできるだけ平易に解説し、最前線の研究についても紹介する。	電子、量子論、実験と理論、物性、物理学
	分子の世界	あらゆる物質は分子あるいは原子から構成されている。一般に分子は複数の原子から構成されており、固有の形や性質を有している。本講義ではこうした分子にまつわる微視的な内容に関して平易に述べる。	原子と分子、分子の構造と性質、化学変化
	物質の成り立ち	化学的に述べるならば、多くの物質は種々の化合物の混合物である。通常、それを意識することは少ないが、こうした視点を持つことによって種々の物質の性質を理解しやすくなることは多い。本講義では、物質の性質などに関して化学的な視点から平易に述べる。	純粋な物質と混合物、物質の構造と性質、物質の作用
	資源・材料とエネルギー	限られたエネルギー資源・物質資源を地球環境との調和をはかりながら有効活用する技術と新材料・新エネルギーが快適なライフスタイル創生に果たす役割を、現代の先端工業技術の視点から平易に解説する。	エネルギー工学、物質・材料科学、環境工学、水資源工学、化学工学、生物工学、交通エネルギー
	ものづくりと科学技術	都市・建築物・航空機・車・産業用機械・情報機器・電子機器・医療機器など、人類の生活は多種多様な機能を有する人工物に支えられている。本講義では、これら人工物の“ものづくり”の現状と将来を、ものづくりと科学技術の歴史を踏まえて平易に解説する。	人工物、機械工学、建築学、環境、安全
	情報化社会を支える基盤技術	我々の生活は、コンピュータ・インターネット・計算科学・情報科学の革新的発展に伴い、大きく変貌し、情報化社会と呼ばれるようになってきた。本講義では、情報化社会を支える基盤技術をハード、ソフト、システムの各面からとらえ、技術の基礎を平易に解説するとともに、応用など新しい動向についても紹介する。	デバイス技術、ソフトウェア技術、マルチメディア、センシング、シミュレーション、ロボット
	惑星系の起源・進化・多様性	宇宙や太陽系の起源から地球を含む惑星の形成、惑星表層環境の変遷の歴史、そして惑星に見られる多様性にまつわる幅広い地球惑星科学の話題についてわかりやすく解説し、地球惑星科学の魅力を伝えることを目的とする。	宇宙・太陽系の起源、惑星探査、隕石、惑星大気、惑星の進化
生命と環境	身体の成り立ちと働き	人体は様々な器官(臓器)から構成されており、互いに影響を及ぼしあいながら、それぞれに独自の役割を果たしている。本講では、主要な器官の構造と機能を講述するとともに、人体全体としての成り立ちと働きを概説する。	人体の構成、主要器官の構造と機能、人体の成り立ちと営み
	健康と病気	健康とは肉体的、精神的、社会的に完全に調和のとれた状態である。本講では、健康とは何か？ 病気はなぜ起こるのか、健康の維持・増進、病気や障害の予防、病気の診断と治療、病人や障害者に対するケア、機能回復と社会復帰など、最新のトピックスを含めて、医学や保健学における重要な命題を概説する。	健康と病気、病気の原因と予防、健康の維持・増進、病気の診断と治療、医療的ケア
	生命の成り立ちと営み	生命は細胞を基本単位としており、細胞内または細胞間で種々の反応が起きることによって多彩な生命活動が営まれ、それらはDNAに刻み込まれた遺伝子プログラムに依存している。遺伝子DNAの構造から個体レベルにおける生体機能の制御に至るまで、多面的な視点で眺めた生命の成り立ちと営みに焦点を当てて講義する。	遺伝子 DNA、RNA、タンパク質、細胞、個体
	生物の多様性と進化	何千万種ともいわれる生物の多様性を理解し、記述・解析する方法について学ぶと共に、生物を分類する際に用いている基本単位である「種(しゅ)」について考える。また、はじめの生命(生物)はどのようにして誕生したのか、このような多様な生物を生み出した進化とはどのようなものなのかについて学ぶ。	生物分類、系統、種、進化、生命の起源
	生物の生態と自然環境	生物はそれを取り巻く環境の中で生活しており、その多様な性質は環境との関わりの中で機能している。また、生育の場を同じくする複数の個体や種が互いに密接な関わりを持って、環境と相互に作用しながら生態系と呼ばれるシステムを形作っている。生態系の様々なプロセスの中から、いくつかのトピックに焦点を当てて講義する。	生態系、個体群、適応、生物間相互作用、保全生態

区 分	授 業 科 目 名	授 業 内 容	キ ー ワ ー ド
生命と環境	生物資源と農業	食料および緑化資源生物の持続的生産を担う農産業は人の生命と生活に必須である。世界の人口 60 億人余の日々の食糧資源を安定的に供給するため、限られた農耕地において最大の生産をあげるための努力が払われている。本講では、食料となる動植物資源と花卉および緑化植物資源、それらの育種改良と病虫害防除、また効率的生産を支える基盤工学と土水管理、ならびにグローバルな食料・環境経済問題などについて概説する。	食・環境資源生物、遺伝資源の育種改良、病・虫・草害防除、土壌・肥料・水管理、機械化農業、食料と環境経済
	食と健康	資源生物は、食料としてヒトの健康を維持するエネルギーと栄養素の源であり、生体には有用な薬や機能性物質などの供給源でもある。また、生物素材は各種の加工食品となり、微生物を利用して酒や味噌など発酵食品となる。セーフフードとしての安全な食材供給が至上命令であり、圃場からテーブルまでの生産過程の安全性管理が重要である。本講では、食資源と栄養、発酵および機能性食品、食の安全性、有用資源物質の探索と利用などについて概説する。	食資源生物と栄養、発酵と発酵食品、機能性物質と食品、食品添加物、食の安全管理
	地球と惑星	私達人類は約 500 万年前に生まれ、地球の変化に伴う様々の災害と戦いながら進化してきたが、近年は逆に人間活動が地球を変化させる可能性も指摘されてきた。本講義では、最先端の科学的知識にもとづく惑星・地球の姿を概観するとともに、地球と生物・人間の共生、我々を取り巻く地球環境・宇宙環境などについて概説する。	大気・海洋、テクトニクス、宇宙環境、創発、新しい生命観
総合教養	社会と人権 神戸大学の成り立ち 神戸大学史 社会科学のフロンティア 海への誘い 瀬戸内海学入門 国際協力の現状と課題 阪神・淡路大震災(※)	※教務情報システム内の「シラバス」を参照してください。	

5. 全学共通授業科目の履修科目一覧表

[illegible]

授業科目の区分等		授業科目	単位	毎週の授業時間								備 考
				1		2		3		4		
				前	後	前	後	前	後	前	後	
教 養 原 論	生命と環境	身体の成り立ちと働き	2									
		健康と病気	2									
		生命の成り立ちと営み	2									
		生物の多様性と進化	2									
		生物の生態と自然環境	2									
		生物資源と農業	2									
		食と健康	2									
		地球と惑星	2									
	総合教養	社会と人権	2									
		神戸大学の成り立ち	2									
		神戸大学史	2									
		社会科学のフロンティア	2									
		海への誘い	2									
		瀬戸内海学入門	2									
		国際協力の現状と課題	2									
		阪神淡路大震災	2									
	外国語第Ⅰ	英語リーディングⅠ	1	2								
		英語リーディングⅡ	1		2							
		英語リーディングⅢ	1			2						
		英語オーラルⅠ	1	2								
		英語オーラルⅡ	1		2							
		英語オーラルⅢ	1			2						
		英語アドバンストA	1									
		英語アドバンストB	1									
		英語アドバンストC	1									
	外国語第Ⅱ	独語ⅠA	1	2								
		独語ⅠB	1	2								
		独語ⅡA	1		2							
		独語ⅡB	1		2							
		独語SA	1		2							
		独語SB	1		2							
		独語ⅢA	1			2						
		独語ⅢB	1				2					
		独語ⅣA ※2	1					2				
		独語ⅣB ※2	1						2			
		仏語ⅠA	1	2								
		仏語ⅠB	1	2								
		仏語ⅡA	1		2							
		仏語ⅡB	1		2							
		仏語SA	1		2							
		仏語SB	1		2							
		仏語ⅢA	1			2						
		仏語ⅢB	1				2					
		仏語ⅣA ※2	1					2				
		仏語ⅣB ※2	1						2			
		中国語ⅠA	1	2								
		中国語ⅠB	1	2								
		中国語ⅡA	1		2							
		中国語ⅡB	1		2							
		中国語SA	1		2							
		中国語SB	1		2							
		中国語ⅢA	1			2						

授業科目の区分等		授業科目	単位	毎週の授業時間								備 考
				1		2		3		4		
				前	後	前	後	前	後	前	後	
		中国語ⅢB	1				2					
		中国語ⅣA ※2	1					2				
		中国語ⅣB ※2	1						2			
		ロシア語ⅠA	1	2								
		ロシア語ⅠB	1	2								
		ロシア語ⅡA	1		2							
		ロシア語ⅡB	1		2							
		ロシア語ⅢA	1			2						
		ロシア語ⅢB	1				2					
		ロシア語ⅣA ※2	1					2				
		ロシア語ⅣB ※2	1						2			
	外国語第Ⅲ	独語ⅩⅠ	1			2						
		独語ⅩⅡ	1				2					
		仏語ⅩⅠ	1			2						
		仏語ⅩⅡ	1				2					
		韓国語ⅩⅠ	1			2						
		韓国語ⅩⅡ	1				2					
		スペイン語ⅩⅠ	1			2						
		スペイン語ⅩⅡ	1				2					
		イタリア語ⅩⅠ	1			2						
		イタリア語ⅩⅡ	1				2					
情報科目		情報基礎	1	1								
		情報科学	2		2							
健康・ スポーツ科学		健康・スポーツ科学講義	2	2								
		健康・スポーツ科学実習Ⅰ	1	2								
		健康・スポーツ科学実習Ⅱ	1		2							
共通専門基礎科目※4		(略)										
その他必要と認める科目		総合科目Ⅰ										
		総合科目Ⅱ										

※1教養原論は、全ての科目が正規配当となるわけではない。

※2 これらの外国語科目は、建築学科、市民工学科及び電気電子工学科対象の開設科目である。

※3 情報科学は、建築学科、市民工学科、電気電子工学科及び機械工学科対象の開設科目である

※4 共通専門基礎科目は、各学科の履修科目一覧表に掲載している。

建 筑 学 科

建 築 学 科

1. 教育の目指すもの

今日、地球温暖化対策が重要な課題となり、一方、わが国は少子高齢化の進展、人口の減少など、高度成長期とは根本的に異なる局面を迎えており、建築や地域空間のストックが重要性を増すと同時に、持続的発展を可能にする環境と社会の創造がますます大きな社会的要請となっている。このような状況のもとで、より安全で豊かな生活空間を創出し、これをあまねく市民が享受できる状態を実現し、また、有史以来の普遍的課題と現代的課題の両面に実践的にとりくむことが、今日における建築学の使命であると考ええる。

建築学は人間生活の基盤である住宅や建築施設を創造する最も普遍的な学のひとつであるが、このような課題に応えるためには、「計画」・「構造」・「環境」という建築の基礎的学問領域を修めると同時に、これらを総合して現実的課題に対する具体的解答を導き出す「空間デザイン」の能力を備えた人材の養成が求められている。

建築学科では、神戸大学教育憲章に基づき、人間性・社会性の教育、国際性の教育、創造性の教育、専門性の教育、総合性の教育を学習・教育目標として、大きく変化する時代に的確に、また、総合的に対応できる人材の養成を目指して、専門性と総合性の結合した教育を行う。

建築学科では、大学院工学研究科建築学専攻を構成する4つの大講座に属する教員により教育が行われ、学生はいずれかの指導教員の下に卒業研究を行うことになる。

2. 構成と教育組織

講座名	教育研究分野	教授 (室番)	准教授 (室番)	助教 (室番)	助手 (室番)	技術職員 (室番)	事務職員 (室番)
空間デザイン	建築・都市デザイン	遠藤 秀平 (N3-505)		栗山 尚子 (1E-301)		木山 正典 (1E-301) 緒方 太 (建築防災実験室) 石井 悦子 (N3-728)	橘 美保 (1E-101) 古井 裕子 (1E-101)
	住宅・コミュニティ デザイン		三輪 康一 (1E-303)	浅井 保 (N3-818)	山口 秀文 (N3-818)		
	構造デザイン	長尾 直治 (N3-716)					
	建築マネジメント		大谷 恭弘 (1E-205) 藤永 隆 (1E-208)				
建築計画・建築史	建築史・歴史環境論	足立 裕司 (1E-306)	黒田 龍二 (1E-307)	中江 研 (1E-305)			
	地域・住宅計画	塩崎 賢明 (N3-501)	近藤 民代 (1E-309) 山崎 寿一 (N3-815)				
	建築・都市安全計画	北後 明彦 (都R-108)	大西 一嘉 (1E-308)				
構造工学	構造性能工学	田渕 基嗣 (N3-715) 孫 玉平 (1E-206)	田中 剛 (N3-717)	谷 昌典 (1E-G07)			
	構造制御工学	藤谷 秀雄 (1E-204)					
	構造システム工学	谷 明勲 (N3-720)	難波 尚 (N3-727)	山邊 友一郎 (N3-724)			
環境工学	音・光環境計画	森本 政之 (N3-509)	阪上 公博 (N3-504)	佐藤 逸人 (心理実験室)			
	熱・空気環境計画	松下 敬幸 (1E-202)	高田 暁 (1E-203)	藤田 浩司 (熱環境実験室)			
	都市環境・設備計画	森山 正和 (N3-810)	竹林 英樹 (N3-728)				

1 E : 建設棟, N 3 : 自然科学研究科棟, 都 R : 都市安全研究センター研究棟

3. 建築学科の学習・教育目標

建築学科の教育・研究は、さまざまな人間活動や地球環境時代の社会的要請に対応した建築のあり方、生活空間のあり方を考えるとともに、それを形成する技術・理論体系の構築を目指している。そのために、以下に示す学習・教育目標を掲げ、基礎学力から応用力をつけられるカリキュラムを編成している。下記のA～Eのそれぞれの目標に対応する必修科目，選択必修科目，選択科目が用意され，大学院へとつながる教育・研究体制が整えられている。

A. 人間性・社会性の教育	A 1 技術者倫理，環境倫理	建築分野の社会及び環境への関わりの重要性と，建築家または建築技術者の果たすべき社会的責任を理解・自覚し，自ら判断・提言できる倫理性を養う。
	A 2 人間自身の理解	人間の尊厳や人間の知性，理性及び感性とそれらを包含した人間性への理解を高める。
	A 3 人間と社会集団の関係の理解	人間と社会や集団との関係性を理解し，社会性についての自覚を高める。
B. 国際性の教育	B 1 地球的視野の修得と涵養	異なる文化に対する深い理解力と，物事を地球的視野から考える能力を養う。
	B 2 多様な価値を理解する能力	物事を多面的な視点から把握し，分析・考察できる能力を養う。
	B 3 コミュニケーション能力	自己の考えを論理的，客観的に記述・説明でき，意見交換，討議が行える能力を養う。
C. 創造性の教育	C 1 課題発見の能力	好奇心をもって建築や社会に接し，その課題を自分で発見し，目標を設定できる能力を養う。
	C 2 課題解決の能力	課題を再構成し，情報収集・分析や学習・作業方針のプロセスが設定でき，課題を解決する能力を養う。
	C 3 自己管理の能力	自主的，継続的に学習でき，目標に向かって自己管理ができる能力を養う。

D. 専門性の教育	D 1 工学の基礎知識	工学の基礎となる数学，自然科学に関する知識と，図形及び情報リテラシーの知識と技術を修得する。
	D 2 包括的専門知識	建築の計画，構造・生産，環境の各分野における専門の基礎となる知識と技術を修得する。
	D 3 高度な専門知識	・計画分野においては，造形および空間創造のためのデザイン能力，住宅・建築・地域を設計・計画するための専門知識を養う。 ・構造分野においては，建築の諸構造に関する専門知識，動的外力を受ける建築の挙動に関する専門知識を養う。 ・環境分野においては，建築の物理的環境に関する専門知識，建築設備工学に関する専門知識を養う。
E. 総合性の教育＊	E 1 専門分野を統合する能力	卒業研究（卒業論文）を通して高度な専門性を備え，具体的な建築の課題を科学的に追究してゆく能力を養う。
	E 2 学術・技術・芸術を総合する能力	卒業研究（卒業設計）を通して，建築にかかわる学術・技術・芸術を総合的にデザインする能力を養う。
	E 3 理論と実践を統合する能力	卒業研究を通して，理論と実践の関係を総合的に把握する能力を養う。

＊ E 1，E 2は卒業研究のうち，卒業論文，卒業設計の選択により，どちらか一方を適用する。

4. 建築学科履修科目一覧表

専門基礎および専門科目

(◎印は必修、○印は選択必修、無印は選択科目を示す)

区分		必修・ 選択の別	授業科目	単位	毎週の授業時間								担 当 教 員	備 考
					1		2		3		4			
					前	後	前	後	前	後	前	後		
専 門 基 礎 科 目	共通専門基礎科目	○	微分積分学1	2	2									
		○	微分積分学2	2		2								
		○	線形代数学1	2	2									
		○	線形代数学2	2		2								
			数理統計学	2			2							
		○	物理学C1	2	2									
		○	物理学C2	2		2								
			物理学B2	2			2							
			素材化学 I	2	2									
	○	図学	2	2										
	○	図学演習	1		2									
	専門基礎科目		複素関数論	2			2							
		○	常微分方程式論	2			2							
			フーリエ解析	2			2							
			熱・統計力学	2						2				
門 科 目	共通科目	◎	卒業研究	10							6	24	建築学科教員	
		◎	建築CAD演習	1				2					建築学科教員・尾瀬㊦	
		◎	建築倫理	1							2		建築学科教員	
		◎	建築・住居論	2	2								足立・近藤	
		◎	設計演習Ⅰ	4			8						建築学科教員	
		◎	設計演習Ⅱ	4				8					建築学科教員	
		○	設計演習Ⅲ	4					12				建築学科教員	
		◎	構法システム	2	2								長尾	
		◎	構造力学A	2		2							難波	
		◎	構造力学B	2			2						田中(剛)	
		○	建築素材論	2		2							菅㊦	
			ライフサイクルマネジメント	2							2		大谷(恭弘)・谷(明勲)	
		◎	建築・都市・環境法制	2					2				浅野㊦	
			造形演習Ⅰ	1	2								藤原㊦, 藤岡㊦	
			造形演習Ⅱ	1		2							藤原㊦, 藤岡㊦	
			建築演習	1	2								建築学科教員	
		◎	建築工学実験	2					4				建築学科教員	
			学外演習	1									建築学科教員	
			測量学	2							2		中田㊦	
	計画系	○	都市・住宅史	2		2							黒田・山崎	
		◎	建築計画	2		2							大西・北後	
		○	住宅設計論	2			2						山崎	
		◎	施設計画論	2				2					三輪・山崎	
		◎	日本建築史	2			2						黒田	
		◎	西洋建築史	2				2					足立	
		◎	都市計画	2				2					三輪	
		◎	居住環境論	2					2				塩崎	
		○	建築防災	2						2			北後	

注3

専門基礎および専門科目

(◎印は必修、○印は選択必修、無印は選択科目を示す)

区分	必修・ 選択の 別	授業科目	単位	毎週の授業時間								担 当 教 員	備 考
				1		2		3		4			
				前	後	前	後	前	後	前	後		
専 門 科 目	計 画 系	環境造形論	2					2				未定	
		建築設計論	2					2				未定	
		計画演習Ⅰ(※)	4					12				計画系教員・橋本◎・柏木◎・吉羽◎・李◎	
		計画演習Ⅱ	4							12		計画系教員・大谷(弘明)◎・武田◎	
		近代建築史	2					2				足立	
		都市設計	2					2				未定	
		まちづくり論	2							2		後藤◎・森崎◎	
		ランドスケープデザイン	2					2				増田◎	
	構 造 系	◎ 建築材料学	2		2							田淵	
		◎ 構造力学C	2				2					大谷(恭弘)	
		○ 構造演習Ⅰ	1			2						構造系教員	
		○ 構造演習Ⅱ	1				2					構造系教員	
		◎ 建築鋼構造学	2				2					田中(剛)	
		◎ 建築コンクリート構造学	2				2					孫	
		◎ 振動学	2					2				藤谷	
		○ 防災構造工学	2			2						藤永	
		○ 構造設計学	2					2				田淵・谷(明勲)	
		○ 建築耐震構造	2						2			藤谷	
		○ 構造計画学	2						2			谷(明勲)	
		システム構造解析	2						2			大谷(恭弘)	
		建築複合構造学	2							2		孫	
		◎ 建築生産学	2					2				長尾	
		建築構法	2						2			阪井◎・吉澤◎	
		構造設計Ⅰ(※)	2						6			構造系教員	
		構造設計Ⅱ	2							6		構造系教員	
	環 境 系	◎ 建築環境工学Ⅰ	2			2						森本	
		◎ 建築環境工学Ⅱ	2			2						松下	
		◎ 建築環境工学Ⅲ	2				2					森山	
		○ 音環境計画	2					2				阪上	
		○ 都市環境計画	2					2				竹林	
		○ 熱環境計画	2				2					高田(暁)	
		建築設備システム	2						2			赤山◎・山田◎	
		建築環境設計(※)	2						2			北村◎・環境系教員	
		建築環境設計演習(※)	1						2			北村◎・環境系教員	
	そ の 他	特別講義Ⅰ	2										注3
		特別講義Ⅱ	2										
		特別講義Ⅲ	2										
		特別講義Ⅳ	1										
		特別講義Ⅴ	1										
		その他必要と認める専門科目											

注1 非印は非常勤講師。◎印は必修、○印は選択必修、無印は選択科目を示す。

注2 ※印は重点プログラム科目。(「5. 履修上の注意」(2)～4を参照)

注3 開講時期は定めていない科目。その都度、掲示する。「学外演習」は事前申請により実施した成果をもとに承認を得て履修登録することができる。

4. 履修科目一覧表（その2）

週授業時間数

	計	1		2		3		4	
		前	後	前	後	前	後	前	後
◎ 必修	94	4	6	16	24	12	0	8	24
○ 選択必修	58	8	12	8	4	20	6	0	0
選 択	80	6	2	4	4	2	34	28	0
合 計	232	18	20	28	32	34	40	36	24

単位数

	計	1		2		3		4	
		前	後	前	後	前	後	前	後
◎ 必修	62	4	6	12	19	10	0	1	10
○ 選択必修	47	8	11	7	3	12	6	0	0
選 択	52	4	1	4	4	2	21	16	0
合 計	161	16	18	23	26	24	27	17	10

注 特別講義Ⅰ～Ⅲ（各2単位，選択），特別講義Ⅳ，Ⅴ（各1単位，選択）および学外演習（1単位，選択）は含んでいない。

5. 履修上の注意

(1) 履修規則

- 1) 専門科目総準備単位 170単位
- 2) ◎印は必修科目, ○印は選択必修科目, 他は選択科目です。
- 3) 学生が1年間に履修登録可能な単位数は, 工学部規則第6条に規定されている単位を上限とします。(67ページ参照)
- 4) 学生の卒業に必要な単位は 126単位以上とする。その内訳は工学部規則第5条, 別表第2のとおりです。(86ページ参照)

(注1) 専門科目について(共通専門基礎科目及び専門基礎科目を含む)

必修科目 62単位 (含む卒業研究10単位) 及び選択必修科目 30単位 を含む 96単位以上 を修得すること。

共通専門基礎科目及び専門基礎科目から 8単位以上 修得すること。

(注2) 教養原論について

人文, 社会系科目から 12単位以上, 自然科学系科目から 4単位以上 を修得すること。(人文, 社会系科目とは, 「授業概要集」の区分のうち「人間形成と思想」「文学と芸術」「歴史と文化」「人間と社会」「法と政治」「経済と社会」「総合教養」に含まれる科目を指し, 自然科学科目とは同上区分の「数理と情報」「物質と技術」「生命と環境」に含まれる科目をいいます。)

- 5) 他学科または他学部の専門科目の授業科目中, 当学科が認めた場合は, 当学科取得単位の取り扱いは, 工学部規則第7条, 及び第8条に従う。
- 6) 外国人留学生の外国語科目の必要修得単位の取り扱いについては, 工学部内規に従う。

(2) 建築学科履修内規

- 1) 卒業研究申請要件について(工学部規則第7条2項)

卒業研究の申請をしようとする者は, 表に示す単位を修得していること。

表 卒業研究の申請に必要な単位数

授 業 科 目	単 位 数
教養原論	16単位(人文・社会系科目から12単位以上, 自然科学科目から4単位以上を修得)*
外国語科目	10単位
情報科目	1単位(「情報基礎」を修得)
健康・スポーツ科学	1単位(「健康・スポーツ科学実習Ⅰ」を修得)
専門基礎および専門科目	74単位(建築学科履修科目一覧表に記載された科目から修得する。必修科目 <u>36単位</u> , 必修科目及び選択必修科目の合計 <u>68単位以上</u> を含む。)
合 計	102単位以上

* 人文・社会系科目とは, 「授業概要集」の区分のうち「人間形成と思想」「文学と芸術」「歴史と文化」「人間と社会」「法と政治」「経済と社会」「総合教養」に含まれる科目を指し, 自然科学科目とは同上区分の「数理と情報」

「物質と技術」「生命と環境」に含まれる科目をいう。

2) 履修科目の登録の上限を超えて登録することができる者の基準について（「学生便覧」参照）

次の要件を満たした場合は、2年次生及び3年次生に限り、当該年度における履修科目の登録の上限を超えて登録することができる。

「前年度に42単位以上を取得し、その科目数の70%以上が優であって、可が4単位以下であること。」

この登録を希望する者は、「履修科目の上限超過登録申請書」を所定の期日までに学科へ提出し審査を受けなければならない。審査の結果、要件を満たしていると認定された者に限り、当該年度の履修科目の上限を超えた登録が認められる。

3) 早期卒業に関する認定基準について

学生便覧における「早期卒業の認定基準に関する内規」および「早期卒業の認定基準に関する学科別認定基準等について」を参照すること。なお、早期卒業を希望するものは、入学1年後所定の期日までに学科に届け出を行い、教学委員の指導を受けなければならない。

4) 3年後期の「重点プログラム」について

3年進学者は3年後期に下記の3つの重点プログラムから1つを選択して、各プログラムが指定する授業科目を履修すること。（シラバス及び、「6. 各授業科目の関係」の表を参照。）

「計画重点プログラム」・「構造重点プログラム」・「環境重点プログラム」

各プログラムの定員は35名を上限とし、配属は履修者の希望によって決定する。定員を上回る希望者がある場合は、3年前期までの全科目の成績を考慮して選考を行う。事前にガイダンス等で詳細を説明する。

6. 各授業科目の関係

	1年前期	1年後期	2年前期	2年後期	3年前期	3年後期	4年前期	4年後期	備考/検討
共通専門基礎(全学共通) 専門基礎(工学部共通)	微分積分学1 線形代数1 物理学C1 素材化学1	微分積分学2 線形代数2 物理学C2 素材化学2	常微分方程式論 複素関数論 数理統計学 物理学B2						
建築共通	図学(2クラス) ◎情報基礎(0.57r)	図学演習(3クラス) 情報科学	(学外演習) ◎設計演習Ⅰ(4クラス) ◎構造力学B	(学外演習) ◎建築CAD演習 ◎設計演習Ⅱ(4クラス)	(学外演習) 建築・都市・環境法制 設計演習Ⅲ(6クラス)	(学外演習) 計画演習Ⅰ(6クラス)	学外演習(開講時期指定なし) ◎建築倫理 測量学	◎卒業研究	
建築計画・建築史		◎建築計画 都市・住宅史	住宅設計論 ◎日本建築史	◎施設計画論 ◎西洋建築史	◎近代建築史 ◎居住環境論	建築防災		◎卒業研究	
空間デザイン	◎建築・住居論		防災構造工学	◎都市計画	環境造形論	都市設計 建築設計論 ランドスケープ・デザイン	まちづくり論	◎卒業研究	
構造工学	◎構法システム 建築素材論		構造演習Ⅰ ◎建築材料科学	◎構造力学C 構造演習Ⅱ ◎建築鋼構造学 ◎建築コンクリート構造学	構造設計学 ◎建築生産学	構造設計Ⅰ(2クラス) 構造計画学 建築構法	構造設計Ⅱ(3クラス) ライフサイクルマネジメント	◎卒業研究	
構造工学・環境工学共通				◎建築環境工学Ⅱ ◎建築環境工学Ⅰ	◎建築工学実験(2r) 都市環境計画	システム構造解析 建築耐震構造	建築総合構造学		
環境工学				◎建築環境工学Ⅱ ◎建築環境工学Ⅰ	◎建築工学実験(2r) 都市環境計画 音環境計画	建築設備システム 建築環境設計演習 建築環境設計		◎卒業研究	
全学共通科目 (上記以外)	教養原論 教養原論 ◎外国語第一 ◎外国語第二 ◎外国語第三 ◎健康スポーツ実習Ⅰ	教養原論 教養原論 ◎外国語第一 ◎外国語第二 ◎外国語第三 健康スポーツ実習Ⅱ	教養原論 教養原論 ◎外国語第一 ◎外国語第二 ◎外国語第三	教養原論 教養原論 ◎外国語第一(7ト・ハント) ◎外国語第二(7ト・ハント) ◎外国語第三(7ト・ハント)	外国語第二(7ト・ハント)	外国語第二(7ト・ハント)	外国語第二(7ト・ハント)		

7. 建築士試験指定科目

2009 年度入学者用の一級建築士（実務経験 2 年）および、二級・木造建築士（実務経験 0 年）の受験資格に係る指定科目（建築士試験指定科目）は以下の通りです。

一級建築士を受験するには、下記の指定科目の分類①から⑨ごとに定められた単位数以上の指定科目と、⑩を含む指定科目全体から、60 単位以上を修得して、卒業後、設計・工事監理、建築確認、一定の施工管理等、設計・工事監理に必要な知識・能力を得られる 2 年以上の実務の経験が必要です。また、二級・木造建築士を受験するには、下記の指定科目の分類①から⑨ごとに定められた単位数以上の指定科目と、⑩を含む指定科目全体から、40 単位以上を修得して卒業しなければなりません。

指定科目の分類	修得すべき単位数		指定科目に該当する開講科目			
	一級	二級・木造	科目名	履修学年	必修・選択	単位数
①建築設計製図	7 単位以上	5 単位以上	設計演習Ⅰ	2	必修	4
			設計演習Ⅱ	2	必修	4
			建築CAD演習	2	必修	1
			設計演習Ⅲ	3	選択必修	4
			計画演習Ⅰ	3	選択	4
			計画演習Ⅱ	4	選択	4
			単位数小計			21
②建築計画	7 単位以上	②～④建築計画、建築環境工学又は建築設備：7 単位以上	建築・住居論	1	必修	2
			建築計画	1	必修	2
			施設計画論	2	必修	2
			都市計画	2	必修	2
			居住環境論	3	必修	2
			日本建築史	2	必修	2
			西洋建築史	2	必修	2
			住宅設計論	2	選択必修	2
			都市・住宅史	1	選択必修	2
			近代建築史	3	選択必修	2
			建築防災	3	選択必修	2
			都市設計	3	選択	2
			環境造形論	3	選択	2
			建築設計論	3	選択	2
			まちづくり論	4	選択	2
			単位数小計			30

③建築環境工学	2 単位以上		建築環境工学Ⅰ	2	必修	2	
			建築環境工学Ⅱ	2	必修	2	
			音環境計画	3	選択必修	2	
			都市環境計画	3	選択必修	2	
			熱環境計画	2	選択必修	2	
			建築環境設計	3	選択	2	
			建築環境設計演習	3	選択	1	
			単位数小計			13	
④建築設備	2 単位以上		建築環境工学Ⅲ	2	必修	2	
			建築設備システム	3	選択	2	
			単位数小計			4	
⑤構造力学	4 単位以上		⑤～⑦構造 力学, 建築一 般構造又は 建築材料:6 単位以上	構造力学A	1	必修	2
				構造力学B	2	必修	2
				構造力学C	2	必修	2
				振動学	3	必修	2
				構造演習Ⅰ	2	選択必修	1
		システム構造解析		3	選択	2	
		単位数小計				11	
⑥建築一般構造	3 単位以上	構法システム		1	必修	2	
		建築鋼構造学		2	必修	2	
		建築コンクリート構造学		2	必修	2	
		構造演習Ⅱ		2	選択必修	1	
		防災構造工学		2	選択必修	2	
		構造設計学		3	選択必修	2	
		建築耐震構造		3	選択必修	2	
		構造計画学		3	選択必修	2	
		構造設計Ⅰ		3	選択	2	
		構造設計Ⅱ		4	選択	2	
		建築複合構造学		4	選択	2	
		単位数小計				21	
		⑦建築材料		2 単位以上	建築材料学	1	必修
建築工学実験	3				必修	2	
建築素材論	1		選択必修		2		
単位数小計					6		
⑧建築生産	2 単位以上	1 単位以上	建築生産学	3	必修	2	

			建築構法	3	選択	2
			ライフサイクルマネジメント	4	選択	2
			単位数小計			6
⑨建築法規	1 単位以上	1 単位以上	建築・都市・環境法制	3	必修	2
			単位数小計			2
⑩その他	(適宜)	(適宜)	建築倫理	4	必修	1
			ランドスケープ・デザイン	3	選択	2
			図学	1	選択必修	2
			図学演習	1	選択必修	1
			造形演習Ⅰ	1	選択	1
			造形演習Ⅱ	1	選択	1
			測量学	4	選択	2
			単位数小計			10
①～⑨の必要単位数合計	30 単位以上	20 単位以上	①～⑨の単位数合計			114
①～⑩の必要単位数合計	60 単位以上	40 単位以上	総単位数(①～⑩の単位数合計)			124

市 民 工 学 科

市民工学科

1. 教育の目指すもの

市民生活の利便性の向上と安全を確保するためには、新たな都市施設の建設だけではなく、老朽化してきた施設の更新や維持管理、そしてそれらを支える技術開発が重要な課題となってきた。最近ではとくに、環境に配慮するとともに市民の意見を広く反映した都市・地域の計画や施設計画が進められるようになり、設計基準や制度の国際標準化も大きく進展してきている。このような背景の下で、従来の土木工学を包含した幅広い内容を持つ工学領域を21世紀型の新しいCivil Engineering（＝市民工学）としてとらえ、土木工学を基盤としつつ安全・安心で環境に調和した市民社会の創生のための基礎的な教育を進める学科として、市民工学科が設立された。

市民工学科は、人間安全工学講座と環境共生工学講座の2つの講座から構成されており、それぞれの講座で6つの教育研究分野を設けている。人間安全工学講座では、自然災害やテロ・事故などの社会災害に対して安全な都市・地域の創造に関する教育を、環境共生工学講座では、自然と共生する都市・地域を目指した環境の保全と都市施設の維持管理・再生に関する教育を行う。

市民工学科のカリキュラムは、伝統的な土木工学の科目を基盤として、これらの価値目標を達成するための基礎となる科目を用意している。また、近年の社会基盤事業では、プロジェクトに関する専門知識だけではなく、一般市民に対する説明能力やコミュニケーション能力が不可欠となってきたため、具体的な事例を通じた少人数教育により学生の能力向上を目指している。教員はいずれかの教育研究分野に所属し、学生は教員の指導の下に卒業研究を行うことになる。

21世紀の市民社会が達成すべき価値観は「安全」、「環境」および「創生」であると考えられる。市民工学科では、21世紀の市民社会が必要とする「パブリックサービス」の担い手となるための専門基礎知識および創造性を持った国際性豊かな人材の育成を目標としている。

2. 構成と教育組織

講座名	教育研究分野	教 授 (室番)	准教授 (室番)	助 教 (室番)	技術職員， 事務職員等 (室番)
人間安全工学	構造安全工学	川谷 充郎 (1W-307)	三木 朋広 (1W-111)		市成 準一＊) (R103)
	地盤安全工学	澁谷 啓 (1W-207)	加藤 正司 (1W-206)	鳥居 宣之＊) (1W-105)	
	交通システム工学	喜多 秀行 (1W-306)	竹林 幹雄 (1W-305)		小林 秀恵 (1W-G02)
	地盤防災工学	田中 泰雄＊) (R206)	吉田 信之＊) (R203)		前田 浩之 (1W-308)
	地震減災工学		鯨田 泰子 (1W-109)		
	流域防災工学	藤田 一郎 (1W-309)		神吉 和夫 (1W-205)	柳岡 智子 (1W-204)
環境共生工学	環境流体工学	中山 昭彦 (自N3-115)			川島 悠子 (1W-302)
	水圏環境工学	道奥 康治 (1W-209)	宮本 仁志 (1W-208)		中西 由彌子 (1W-104)
	地圏環境工学		上西 幸司＊) (R103)	河井 克之 (R205)	北 富美子 (1W-104)
	広域環境工学	飯塚 敦＊) (R204)		斎藤 雅彦＊) (R205)	山崎 操＊) (R101)
	都市保全工学	森川 英典 (1W-108)	芥川 真一 (1W-110)		中本 奈央 (R204)
	都市経営工学	朝倉 康夫 (自N3-811)	富田 安夫 (自N3-814)	井料 隆雅 (自N3-826)	

＊) 都市安全研究センター所属

3. 学 習 ・ 教 育 目 標

市民工学科においては、自然と共生できる社会システムを創造・保全することを目的とし、社会基盤施設の企画、計画、設計、施工から維持、再生に至るプロジェクトの実行およびマネジメントを、強い使命感と高い倫理観をもって行える技術者・研究者として成長できる人材を育成する。そのために、以下に示す一般、専門、総合に分類した学習・教育目標を設定し、基礎学力から応用力に至るまでを修得できるカリキュラムを編成している。専門科目については、市民工学共通、構造工学系、水工学系、地盤工学系、計画系および環境系の科目から履修できる。

学習・教育目標

一般	(A)	多面的思考・分析能力	物事を多面的な視点から把握し、分析・考察できる能力を養う。
	(B)	技術者倫理	土木事業の持つ社会的影響の重要性と土木技術者の果たすべき社会的責任を理解・自覚し、自ら判断・提言できる技術者倫理を身に付ける。
	(C)	自然科学，人文科学，社会科学，情報基礎等一般基礎学力	土木工学に関連する数学，自然科学，人文科学，社会科学の主要科目と情報基礎を確実に習得し，土木技術者として必要な一般基礎学力を身に付ける。
専門	(D)	基礎専門学力	土木材料・力学一般／構造工学・地震工学／地盤工学／水工水理学／交通工学・国土計画／環境システムのうち少なくとも3分野以上の基礎知識を身に付け，土木構造物や関連するシステムを計画，設計施工，維持管理，評価する上で必要な専門知識を習得する。
	(E)	現象把握・解析能力，応用能力	実験・実習科目を通して，理論と実現象の関係を把握し，対象への理解を深めるとともに，実際問題を解析し説明できる能力を身に付ける。
	(F)	ツールの応用力，創造的思考能力	実践に必要な機器操作技術や情報処理技術など最新の工学ツールを使い，自ら創造的に課題を探究し，これを分析・考察して論理的に結果をまとめて説明できる能力を習得する。
	(G)	総合的課題解決能力	数学，自然科学，社会科学，人文科学，専門基礎，土木専門の科目の知識を総動員して，課題を探究し，論理を組み立て，解決する能力を習得する。
	(H)	環境観，文化・歴史を活かせる能力	自然環境，景観，文化，歴史の意義を理解し，調和のとれた社会基盤整備に必要な基礎能力を身に付ける。

総合	(I)	協働能力，コミュニケーション能力	自己の考えを論理的，客観的に記述・説明でき，口頭発表，討議が行える日本語能力を身に付け，異なる専門分野，異なる国の人々と共同で仕事のできる協調性と指導力を身に付ける。
	(J)	生涯学習能力	社会の要請，変化に柔軟に対応して自主的，継続的に学習できる能力を身に付ける。
	(K)	計画的実務遂行能力	自然のおよび社会経済的制約の下で問題を解決し，計画的に仕事を進め，まとめる能力を身に付ける。
	(L)	自己管理能力	自己の健康やスケジュールを管理し，他人と協調を図りながら，仕事を進める能力を身に付ける。

4. 履修科目一覧表

専門科目

(◎印は必修, ○印は選択必修, 無印は選択科目を示す)

区分	必修・ 選択の別	授業科目	単位	毎週の授業時間								担 当 教 員	備 考
				1		2		3		4			
				前	後	前	後	前	後	前	後		
共通専門基礎科目（＊１）	○	微分積分学1	2	2								全学 共通 授業 科目	
	○	微分積分学2	2		2								
	○	線形代数学1	2	2									
	○	線形代数学2	2		2								
	○	数理統計学	2			2							
	○	物理学C1	2	2									
		物理学C2	2		2								
		物理学B2	2			2							
		素材化学Ⅰ	2	2									
	○	図学	2	2									
○	図学演習2	1		2									
専門基礎科目（＊２）	○	数学演習	1	2							上西	工学部 共通科目	
	○	複素関数論	2			2							
	○	常微分方程式論	2			2							
	○	フーリエ解析	2				2						
	○	解析力学Ⅰ	2				2						
		熱・統計力学	2					2					
市民工学専門科目（＊３）		（市民工学共通科目）										道奥・喜多・田中（非） 市民工学科教員 中田（非） 三木他 森川・鍼田 富田 藤田 飯塚・土佐（非）・中山（非） 三木他 吉田・芥川・齋藤・井科 市民工学科教員 市民工学科教員 中山・加藤他 飯塚・上西 朝倉 富田・吉田・芥川・神吉・ 田所（非）・前田（非） 市民工学全教員	
	◎	市民工学概論	2	2									
	○	創造思考ゼミナールⅠ	2	2									
	◎	測量学	2			2							
	◎	測量学実習	2			6							
	◎	土木 CAD 製図	1				2						
	○	市民工学のための確率・統計学	2				2						
	○	学外実習（＊４）	1					（＊４）					
	○	国際関係論	2					2					
	◎	実験及び安全指導	2					4					
	◎	数値計算実習	1						2				
	◎	市民工学倫理	2						2				
	○	創造思考ゼミナールⅡ	2						2				
	○	プロジェクトマネジメント	2						2				
	○	連続体力学	2						2				
	○	合意形成論	2						2				
	○	公共施設工学	2						2				
	◎	卒業研究	10							6	24		
		（構造工学系科目）											
	◎	構造力学Ⅰ	2		2								川谷
◎	材料工学	2		2							森川		
○	構造力学Ⅱ及び演習	3			4						芥川・鍼田		
○	構造力学Ⅲ	2				2					芥川・三木		
○	コンクリート構造学	2					2				森川・三木		
○	構造動力学	2						2			川谷		
○	地震安全工学	2							2		鍼田		
○	橋梁工学	2							2		川谷		

専門科目

(◎印は必修、○印は選択必修、無印は選択科目を示す)

区分	選択の別・必修	授業科目	単位	毎週の授業時間								担当教員	備考
				1		2		3		4			
				前	後	前	後	前	後	前	後		
市民工学専門科目（＊3）		（水工学系科目）											
	◎	水工学の基礎及び演習	3			4						藤田	
	○	管路・開水路の水理学及び演習	3				4					宮本	
	○	水文学	2					2				道奥	
	○	河川・流域工学	2					2				藤田	
	○	海岸・港湾工学	2						2			宮本・田所(非)	
	○	環境流体の解析学	2						2			中山	
		（地盤工学系科目）											
	◎	土質力学Ⅰ及び演習	3			4						澁谷・河井	
	○	土質力学Ⅱ及び演習	3				4					飯塚・加藤	
	○	地盤基礎工学	2					2				吉田	
	○	地形工学	2						2			田中・吉田・沖村(非)	
	○	地盤調査・施工法	2						2			田中	
		（計画系科目）											
	◎	計画学Ⅰ及び演習	3				4					喜多・竹林・井料	
	○	都市地域計画	2					2				富田	
	○	計画学Ⅱ	2						2			喜多	
	○	交通工学	2						2			朝倉	
		（環境系科目）											
	◎	地球環境論	2	2								中山	
	○	水圏環境工学	2						2			道奥	
	○	都市環境工学（＊5）	2						2			杉山(非)	
	○	都市安全工学	2						2			田中・澁谷・加藤	
	○	地圏環境工学	2							2		吉田	
	○	上下水道工学	2							2		松下(非)・畑(非)	
	○	シヴィックデザイン	2							2		秦(非)	
		（その他）											
		特別講義Ⅰ（＊6）	2									（未定）	
		特別講義Ⅱ（＊6）										（未定）	
		特別講義Ⅲ（＊6）										（未定）	
		特別講義Ⅳ（＊6）										（未定）	
		その他必要と認める専門科目											その都度定める

4. 履修科目一覧表（その2）

週授業時間数

	計	1		2		3		4	
		前	後	前	後	前	後	前	後
◎ 必修	68	4	4	16	6	4	4	6	24
○ 選択必修	96	12	6	10	16	24	28	0	0
選択	8	2	2	0	2	0	2	0	0
合計	172	18	12	26	24	28	34	6	24

＊） 特別講義Ⅰ～Ⅳ（各2時間）および学外演習は含んでいない。

単位数

	計	1		2		3		4	
		前	後	前	後	前	後	前	後
◎ 必修	37	4	4	10	4	2	3	0	10
○ 選択必修	91	11	5	9	14	24	28	0	0
選択	8	2	2	0	2	0	2	0	0
合計	136	17	11	19	20	26	33	0	10

＊） 特別講義Ⅰ～Ⅳ（各2時間）および学外演習は含んでいない。

5. 履 修 上 の 注 意

(1) 履修規則

- 1) 専門科目総準備単位 136 単位
- 2) ◎印は必修科目，○印は選択必修科目，他は選択科目である。
- 3) 卒業要件に関わる科目の履修登録単位数の上限は1年間で56単位とする。（67ページ参照）
- 4) 学生の卒業に必要な単位は126単位以上とする。その内訳は工学部規則第5条，別表第2のとおりです。（86ページ参照）

※ 専門科目について

- 1 必修科目 37 単位（卒業研究 10 単位を含む）を修得すること。
- 2 共通専門基礎科目及び専門基礎科目の選択必修科目から 14 単位以上修得すること。
- 3 市民工学専門科目の選択必修科目から 45 単位以上修得すること。
- 4 ①構造工学系科目，②水工学系科目，③地盤工学系科目，④計画系科目，⑤環境系科目のそれぞれから 6 単位以上を修得すること。
- 5) 他学科または他学部の専門科目の授業科目中，当学科が認めた場合は，当学科の選択科目とみなすことができる。他大学（外国の大学を含む），及び入学前の既修得単位の取り扱い，工学部規則第8条，第9条及び第10条に従う。

(2) 市民工学科履修内規

- 1) 卒業研究申請要件について（工学部規則第7条2項）
卒業研究の申請をしようとする者は，表に示す単位を修得していること。

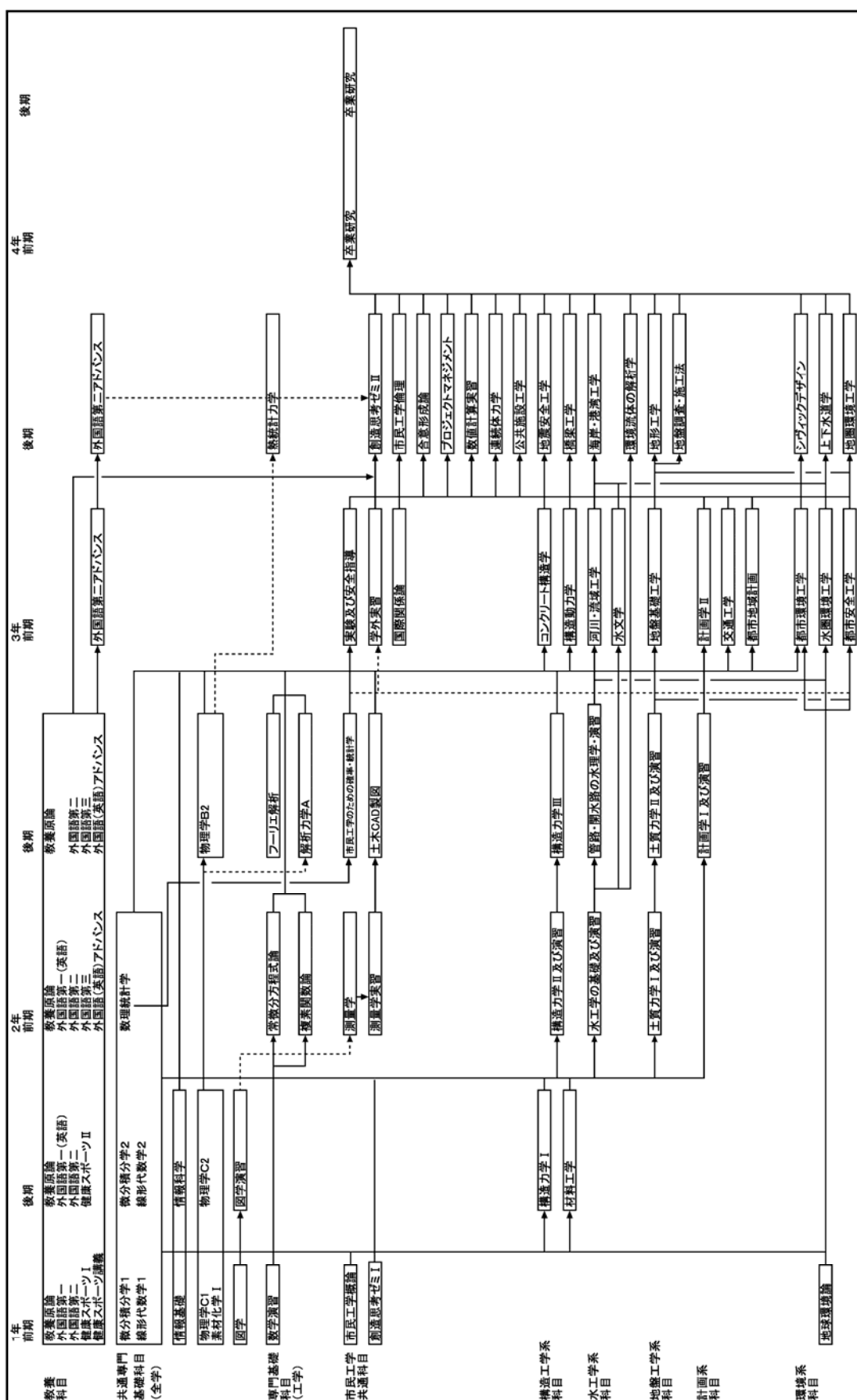
表 卒業研究の申請に必要な単位数

授 業 科 目	単 位 数
教養原論	14 単位
外国語科目	10 単位
情報科目	1 単位
健康・スポーツ科学	1 単位
健康・スポーツ科学実習 I	
専門専門科目等	74 単位（必修科目 21 単位，選択必修科目 53 単位以上を含む。）
合 計	100 単位以上

- 2) 履修科目の登録の上限を超えて登録することができる者の基準について
学生便覧における「履修科目の登録の上限を超えて登録することができる者の基準について」を参照すること。
- 3) 早期卒業に関する認定基準について

学生便覧における「早期卒業の認定基準に関する内規」および「早期卒業に関する学科別認定基準等について」を参照すること。

6. 各授業科目の関係



電 気 電 子 工 学 科

電 気 電 子 工 学 科

1. 教 育 の 目 指 す も の

【教育・研究の目標】

近年、電気電子工学の対象とする学問・技術は、電力、新エネルギー、交通、自動車、情報、通信、海洋、航空、宇宙、医療、環境、安全といった最先端分野から、身近な家電・民生分野にいたるまでの広範囲な領域において急速に発展している。そのため、対象とする研究領域もますます拡大し、他の学問分野との境界領域での研究・技術開発が必要とされ、いわゆる“学際化”が進んでいる。また一方では、既存の学問分野の成果のみでは対応できない、ナノ材料・エレクトロニクス、情報ネットワーク・IT、超大容量コンピュータ・人工知能、メカトロニクス、バイオエレクトロニクス等の分野においては、研究・開発の専門化・高度化が進んでいる。このようなトレンドを念頭におき、電気電子工学科では、次世代の電気電子工学の新しい展開に柔軟に対応できる高度な専門基礎学力を持ち、関連する異分野での科学と技術にも十分な興味と理解を持つ、学際的、かつ創造性豊かな人材を育成することを目指して教育を推進している。一方、研究機関としての大学という面では、主要な基礎研究分野において、世界的水準の研究を遂行し、その成果をはじめとする先端的情報の発信基地として活発な活動を行っている。さらに、大学の中心的な使命として、電気電子工学の学問分野の発展、およびその学問的体系化・蓄積を目指し、将来を担う若手研究者・教育者の育成に努めている。

【教育・研究組織と分野】

電子物理

メゾスコピック材料学、フォトリック材料学、量子機能工学、ナノ構造エレクトロニクス、電磁エネルギー物理学の各研究分野があり、電子・光子現象の工学的応用の基礎となる固体物理学、表面物理学、光・電子物性、電子材料工学、その応用としての集積回路デバイス、光エレクトロニクスデバイス、量子効果デバイス、ナノ材料・ナノデバイス等の材料およびデバイスの物理と設計・製作、電気エネルギーシステムの高効率化や安定化のための電気エネルギー変換システム制御理論・技術、プラズマエネルギー応用機器や超電導電力システムの設計・制御等に関連した教育・研究を行っている。

電子情報

集積回路情報、計算機工学、通信情報、アルゴリズム、知的学习論の各教育研究分野があり、IT技術・電子情報通信システムの基本要素となる回路技術およびアルゴリズム、計算機援用システム設計(CAD)、情報の伝送・処理・変換に関する技術・理論としての計算機ハードウェア、ユビキタスネットワーク、ウェアラブルコンピュータ、パターン認識、システム最適化の理論と応用等、幅広い教育・研究を行っている。

【カリキュラムの特徴】

前述の教育・研究の目標を達成すべく、電気電子工学の学問・技術分野の基礎から応用まで調和の取れたカリキュラムを編成している。開講されている科目を分類すると、1，2年次には、電気電子工学の“専門基礎科目”として、物理，数学，化学分野の基礎科目が開講され，これと並行して，1～3年次に，自主的な学習法を体得することを目的とした少人数教育による電気電子工学導入ゼミナールをはじめ，“専門科目”として，電磁気学，電気回路論，電子回路，プログラミング演習，電気電子工学実験などが開講されている。更に，2，3年次になると“専門応用科目”として，量子物理工学，固体物性工学，半導体電子工学などの電子物理工学系科目と，情報理論，計算機工学，データ構造とアルゴリズムなどの電子情報工学系科目，および電力工学，電気機器，制御工学などの電気エネルギー制御工学系科目が開講されている。その他，電気主任技術者などの資格取得のための科目も開講されている。

2. 構成と教育組織

講座名	教育研究分野	教授 (室番)	准教授 (室番)	講師 (室番)	助教 (室番)	技術職員, 事務職員等 (室番)	
電子物理	メゾスコピック材料学	林 真至 (自201)	森脇 和幸 (自202)			伊地知武吉 (2E—207) 北山 良和 (2E—110)	富澤 佳苗 (2E—302) 馬場 安希 (2E—302)
		藤井 稔 (自208)					
			浦野 俊夫 (B—201)				
	フォトニック材料学	和田 修 (B—204)			小島 磨 (B—105)		
	量子機能工学	喜多 隆 (B—206)					
	ナノ構造エレクトロニクス	小川 真人 (B—305)	土屋 英昭 (B—202)				
			相馬 聡文 (B—306)				
	電磁エネルギー物理学	八坂 保能 (B—304)	竹野 裕正 (B—203)		米森 秀登 (2E—111)		
					中本 聡* (2E—111)		
電子情報			本間 康浩 (B—404)				
	集積回路情報	沼 昌宏 (B—406)	黒木 修隆 (B—405)	廣瀬 哲也 (B—403)		原田 和男 (2E—307) 土居原知良 (2E—407) 山中 和彦 (2E—203)	
	計算機工学	塚本 昌彦 (B—205)	寺田 努 (B—401)				
	通信情報	森井 昌克 (B—303)	桑門 秀典 (B—302)		栗林 稔 (2E—307)		
	アルゴリズム	増田 澄男 (B—402)	山口 一章 (B—308)				
	知的学習論	阿部 重夫 (自303)	小澤 誠一 (自302)				

自：自然科学総合研究棟3号館（西），*助手

3. 履修科目一覧表

専門科目

(◎印は必修、○印は選択必修、無印は選択科目を示す)

	授業科目	単位 数	毎週の授業時間								担 当 教 員	備 考	
			1		2		3		4				
			前	後	前	後	前	後	前	後			
	微分積分学1	2	2									U	全 学 共 通 授 業 科 目
	微分積分学2	2		2								U	
	線形代数学1	2	2									U	
	線形代数学2	2		2								U	
	数理統計学	2			2							U	
	物理学C 1	2	2									U	
	物理学C 2	2		2								U	
	物理学実験	2		4								U	
	素材化学Ⅰ	2	2									U	
	素材化学Ⅱ	2		2								U	
	図学	2	2									U	工 学 部 共 通 科 目
	離散数学	2	2									T	
	複素関数論	2			2							T	
	常微分方程式論	2			2							T	
	偏微分方程式	2					2					T	
	数値解析	2						2				T	
	フーリエ解析	2				2						T	
	ベクトル解析	2		2								T	
	工業所有権法	1								1		T	
	複素関数論演習	1				1					栗林・相馬	T	
	常微分方程式論演習	1				1					栗林・相馬	T	
◎	電気電子工学導入ゼミナール	2	2								全教員	T	
◎	電気回路論Ⅰ	2		2							黒木	T	
○	電気回路論Ⅱ	2			2						和田	T	
	電気回路論演習	1		2							黒木・廣瀬・米森	T	
◎	電子回路	2				2					沼	T	
◎	電磁気学Ⅰ	2			2						喜多	T	
○	電磁気学Ⅱ	2				2					和田	T	
	電磁気学演習	1			2						藤井(稔)・土屋	T	
	電気計測	2				2					浦野・本間	T	
	情報数学	2		2							増田	T	
	論理数学	2			2						塚本	T, S	
○	量子物理学Ⅰ	2			2						小川	T	
	量子物理学Ⅱ	2				2					藤井	T, P	
	数理物理学	2					2				土屋	T, P	
○	固体物性工学Ⅰ	2				2					林	T	
	固体物性工学Ⅱ	2					2				林	T, P	
	電気電子材料学	2						2			藤井(稔)	T, P, E	

専門科目

(◎印は必修、○印は選択必修、無印は選択科目を示す)

	授業科目	単位 数	毎週の授業時間								担 当 教 員	備 考
			1		2		3		4			
			前	後	前	後	前	後	前	後		
	光電磁波論	2						2			森脇	T, P
○	半導体電子工学Ⅰ	2					2				小島, 相馬	T
	半導体電子工学Ⅱ	2						2			小川	T, P
	集積回路工学	2						2			高田	T, P, S
	デジタル情報回路	2					2				沼	T, S
	情報伝送Ⅰ	2					2				森井	T
	情報伝送Ⅱ	2						2			森井	T, S
○	情報理論	2					2				桑門	T, S
○	計算機工学Ⅰ	2				2					塚本	T
	計算機工学Ⅱ	2					2				寺田	T, S
	言語理論とオートマトン	2						2			未定	T, S
○	データ構造とアルゴリズムⅠ	2			2						増田	T
	データ構造とアルゴリズムⅡ	2					2				山口	T, S
	応用電波工学	2							2		王前・小林(正)	T, P, S
	応用通信工学	2						2			藤江	T, S
○	制御工学Ⅰ	2				2					阿部	T
	制御工学Ⅱ	2					2				阿部	T, S, E
○	電気機器Ⅰ	2			2						小澤	T
	電気機器Ⅱ	2				2					小澤	T, S, E
○	電力工学Ⅰ	2					2				八坂	T
	電力工学Ⅱ	2						2			竹野	T, S, E
	高電圧放電工学	2						2			八坂	T, P, E
	英語によるプレゼンテーション	2	*		*		*		*		J.Caragata	T (注3)
	電気機械設計論	1							1		深山	T, E
	電気製図	1							3		藤井(静)	T, E
	電力応用	2						2			中村(肇)・築島	T, E
	電気法規・施設管理	1							1		中川	T, E
◎	プログラミング演習	1		2							桑門・山口	T
◎	電気電子工学実験Ⅰ及び安全指導	2				4					全教員	T
◎	電気電子工学実験Ⅱ	2					6				全教員	T
◎	電気電子工学実験Ⅲ	2						6			全教員	T
◎	電気電子工学実験Ⅳ	1							3		各教員	T
◎	卒業研究	10							10	20	各教員	T
その他必要と認める専門科目												その都度定める

週授業時間数

		計	1		2		3		4		備 考
			前	後	前	後	前	後	前	後	
◎	必 修	59	2	4	2	6	6	6	13	20	
○	選択必修	22			8	8	6				
	選択 U	24	10	12	2						
	T	74	4	6	10	8	16	22	7	1	(注5)
	合 計	179	16	22	22	22	28	28	20	21	

単位数

		計	1		2		3		4		備 考
			前	後	前	後	前	後	前	後	
◎	必 修	26	2	3	2	4	2	2	1	10	(注4)
○	選択必修	22			8	8	6				
	選択 U	22	10	10	2						
	T	70	4	5	9	8	16	22	5	1	(注5)
	合 計	140	16	18	21	20	24	24	6	11	

(注1) ◎印は必修科目，○印は選択必修科目を示す。その他は選択科目である。

(注2) 備考欄の記号について

P（電子物理工学系），S（電子情報工学系），E（電気エネルギー制御工学系）は，各系を主として履修しようとする学生にとって必修的に要望される科目であることを示す。

Uは全学共通授業科目中の専門科目であることを示し，Tはその他の専門科目を示す。

(注3) 「英語によるプレゼンテーション」は＊印の1～4年前期（2時間）に開講するので，どの学年で履修してもよい。

(注4) 卒業研究は4年後期に10単位として表に掲載している。

(注5) 「英語によるプレゼンテーション」は1年前期に2単位（2時間）として表に掲載している。

4. 履修上の注意

(1) 履修要領

- (a) 総準備単位数 140 単位（全学共通授業科目の教養原論，外国語科目，健康・スポーツ科学科目，および情報科目を含まない）。
- (b) 学生が 1 年間に履修登録可能な単位数は，工学部規則に規定されている単位数を上限とする。
- (c) 学生の卒業に必要な単位数は最低 128 単位とする。その内訳は，次の通り。

教養原論	16 単位
外国語科目	
外国語第 1（英語）	6 単位
外国語第 2	4 単位
情報科目	
情報基礎	1 単位
健康・スポーツ科学科目	
健康・スポーツ科学実習 I	1 単位
専門科目	
必修	26 単位（卒業研究 10 単位を含む）
選択（注 1）	74 単位（専門科目中の選択必修 18 単位以上を含む）

(2) 内規

- (a) 神戸大学工学部規則第 7 条第 2 項に規定する卒業研究の履修に必要な単位数は，上記に規定する卒業に必要な単位中の最低 109 単位とする（但し，4 年次開講科目の単位はここに含まない）。その内訳は，次の通り。

教養原論	16 単位
外国語科目	
外国語第 1（英語）	6 単位
外国語第 2	4 単位
情報科目	
情報基礎	1 単位
健康・スポーツ科学科目	
健康・スポーツ科学実習 I	1 単位
専門科目	
必修	15 単位
選択（注 1）	66 単位（専門科目中の選択必修 16 単位以上を含む）

(注1) 専門科目の「必修」と「選択必修」に算入していない専門科目(※1)，及び他学部又は他学科の専門科目中，当学科が認めたものは参入される。また，全学共通授業科目の選択科目(外国語科目，健康・スポーツ科学科目，情報科目)からは最大14単位(※2)まで算入される。

(※1) 3. 履修科目一覧表の専門科目に記載されている全学共通授業科目12科目，及び工学部共通科目9科目を含む。

(※2) 英語アドバンストコースは3単位まで，外国語第2は4単位まで(但し，独語ⅢA・ⅢB，仏語ⅢA・ⅢB，中国語ⅢA・ⅢB，露語ⅢA・ⅢBのいずれかから2単位以内，独語ⅣA・ⅣB，仏語ⅣA・ⅣB，中国語ⅣA・ⅣB，露語ⅣA・ⅣBのいずれかから2単位以内)，外国語第3(外国語第2で選択した言語以外のもの)は2単位まで，健康・スポーツ科学科目(実習Ⅱ，講義)は3単位まで，情報科目(情報科学)は2単位まで算入される。

5. 各授業科目の関係

1 年		2 年		3 年		4 年	
前	後	前	後	前	後	前	後
微分積分学Ⅰ 線形代数学Ⅰ 物理学C1 素材化学Ⅰ 図学	微分積分学Ⅱ 線形代数学Ⅱ 物理学C2 物理学実験 素材化学Ⅱ	数理統計学					
離散数学	ベクトル解析	複素関数論 複素関数論演習 常微分方程式論 常微分方程式論演習	フーリエ解析	偏微分方程式	数値解析		工業所有権法
〔共通科目〕 ◎電気電子工学導入ゼミナール	◎プログラミング演習 ◎電気回路論Ⅰ 電気回路論演習 情報数学	◎電気回路論Ⅱ ◎電磁気学Ⅰ 電磁気学演習	◎電子回路 ◎電磁気学Ⅱ 電気計測 ◎電気電子工学実験Ⅰ及び安全指導	◎電気電子工学実験Ⅱ *英語によるプレゼンテーション		◎卒業研究	◎卒業研究
		◎量子物理工学Ⅰ	電子物理工学Ⅱ ◎固体物性工学Ⅰ	数理物理学 固体物性工学Ⅱ ◎半導体電子工学Ⅰ *英語によるプレゼンテーション	光電磁波論 電気電子材料科学 半導体電子工学Ⅱ 集積回路工学	◎電気電子工学実験Ⅳ *英語によるプレゼンテーション	
〔電子情報工学系科目〕		論理数学 ◎データ構造とアルゴリズムⅠ	◎計算機工学Ⅰ	計算機工学Ⅱ ディジタル情報回路 データ構造とアルゴリズムⅡ 情報伝送Ⅰ ◎情報理論	言語理論とオートマトン 情報伝送Ⅱ 応用通信工学	応用電波工学	
〔電気エネルギー制御工学系科目〕		◎電気機器Ⅰ	電気機器Ⅱ ◎制御工学Ⅰ	制御工学Ⅱ ◎電力工学Ⅰ	電力工学Ⅱ 高電圧放電工学 電力応用	電気機械設計論 電気製図 電気法規・施設管理	

◎印は必修科目、○印は選択必修科目、無印は選択科目を示す。*印「英語によるプレゼンテーション」は1～4年のどの学年で履修してもよい。

機 械 工 学 科

機 械 工 学 科

1. 教 育 の 目 指 す も の

機械工学とは、数学・科学・技術を駆使して、情報、エネルギー、運動などを正確に高能率でかつ円滑に伝達あるいは変換することにより、人間生活に有益で環境に優しい高性能・高品質の製品を効率よく生産することを追及する学問分野である。

機械工学科では、自然環境との調和のもとでの人類の持続的な発展を実現するために必要なものづくりに要請される数学・物理・各種力学、材料学などの幅広い分野の基礎に重点をおいた教育を通じて、機械工学を考える上で基本となる現象を物理的に理解する能力を養い、計算機工学、制御工学、情報工学、システム工学、設計学、生産工学等の応用科目を修得させることにより学際的な問題に対応する能力を開発し、新しい発想に基づき柔軟で総合的に問題を解決できる能力を有し、機械工学に関する実践的な研究・開発・設計および生産に携わるエンジニアを養成することを理念としている。

機械工学科は、幅広い社会の要望に対応して、わが国の基盤産業を支え、将来の科学技術の発展を担う機械技術者・研究者を育成するため創設され、流体エネルギーおよび熱エネルギーの生成機構と輸送メカニズムを解明するとともに、環境を考えた広い立場から教育研究を行う熱流体講座（応用流体工学、混相熱流体工学、エネルギー変換工学、エネルギー環境工学研究分野）、固体の構造、組成、力学特性等を理論的及び実験的に解明し、その機能・強度・安定性の評価を行うとともに、表面及び界面の機能を設計するための教育研究を行う材料物理講座（固体力学、破壊制御学、材料物性学、表面・界面工学研究分野）、持続可能で活力のある次世代型社会システムの構築に必要な技術基盤を、人工物の設計・生産・運用・再利用の観点から確立することを目的とした教育研究を行う設計生産講座（複雑系機械工学、機械ダイナミックス、コンピューター統合生産工学、知能システム創成学、創造設計工学研究分野）から成り立っている。

専門分野の基礎科目を精通して系統化することはもとより、機械工学の面白さを専門的観点から身に触れて解説する機械工学基礎（Fundamental Mechanical Engineering）を1年前期に、3年では習得した機械工学の知識と先端分野との有機的な合成を計るため先端機械工学詳論（Ⅰ－Ⅳ）を組み入れるとともに、各研究分野の主任教授が先鋭化した最先端の機械工学を講述する先端機械工学通論を3年後期に配するなど、他に例を見ない個性化および活性化を行った。また、「ものづくり」という実践的教育も早くから取り入れており、工学倫理の教育と相乗させてバランスのとれた人材を作るよう心がけてきた。以上のような理念と実践的取り組みのもと、創造性及び国際性豊かな研究者・技術者を輩出している。本機械工学科における教育の特徴は、揺るぎ無い基礎学力を身につけると同時に、幅広い応用に対応できる柔軟な思考力と応用力を持ったエンジニアを育成することにある。そのため、学年進行に応じて基礎から応用へと系統的に用意された講義・演習と幅広い実験・演習などの体験学習、さらに最終学年の4年生では最先端の研究に触れて感性を磨き、応用力をつけるための卒業研究が用意されている。このような教育をうけ、新しい経験を積んだ卒業生は、ほとんどすべての産業分野で、時代を牽引していく中心的な人材として活躍が期待される。卒業生の70%程度は大学院博士課程前期課程へ進学し、さらに深い研究達成を希望するものに対して、博士課程後期課程への途が開かれている。

2. 構成と教育組織

2009. 4. 1現在

	教育・研究分野	教 授 (室番)	准教授・講師 (室番)	助教・助手 (室番)	技術職員，事務職員等 (室番)	
熱流体	応用流体工学 (MH-1)	薦原 道久 (自1-603)	片岡 武 (自1-602)	田口 智清 (自2-510)	道脇 昭 (5E-201)	田崎 彩野 (5E-302) 青木 (5E-302)
	混相熱流体工学 (MH-2)	竹中 信幸 (自1-601)	浅野 等 (5E-407)	村川 英樹 (3E-203)		
				杉本 勝美 (3E-203)		
	エネルギー変換工学 (MH-3)	平澤 茂樹 (5E-408)	川南 剛 (5E-415)			
エネルギー環境工学 (MH-4)	富山 明男 (自1-607)	細川 茂雄 (自1-606)				
材料物理	固体力学 (MM-1)		長谷部忠司 (自3-220)		古宇田由夫 (自3-225)	
			屋代 如月 (自3-221)			
	破壊制御学 (MM-2)	中井 善一 (自3-216)	田中 拓 (自3-217)	日和 千秋 (自3-120)		
				塩澤 大輝 (自3-121)		
				横田久美子 (自3-120)		
	材料物性学 (MM-3)	保田 英洋 (5E-401)		新田 紀子 (5E-203)		
田川 雅人 (5E-403)						
表面・界面工学 (MM-4)	大前 伸夫 (自3-215)		木之下 博 (自3-123)			
設計生産	複雑系機械工学 (MA-1)		深尾 隆則 (5E-413)		福井喜一郎 (3E-208)	
	機械ダイナミクス (MA-2)		安達 和彦 (5E-412)			
			松田 光正 (5E-406)			
	コンピューター 統合生産工学 (MA-3)	白瀬 敬一 (自3-403)	柴坂 敏郎 (自3-113)	阪口 龍彦 (自3-409-2)		
	知能システム創成学 (MA-4)	磯野 吉正 (自3-117)		花崎 逸雄 (自3-B18)		
創造設計工学 (MA-5)	田浦 俊春 (自3-402)	妻屋 彰 (自3-401)	山本 英子 (自3-404)			
研究基盤センター			藤居 義和 (分析C-303)			

3. 履修科目一覧表（工学基礎，機械専門科目）

専門科目

（◎印は必修，無印は選択科目を示す）

記号	授業科目	単位数	毎週の授業時間								担当教員	備考
			1		2		3		4			
			前	後	前	後	前	後	前	後		
◎	微分積分学1(U)	2	2								藤居 新田	
◎	線形代数学1(U)	2	2									
	微分積分学2(U)	2		2								
	線形代数学2(U)	2		2								
	数理統計学(U)	2		2								
	物理学C3(U)	2		2								
	情報科学(U)	2		2								
	物理学実験(U)	2		4								
◎	数学演習(T)	1	2								藤居 坂口	
	ベクトル解析(T)	2		2								
	複素関数論(T)	2			2							
	常微分方程式論(T)	2			2							
	複素関数論演習(T)	1			2							
	常微分方程式論演習(T)	1			2							
	フーリエ解析(T)	2				2						
	偏微分方程式(T)	2					2					
	工業所有権法(T)	1						1			石井, 山下	
◎	基礎力学1	3	4								松田, 屋代	
◎	機械基礎数学	3	4								田口	
	原子物理工学	2	2								鈴木(康)	
	基礎力学Ⅱ	2		2							藤居	
◎	材料力学	3		4							中井, 長谷部, 田中(拓), 屋代, 塩澤	
◎	熱力学Ⅰ	3		4							平澤, 浅野	
◎	機械力学Ⅰ	3			4						安達	
◎	流体工学	3			4						富山, 細川	
	材料科学	2			2						保田	
	機構学	2			2						大須賀	
	熱力学Ⅱ	2			2						川南	
◎	生産プロセス工学	3				4					柴坂	
	材料工学	2				2					保田	
	機械力学Ⅱ	2				2					安達	
	制御工学Ⅰ	2				2					大須賀	
	流体力学Ⅰ	2				2					薦原	
	連続体力学	2				2					長谷部	
	熱・物質移動学	2				2					竹中	
	計測工学	2				2					大前	
	電気工学概論	2				2					中田	
◎	データ解析	2				2					長谷部, 木之下, 塩澤, 村川	

専門科目

(◎印は必修、無印は選択科目を示す)

記号	授業科目	単位数	毎週の授業時間								担当教員	備考
			1		2		3		4			
			前	後	前	後	前	後	前	後		
	システムシンセシス	2					2				田浦	
	量子力学	2					2				藤居	
	材料強度学	2					2				中井, 田中(拓)	
◎	弾性力学	2					2				田中(拓)	
	制御工学Ⅱ	2					2				深尾	
	流体力学Ⅱ	2					2				片岡	
	計算力学	2					2				田川	
	エネルギー変換工学	2					2				竹中	
	マイクロプロセス工学	2					2				磯野	
	統計力学	2						2			田川	
	固体力学	2						2			富田	
	流体機械	2						2			片岡	
	シミュレーション工学	2						2			川南	
	生産システム工学	2						2			白瀬	
	知能システム工学	2						2			妻屋	
	安全工学・工学倫理	2						2			羽地	
	工業経済	2						2			田中(悟)	
◎	機械工学基礎	3	4								全教員	
◎	機械工学実習	1			3	3					白瀬	
◎	機械製図	1			3	3					妻屋	
◎	機械工学実験	2					4	4			全教員	
◎	機械創造設計演習Ⅰ	4					8				柴坂, 深尾, 池田, 佐藤, 長田, 他	
◎	機械創造設計演習Ⅱ	4						8			田浦, 白瀬, 妻屋, 他	
	応用機械工学演習	2						4			全教員	
◎	英語特別演習	2							2	2	全教員	
	先端機械工学詳論Ⅰ	2					2				未定	
	先端機械工学詳論Ⅱ	2					2				未定	
	先端機械工学通論	2						2			研究分野主任教員	
	先端機械工学詳論Ⅲ	2						2			未定	
	先端機械工学詳論Ⅳ	2						2			未定	
◎	卒業研究	10							10	10	全教員	

週授業時間数（専門科目）

授業科目	時間数	1		2		3		4		備 考
		前	後	前	後	前	後	前	後	
◎ 必 修	100	16	8	16	12	14	14	10	10	
選 択	103	4	18	12	18	22	25	2	2	
合 計	203	20	26	28	30	36	39	12	12	

単位数（専門科目）

授業科目	単位数	1		2		3		4		備 考
		前	後	前	後	前	後	前	後	
◎ 必 修	58	13	6	9	6	7	7	5	5	
選 択	94	3	16	10	18	22	23	1	1	
合 計	152	16	22	19	24	29	30	6	6	

注：機械工学実習，機械製図，機械工学実験，卒業研究の各単位を2学期に分割して記載している。
これらの科目の単位は最終期に与える。

4. 履修上の注意

- (1) 総準備単位数 188単位
- (a) 教養原論 16単位
- (b) 外国語科目 15単位
- (c) 健康・スポーツ科学 4単位
- (d) 情報科目 3単位
- (e) 専門科目 150単位
- 必修科目 58単位
- 選択科目 92単位
- (2) 学生は、卒業するためには、127単位以上を修得しなければならない。
- 卒業要件 127単位以上
- (a) 教養原論 16単位以上
- (b) 外国語科目
- 外国語第1（英語） 6単位（オーラルⅠ～ⅢおよびリーディングⅠ～Ⅲ）
- 外国語第2 4単位（ⅠA、ⅠB、ⅡA、ⅡB#）
- # SA、SBをⅡA、ⅡBに読替可能
- (c) 情報科目
- 情報基礎 1単位
- (d) 健康・スポーツ科学
- 実習Ⅰ 1単位
- (e) 専門科目、全学共通授業科目、情報科目（情報科学）
- ① 専門・必修科目 58単位（卒業研究10単位を含む）
- ② 専門・選択科目
- 全学共通授業科目・情報科目（情報科学）
- 全学共通授業科目・選択科目*
- } 計41単位以上
- *全学共通授業科目の選択科目は学生便覧・神戸大学工学部規則の機械工学科履修要件（第5条関係）別表第2を参照のこと。
- (3) 継続科目（2つの学期にわたる）の単位については最終期に与える。
- (4) 機械工学科カリキュラム中
- ◎印：必修科目
- 無印：選択科目
- をそれぞれ表す。
- (5) 他学科または他学部の授業科目中、当学科が認めた場合は、当学科の選択科目とみなすことができる。
- (注) この履修規則は平成18年4月入学者から適用する。

機械工学科内規

- (1) 学生は、原則として在籍する学年より高学年において開講される必修科目を履修することはできない。
- (2) 同一時限に開講される授業科目の重複履修は認めない。
- (3) 神戸大学工学部規則第7条第2項に規定する卒業研究を申請しようとする者は、以下の条件をすべて満たした者とする。なお入学前の既修得単位の取り扱いは神戸大学工学部規則第10条に従う。
 - (a) 教養原論，外国語科目，情報科目（情報基礎），健康・スポーツ科学の卒業に必要な単位をすべて修得している。
 - (b) 機械工学基礎，機械工学実習，機械製図，機械工学実験，機械創造設計演習Ⅰ，Ⅱの単位をすべて修得している。
 - (c) 3年後期までに開講された専門科目の必修科目（先端機械工学詳論Ⅰを除く）の未修得単位数が4以下である。
 - (d) 3年後期までに開講された専門科目の選択科目と全学共通授業科目の情報科目（情報科学），及び全学共通授業科目の選択科目の修得単位数が30以上である。

外国語科目に関する追記

- ※ 英語アドバンスドA，B，Cは卒業要件の選択科目と認める。
- ※ 第2外国語はⅢA，ⅢBのみ卒業要件の選択科目と認める。
- ※ 第3外国語は卒業要件の単位として認めない

5. 各授業科目の関係

	1年前期	1年後期	2年前期	2年後期	3年前期	3年後期	4年前後期
一般教養	英語 ^U ×2 第2外国語 ^U ×2 健・スボ実習Ⅰ ^U 健・スボ ² 講義 ^U	英語×2 第2外国語 ^U ×2 健・スボ実習Ⅱ ^U	英語 ^U ×2 英語 ^U 第2外国語 ^U	英語 ^U ×2 第2外国語 ^U			英語特別演習
健康スポーツ							
教養	教養原論 ^U ×2	教養原論 ^U ×2	教養原論 ^U ×2	教養原論 ^U ×2			
数学	微分積分学Ⅰ ^U 線形代数Ⅰ ^U 数学演習 ^T	微分積分学Ⅱ ^U 線形代数Ⅱ ^U ベクトル解析 ^T 数理統計学 ^U	複素関数論 ^T 複素関数論演習 ^T 常微分方程式論 ^I 常微分方程式論演習 ^T	フーリエ解析 ^T	偏微分方程式 ^T		
物理学	原子物理学	物理学C ^U 物理学実験 ^U		電気工学概論	量子力学	統計力学	
情報	情報基礎 ^U 機械工学基礎 基礎力学Ⅰ 機械基礎数学	情報科学 ^U 基礎力学Ⅱ	機械工学実習 機械製図	データ解析 機械工学実習 機械製図 計測工学	計算力学 機械工学実験 機械創造設計演習Ⅰ 先端機械工学詳論Ⅰ 先端機械工学詳論Ⅱ	シミュレーション工学 機械工学実験 機械創造設計演習Ⅱ 応用機械工学演習 先端機械工学詳論Ⅲ 先端機械工学詳論Ⅳ 先端機械工学通論	
機械基礎	機械基礎	設計生産	機械総合 機構学	生産プロセス工学	マイクログロブプロセス工学 システムセンセシス	生産システム工学 知能システム工学	
機械		材料力学	機械力学Ⅰ	機械力学Ⅱ 制御工学Ⅰ	制御工学Ⅱ		
専門		材料物理	材料科学	材料工学	弾性力学 材料強度学	固体力学	卒業研究
		熱力学Ⅰ	熱力学Ⅱ	連続体力学 熱・物質移動学	エネルギー変換工学		
		熱流体	流体力学	流体力学Ⅰ	流体力学Ⅱ	流体機械	
技術者教養						安全工学・工学倫理 工業経済 工業所有権法 ^T	

アンダーライン:必修科目(週2コマ)、太字:必修科目、細字:選択科目、U:大教センター開講科目、T:工学部開講科目

応 用 化 学 科

応用化学科

1. 教育の目指すもの

化学工業は石油化学製品、金属、セラミックス、プラスチックのような基礎素材の生産だけでなく、エレクトロニクス、ナノテクノロジー、分子機能工学、エネルギー工学、バイオテクノロジー、医工学、食品工学などあらゆる分野の工学や産業において多大の貢献をしている。近年のめざましい、かつ急速な科学技術発展の根幹には、化学の分野の研究者・技術者によってなされた“材料革命”と呼べる精密かつ高度な機能を有する物質、材料のめざましい研究開発と、高度生産技術の研究開発がある。エネルギー・環境問題を視野に入れた、化学工業の“健全な発展”無くしては、将来の人類の繁栄と安泰を語ることはできないと言っても過言ではない。

応用化学科は、そのような社会情勢に呼応して、新しい理念により従来の工業化学科と化学工学科を有機的に統合して生まれた工学部の総合的な化学系学科である。本学科では、分子レベルのミクロな基礎化学から、分子集合体である化学物質・材料への機能性の付与、機能性の発現、物質の創製および生産技術への生物機能の工学的応用、実際のマクロな工業規模の製造、生産の技術やシステムにわたる広範囲の教育内容を、新しい規範により縦横に統合して一貫性のある教育を行うことを目指している。その実現のため、応用化学科は以下の教育研究の目標を有する2つの講座から構成されている。

1) 物質化学講座

原子とそれによって構成される分子の世界と、分子の集合により作り出される多様な機能とを結びつけることを目的とし、原子・分子レベルの物質からナノ、メゾ、マクロに至る広範囲の集合体を対象として、化学物質・材料の精密かつ高度な機能性の付与及び機能性の創製を行い、工学の立場から機能発現の機構解明とそれに基づく新規な物質創製技術について教育研究する。

2) 化学工学講座

化学反応及び生物反応に基づく物質・エネルギー変換過程における、分子間相互作用、生体分子機能及び物質・エネルギー移動現象の解明に基づいて、新規素材・反応触媒の開発、反応・移動現象の制御法の確立、新規生産プロセスの創造をすすめ、有用物質、エネルギーの高効率、低環境負荷生産プロセスの開発について教育研究する。

これらの目的のため、将来の世界の化学工業を背負って立つ研究者・技術者の育成を目指して、学部段階では基礎に重点をおいた教育を行う。この際、まず全学共通科目として教養原論、外国語、情報、健康・スポーツ関連の各科目の他、専門基礎科目がカリキュラムとして組まれている。これらにより、国際社会に通用する知育、徳育、体育の修得を行う。さらに専門教育においては、厳選された講義を履修し、その中で積極的に自己学習の機会を設け、徹底した基礎学力の充実・理解を図る。その際、実験・演習を数多く取り入れることで、自ら手足を動かすことによる実体験、自ら積極的に発表することによるコミュニケーションを通して学習し、応用力をつけることを特徴とするカリキュラムを組んでいる。特に、1年次の導入ゼミナールおよび2年次の探求ゼミナールにおいて、少人数単位での教員とのふれあいの場を設け、化学研究に対する能動的な動機付け、課題探

求能力の発掘を図っている。また、一部科目では複数教員が合同で講義し、少人数教育によって授業の質的向上に努めている。これらによって培われるべき知識、経験は厳正に成績評価され、合格と判断されたもののみが卒業研究のための研究室への配属が認められる。一方、教員側においてもカリキュラムの適切な進行について検討委員会を通して常にモニターし、問題点を洗い出すとともに、教育理念に沿った形に軌道を修整するシステムを構築している。また、特別講義や特別講演として社会との架け橋となるべく学外の多彩な研究者・技術者による化学工業の実践的な授業も採り入れ、より一層の幅をもたせたカリキュラムにしている。

本学は研究志向型の大学を目指していることから、卒業研究は下記の本学科の教育研究分野に基づく研究グループに分かれて行う。卒業研究のテーマは、指導教員との相談の上で個別に設定される。さらに、その研究過程において世界的水準に照らして最先端の研究となるべく、教員と学生は各研究室で少人数での卒業研究・ゼミナールなどを通じて、親密な交流、チームワーク能力、コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力の修得に努めており、人間的にも調和のとれた化学研究者・技術者の育成を目指している。

本学科が所属する工学部と本学大学院工学研究科とは、多様な人材を養成する教育改革および先端的研究の推進をより強力に図るため、学部教育と大学院教育とを通じて一貫した教育研究組織を構築している。この目的を実現するために、応用化学科から大学院工学研究科応用化学専攻への進学によって、さらに専門的・実践的な化学に関する教育・研究の機会が与えられている。

【教育研究分野】

◎物質化学講座

- i) **応用物理化学**：新素材の構造と機能を平衡論、電子遷移、構造解析など物理化学の観点から関連づけ、分子ナノテクノロジーの基礎的研究と結晶成長や配向構造を制御した新規デバイスの開発を目指した研究にとりくむ。
- ii) **応用無機化学**：高濃度電解水溶液の物性・構造、異相共存場効果の解明と応用、緩和分散を用いる金属超微粒子の合成と機能、液相析出法による酸化物薄膜の合成と物性に関して無機材料化学や電気化学の観点から研究を進める。
- iii) **応用有機化学**：新規有機化合物の合成・反応・構造、有機理論計算・反応機構に関する基礎研究や、新型の医薬・農薬の開発を目指した生物活性物質の設計・合成・活性評価、新規機能性ヘテロ環化合物の開発等に関する応用研究を行う。
- iv) **応用高分子化学**：高分子材料の微細構造と力学物性・表面物性・熱物性に関する研究を行う。材料の構造と物性の相関を明らかにし、高機能化・高性能化された高分子材料、高分子複合材料の新規創製を行い、次世代材料の開発をめざす。
- v) **機能分析化学**：材料として注目される多彩な構造形態を持つリン酸塩の合成法、特異反応性・構造特異性・表面物性、錯体生成における高分子電解質効果、疎水的相互作用などに関する研究を行う。
- vi) **高分子コロイド化学**：異相複雑系を取り扱うコロイド化学的視点から多機能性を有する知能型高分子微粒子の精密設計と新しい創製法の開発、及び情報、生医学などの先端工業分野への応用に関する基礎的研究に取り組む。

- vii) **機能分子化学**：分子レベルにおける相互作用を利用して有機機能性分子材料を開発する研究を行う。超分子組織化を適用することで高選択的な分子認識能，触媒活性，生理活性を有する超分子人工材料の創製をめざす。

◎化学工学講座

- viii) **触媒反応工学**：種々の化学工業プロセスのみならず，環境・エネルギー問題を解決する上で重要な触媒に関する基礎・応用研究を行う。特に省資源・省エネルギーの観点から選択的な酸化・還元触媒の開発やクリーンで無尽蔵な光エネルギーの利用を目指した光触媒の開発を行う。
- ix) **移動現象工学**：流動，伝熱，物質移動を取り扱う移動現象論を基礎として，化学プロセスに現れる複雑な現象の解明とモデル化，さらに，地球環境との調和を実現する新しいプロセスの開発を目指した研究を行う。
- x) **化学システム工学**：環境問題をも視野に入れ広い立場から，化学プロセスの生産工程を計画設計し，運転制御するための基礎的方法論を構築するとともに，取り扱う流体の諸物性に対する温度・圧力効果の解明を目指す。
- xi) **粒子流体工学**：省エネルギー型空調システムの構築，高効率混合や機能性薄膜の高効率化などに応用される，非ニュートン流体やサスペンション等の複雑流体のレオロジーについて研究を行う。
- xii) **生物化学工学**：遺伝子組換えなどの技術を用いて生物機能を高度化することにより，高効率のバイオリアクターによる有用物質の生産，環境・エネルギー問題に対応できる新しいバイオプロセスの構築などの研究を行う。
- xiii) **生物プロセス工学**：生物機能を利用した効率的かつ高度なバイオ生産・分離プロセスの開発を目指して，微生物を利用した有用物質生産・環境修復，およびバイオ分子間特異的認識による高純度精製・高感度検出法などの研究を行う。
- xiv) **材料プロセス工学**：水資源確保，大気環境保全，水素エネルギーの効率的利用といった環境・エネルギー分野への貢献をめざして，分離機能膜などの新規な材料について，素材の創製から微細構造制御法の確立，さらにプロセスの構築にいたる研究を行う。

2. 構成と教育組織

講座名	教育研究分野	教授 (室番)	准教授 (室番)	講師 (室番)	助教 (室番)	助手 (室番)	技術職員, 事務職員等 (室番)
物質化学	応用物理化学	上田 裕清 (4E-214)	石田 謙司 (4E-211)		木梨 憲司 (4E-405) 三崎 雅裕 (4E-405) 堀江 聡 (4E-405)	小柴 康子 (4E-405)	熊谷 宜久 (4W-104)
	応用無機化学		水畑 穰 (自1-310) 梶並 昭彦 (4W-301)			綾部いつ子 (自1-310)	曾谷 知弘 (4W-204)
	応用有機化学	森 敦紀 (4E-213)	岡田 悦治 (4E-203) 神鳥 安啓 (4E-210)		門口 大揮 (4E-308)		古東 孝子 (4W-202)
	応用高分子化学	西野 孝 (4E-310)			小寺 賢 (4E-309)		岩城 喜子 (4W-202)
	機能分析化学		成相 裕之 (4W-308)		牧 秀志 (4W-402)		
	高分子コロイド化学	大久保政芳 (自1-301)	南 秀人 (自1-302)			鈴木登代子 (自2-304)	
	機能分子化学	竹内 俊文 (自1-309)	大谷 亨 (4W-304)				
化学工学	触媒反応工学	西山 覚 (4W-302)			市橋 祐一 (D2-406)		
	移動現象工学	大村 直人 (4W-303)	今駒 博信 (4E-212)				
	化学システム工学		松尾 成信 (4W-309)		南原 興二 (4W-305)		
	粒子流体工学		鈴木 洋 (自1-506)		菰田 悦之 (4W-312)		
	生物化学工学	近藤 昭彦 (自1-508)	藤原 俊伸 (自1-407) 荻野 千秋 (4W-307)		田中 勉 (自2-404) 蓮沼 誠久 (自2-404) 石井 純 (自2-404) 中島 一紀 (自2-404)		
	生物プロセス工学		山地 秀樹 (自1-505)		勝田 知尚 (自2-406)		
	材料プロセス工学	松山 秀人 (4E-205)	丸山 達生 (4E-204)		大向 吉景 (4E-202)		

3. 履修科目一覧表

専門科目

(◎印は必修、○印は選択必修、無印は選択科目を示す)

記 号	授業科目	単 位 数	毎週の授業時間								担 当 教 員	備 考
			1		2		3		4			
			前	後	前	後	前	後	前	後		
◎	微分積分学1	2	2								上田 丸山 大谷 成相, 牧	全 学 共 通 授 業 科 目
○	微分積分学2	2		2								
◎	線形代数学1	2	2									
◎	線形代数学2	2		2								
○	物理学B1	2	2									
○	物理学B2	2		2								
○	物理学B3	2		2								
◎	物理化学Ⅰ	2	2									
◎	物理化学Ⅱ	2	2									
○	材料化学	2			2							
◎	化学実験	2		4								
	数学演習1	1	2								勝田, 菰田	工 学 部 共 通 科 目
○	複素関数論	2			2							
◎	常微分方程式論	2			2							
○	フーリエ解析	2				2						
◎	導入ゼミナール	1	2								稲葉 (非常勤), 応用化学科教員	
◎	探求ゼミナール	1			2						応用化学科教員	
◎	物理化学Ⅲ	2			2						松尾	
◎	物理化学Ⅳ	2				2					西山, 石田	
◎	物理化学演習Ⅰ	1		2							上田, 松尾	
○	物理化学演習Ⅱ	1					2				石田, 松尾	
◎	無機化学Ⅰ	2		2							水畑	
○	無機化学Ⅱ	2			2						梶並	
○	無機化学Ⅲ	2				2					水畑	
○	分析化学	2				2					成相	
◎	機器分析化学	2					2				竹内	
◎	無機・分析化学演習	1						2			梶並, 大谷, 牧, 門口	
◎	有機化学Ⅰ	2		2							岡田	
○	有機化学Ⅱ	2			2						神鳥	
○	有機化学Ⅲ	2				2					森	
◎	高分子化学Ⅰ	2			2						南	
○	高分子化学Ⅱ	2				2					西野	
○	高分子コロイド化学	2						2			大久保	
◎	有機・高分子化学演習	1					2				岡田, 神鳥, 南, 小寺	
○	化学工学量論	2			2						鈴木	
◎	移動現象論	2				2					大村	
◎	分離工学	2					2				山地	
◎	移動現象論・分離工学演習	1						2			今駒, 菰田, 勝田	
○	プロセスシステム工学	2					2				大村	
○	プロセス設計	1						2			松山	
◎	化学反応工学	2					2				西山	
◎	化学反応工学演習	1						2			西山, 市橋	
○	生化学	2				2					山地	
◎	生物化学工学	2					2				荻野	
○	生物機能化学	2						2			近藤	
○	バイオマテリアル	2					2				西野	
◎	生物化学工学演習	1						2			近藤, 山地, 荻野	

専門科目

(◎印は必修、○印は選択必修、無印は選択科目を示す)

記 号	授業科目	単 位 数	毎週の授業時間								担 当 教 員	備 考
			1		2		3		4			
			前	後	前	後	前	後	前	後		
○	コンピュータ基礎	1	1								鈴木, 小寺, 菰田	
	コンピュータ演習	1							2		大村, 今駒, 丸山	
	安全工学	2							2		鈴木 (松) (非常勤)	
	環境・エネルギー化学	2							2		谷本 (非常勤)	
	粉体工学	2							2		鈴木 (道) (非常勤)	
◎	化学実験安全指導	1			2						応用化学科教員	
◎	応用化学実験Ⅰ	3					6				応用化学科教員	
◎	応用化学実験Ⅱ	3					6				応用化学科教員	
◎	応用化学実験Ⅲ	3						6			応用化学科教員	
◎	応用化学実験Ⅳ	3						6			応用化学科教員	
◎	外国書講読	1							2		応用化学科教員	
	特別講義Ⅰ	1							1		非常勤	
	特別講義Ⅱ	1							1		非常勤	
	特別講義Ⅲ	1							1		非常勤	
	特別講義Ⅳ	1							1		非常勤	
◎	卒業研究	10							←30→			
	その他必要と認める専門科目											

週授業時間数

	時間数	1		2		3		4	
		前	後	前	後	前	後	前	後
◎ 必修	110	10	12	8	6	22	20	17	15
○ 選択必修	43	3	6	10	12	6	6	0	0
選 択	14	2	0	0	0	0	0	12	0
計	167	15	18	18	18	28	26	29	15

単位数

	単位数	1		2		3		4	
		前	後	前	後	前	後	前	後
◎ 必修	66	9	9	7	5	15	10	1	10
○ 選択必修	41	3	6	10	12	5	5	0	0
選 択	12	1	0	0	0	0	0	11	0
計	119	13	15	17	17	20	15	12	10

4. 履修上の注意

履修要領

- (1) 専門科目総準備単位数 119 単位
- (2) ◎印は必修科目，○印は選択必修科目を示す。その他は選択科目である。
- (3) 学生の卒業に必要な単位数は 125 単位以上とする。その内訳は次のとおり。

教養原論 16 単位

外国語科目

外国語第 1 の必修科目 6 単位（リーディングⅠ～ⅢおよびオーラルⅠ～Ⅲ）

外国語第 2 の必修科目 4 単位（ⅠA，ⅠB，ⅡA，ⅡB）

情報科目

情報基礎 1 単位

健康・スポーツ科学科目

健康・スポーツ科学実習の必修科目 1 単位

専門科目

必修科目 66 単位（卒業研究の 10 単位を含む。）

選択必修科目 24 単位以上

全学共通授業科目の外国語科目の選択科目，健康・スポーツ科学科目の選択科目と専門科目の合計 97 単位

- (4) 当学科の授業科目以外で，当学科が認めた科目は，当学科の専門科目の選択科目とみなすことができる。
- (5) 学生が 1 年間に履修登録可能な単位数は，工学部規則第 6 条に規定されている単位を上限とする。（67 ページ参照）

（注） この履修規則は平成 21 年 4 月入学者から適用する。

（内 規）

1. 応用化学実験Ⅰ，Ⅱ，ⅢおよびⅣを履修するためには，以下の科目を修得していなければならない。
 - (1) 化学実験および化学実験安全指導
 - (2) 物理化学Ⅰ，Ⅱ，ⅢおよびⅣ，無機化学Ⅰ，有機化学Ⅰ，高分子化学Ⅰ，移動現象論の 8 必修科目のうち，5 科目以上
 - (3) 2 年次の履修科目の上限超過登録要件を満たし，2 年次において応用化学実験を履修することを認められた者については，上記の適用を免除する。
2. 工学部規則第 7 条に規定する卒業研究を申請しようとする者は，次の 4 項を満たすことが必要であり，また，残る 2 学期をもって卒業に必要な全単位を修得できる見込みのある者に限る。
 - (1) 卒業に必要な外国語科目，情報基礎，健康・スポーツ科学科目の全単位および教養原論 14 単位以上を修得していること。

- (2) 導入ゼミナールおよび探求ゼミナールの単位を修得していること。
- (3) 3年生終了までに課せられる必修指定の実験科目の全単位を修得していること。
- (4) 工学部規則において指定する専門科目のうち3年生終了までの授業科目において、修得科目数および修得単位数について以下の条件を満たすこと。

- ① 未修得の必修科目数が4科目以下であること。
- ② 選択必修科目の修得単位数が20単位以上であること。

3. 工学部規則第15条2項の規定の適用を申請しようとする者は、早期卒業に関する認定基準についての「早期卒業の認定基準に関する内規」のほか、次の事項を満たしていなければならない。

(1) 次の条件を満たす場合には、3年次において卒業研究（10単位）を履修することができる。

- ① 2年次及び3年次において、履修科目の上限超過登録が認められていること。
- ② 2年次後期末までに、次の要件を満たしていること。

イ. 成績順位が、応用化学科の上位1%以内程度であること。

ロ. 応用化学科内規による卒業研究申請の要件を満たしていること。

- ③ 3年次後期の履修により、卒業要件を充足する可能性があること。

(2) 2年次において履修科目の上限超過登録が認められた者は、3年次向けの授業科目についても履修することができ、また、3年次において履修科目の上限超過登録が認められた者は、4年次向けの授業科目についても履修することができる。

4. この内規は、平成19年4月入学者から適用する。

5. 各授業科目の関係

科目の種類	1年前期	1年後期	2年前期	2年後期	3年前期	3年後期	4年前期	4年後期
全学共通授業科目 (U)	※ 教養原論×2 ◎ 英語リーディングⅠ ◎ 英語オーラルⅠ	※ 教養原論×2 ◎ 英語リーディングⅡ ◎ 英語オーラルⅡ	※ 教養原論×2 ◎ 英語リーディングⅢ ◎ 英語オーラルⅢ 英語アドバンスト 第二外国語Ⅲ	※ 教養原論×2 ◎ 英語アドバンスト×2 第二外国語Ⅳ				◎: 必修科目 ○: 選択必修科目 ※: 卒業に必要な科目 無印: 選択科目
外国語科目	◎ 第二外国語ⅠA ◎ 第二外国語ⅠB	◎ 第二外国語ⅡA ◎ 第二外国語ⅡB						
情報科目	※ 情報基礎							
健康・スポーツ科学科目	◎ 健康・スポーツ科学実習Ⅰ 健康・スポーツ科学講義	◎ 健康・スポーツ科学実習Ⅱ						
共通専門基礎科目	◎ 微分積分Ⅰ ◎ 線形代数Ⅰ	◎ 微分積分Ⅱ ◎ 線形代数Ⅱ	◎ 物理学B1 ◎ 物理学B2 ◎ 物理学B3 ◎ 物理学実験 ◎ 物理化学Ⅰ ◎ 物理化学Ⅱ 数学演習					
専門基礎科目	◎ 導入ゼミナール	◎ 物理化学演習Ⅰ ◎ 無機化学Ⅰ ◎ 有機化学Ⅰ	◎ 物理化学Ⅱ ◎ 無機化学Ⅱ ◎ 有機化学Ⅱ ◎ 高分子化学Ⅰ	◎ 物理化学Ⅲ ◎ 無機化学Ⅲ ◎ 分析化学 ◎ 有機化学Ⅲ ◎ 高分子化学Ⅱ	◎ 物理化学演習Ⅱ ◎ 無機・分析化学演習 ◎ 有機・高分子化学演習 ◎ 高分子コロイド化学			
専門科目			◎ 材料化学 ◎ 常微分方程式論 ◎ 複素関数論 ◎ 探求ゼミナール ◎ 物理化学Ⅳ ◎ 無機化学Ⅳ ◎ 分析化学 ◎ 有機化学Ⅳ ◎ 高分子化学Ⅲ ◎ 移動現象論 ◎ 化学工学量論	◎ フーリエ解析 (全科目)	◎ 物理化学Ⅳ ◎ 無機化学Ⅳ ◎ 分析化学 ◎ 有機化学Ⅳ ◎ 高分子化学Ⅲ ◎ 移動現象論 ◎ 化学工学量論	◎ 物理化学Ⅳ ◎ 無機化学Ⅳ ◎ 分析化学 ◎ 有機化学Ⅳ ◎ 高分子化学Ⅲ ◎ 移動現象論 ◎ 化学工学量論	◎ コンピュータ基礎	◎ コンピュータ演習 ◎ 外国語読読 安全工学 環境エネルギー化学 粉体工学 特別講義Ⅰ 特別講義Ⅱ 特別講義Ⅲ 特別講義Ⅳ ◎ 卒業研究
工学部科目 (T)								

情報知能工学科

情報知能工学科

1. 教育の目指すもの

科学技術の進歩とともに社会構造が大きく変革し、高度情報社会に移行しつつあるなか、技術が社会へ社会が技術への相互依存度を益々高めている。このような時代において、工学技術者は社会と調和した技術を開発する責を負うものである。情報知能工学科は、知能化システムを通じて豊かで安心して暮らせる社会の実現に貢献できる人材を育成することを目指す。

科学の基本概念には、細分化する方法の分析科学と統合化する方法のシステム科学とがある。情報知能工学科は、情報科学を基盤としつつその二つを組み合わせ、情報の取得、加工、生成、伝達という観点から高度に知能化されたシステムの構築と知能化科学の創成を行う。

基礎教育として、数学、物理工学、機械工学、電気工学などの幅広い分野を学ぶことにより現象の分析的な理解能力を養う。そしてシステム科学として、システムの計測・制御工学、設計工学、生体工学などによって統合化の能力を養うとともに、計算機を中心とした情報処理工学、認識工学、知識工学などの情報科学を理解させる。これらの基礎および専門知識を統合・融合化して、自らの知能化科学を創造させる。学生自らがテーマを見つけ、柔軟性のある発想による創造力を養い、問題解決能力を身に付けることによって多様性のあるシステムの知能化に関する研究・開発に従事できる技術者を養成する。

学生実験によっていろいろの現象の理解を体験から会得させ、計算機演習による情報基礎技術の修得、および重要科目の演習による深い思考力を修得させる。また卒業研究では総合的理解能力と問題解決能力とを実践的に修得させる。さらに教養科目、工学倫理科目による自己啓発を促し、社会的にバランスの取れた人材育成を目指す。

2. 構成と教育組織

講座	教育研究分野	教授	准教授	講師	助教	助手	技術職員	事務職員
情報基礎	情報メディア	有木 康雄 (自 3 号館 801)		滝口 哲也 (自 3 号館 807)			藤井 勝宏 (D2-201)	山崎 智美 (D2-401)
	プログラミング言語	田村 直之 (学情センター3F2)	番原 睦則 (学情センター3F4)				菊田 望 (3W-303)	黒田 教子 (S510)
	知能システム	鳩野 逸生 (学情センター3F1)	伴 好弘 (学情センター3F3) 熊本 悦子 (学情センター分館 1)				大西 和夫 (3W-303)	井口 直子 (S510)
	人工知能	上原 邦昭 (自 3 号館 802)	安村 禎明 (自 3 号館 808)		関 和広 (自 3 号館 808)			
	知的ソフトウェア	大川 剛直 (自 3 号館 702)	江口 浩二 (自 3 号館 703) 中村 匡秀 (S103)		尾崎 知伸 (自 3 号館 708) 井垣 宏 (S101)			
	情報数理	桔梗 宏孝 (自 3 号館 413) 新井 敏康 (自 3 号館 415)	菊池 誠 (自 3 号館 426) 垣内 逸郎 (自 3 号館 425) Brendle (自 3 号館 424)			酒井 拓史 (自 3 号館 422)		
情報システム	知能ロボティクス	羅 志偉 (S515)		長野 明紀 (S512)				
	無線通信	賀谷 信幸 (S508)			岩下 真士 (S306)			
	情報フォトリクス		的場 修 (S506)		仁田 功一 (S105)			
	計算機システム		永田 真 (自 3 号館 704)		鎌田 十三郎 (自 3 号館 714)			
	プロセッサ・アーキテクチャ	吉本 雅彦 (S505)	川口 博 (S204)					
システムデザイン	システム計画	貝原 俊也 (S502)	藤井 信忠 (S403)					
	システム設計	多田 幸生 (S501)	花原 和之 (S513)		浦久保 孝光 (S206)			
	システム制御	太田 有三 (S503)	藤崎 泰正 (S504)		森 耕平 (S302)			
	システム情報	玉置 久 (自 3 号館 516)	太田 能 (自 3 号館 515)			高木 由美 (自 3 号館 522)		
	システム構造	小島 史男 (自 3 号館 301)	小林 太 (自 3 号館 304)					
	分布系同定・応用関数解析	中桐 信一 (3W-406)	白川 健 (3W-404)					
	分布系制御・非線形解析	南部 隆夫 (3W-405)						

3. 履修科目一覧表

専門科目

(◎, ◎1は必修, ○1, ○2, ○, ○A, ○B, ○は選択必修を示す)

記号	授 業 科 目	単位数	毎週の授業時間								担当教員	講義番号	備考
			1		2		3		4				
			前	後	前	後	前	後	前	後			
◎	線形代数学1	2	2								垣内 石川 藤崎, 長野	0417 0322 0323 0217 0312 0221 5001 5002 0326	
◎	線形代数学2	2		2									
◎	微分積分学1	2	2										
◎	微分積分学2	2		2									
○ 1	数理統計学	2		2									
○ 1	離散数学	2	2										
○ 1	複素関数論	2			2								
○ 1	常微分方程式論	2			2								
○ 1	ベクトル解析	2		2									
○ 1	フーリエ解析	2				2							
○ 1	数値解析	2					2						
○ 1	確率論基礎	2			2								
○ 1	確率過程論	2					2						
○ 1	応用解析演習	2			2								
○ 2	物理学 C1	2	2										
○ 2	物理学 C2	2		2									
○ 2	物理学 C3	2		2									
○ 2	物理学 C4	2			2								
○ 2	解析力学 B	2				2							
◎	物理学実験	2		4									
◎	情報知能工学総論及び安全工学	1	1								全教員	5100	
◎ 1	アルゴリズムとデータ構造及び演習	2			4						大川	5101	
◎ 1	プログラミング言語論及び演習	2				4					田村, 熊本, 番原	5102	
◎ 1	電気回路及び演習	2			4						賀谷	5103	
◎ 1	スペクトル解析及び演習	2				4					小島, 玉置	5104	
◎ 1	システム計画学及び演習	2			4						貝原	5105	
◎ 1	システム解析学及び演習	2				4					太田(有)	5106	
○	論理回路	2	2								川口	5200	
○	数理論理学	2					2				新井	5201	
○	光情報工学基礎	2					2				的場	5202	
○	グラフ理論	2	2								江口	5203	
○	計算機工学	2	2								安村	5204	
○	電子回路	2				2					永田	5205	
○	システム設計学	2					2				多田	5206	
○	回路理論	2				2					玉置	5207	
○	デジタル回路	2					2				吉本	5208	
○ A	オートマトンと形式言語	2				2					桔梗	5301	
○ A	言語工学	2					2				上原	5302	
○ A	システムプログラム	2					2				鳩野, 伴	5303	
○ A	計算機アーキテクチャ	2						2			吉本	5304	
○ A	人工知能	2						2			上原	5305	
○ A	データベースシステム	2					2				有木	5306	
○ A	ソフトウェア工学	2						2			中村	5307	

専門科目

(◎, ◎1は必修, ○1, ○2, ○, ○A, ○B, ○は選択必修を示す)

記号	授 業 科 目	単 位 数	毎週の授業時間								担当教員	講義番号	備考
			1		2		3		4				
			前	後	前	後	前	後	前	後			
○B	情報通信工学	2						2			太田(能)	5300	
○B	センシング工学	2						2			羅	5400	
○B	電磁気学応用	2				2					吉村	4501	
○B	信号解析	2					2				小島	5402	
○B	光情報工学	2						2			未定(非)	5403	
○B	画像工学	2						2			有木	5404	
○B	ディジタル信号処理	2						2			滝口	5405	
○C	オペレーションズリサーチ	2				2					藤井	5500	
○C	システム制御理論Ⅰ	2					2				太田(有)	5501	
○C	システム制御理論Ⅱ	2						2			藤崎	5502	
○C	電子制御機械論	2					2				羅	5503	
○C	システムモデル論	2						2			小林	5504	
○C	ロボット工学	2						2			花原	5505	
○C	計算機援用工学	2						2			多田	5506	
◎	情報知能工学実験Ⅰ	2					4				全教員	5600	
◎	情報知能工学実験Ⅱ	2						4			全教員	5601	
◎	情報知能工学演習Ⅰ	1	2								全教員	5602	
◎	情報知能工学演習Ⅱ	1		2							全教員	5603	
◎	情報知能工学演習Ⅲ	1			2						全教員	5604	
◎	情報知能工学演習Ⅳ	1				2					全教員	5605	
◎	情報知能工学演習Ⅴ	1					2				全教員	5606	
◎	情報知能工学プロジェクト	2						4			全教員	5607	
◎	卒業研究	10							20	20	全教員	5608	
	その他必要と認める専門科目 その都度定める専門科目												その都度 定める

週授業時間数（専門科目）

		数 時間	1		2		3		4		備 考
			前	後	前	後	前	後	前	後	
◎	必修	75	7	10	2	6	6	4	20	20	
◎1	必修	24			12	12					
○1	選択必修	20	2	4	8	2	2	2			
○2	選択必修	10	2	4	2	2					
○	選択必修	18	6			4	8				
○A	選択必修	14				2	6	6			
○B	選択必修	14				2	2	10			
○C	選択必修	14				2	4	8			
	計	189	17	18	24	32	28	30	20	20	

単位数（専門科目）

		単 位	1		2		3		4		備 考
			前	後	前	後	前	後	前	後	
◎	必修	32	6	7	1	3	3	2		10	
◎1	必修	12			6	6					
○1	選択必修	20	2	4	8	2	2	2			
○2	選択必修	10	2	4	2	2					
○	選択必修	18	6			4	8				
○A	選択必修	14				2	6	6			
○B	選択必修	14				2	2	10			
○C	選択必修	14				2	4	8			
	計	134	16	15	17	23	25	28		10	

専門科目に係る4年生への進級要件及び卒業要件

	◎				◎ 1	○ 1	○ 2	○	○A	○B	○C	計
	総論	実験／ 演習	数学	卒研								
開講単位数	1	13	8	10	12	21	10	18	14	14	14	135
4年生への 進級要件	1	13	8		10	≧10	≧6	≧28				≧76
								≧10	いずれかから≧10			
卒業要件	1	13	8	10	12	≧10	≧6	≧32				≧92
								≧10	いずれかから≧10			

*：専門科目で96単位以上取得することが望ましいが、この96単位に外国語科目の選択科目、健康・スポーツ科学の選択科目を算入しても良い。

4. 履修上の注意

履修要領

- (1) 記号の◎、◎1は必修科目、○1、○2、○、○A、○B及び○Cは選択必修科目を示す。
- (2) 学生が1年間に履修登録可能な単位数は、工学部規則第6条に規定されている単位を上限とする。（工学部学生便覧参照）
- (3) 学生は、卒業するためには下記の要件をすべて満たさなければならない。

教養原論	16単位以上
外国語科目	
外国語第1	6単位
外国語第2	4単位
情報科目	
情報基礎	1単位
健康・スポーツ科学	
健康・スポーツ科学実習Ⅰ	1単位
専門科目、外国語科目の選択科目及び健康・スポーツ科学の選択科目の合計	96単位以上
総計	124単位以上

専門科目修得方法

必修科目◎（15科目）	32単位（卒業研究10単位を含む）
必修科目◎1（6科目）	12単位
選択必修科目○1（10科目）	10単位以上
選択必修科目○2（5科目）	6単位以上
選択必修科目○と○A、○B、○Cの合計	32単位以上
選択必修科目○（9科目）	10単位以上
選択必修科目○A、○B、○Cのいずれか	10単位以上

（○Aを10単位以上、または、○Bを10単位以上、または、○Cを10単位以上）

- (4) 他学科または他学部の専門科目の授業科目中、当学科が認めた場合は当学科の選択科目とみなすことができる。
- (5) 上記の履修要件は学生便覧に従う。特に教養原論の履修については、学生便覧の神戸大学工学部規則第5条（別表第2）に注意すること。

（注）この履修規則は平成21年4月入学者から適用する。

〔2〕内規

- (1) 情報知能工学実験・演習・プロジェクト履修要件

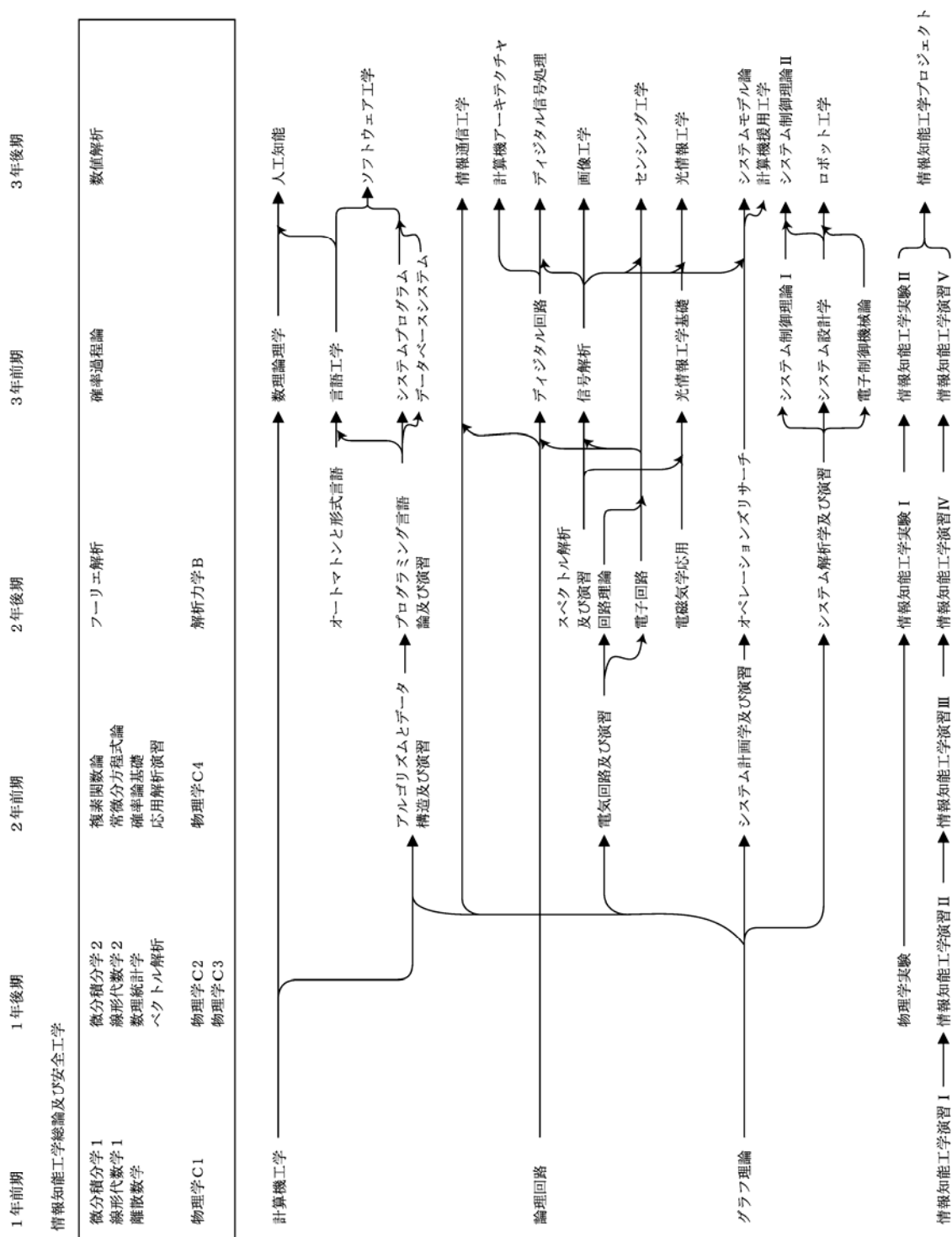
- ・物理学実験を履修していない場合は、実験Ⅰは履修できない。
- ・物理学実験及び実験Ⅰの両方を履修し、かつ少なくとも一方の単位を取得している場合に、実験Ⅱを履修することができる。

- ・実験Ⅱを履修していない場合は、情報知能工学プロジェクトは履修できない。
- ・情報基礎を履修していない場合は、演習Ⅱ～Ⅴ及び情報知能工学プロジェクトのうち、計算機の利用を主とする科目は履修できない。

(2) 卒業研究を履修するためには、次の条件を満たしていることが必要である。

- ・卒業に必要な教養原論，外国語科目，情報科目および健康・スポーツ科学の単位をすべて修得していること。
- ・必修科目◎のうち，卒業研究を除くすべての単位を修得していること。
- ・必修科目◎1のうち，10単位以上修得していること。
- ・選択必修科目○1，○2のうち，卒業に必要なすべての単位を修得していること。
- ・選択必修科目○と○A，○B，○Cの合計で，28単位以上修得していること。
- ・選択必修科目○のうち，10単位以上修得していること。
- ・選択必修科目○A，○B，○Cのいずれかについて，10単位以上修得していること。

5. 各授業科目の関係



Ⅶ その他の工学部周知事項

1. 工学部学生の心得

以下については工学部キャンパスにおける心得であるので、鶴甲第1キャンパスにおける心得については、「学生生活案内」を参照すること。

1 諸手続

手続には、学生が大学からの掲示及びホームページ等による通知に従い、一定の期間内に手続をとらなければならないものと、学生から必要となったときに自発的に手続をしなければならないものがあります。

手続を怠ったり、不十分だったり、期限を超えたりすると、学生自身にとって不利益となるばかりでなく、修学上にも支障を来すことがあるので十分注意してください。諸手続に関して不明な点があれば、教務学生係に問い合わせてください。

2 欠席届、休学、復学及び退学の願い出

(1) 欠席届

欠席が3週間以上3か月未満に及ぶ場合は、欠席届（所定の様式）を教務学生係に提出してください。

(2) 休学、復学、退学

休学、復学、退学について願い出る場合は、所定願出用紙に必要事項を記入押印のうえ教務学生係に提出してください。

前期については、2月末までに、後期については、8月末までに願い出てください。

なお、病気のため休学、退学する場合は、診断書を添付してください。

また、病気回復により復学する場合は、保健管理医の診断を受けなければならないので、主治医による復学意見書を添えて早めに願い出てください。

3 掲示板

掲示板は学生への通知及び呼出し等に利用するので、常に注意してください。

学生公示用掲示板は教室棟1F、教務学生係東側及び各学科に設置しています。

4 掲示、ポスター、ビラ等

学生は、掲示、ポスター、ビラ等を、学生用掲示板以外の場所に掲示できません。

また、営利目的の掲示等は、学生用掲示板であっても掲示できません。

学生用掲示板への掲示物は、期限が過ぎた物などは速やかに取り除くなどし、特定グループによる私物化は避けてください。

学生用掲示板以外への掲示物や、期限が過ぎても放置されている掲示物は、撤去します。

5 授業料の納付

授業料は、次の期限までに納付してください。

前 期： 4月30日まで

後 期： 10月31日まで

6 諸証明書等の発行（学生生活案内（別冊子）でも確認してください。）

(1) 証明書自動発行機により交付するもの

- ①学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）
- ②成績証明書
- ③在学証明書
- ④卒業（修了）見込証明書（最終学年のみ）

※自動発行機は、教務学生係前に設置しています。工学研究科以外の自動発行機の設置場所については、学生生活案内（別冊子）で確認してください。

(2) 教務学生係で交付するもの

① 学生証

入学時に交付される学生証は、本学の学生であることを証明するものなので、常に携帯してください。また、紛失・盗難により悪用されて被害を受けることがありますので、管理には十分注意してください。

下記の場合は、学生証が必要になりますので、注意してください。

- ・ 期末試験を受験するとき
- ・ 保健管理センターや附属図書館等を利用するとき
- ・ 証明書自動発行機により証明書の交付を受けるとき
- ・ 通学定期乗車券を購入するとき など

なお、卒業・修了・退学等により学籍を離れるときは、直ちに返却してください。

[再交付]

学生証の紛失、破損及び改姓等をしたときは、教務学生係へ再交付願を提出してください。

再発行までに約1週間かかります。また、有効期限が過ぎたときは、教務学生係で新しい学生証と交換してください。

[磁気データ消失]

学生証の磁気データが消失した場合は、教務学生係又は学生センターへ磁気データの書き込みを申し出てください。

② 通学定期乗車券発行控

通学定期乗車券発行控は、通学定期券を購入するときに必要となります。通学定期乗車券発行控は、入学時に発行しますが、途中から希望する場合又は紛失等した場合は、教務学生係へ申し出てください。

(3) 自動発行機で発行できない証明書

発行までに3～4日要しますので、余裕をもって教務学生係に申し出てください。

7 学生登録票記載事項の変更

入学時に提出した学生登録票の記載事項（住所等）に変更が生じた時は、速やかに教務学生係へ届出してください。

8 授業料免除

学業成績が優秀で、学費の納付が困難な学生に対しては、半期毎に授業料を免除（全額又は半額）する制度があります。

詳細については、学生センター、学生生活案内（別冊子）及び掲示等で確認してください。

9 奨学金

奨学金は、大きく2つに分類されます。

- ・独立行政法人日本学生支援機構による奨学金
- ・地方公共団体・民間奨学財団等による奨学金

詳細については、学生センター、学生生活案内（別冊子）及び掲示等で確認してください。

10 学生教育研究災害傷害保険

正課中、学校行事中、学校施設内外での課外活動中及び通学中等の不慮の災害を被った際に保険金が支払われます。全員加入してください。

詳細については、学生センター及び学生生活案内（別冊子）等で確認してください。

11 学生アルバイト

学生アルバイトの紹介業務については次のところで行っております。

神戸大学生生活協同組合（生協）学生会館書籍店 電話番号 078-881-8847

12 図書館の利用

本学の附属図書館は次の図書館により構成されております。

利用については図書館利用案内（別冊子）及び学生生活案内（別冊子）を参照してください。

「総合図書館」，「国際文化学図書館」，「社会科学系図書館」，「自然科学系図書館」，
「人文科学図書館」，「人間科学図書館」，「経済経営研究所図書館」，「医学分館」，
「保健科学図書室」，「海事科学分館」

13 保健管理センター

学生生活をおくるうえで最も大切なことは、心身ともに健康であるということです。本学には学生及び職員の心身の健康に関する専門的業務を行う保健管理センターが設置されています。主な業務としては次のとおりです。

「健康診断と再検査・精密検査」，「健康診断書の発行」，「救急処置」，

「健康相談（「からだの相談」と「こころの相談」）」，「保健指導」，「健康教育」など

詳細については、学生生活案内（別冊子）及びホームページ等で確認してください。

14 時間外学舎使用

学生が実験実習のため実験室、実習室、研究室等で研究等をする場合は、各学科事務室の時間外学舎使用申込書に所属講座の教授、准教授又は講師及び直接指導教職員の認印を受けて、午後4時までに教務学生係へ提出してください。使用申し込みは、使用する当日分のみを受け付けます。（ただし、休日の場合は前日。）許可書については、午後4時30分から午後5時までの間に受け取ってください。使用許可書を持たない場合は認められません。

なお、責任体制を明確にし、安全を確保するため、夜遅くまで研究等する場合、教職員が一緒にいることが望ましいが、やむを得ぬ時は学生2名以上とします。

なお、使用に際しては、特に火気、ガス、水道、戸締りに注意してください。

15 教室の使用

研究会等のため教室を使用したい場合は、所定の教室使用許可願を教務学生係に提出して許可を得てください。

16 施設の使用

(1) 施設利用の一般的留意事項

施設の使用に当たっては、次の事項を遵守すること。

- ①研究室・実験室等における火気使用時の設備点検
- ②退室時における火気点検
- ③所定場所以外の喫煙禁止
- ④危険物の貯蔵及び取扱いの点検
- ⑤退室時における窓・扉の施錠確認
- ⑥机・ロッカー等に現金貴重品を置かないこと。
- ⑦常時使用しない移動可能な備品類（テープレコーダー、カメラ等）は保管庫等に入れて必ず施錠すること。

(2) 視聴覚機器等の貸出

正規の授業、研究会等のために次のとおり視聴覚機器等の貸出を行っています。

使用しようとする場合は、教務学生係に申し出てください。

「オーバーヘッドプロジェクター（OHP）」，「スクリーン」，「指示棒」，
「レーザポインター」，「液晶プロジェクター」等

17 自動車、単車の構内乗り入れ規制

教育、研究のための環境条件を維持するために、自動車、単車の構内乗り入れは、次のとおり規制しています。

- (1) 学生の自動車通学は、身体障害など特別の事情を有する者以外は禁止しています。
- (2) 工学研究科駐輪場以外の構内への単車乗り入れは禁止しています。
- (3) 単車利用者は、西側の専用路により工学研究科駐車場へ入場し、次の事項を遵守してください。
 - ①工学研究科駐輪場は、配置図（P229）を参照してください。
 - ②駐輪場では、奥から詰めて順序よく駐輪してください。
 - ③通行中は構内速度規制を順守し、交通安全に心がけてください。
 - ④近隣の住人や学内の教育・研究の迷惑にならないよう、必要以上にエンジン音等，騒音を立てないでください。
 - ⑤自賠責保険のほか、任意保険にも加入してください。
 - ⑥単車を駐輪場に長時間放置しないでください。

18 喫煙

受動喫煙防止を強く押し進める趣旨から、学舎内全面禁煙及びキャンパス内歩行喫煙禁止としております。喫煙は、屋外に設置の喫煙コーナーを利用してください。

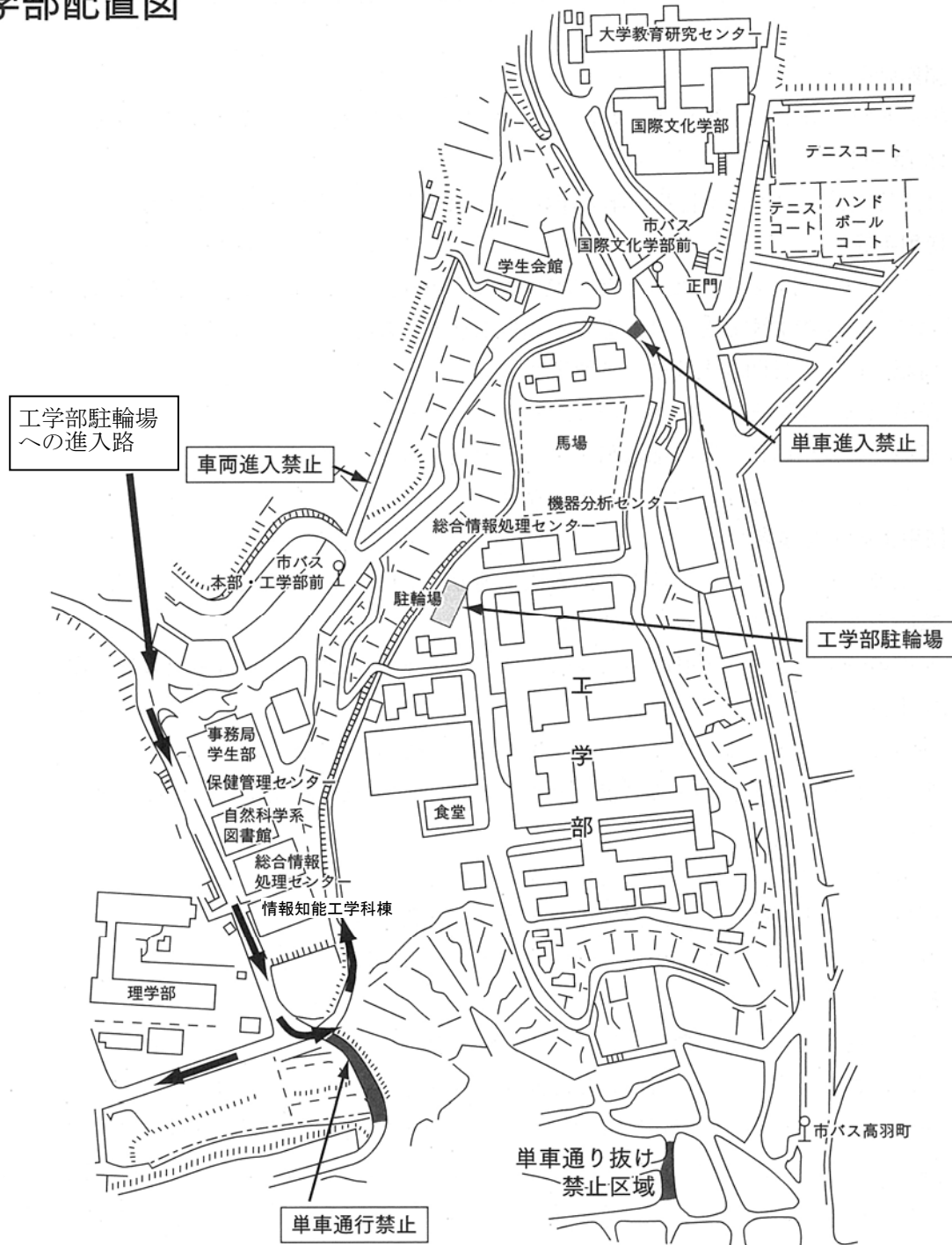
19 緊急時の連絡

地震、風水害、火災、交通事故等の災害に被災した学生は、自己及び友人の安否、被災の程度について、速やかに教務学生係へ連絡してください。

電話番号 (078) 803-6350

FAX番号 (078) 803-6364

工学部配置図



1. 奥からつめて順序よく駐輪すること。
2. 出入口付近では時速10km以下の徐行をすること。
3. 歩行者の安全に注意すること。
4. 必要以上にエンジン音や騒音を立てないこと。

2. 学生アカウント利用上の注意

本学では、入学時に学生アカウントを全員に配布しています。このアカウントは、必修の情報基礎の受講のみならずネットワークを利用したメールのやりとりや、インターネット上の情報収集、成績確認や履修届の提出、休講掲示板の閲覧等、学生生活に不可欠なものです。学術情報基盤センター（以下「センター」という）からのアカウント通知書を紛失しないよう十分気を付けてください。

また、使い方を間違えると他人に多大な迷惑をかけたり、管理義務を問われることになりますので、次の注意事項をよく読んで使用してください。

1. 学生アカウントの利用について

・利用できる場所

(1) 学内における以下のセンター教育用端末機（iMac）設置教室

- ・学術情報基盤センター分館
- ・附属図書館（総合・国際文化学図書館、社会科学系図書館、人文科学図書館、自然科学系図書館、人間科学図書館、医学部分館、保健科学図書室、海事科学分館）
- ・大学教育推進機構K503、D618
- ・留学生センター
- ・文学部演習室
- ・国際文化学部情報処理教室
- ・発達科学部情報教育設備室
- ・国際協力研究科情報処理演習室
- ・六甲台第三学舎情報処理教室
- ・医学部保健学科図書室カンファレンス室
- ・農学部情報処理教室
- ・海事科学部演習室（学術交流棟）

(2) 学内における認証付き情報コンセント

(3) 学内における各学部のパソコン教室（Windows認証サービスを利用している一部の教室）

(4) 自宅等学外（プロバイダ経由）

・利用できる内容

(1) 学内におけるセンター教育用端末機設置教室では、WEBページの閲覧、作成、電子メールの送受信及び各種アプリケーションソフトの利用が出来ます。

(2) 電子メールは、自宅でもプロバイダ経由で送受信ができます。

(3) 学内の各所に設けられた認証付き情報コンセントにおいては、自分のノートパソコンを接続してWEBページの閲覧、電子メールの送受信ができます。

(4) VPN接続サービスや認証プロキシを利用して、学外（プロバイダ経由）から学内専用サイトや休講掲示板を閲覧することもできます。

2. 利用上の注意

配布された「アカウント通知書」の封筒裏面および以下に記載されている注意事項をよく読んで遵守してください。

- ・メールによる連絡

アカウント通知書に記載されているメールアドレスに対して、神戸大学からの事務的な連絡を行うことがあります。定期的にメールを読むようにしてください。

- ・配布されるアカウント通知書の管理義務

本学のアカウントは、神戸大学の全構成員に発行されています。本通知書は、本学に所属している間は、大切に保管・管理してください。本アカウントは、センターだけでなく、教務情報・図書館システム等において個人を認証するものであるため、複数人で共有することを禁止します。したがって、パスワードを他人に教えたり、本通知書やパスワードを書いたメモ等を人の目に触れるところに放置しないようにしてください。本通知書を紛失した場合は、速やかにセンター（分館）にて、再交付の手続きをしてください。

- ・教育・学術・研究に関係のない利用の禁止

本学のネットワークは、学術情報ネットワークの一部です。営利目的など、教育・学術・研究目的及びそれを支援する目的以外の使用は禁止されています。

- ・迷惑メールの禁止

転送を強要する回覧メールや不特定多数対象のメール送信などは、禁止されています。

- ・「学内ネットワーク及びサーバの利用に関するガイドライン」の遵守

本学で定めている「学内ネットワーク及びサーバの利用に関するガイドライン」の内容を遵守してください。

- ・WEBページ作成時の注意

WEBページはインターネットを通して広く一般の人に公開されるため、様々な注意が必要です。不用意な情報を掲載すると、場合によっては訴訟などの対象にされることもあり得ます。

3. センターからのお知らせ

インターネット、電子メールを利用する場合の注意事項については、センターWEBページ <http://www.istc.kobe-u.ac.jp/> に詳しく掲載していますのでよく読んでください。

なお、各システムやネットワーク機器等の利用停止日等などのお知らせも上記のWEBページ上で行いますので、定期的にチェックするようにお願いします。

VIII 学内共同施設等関係規程

1. 神戸大学学術情報基盤センター利用規程

(平成16年4月1日制定)

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、神戸大学学術情報基盤センター規則（平成16年4月1日制定）第9条の規定に基づき、神戸大学学術情報基盤センターの利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用の原則)

第 2 条 センターの利用は、神戸大学（以下「本学」という。）における研究、教育及び事務処理上必要と認められるものに限るものとする。

(利用者の資格)

第 3 条 センターを利用することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本学の教職員
- (2) 本学の学生
- (3) 前2号に掲げる者のほか学術情報基盤センター長（以下「センター長」という。）が特に
適当と認めた者

(利用の申請)

第 4 条 電子計算機システムを利用しようとする者は、別表に定める区分ごとの利用申請書（以下「申請書」という。）をセンター長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 センター長は、前項の申請に係る電子計算機システムの利用を適用と認めたときは、利用を承認し、その旨を申請者に通知するものとする。
- 3 前項の規定により承認された電子計算機システムの利用に係る有効期間は、当該会計年度内とする。
- 4 利用者は、申請書の記載事項について変更が生じた場合は、速やかにセンター長に届け出なければならない。

(利用者の遵守事項)

第 5 条 利用者は、この規程及び別に定める内規等に基づき電子計算機システムを利用しなければならない。

(報告書の提出)

第 6 条 センター長は、利用者に対し、電子計算機システムの利用に係る事項について、必要と認めたときは、報告を求めることができる。

(経費の負担)

第 7 条 利用者は、センターの利用に係る経費の一部を別表のとおり負担しなければならない。ただし、センター長が特に必要と認めるときは、利用に係る経費の負担を免除することができる。

(利用の承認の取消し等)

第 8 条 利用者が、この規程若しくはこの規程に基づく定めに違反し、又はセンターの運営に重大な支障をもたらした場合には、センター長は、利用の承認を取り消し、又は一定期間センタ

一の利用を停止させることができる。

(書類の様式)

第 9 条 この規程の実施に必要な書類の様式は、センター長が定める。

(雑 則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、センター長が定める。

附 則

1 この規程は、平成20年1月4日から施行する。

別表 (略)

2. 神戸大学学生健康診断規程

(平成16年4月1日制定)

(趣 旨)

第1条 この規程は、神戸大学の学生に対する健康診断及び事後措置等について定めるものとする。

(実施機関)

第2条 健康診断は、保健管理センターが行う。

(健康診断の種類)

第3条 健康診断は、定期健康診断及び臨時健康診断とする。

2 定期健康診断は、毎学年定期に行うものとする。

3 臨時健康診断は、保健管理センター所長が必要と認めたときに行うものとする。

(受診の義務)

第4条 学生は、健康診断を受けなければならない。

2 学生は、健康診断を受けなかったときは、保健管理センター所長の定める期間内に、当該健康診断と同等の実施項目を含む健康診断証明書を保健管理センターに提出しなければならない。

3 前項の規定による健康診断証明書を提出できないときは、保健管理センター所長に申し出て指示を受けなければならない。

(健康診断の結果の区分及び通知)

第5条 保健管理センター所長は、健康診断の結果を別表により区分し、学部長等（各学部長及び各研究科長をいう。以下同じ。）に通知するとともに、学生に通知するものとする。ただし、疾病のない者については、学生への通知を省略することができる。

(事後措置)

第6条 学部長等は、健康診断の結果、疾病のため生活規制又は治療を要する者があるときは、保健管理センター所長と協議の上、当該学生の健康回復に必要な指導を行わなければならない。

2 健康診断の結果、疾病のある者は、前項の指導に従わなければならない。

(復学時の受診)

第7条 疾病のため休学中の者が復学しようとするときは、学部長等を経て、保健管理センター所長に申し出て、健康診断を受けなければならない。

(証明書の発行)

第8条 第3条の健康診断を受けた者が、健康診断証明書を必要とするときは、これを発行することがある。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

別 表

判 定 区 分		
生活 規 正 の 面	A（要休業）	授業を休む必要のあるもの
	B（要軽業）	授業に制限を加える必要のあるもの
	C（要注意）	授業をほぼ平常に行ってもよいもの
	D（健 康）	全く平常の生活でよいもの
医 療 の 面	1（要医療）	医師による直接の医療行為を必要とするもの
	2（要観察）	医師による直接の医療行為を必要としないが、定期的に医師の観察指導を必要とするもの
	3（健 康）	医師による直接又は間接の医療行為を全く必要としないもの

3. 神戸大学授業料免除及び徴収猶予取扱規程

(平成16年4月1日制定)

最近改正 平成20年7月15日

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、神戸大学教学規則（平成16年4月1日制定。以下「教学規則」という。）第51条第2項及び第52条第2項（教学規則第72条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、神戸大学（以下「本学」という。）の授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納（以下「授業料の免除等」という。）の取扱いについて定めるものとする。

(対 象 者)

第2条 授業料の免除等の対象となる者は、本学の学部及び大学院の学生（特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、聴講生、研究生及び専攻生を除く。以下同じ。）とする。

(申請及び許可)

第3条 授業料の免除等を受けようとする者（授業料の徴収猶予を受けようとする場合であって、学生が行方不明であるときは、学生に代わる者）は、各期（教学規則第50条第1項に規定する前期及び後期をいう。以下同じ。）ごとに学長に申請しなければならない。ただし、医学部（1年次生を除く。）、海事科学部（1年次生を除く。）、医学研究科、保健学研究科又は海事科学研究科（以下「医学部等」という。）に所属する者は、医学部等の長を経て学長に申請しなければならない。

2 学長は、前項の規定による申請があったときは、神戸大学学生委員協議会（以下「学生委員協議会」という。）の議を経て当該期分の授業料の免除等を許可することができる。

(免除実施可能額及び選考基準)

第4条 授業料の免除等の免除実施可能額及び選考基準は、別に定める。

(申請者に係る授業料)

第5条 授業料の免除等の申請者は、授業料の免除等の許可又は不許可の決定がなされるまでの間、当該授業料の納付を要しない。

第2章 授業料の免除

(経済的理由による免除)

第6条 学生が経済的理由により授業料を納付することが困難であり、かつ、学業が優秀であると認められる場合は、授業料の全額又は半額を免除することができる。

2 前項の規定により授業料の免除を受けようとする者は、各期ごとの所定の日までに次の書類をもって申請しなければならない。

(1) 授業料免除申請書

(2) 学生又は当該学生の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）の居住地の市区町村長の所得証明書

(3) その他本学において必要と認める書類

(特別な事情による免除)

第 7 条 学生が次の各号のいずれかに該当する特別な事情により授業料を納付することが著しく困難であると認められる場合は、当該理由の発生した日の属する期の翌期に納付すべき授業料の全額又は半額を免除することができる。ただし、当該理由発生の時期が当該期の授業料の納付期限以前であり、かつ、当該学生が当該期分の授業料を納付していないときは、当該期分の授業料の全額又は半額を免除することができる。

(1) 各期ごとの授業料の納期前 6 月以内（入学した日の属する期分の授業料の免除に係る場合は、入学前 1 年以内）において学資負担者が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害（以下「災害」という。）を受けた場合

(2) 前号に準ずる場合であつて、本学が相当と認める理由があるとき。

2 前項の規定により授業料の免除を受けようとする者は、各期ごとの所定の日までに次の書類をもって申請しなければならない。

(1) 授業料免除申請書

(2) 学生又は学資負担者の居住地の市区町村長の所得証明書

(3) 学資負担者の死亡を証明する書類（学資負担者が死亡したことにより免除を受けようとする者に限る。）

(4) 学生又は学資負担者の居住地の市区町村長の罹災証明書（災害を受けたことにより免除を受けようとする者に限る。）

(5) その他本学において必要と認める書類

第 3 章 授業料の徴収猶予及び月割分納

(徴収猶予)

第 8 条 学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、授業料の徴収を猶予することができる。

(1) 経済的理由により納付期限までに授業料を納付することが困難であり、かつ、学業が優秀であると認められる場合

(2) 行方不明の場合

(3) 学生又は学資負担者が災害を受け、納付期限までに授業料を納付することが困難であると認められる場合

(4) その他やむを得ない事情により納付期限までに授業料を納付することが困難であると認められる場合。

2 前項の規定により授業料の徴収猶予を受けようとする者は、各期ごとの所定の日までに次の書類をもって申請しなければならない。

(1) 授業料徴収猶予申請書

(2) 学生又は学資負担者の居住地の市区町村長の所得証明書

(3) その他本学において必要と認める書類

3 授業料の徴収猶予の期間は、前期分については 8 月末日まで、後期分については 2 月末日までとする。

(月割分納)

第 9 条 前条第 1 項第 1 号、第 3 号又は第 4 号に該当する場合であつて、特別の事情のあるときは、授業料を月割分納させることができる。

2 前項の規定により授業料の月割分納をしようとする者は、各期ごとの所定の日までに次の書類をもって申請しなければならない。

- (1) 授業料月割分納申請書
- (2) 学生又は学資負担者の居住地の市区町村長の所得証明書
- (3) その他本学において必要と認める書類

3 授業料の月割分納額は、授業料の年額の12分の1に相当する額（以下「月割計算額」という。）とし、毎月5日までに納付するものとする。

第 4 章 許可の取消し

(許可の取消し)

第 10 条 授業料の免除等を許可されている者が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、学生委員協議会の議を経て授業料の免除等の許可を取り消すことができる。

- (1) 授業料の免除等の理由が消滅したことが判明したとき。
- (2) 申請が虚偽の事実に基づくものであることが判明したとき。
- (3) 教学規則第55条の2に規定する懲戒処分を受けたとき。

(許可を取り消された者に係る授業料)

第 11 条 前条の規定により授業料の免除等の許可を取り消された者は、次の各号に定める授業料を納付しなければならない。

- (1) 授業料の免除の許可を取り消された者は、月割計算額に、その許可を取り消された月からその期の末月までの月数を乗じて得た額の授業料。ただし、申請が虚偽の事実に基づくものであることが判明したことにより免除の許可を取り消された者は、当該期分の授業料
- (2) 授業料の徴収猶予の許可を取り消された者は、当該期分の授業料
- (3) 授業料の月割分納の許可を取り消された者は、未納の授業料

第 5 章 雑 則

(雑 則)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、授業料の免除等の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年7月15日から施行する。

4. 神戸大学学生懲戒規則

(平成16年4月1日制定)

(趣 旨)

第1条 この規則は、神戸大学教学規則（平成16年4月1日制定）第55条の2（第72条において準用する場合を含む。）に規定する学生の懲戒について必要な事項を定めるものとする。

(懲 戒)

第2条 懲戒は、本学の規定に違背し、学生としての本分を守らない者があるときに行われるものとする。

(懲戒の内容)

第3条 懲戒の内容は、次のとおりとする。

- (1) 訓告 文書により注意を与え、将来を戒めること。
- (2) 停学 有期又は無期とし、この間の登校を禁止すること。
- (3) 懲戒退学 命令により退学させ、再入学を認めないこと。

(懲戒の発議)

第4条 懲戒の対象となりうる行為があったと認めるときは、当該行為を行った学生の所属学部
の教授会（以下「教授会」という。）は、その事実関係を調査し、懲戒処分の要否等について
審議するものとする。

- 2 学長が指名した理事は、前項の調査及び審議に際し、必要があると認めるときは、教授会に
対し意見を述べることができる。
- 3 教授会は、懲戒処分の必要があると認めたときは、事実関係についての調査報告書及び懲戒
処分案を作成し、学長に懲戒の発議を行わなければならない。

(複数の学部に係わる場合の懲戒手続)

第5条 懲戒の対象となりうる行為が、異なる学部に所属する複数の学生によって引き起こされ
た場合は、教授会は、事実関係の調査及び審議に際して、相互に連絡し、調整するものとする。

(弁 明)

第6条 教授会は、第4条第1項の事実関係の調査を行うに当たり、当該学生にその旨を告知し、
口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。

- 2 当該学生は、弁明の際、必要な証拠を提出し、証人の喚問を求めることができるとともに、
補佐人を指名し、その補佐を受けることができる。
- 3 弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由もなく当該学生が欠席し、又は弁明書
を提出しなかった場合は、この権利を放棄したものとみなす。

(懲戒処分の決定)

第7条 学長は、第4条第3項により教授会から発議があったときは、教育研究評議会（以下
「評議会」という。）の議を経て、懲戒処分を決定する。

- 2 評議会は、前項の審議において必要があると認め、改めて事実関係の調査及び審議を行う場
合においては、前条の規定を準用する。

（懲戒処分のお知らせ）

第 8 条 学長は、懲戒処分を決定した場合は、当該学生に通知しなければならない。

- 2 懲戒処分の通知は、処分理由を記載した懲戒処分書を当該学生に交付することにより行う。
ただし、交付の不可能な場合には、他の適当な方法により通知する。

（懲戒の発効）

第 9 条 懲戒の発効日は、懲戒処分書の交付日とする。ただし、やむをえない場合は、この限りでない。

（無期停学の解除）

第 10 条 教授会は、無期停学の学生について、その発効日から起算して 6 月を経過した後、停学の解除が妥当であると認めたときは、学長に停学の解除を発議することができる。

- 2 学長は、前項の発議に基づき、停学を解除する。

（再 審 査）

第 11 条 懲戒処分を受けた者は、事実誤認、新事実の発見その他の正当な理由があるときは、その証拠となる資料を添えて、文書により学長に再審査を請求することができる。

- 2 学長は、前項の請求があったときは、再審査の可否を評議会に付議するものとする。
3 評議会が再審査の必要があると認めたときは、学長は、教授会に再審査を要請するものとする。

（読替規定）

第 12 条 この規則の大学院学生への適用に当たっては、「学部」を「研究科」に、「教授会」を「教授会（文学研究科及び文化科学研究科にあっては研究科委員会）」に読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年12月25日から施行する。

5. 神戸大学学生懲戒規則に関する申合せ

(平成9年5月15日評議会決定)

神戸大学学生懲戒規則は、これまでともすれば不明確なままに運用されてきた懲戒に関する手続を透明化し、あわせて学生に対して手続的な権利を認めることにより、懲戒処分にふさわしい適正な手続を定めるものである。

このような手続の適正化，透明化を図るに当たっては，懲戒処分に該当する行為それ自体もあらかじめ明確に特定しておくことが望まれることから，懲戒規則の制定にあわせて，次の申合せを行うものとする。

- 1 懲戒の対象となりうる行為は，次の行為とする。
 - (1) 学生の本分に反する重大な犯罪行為
 - (2) 本学の教職員又は学生に対する暴力行為
 - (3) 本学の施設・設置への重大な破壊行為
 - (4) 本学の教育・研究活動に対する重大な妨害行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 2 教育研究機関としての大学のなす懲戒は，教育的な配慮から慎重に行われなければならない，学生の自主的な活動に対しては，特に慎重な配慮が加えられなければならない。
- 3 申合せ第1項は，懲戒対象行為を限定し，その明確化を図ることを旨とし，従来了解されてきたその範囲を拡大するものではない。

6. 神戸大学学生表彰規程

平成17年2月17日制定

(趣 旨)

第1条 この規程は、神戸大学教学規則（平成16年4月1日制定）第55条第2項の規定に基づき、神戸大学（以下「本学」という。）の学生及び学生団体の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第2条 表彰は、学生及び学生団体のうち、次の各号のいずれかに該当するものについて行うものとする。

- (1) 学術研究活動において、次のいずれかに該当すると認められるもの
 - イ 国際的規模又は全国的規模の学会から賞を受けたもの
 - ロ その他これらに準ずる学会等から高い評価を受けたもの
- (2) 本学公認課外活動団体の活動において、次のいずれかに該当すると認められるもの
 - イ 国際的規模の競技会、公演会、展覧会等（以下「競技会等」という。）において優秀な成績を修め、又は高い評価を受けたもの
 - ロ 全国的又は地区的規模の競技会等において優秀な成績を修めたもの
 - ハ 公的機関等から表彰を受ける等高い評価を受けたもの
 - ニ 卒業年度に当たる者で、在学中の課外活動において特に顕著な功労があったもの
- (3) 社会活動において、次のいずれかに該当すると認められるもの
 - イ ボランティア活動等において、公的機関等から表彰を受ける等社会的に特に高い評価を受けたもの
 - ロ 人命救助、犯罪防止、災害救助等に貢献したことにより、公的機関等から表彰を受ける等社会的に特に高い評価を受けたもの
 - ハ その他社会活動において特に高い評価を受けたもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に優れた業績、功績等があったと認められるもの

(表彰候補者の推薦)

第3条 各学部長、各研究科長、各課外活動団体の顧問教員等は、前条各号のいずれかに該当すると認められる学生又は学生団体（以下「表彰候補者」という。）がある場合は、別記様式第1により学長に推薦するものとする。

(被表彰者の選考及び決定)

第4条 学長は、前条の規定に基づき推薦された表彰候補者について、学生委員協議会の議を経て、表彰される者（以下「被表彰者」という。）を決定する。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、学長が別記様式第2の表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状に添えて、記念品を贈呈することができる。

（表彰の時期）

第 6 条 表彰は、被表彰者が決定された後、速やかに行うものとする。ただし、第 2 条第 2 号に該当する表彰については、原則として毎年 3 月に行うものとする。

（事 務）

第 7 条 表彰に関する事務は、学務部学務課又は学務部学生生活課において処理する。

（雑 則）

第 8 条 この規程に定めるもののほか、学生及び学生団体の表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年 4 月 1 日から施行し、施行日以後の学生及び学生団体の活動について適用する。

7. 神戸大学排水水質管理及び薬品類廃棄物処理規則

平成16年4月1日制定

(趣 旨)

第1条 この規則は、生活環境の保全に資するため、神戸大学における排水の水質管理及び薬品類廃棄物の処理に関して必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 薬品類廃棄物 別表に掲げる薬品類及びこれを含む物で研究、教育、医療その他のために使用し、又は不用となり廃棄する物（放射性物質及びこれにより汚染された物並びに生物体及び培養物を除く。以下「廃棄物」という。）をいう。
- (2) 排水 廃棄物を含む排水（実験排水）及びその他の排水（生活排水）をいう。
- (3) 部局等 事務局（留学生センター、学術情報基盤センター、キャリアセンター、監査室及びコンプライアンス室を含む。）、人文学研究科、国際文化学研究科（大学教育推進機構及び国際コミュニケーションセンターを含む。）、人間発達環境学研究科、法学研究科、経済学研究科、経営学研究科、理学研究科、医学研究科（医学部附属教育研究施設（医学部附属病院を除く。）を含む。）、保健学研究科、工学研究科、農学研究科、海事科学研究科、国際協力研究科、自然科学系先端融合研究環、経済経営研究所、附属図書館、医学部附属病院、農学研究科附属食資源教育研究センター、研究基盤センター（連携創造本部を含む。）、環境管理センター、保健管理センター及び神戸バイオテクノロジー研究・人材育成センターをいう。
- (4) 部局等の長 前号の部局等の長をいう。

(排水及び廃棄物の管理)

第3条 部局等の長は、当該部局等における排水の水質が、法令に定める排水基準に適合するよう必要な措置を講ずるとともに廃棄物の処理が的確に行えるようつとめなければならない。

(排水の水質検査)

第4条 部局等の長は、神戸大学環境管理センター（以下「センター」という。）の定めるところにより、排水試料を採取し、排水の水質検査を行わなければならない。ただし、部局等において水質検査を行うことができない場合は、センターに排水試料を提出し、水質検査を委託しなければならない。

- 2 部局等において水質検査を行った場合は、部局等の長はその検査結果を神戸大学環境管理センター長（以下「センター長」という。）に報告しなければならない。この場合、センター長は、結果を記録し保存するとともに学長に報告するものとする。
- 3 センターが水質検査を委託された場合は、その結果を記録し、保存するとともに学長及び当該部局等の長に報告するものとする。
- 4 センター長は、前項の検査の結果が排水基準に適合していないときには、当該部局等の長に対して必要な措置を講じるよう勧告するとともに、指導助言するものとする。

（廃棄物の区分）

第 5 条 廃棄物（廃液）を次のように区分する。

- (1) 水性廃液 別表に掲げる通常及び特別管理廃液
- (2) 油性廃液 別表に掲げる通常及び特別管理廃液

（廃棄物処理の場所及び方法）

第 6 条 塩酸，硫酸，硝酸，水酸化ナトリウム，水酸化カリウム，酢酸等と同様に水に可溶性で，特に濃厚又は多量でない限り，生活環境を汚染することがないと認められるものを廃棄しようとする者は，その責任において，自ら適正な場所で中和又は希釈し，pH5.5～8.5とし，安全を確認した後でなければ排水路に放流してはならない。

- 2 前項以外の廃棄物を廃棄しようとする者は，別表の区分に応じてセンター長が別に定める方法により処理した後，区分を明示した容器に入れて密栓し，所定の場所に保管しなければならない。
- 3 部局等の長は，センター長の指定する時期に，保管してある廃棄物をセンター長の指定した方法に従って所定の場所に搬出しなければならない。
- 4 センター長は，前項の規定により搬出された廃棄物を，所定の手続きに則り，適切に処分しなければならない。

（実験排水処理設備の設置）

第 7 条 部局等の長は，センターが指定する揮発性有機化合物の曝気処理及び排水の中和処理をするために，実験排水処理設備（以下「処理設備」という。）を設置することができる。

- 2 前項の処理設備を設置しようとするときは，センター長と協議するものとする。

（特定施設の設置等）

第 8 条 部局等の長は，下水道法（昭和33年法律第79号）第11条の2第2項の規定による特定施設を設置，撤去又は変更しようとするときは，センター長及び施設部長と協議するものとする。

（雑 則）

第 9 条 この規則に定めるもののほか，必要な事項は，センター長が定める。

附 則

この規則は，平成20年4月1日から施行する。

別 表

薬品類廃棄物（廃液）分類表

分 類			廃 液 の 種 類
水 性 廃 液	通 常 廃 液	分 類 I	I - 1 分類Ⅱ以外の $2 < \text{pH} \leq 7$ の酸性廃液
			I - 2 分類Ⅱ以外の $7 < \text{pH} < 12.5$ のアルカリ性廃液 ・写真現像液
			I - 3 分類Ⅱ - 3 ～ 9 以外の重金属を含む廃液 ・写真定着液 ・オスミウム ・タリウム, ベリリウム
			I - 4 フッ素を含む廃液 ホウ素を含む廃液
	特 別 管 理 廃 液	分 類 Ⅱ	Ⅱ - 1 強酸性廃液 (pH 2 以下)
			Ⅱ - 2 強アルカリ性廃液 (pH 12.5 以上)
			Ⅱ - 3 水銀又は水銀化合物含有廃液
			Ⅱ - 4 カドミウム又はその化合物含有廃液
			Ⅱ - 5 鉛又はその化合物含有廃液
			Ⅱ - 6 有機リン化合物含有廃液
			Ⅱ - 7 六価クロム化合物含有廃液
			Ⅱ - 8 砒素又はその化合物含有廃液
			Ⅱ - 9 セレン又はその化合物含有廃液
			Ⅱ - 10 シアン化合物含有廃液
			Ⅱ - 11 シマジン含有廃液 チウラム含有廃液 チオベンカルブ含有廃液
			Ⅱ - 12 トリクロロエチレン含有水性廃液 テトラクロロエチレン含有水性廃液 1.1.1-トリクロロエタン含有水性廃液 1.1.2-トリクロロエタン含有水性廃液 ジクロロメタン含有水性廃液 1.1-ジクロロエチレン含有水性廃液 1.2-ジクロロエタン含有水性廃液 1.3-ジクロロプロペン含有水性廃液 シス-1.2-ジクロロエチレン含有水性廃液 ベンゼン含有水性廃液 四塩化炭素含有水性廃液
油性廃液	通常廃液	分類Ⅲ	Ⅲ - 1 分類Ⅳ以外で引火点70度以上の廃液（低濃度の有機溶媒を含む溶液等）

油 性 廃 液	特 別 管 理 廃 液	分 類	IV－1	引火点70度以下の廃液（高濃度の有機溶媒を含む溶液等）
			IV－2	トリクロロエチレン含有廃液
			IV－3	テトラクロロエチレン含有廃液
			IV－4	1.1.1－トリクロロエタン含有廃液
			IV－5	1.1.2－トリクロロエタン含有廃液
			IV－6	ジクロロメタン含有廃液
		IV	IV－7	1.1－ジクロロエチレン含有廃液
			IV－8	1.2－ジクロロエタン含有廃液
			IV－9	1.3－ジクロロプロペン含有廃液
			IV－10	シス__1.2－ジクロロエチレン含有廃液
			IV－11	ベンゼン含有廃液
			IV－12	四塩化炭素含有廃液

IX 学生定員，志願者，入学者，
卒業者数及び修了者数

(イ) 学 部

年度	区分 学科	定 員	志 願 者 数	入 学 者 数	年度	区分 学科	定 員	志 願 者 数	入 学 者 数
24	建 築	25	365	25	29	電 気	25	1,003	26
	電 気	25		25		機 械	40		43
	機 械	40		40		土 木	25		28
	土 木	25		26		工 化	25		27
	工 化	25		26		計	140	1,003	149
計		140	365	142	30	建 築	25	202	24
25	建 築	25	489	29		電 気	25	236	26
	電 気	25		25		機 械	40	353	39
	機 械	40		39		土 木	25	129	25
	土 木	25		23		工 化	25	158	27
	工 化	25		27		計	140	1,078	141
計		140	489	143	31	建 築	25	151	25
26	建 築	25	940	33		電 気	25	241	24
	電 気	25		27		機 械	40	372	45
	機 械	40		42		土 木	25	175	25
	土 木	25		26		工 化	25	200	25
	工 化	25		27		計	140	1,139	144
計		140	940	155	32	建 築	25	176	25
27	建 築	25	1,007	30		電 気	35	219	39
	電 気	25		28		機 械	45	408	46
	機 械	40		42		土 木	25	148	25
	土 木	25		28		工 化	35	246	33
	工 化	25		28		計	165	1,197	168
計		140	1,007	156	33	建 築	30	192	30
28	建 築	25	896	27		電 気	50	256	49
	電 気	25		24		機 械	50	370	49
	機 械	40		41		土 木	25	156	28
	土 木	25		26		工 化	40	274	38
	工 化	25		26		計 測	40	210	39
計		140	896	144	計		235	1,458	233
29	建 築	25		25	34	建 築	30	398	28

年度	区分		定 員	志 願 者 数	入 学 者 数	年度	区分		定 員	志 願 者 数	入 学 者 数	
	学科						学科					
34	電	気	50	426	50	38	計	測	40	163	39	
	機	械	50	505	50	計			300	1,568	299	
	土	木	25	257	27	39	建	築	60	261	61	
	工	化	40	325	40		電	気	50	161	51	
	計	測	40	384	42		機	械	50	164	48	
計		235	2,295	237	土		木	60	204	59		
35	建	築	30	290	31		40	工	化	40	114	40
	電	気	50	439	49	計		測	40	127	41	
	機	械	50	453	52	計			300	1,031	300	
	土	木	25	200	28	建		築	60	222	59	
	工	化	40	329	36	電		気	50	155	49	
	計	測	40	216	39	機	械	50	202	49		
計		235	1,927	235	41	土	木	60	202	59		
36	建	築	30	276		28	42	工	化	40	109	39
	電	気	50	338		50		計	測	40	123	40
	機	械	50	405		48		化	工	40	137	39
	土	木	25	185		26		計			340	1,150
	工	化	40	292	40	建		築	60	441	60	
	計	測	40	260	39	電	気	50	270	50		
計		235	1,756	231	43	機	械	50	246	50		
37	建	築	60	335		56	44	土	木	60	301	59
	電	気	50	293		52		工	化	40	184	40
	機	械	50	372		51		計	測	40	148	40
	土	木	60	250		61		化	工	40	140	38
	工	化	40	218	39	計			340	1,730	337	
	計	測	40	193	38	45	建	築	60	367	60	
計		300	1,661	297	電		気	50	250	48		
38	建	築	60	349	60		46	機	械	50	250	47
	電	気	50	292	49			土	木	60	268	59
	機	械	50	288	50			工	化	40	161	40
	土	木	60	294	59	計		測	40	213	38	
	工	化	40	182	42	化		工	40	149	40	

年度	区分 学科	定員	志願 者数	入学 者数	年度	区分 学科	定員	志願 者数	入学 者数
計		340	1,658	322	46	機械	50	287	59
43	建築	60	326	58		土木	60	263	59
	電気	50	228	50		化工	40	121	40
	機械	60	225	60		計測	40	123	41
	土木	60	237	60		化工	40	136	39
	化工	40	150	40		生産	40	141	40
	計測	40	136	40		電子	40	156	39
	化工	40	123	39	計		420	1,741	418
計		390	1,571	387	47	建築	60	384	58
44	建築	60	389	59		電気	40	373	39
	電気	40	207	39		電子	40		38
	機械	60	324	61		機械	60	355	59
	土木	60	294	58		生産	40		38
	化工	40	190	39		土木	60	288	58
	計測	40	211	40		化工	40	136	40
	化工	40	144	40		計測	40	126	41
	生産	40	161	40		化工	40	154	39
	電子	40	266	38		システム	40	175	40
計		420	2,186	414	計		460	1,991	450
45	建築	60	416	61	48	建築	60	360	59
	電気	40	230	43		電気	40	336	39
	機械	60	337	58		電子	40		40
	土木	60	296	59		機械	60	306	57
	化工	40	165	41		生産	40		39
	計測	40	207	37		土木	60	215	58
	化工	40	108	37		化工	40	114	40
	生産	40	139	39		計測	40	130	40
	電子	40	204	41		化工	40	89	41
	システム	40	160	38	計		460	1,710	451
計		420	2,102	416	49	建築	60	401	57
46	電気	40	147	40		電気	40	365	40

年度	区分 学科	定員	志願 者数	入学 者数	年度	区分 学科	定員	志願 者数	入学 者数
49	電 子	40	365	40	52	建 築	50	300	51
	機 械	60	457	58		電 気	40	348	38
	生 産	40		39		電 子	40		41
	土 木	60	234	62		機 械	60	438	56
	工 化	40	156	41		生 産	40		38
	計 測	40	173	41		土 木	60	172	58
	化 工	40	165	38		工 化	40	111	39
	シ ス テ ム	40	228	37		計 測	40	124	40
計		460	2,179	453	53	化 工	40	132	39
50	建 築	60	272	59		シ ス テ ム	40	209	39
	電 気	40	361	39		環 境 計 画	40	222	39
	電 子	40		40		計	490	2,056	478
	機 械	60	366	57	54	建 築	50	244	49
	生 産	40		40		電 気	40	372	38
	土 木	60	223	57		電 子	40		39
	工 化	40	117	40		機 械	60	323	57
	計 測	40	140	40		生 産	40		37
	化 工	40	152	37		土 木	60	181	57
	シ ス テ ム	40	233	40		工 化	40	84	39
計		460	1,864	449		計 測	40	130	39
51	建 築	50	197	51	54	化 工	40	77	38
	電 気	40	329	41		シ ス テ ム	40	154	38
	電 子	40		40		環 境 計 画	40	176	40
	機 械	60	262	58		計	490	1,741	471
	生 産	40		40		建 築	50	211	50
	土 木	60	173	60		電 気	40	322	39
	工 化	40	116	38		電 子	40		41
	計 測	40	154	39		機 械	60	188	59
51	化 工	40	97	39		生 産	40		40
	シ ス テ ム	40	167	41		土 木	60	121	59
	環 境 計 画	40	158	40		工 化	40	64	40
	計	490	1,653	487		計 測	40	73	40

年度	区分 学科	定員	志願 者数	入学 者数	年度	区分 学科	定員	志願 者数	入学 者数
54	化 工	40	66	38	57	機 械	60	302	58
	シ ス テ ム	40	164	39		生 産	40		37
	環 境 計 画	40	108	39		土 木	60	114	60
	計	490	1,317	484		工 化	40	98	40
55	建 築	50	195	47	58	計 測	40	130	39
	環 境 計 画	40		42		化 工	40	121	41
	電 気	40	177	40		シ ス テ ム	40	131	41
	電 子	40		40		計	490	1,414	482
	機 械	60	173	60		建 築	50	162	50
	生 産	40		40		環 境 計 画	40		40
	土 木	60	104	60		電 気	40	232	40
	工 化	40	66	40		電 子	40		42
	計 測	40	90	41		機 械	60	276	62
	化 工	40	73	40		生 産	40		40
56	シ ス テ ム	40	143	41	59	土 木	60	106	59
	計	490	1,021	491		工 化	40	82	42
	建 築	50	187	51		計 測	40	135	41
	環 境 計 画	40		40		化 工	40	121	39
	電 気	40	235	41		シ ス テ ム	40	137	40
	電 子	40		40		計	490	1,251	495
	機 械	60	247	60		建 築	50	249	48
	生 産	40		40		環 境 計 画	40		40
	土 木	60	101	59		電 気	40	211	41
	工 化	40	82	37		電 子	40		40
57	計 測	40	98	41	59	機 械	60	296	64
	化 工	40	63	36		生 産	40		41
	シ ス テ ム	40	97	40		土 木	60	160	63
	計	490	1,110	485		工 化	40	111	40
	建 築	50	227	49		計 測	40	105	39
	環 境 計 画	40		39		化 工	40	98	41
	電 気	40	291	41		シ ス テ ム	40	157	39
	電 子	40		37		計	490	1,387	496

年度	区分 学科	定員	志願 者数	入学 者数	年度	区分 学科	定員	志願 者数	入学 者数
60	建築	50	280	48	62	計測	50	334	51
	環境計画	40		41		化工	50	244	54
	電気	40	270	38		システム	50	354	49
	電子	40		43	計		600	4,019	603
	機械	60	321	61	63	建築	60	436	59
	生産	40		41		環境計画	50		49
	土木	60	187	61		電気	50	293	49
	化工	40	172	40		電子	50		49
	計測	40	132	40		機械	70	435	69
	化工	40	177	41		生産	50		49
61	システム	40	104	40		土木	70	274	71
	計	490	1,643	494		化工	50	145	51
	建築	50	255	51		計測	50	266	51
	環境計画	50		49		化工	50	206	52
	電気	50	268	50		システム	50	145	52
	電子	40		43	計		600	2,200	601
	機械	70	299	70	元	建築	60	576	62
	生産	40		40		環境計画	50		48
	土木	60	144	61		電気	50	383	50
	化工	50	114	51		電子	50		51
	計測	50	132	50		機械	70	558	71
	化工	40	105	41		生産	50		49
	システム	40	131	42		土木	70	352	70
	計	540	1,448	548		化工	50	268	51
62	建築	60	702	59		計測	50	338	50
	環境計画	50		49		化工	50	231	49
	電気	50	671	50		システム	50	201	50
	電子	50		50	計		600	2,907	601
	機械	70	920	77	2	建築	60	541	62
	生産	50		48		環境計画	50		51
	土木	70	378	67		電気	50	453	51
	化工	50	416	49		電子	50		51

年度		区分		定員	志願者数	入学者数	年度		区分		定員	志願者数	入学者数
年度	学科	年度	学科										
2	機械	70	487	71	5	建設	180	710	183				
	生産	50		電気電子		110	542	110					
	土木	70	機械	120		453	124						
	工化	50	応用化	120		479	120						
	計測	60	情報知能	120		441	120						
	化工	50	計		650	2,625	657						
	システム	50	216	51	6	建設	180	736	183				
計			610	3,118		620	電気電子	110	491 ⁽¹⁾	110 ⁽¹⁾			
3	建築	60	537	59		6	機械	120	470 ⁽¹⁾	120			
	環境計画	50		51			応用化	120	454	122			
	電気	50	431	50			計	情報知能	120	624 ⁽³⁾	120 ⁽¹⁾		
	電子	50		50	650	2,755 ⁽⁵⁾		652 ⁽²⁾					
	機械	70	609	70	7	建設	180	906	184				
	生産	50		50		電気電子	110	604 ⁽⁴⁾	111 ⁽²⁾				
	土木	70	312	70		機械	120	582 ⁽²⁾	123 ⁽¹⁾				
	工化	50	237	50			応用化	120	580 ⁽¹⁾	121 ⁽¹⁾			
	計測	60	244	60			情報知能	110	606 ⁽¹⁾	111 ⁽¹⁾			
	化工	50	233	51	計		640	3,278 ⁽⁸⁾	650 ⁽⁵⁾				
	システム	60	248	61	8	建設	180	654	181				
計			620	2,851		622	電気電子	110	498 ⁽¹⁾	110 ⁽¹⁾			
4	建設	建築	60	629		111	8	機械	120	508	122		
		環境計画	50		応用化			120	480	121			
		土木	70	293	70			情報知能	110	487	110		
	電気電子	電気	55	479	110	計		640	2,627 ⁽¹⁾	644 ⁽¹⁾			
		電子	55			9	建設	180	735 ⁽³⁾	180 ⁽¹⁾			
	機械	機械	70	501	122		電気電子	110	527	111			
		生産	50				機械	120	531 ⁽¹⁾	120 ⁽¹⁾			
	応用化	工化	60	208	60		応用化	110	432	111			
		化工	60	285	63		情報知能	100	476 ⁽¹⁾	101 ⁽¹⁾			
	情報知能	計測	60	276	60	計		620	2,701 ⁽⁵⁾	622 ⁽³⁾			
システム		60	307	60	10	建設	180	770	180				
計			650	2,978		656	電気電子	100	509 ⁽²⁾	102 ⁽²⁾			

年度	区分		定員	志願者数	入学者数	年度	区分		定員	志願者数	入学者数
	学科						学科				
10	機械		120	545	120	15	情報知能		100	423(4)	103(2)
	応用化		100	392	102	計			540	2,356(13)	554(8)
	情報知能		100	533	100	16	建設		150	696(1)	152(1)
計			600	2,749	604(2)		電気電子		90	408(6)	94(3)
11	建設		160	604(2)	165		機械		100	359(4)	106(4)
	電気電子		90	447	91		応用化		100	434	102
	機械		110	503(1)	110(1)		情報知能		100	421(3)	102(2)
	応用化		100	506	102	計			540	2,318(14)	556(10)
	情報知能		100	512(3)	101(3)	17	建設		150	693(1)	158(1)
計			560	2,572(6)	569(4)		電気電子		90	331(1)	92(1)
12	建設		150	614	150		機械		100	560(2)	103(2)
	電気電子		90	427(1)	92		応用化		100	450(4)	102(2)
	機械		100	391(1)	103(1)		情報知能		100	454(3)	101(2)
	応用化		100	460(1)	101(1)	計			540	2,488(11)	556(8)
	情報知能		100	448(8)	101(4)	18	建設		150	664(2)	158(1)
計			540	2,340(11)	547(6)		電気電子		90	422(2)	94(1)
13	建設		150	670	153		機械		100	513(3)	103(3)
	電気電子		90	453(3)	90(3)		応用化		100	469(3)	101(3)
	機械		100	491(3)	100(3)		情報知能		100	518(2)	103(2)
	応用化		100	477(1)	103(1)	計			540	2,586(12)	559(10)
	情報知能		100	546(6)	100(4)	19	建築		90	500(2)	94(1)
計			540	2,637(13)	546(11)		市民		60	304(0)	66(0)
14	建設		150	690(3)	156(2)		電気電子		90	314(2)	93(2)
	電気電子		90	475(1)	90(1)		機械		100	453(3)	103(3)
	機械		100	503(1)	102(1)		応用化		100	444(2)	102(2)
	応用化		100	439(4)	102(2)	情報知能		100	401(1)	102(1)	
	情報知能		100	600(4)	103(3)	計			540	2,416(10)	560(9)
計			540	2,707(13)	553(9)	20	建築		90	433(1)	91(1)
15	建設		150	628(2)	153(1)		市民		60	332(1)	64(1)
	電気電子		90	416(3)	92(1)		電気電子		90	469(2)	93(2)
	機械		100	434(4)	105(4)		機械		100	537(5)	103(3)
	応用化		100	455	101		応用化		100	483(3)	104(3)

20	情 報 知 能	100	499	101
計		540	2,753 ⁽¹²⁾	556 ⁽¹⁰⁾

() 内は外国人留学生を外数で示す。

(口) 大学院工学研究科 (修士課程)

年度	専攻	区分	定員	志願者数	入学者数	年度	専攻	区分	定員	志願者数	入学者数
39	建	築	10	4	4	43	土	木	10	13	11
	電	気	10	13	11		工	化	8	13	9
	機	械	14	9	8		計	測	8	15	8
	土	木	10	5	5	計			60	95	66
	工	化	8	11	8	44	建	築	12	19	13
	計	測	8	10	8		電	気	10	21	14
計			60	52	44		機	械	14	28	19
40	建	築	10	13	10		土	木	12	18	11
	電	気	10	30	12		工	化	8	17	12
	機	械	14	23	16		計	測	8	14	7
	土	木	10	9	7		化	工	8	12	11
	工	化	8	16	8	計			72	129	87
	計	測	8	11	5	45	建	築	12	19	13
計			60	102	58		電	気	10	19	13
41	建	築	10	16	9		機	械	14	20	15
	電	気	10	29	13		土	木	12	16	12
	機	械	14	20	12		工	化	8	18	12
	土	木	10	16	12		計	測	8	18	11
	工	化	8	14	8		化	工	8	20	9
	計	測	8	8	6	計			72	130	85
計			60	103	60	46	建	築	12	32	16
42	建	築	10	18	13		電	気	10	23	13
	電	気	10	22	13		機	械	14	32	15
	機	械	14	21	17		土	木	12	21	14
	土	木	10	13	11		工	化	8	17	12
	工	化	8	15	8		計	測	8	17	11
	計	測	8	19	8		化	工	8	13	6
計			60	108	70	計			72	155	87
43	建	築	10	17	13	47	建	築	12	34	18
	電	気	10	21	12		電	気	10	23	16
	機	械	14	16	13		機	械	14	30	13

年度	専攻	区分	定員	志願者数	入学者数	年度	専攻	区分	定員	志願者数	入学者数
47	土木		12	24	18	50	計測		12	19	15
	工化		8	17	12		化工		12	19	12
	計測		8	11	10		電子		12	26	15
	化工		8	14	8	計			132	218	142
	生産		8	10	5	51	建築		18	40	22
計			80	153	100		電気		12	56	16
48	建築		12	28	18		電子		12		16
	電気		8	16	12		機械		15	47	17
	機械		14	22	15		生産		12		13
	土木		12	27	20		土木		21	41	26
	工化		8	15	12		工化		12	23	19
	計測		8	29	15		計測		12	24	17
	化工		8	11	7		化工		12	22	17
	生産		8	10	9		システム		12	24	17
	電子		8	31	13	計			138	277	180
	計		86	189	121	52	建築		18	41	21
49	建築		12	34	18		電気		12	48	16
	電気		8	22	13		電子		12		16
	機械		14	39	19		機械		15	59	19
	生産		12		8		生産		12		14
	土木		12	31	18		土木		21	40	27
	工化		8	14	12		工化		12	21	14
	計測		8	24	13		計測		12	27	19
	化工		8	16	12		化工		12	14	13
	電子		8	24	13		システム		12	20	16
	計		86	204	126	計			138	270	175
50	建築		18	31	20	53	建築		18	42	20
	電気		12	21	12		電気		12	45	18
	機械		21	53	21		電子		12		15
	生産		12		11		機械		15	47	18
	土木		21	32	19		生産		12		14
	工化		12	17	17		土木		21	36	19

年度	区分 専攻	定員	志願 者数	入学 者数	年度	区分 専攻	定員	志願 者数	入学 者数
53	工 化	12	24	16	56	機 械	15	36	18
	計 測	12	31	22		生 産	12		10
	化 工	12	24	13		土 木	21	30	19
	シ ス テ ム	12	21	17		工 化	12	20	15
計		138	270	172	57	計 測	12	19	16
54	建 築	18	38	26		化 工	12	18	12
	電 気	12	54	10		シ ス テ ム	12	21	18
	電 子	12		19	計		147	238	176
	機 械	15	41	15	58	建 築	15	54	22
	生 産	12		13		環 境 計 画	12		11
	土 木	21	34	20		電 気	12	43	17
	工 化	12	17	15		電 子	12		16
	計 測	12	18	12		機 械	15	40	17
	化 工	12	25	12		生 産	12		16
	シ ス テ ム	12	26	16		土 木	24	33	25
計		138	253	158		工 化	12	21	16
55	建 築	15	44	18		計 測	12	14	13
	電 気	12	51	16		化 工	12	17	15
	電 子	12		16		シ ス テ ム	12	25	16
	機 械	15	39	19	計		150	247	184
	生 産	12		15	59	建 築	15	51	20
	土 木	21	34	23		環 境 計 画	12		14
	工 化	12	21	17		電 気	12	39	16
	計 測	12	20	16		電 子	12		17
	化 工	12	16	13		機 械	15	33	16
	シ ス テ ム	12	19	16		生 産	12		13
	環 境 計 画	12	16	15		土 木	24	30	21
計		147	260	184		工 化	12	21	16
56	建 築	15	57	20		計 測	12	19	16
	環 境 計 画	12		16		化 工	12	18	15
	電 気	12	37	13		シ ス テ ム	12	19	18
	電 子	12		19	計		150	230	182

年度	区分		定員	志願者数	入学者数	年度	区分		定員	志願者数	入学者数	
	専攻						専攻					
59	建築		15	44	17	61	計測		12	25	19	
	環境計画		12		17		化工		12	22	16	
	電気		12	46	16		システム		12	21	18	
	電子		12		16	計		150	263	202		
	機械		15	50	20	62	建築		15	52	16	
	生産		12		17		環境計画		12		20	
	土木		24	27	17		電気		12	43	15	
	工化		12	19	16		電子		12		17	
	計測		12	21	18		機械		15	55	23	
	化工		12	17	16		生産		12		19	
	システム		12	20	18		土木		24	29	22	
	計			150	244		188	工化		12	22	17
60	建築		15	55	20		63	計測		12	20	17
	環境計画		12		17			化工		12	17	16
	電気		12	49	14	システム		12	22	18		
	電子		12		18	計		150	260	200		
	機械		15	43	23	63	建築		15	54	19	
	生産		12		16		環境計画		12		18	
	土木		24	34	26		電気		12	34	15	
	工化		12	18	16		電子		12		13	
	計測		12	22	18		機械		15	50	27	
	化工		12	17	16		生産		12		17	
	システム		12	19	17		土木		24	38	25	
	計			150	257		201	工化		12	20	18
61	建築		15	49	18		元	計測		12	13	11
	環境計画		12		20			化工		12	20	17
	電気		12	40	16	システム		12	14	13		
	電子		12		15	計		150	243	193		
	機械		15	48	21	元	建築		15	48	19	
	生産		12		17		環境計画		12		21	
	土木		24	39	26		電気		12	47	18	
	工化		12	19	16		電子		12		19	

年度 \ 区分		定 員	志 願 数	入 学 数	年度 \ 区分		定 員	志 願 数	入 学 数				
年度	専攻				年度	専攻							
元	機 械	15	46	26	4	建 築	15	71	20				
	生 産	12		13		環 境 計 画	12		24				
	土 木	24	33	26		電 気	12	63	20				
	工 化	12	20	18		電 子	12		24				
	計 測	12	24	19		機 械	15	73	32				
	化 工	12	15	13		生 産	12		25				
	シ ス テ ム	12	17	15		土 木	24	38	32				
	計		150	250		207	工 化	12	22	21			
2	建 築	15	50	13		計	150	353	271				
	環 境 計 画	12		24						計 測	12	31	26
	電 気	12	35	17						化 工	12	28	24
	電 子	12		15						シ ス テ ム	12	27	23
	機 械	15	67	24	5	計	150	353	271				
	生 産	12		27						建 築	15	66	21
	土 木	24	43	35						環 境 計 画	12		26
	工 化	12	24	23						電 気	12	40	17
	計 測	12	19	16		電 子	12	14					
	化 工	12	22	20		機 械	15	75	32				
	シ ス テ ム	12	18	14		生 産	12		25				
	計		150	278		228	土 木	24	31	27			
3	建 築	15	58	22		計	150	327	256				
	環 境 計 画	12		24						計 測	12	27	23
	電 気	12	49	18						化 工	12	35	25
	電 子	12		18						シ ス テ ム	12	28	23
	機 械	15	57	29	計	150	306	245					
	生 産	12		20									
	土 木	24	37	29									
	工 化	12	25	20									
	計 測	12	27	20									
	化 工	12	24	22									
	シ ス テ ム	12	29	23									
	計		150	306					245				

大学院自然科学研究科（博士前期課程）

年度	区分 専攻	定員	志願者数	入学者数	年度	区分 専攻	定員	志願者数	入学者数
6	建設	72(7)	116(9)	82(9)	11	建設	72(7)	129(3)	93(3)
	電気電子	42(7)	58(2)	45(1)		電気電子	42(7)	78(1)	55
	機械	42(7)	72(7)	61(6)		機械	42(7)	103(4)	68(4)
	応用化	47	56(3)	49(3)		応用化	47	83(3)	63(3)
	情報知能	51(7)	68(6)	54(4)		情報知能	51(7)	86(7)	64(4)
計		254(28)	370(27)	291(23)	計		254(28)	479(18)	343(14)
7	建設	72(7)	119(6)	78(3)	12	建設	72(7)	174(3)	132(2)
	電気電子	42(7)	45(4)	40(3)		電気電子	42(7)	84	53
	機械	42(7)	72(6)	58(5)		機械	42(7)	112(2)	74(2)
	応用化	47	68(2)	63(2)		応用化	47	101(1)	75(1)
	情報知能	51(7)	67(3)	55(3)		情報知能	51(7)	82(5)	62(5)
計		254(28)	371(21)	294(16)	計		254(28)	553(11)	396(10)
8	建設	72(7)	129(2)	82(2)	13	建設	72(7)	146(7)	106(5)
	電気電子	42(7)	71	55		電気電子	42(7)	85(2)	54(2)
	機械	42(7)	106(3)	69(3)		機械	42(7)	106(5)	68(3)
	応用化	47	77(1)	68(1)		応用化	47	92(2)	68(2)
	情報知能	51(7)	82(2)	63(2)		情報知能	51(7)	84(3)	70(2)
計		254(28)	465(8)	337(8)	計		254(28)	513(19)	366(14)
9	建設	72(7)	115(8)	77(6)	14	建設	99(7)	117(10)	95(8)
	電気電子	42(7)	67	54		電気電子	57(7)	74(2)	63(1)
	機械	42(7)	95(6)	67(4)		機械	59(7)	100(4)	70(3)
	応用化	47	68(4)	62(4)		応用化	63	79	66
	情報知能	51(7)	63(5)	54(2)		情報知能	67(7)	89(9)	74(7)
計		254(28)	408(23)	314(16)	計		345(28)	459(25)	368(19)
10	建設	72(7)	138(4)	92(4)	15	建設	99(7)	156(8)	118(4)
	電気電子	42(7)	74(1)	54(1)		電気電子	57(7)	66	57
	機械	42(7)	110(5)	71(4)		機械	59(7)	107(3)	74(3)
	応用化	47	79(2)	60(2)		応用化	63	93(3)	71(2)
	情報知能	51(7)	72(13)	55(9)		情報知能	67(7)	91(12)	74(6)
計		254(28)	473(25)	332(20)	計		345(28)	513(26)	394(15)

（ ）内は外国人留学生を外数で示す。

年 度	区分	定 員	志 願 者 数	入 学 者 数
	専攻			
16	建 設	99 (7)	135 (8)	99 (6)
	電 気 電 子	57 (7)	70	59
	機 械	59 (7)	114 (7)	75 (5)
	応 用 化	63	86 (3)	73 (3)
	情 報 知 能	67 (7)	91 (11)	75 (7)
	計	345 (28)	496 (29)	381 (21)
17	建 設	99 (7)	150 (10)	114 (10)
	電 気 電 子	57 (7)	87 (2)	55 (1)
	機 械	59 (7)	103 (2)	73 (1)
	応 用 化	63	95	75
	情 報 知 能	67 (7)	100 (11)	65 (7)
	計	345 (28)	535 (25)	382 (19)
18	建 設	99 (7)	158 (8)	110 (6)
	電 気 電 子	57 (7)	104 (10)	60 (3)
	機 械	59 (7)	101 (8)	68 (2)
	応 用 化	63	109 (1)	71 (1)
	情 報 知 能	67 (7)	100 (8)	77 (2)
	計	345 (28)	572 (35)	386 (14)

() 内は外国人留学生を外数で示す。

大学院工学研究科（博士前期課程）

年 度	区 分	定 員	志 願 者 数	入 学 者 数	備 考
	専攻				
19	建 築	65	81	69	
	市 民	43	60(1)	43(1)	
	電 気 電 子	65	96(1)	71(1)	
	機 械	78〔8〕	112(7)	80(1)	
			8	5	医工連携
	応 用 化	73〔3〕	104(2)	80(2)	
			3	3	医工連携
	情 報 知 能	74〔4〕	85(7)	72(4)	
			2	2	医工連携
	計	398〔15〕	538(18)	415(9)	
			13	10	医工連携
20	建 築	65	98(2)	69(1)	
	市 民	43	74(1)	51(1)	
	電 気 電 子	65	71(4)	62(3)	
	機 械	78〔8〕	111(7)	76(3)	
			5	5	医工連携
	応 用 化	73〔3〕	115(1)	89(1)	
			0	0	医工連携
	情 報 知 能	74〔4〕	88(10)	69(7)	
			2	2	医工連携
	計	398〔15〕	557(25)	416(16)	
			7	7	医工連携

〔 〕 は定員内における医工連携コースの内数

（ ） 内は外国人留学生を外数で示す。

(ハ) 高等専門学校等からの編入学者

年度		区 分		志 願 数	入 学 数	年度		区 分		志 願 数	入 学 数		
年度	学 科	区 分		志 願 数	入 学 数	年度	学 科	区 分		志 願 数	入 学 数		
2	建 築			3	1	4	工 化			3	1		
	環 境 計 画						計 測			4	2		
	電 気			14	1			化 工			0		
	電 子							シ ス テ ム			3	1	
	機 械			10		計			40	9			
	生 産					3	5	建 築			4	2	
	土 木	8			環 境 計 画								
	工 化	5		1	電 気			15	1				
	計 測	2			電 子				1				
	化 工	1			機 械			9					
シ ス テ ム	4			生 産					1				
計				47	7	土 木				3			
3	建 築			4		6		工 化			5	1	
	環 境 計 画							計 測			4	1	
	電 気			11	1			化 工			1	1	
	電 子							シ ス テ ム			2		
	機 械			8	2		計			43	8		
	生 産					7	建 設			8	4		
	土 木	6			電 気 電 子				11	4			
	工 化	4		1	機 械				14	4			
	計 測	3		1	応 用 化				5	3			
	加 工	0			情 報 知 能				9	3			
シ ス テ ム		1			計			47	18				
計				37	6	8	建 設			12	7		
4	建 築			4			7	電 気 電 子			13	6	
	環 境 計 画							機 械			15	5	
	電 気			8	1				応 用 化			6	3
	電 子								情 報 知 能			10	3
	機 械			12	2	計			56	24			
	生 産					8	建 設			26	7		
土 木	6		1	電 気 電 子			24	3					

年度	区 分 学 科	志 願 者 数	入 学 者 数	年度	区 分 学 科	志 願 者 数	入 学 者 数
8	機 械	23	6	14	応 用 化	6	3
	応 用 化	9	2		情 報 知 能	32	7
	情 報 知 能	12	3		計	125	29
計		94	21	15	建 設	48	7
9	建 設	32	7		電 気 電 子	31	5
	電 気 電 子	31	5		機 械	53	4
	機 械	20	5		応 用 化	13	4
	応 用 化	7	5		情 報 知 能	52	5
	情 報 知 能	21	5		計	197	25
計		111	25	16	建 設	57	5
10	建 設	37	8		電 気 電 子	38	5
	電 気 電 子	32	6		機 械	31	4
	機 械	25	4		応 用 化	13	1
	応 用 化	6	0		情 報 知 能	32	5
	情 報 知 能	15	4		計	171	20
計		115	22	17	建 設	43	9
11	建 設	35	6		電 気 電 子	43	4
	電 気 電 子	35	6		機 械	36	7
	機 械	28	6		応 用 化	18	4
	応 用 化	8	4		情 報 知 能	38	5
	情 報 知 能	20	4		計	178	29
計		126	26	18	建 築	42	7
12	建 設	44	8		電 気 電 子	39	5
	電 気 電 子	20	5		機 械	35	4
	機 械	30	5		応 用 化	15	2
	応 用 化	14	3		情 報 知 能	41	5
	情 報 知 能	33	6		計	172	23
計		141	27	19	建 築	49	8
13	建 設	37	6		電 気 電 子	31	4
	電 気 電 子	31	1		機 械	31	3
	機 械	25	5		応 用 化	10	3
	応 用 化	8	0		情 報 知 能	48	3
	情 報 知 能	25	6		計	169	21
計		126	18	20	建 築	38	9
14	建 設	31	9		電 気 電 子	50	5
	電 気 電 子	26	4		機 械	43	6
	機 械	30	6		応 用 化	12	1

20	情 報 知 能	28	5
計		171	26

(二) 学部卒業生数

学科 年度	建 築	電 気	機 械	土 木	工 化	計 測	化 工	生機 産械	電 子	シテ スム	環計 境画	計
27	24	18	31	21	21	/	/	/	/	/	/	115
28	23	20	35	21	27	/	/	/	/	/	/	126
29	31	23	40	24	24	/	/	/	/	/	/	142
30	26	32	38	26	26	/	/	/	/	/	/	148
31	26	23	42	25	24	/	/	/	/	/	/	140
32	24	25	41	30	24	/	/	/	/	/	/	144
33	28	29	39	26	29	/	/	/	/	/	/	151
34	26	24	44	21	28	/	/	/	/	/	/	143
35	21	36	46	25	32	/	/	/	/	/	/	160
36	33	51	50	25	33	39	/	/	/	/	/	231
37	28	47	48	24	39	35	/	/	/	/	/	221
38	26	49	49	26	33	38	/	/	/	/	/	221
39	29	50	48	22	44	43	/	/	/	/	/	236
40	47	46	46	54	34	30	/	/	/	/	/	257
41	62	49	47	46	37	36	/	/	/	/	/	277
42	52	36	29	57	43	32	/	/	/	/	/	249
43	55	51	57	53	41	34	29	/	/	/	/	320
44	42	54	47	46	38	42	32	/	/	/	/	301
45	51	47	45	62	28	37	40	/	/	/	/	310
46	64	38	43	63	32	38	34	19	/	/	/	331
47	63	34	59	56	42	43	35	44	29	/	/	405
48	65	47	53	47	40	37	29	33	37	/	/	388
49	57	26	60	57	34	40	36	30	31	/	/	371
50	60	41	50	52	41	34	36	36	41	35	/	426
51	52	44	59	60	34	41	33	43	38	28	/	432
52	64	34	56	63	47	42	46	28	41	36	/	457
53	61	37	58	58	40	37	43	47	39	36	/	456
54	52	35	59	58	39	42	32	46	40	43	30	476
55	53	45	55	59	33	38	38	27	30	41	42	461
56	51	34	61	62	36	43	35	45	44	41	38	490
57	53	41	57	55	29	39	36	39	42	36	41	468
58	44	32	59	64	28	43	40	33	37	39	41	460
59	52	37	40	49	31	34	24	39	35	33	32	406
60	45	44	64	55	38	41	46	36	32	40	39	480
61	45	41	60	46	47	44	43	34	53	42	42	497
62	48	30	59	63	42	37	43	48	35	35	37	477
63	49	41	42	57	34	42	33	23	41	35	43	440
元	47	46	64	62	44	40	44	46	41	44	44	522
2	59	43	69	63	54	57	44	41	41	41	48	560
3	53	49	83	66	48	37	41	54	49	51	45	576
4	59	39	65	55	41	54	60	47	35	37	46	538
5	60	52	70	68	51	56	44	43	43	55	55	597
6	67	52	66	72	55	61	51	46	39	49	47	605

学科 年度	建 設	電 気 電 子	機 械	応 用 化 学	情 報 知 能	計
7	187 建築系(17) 土 木(24)	121 電 気(13) 電 子(37)	124 機 械(16) 生産機械(18)	122 工 化(6) 化 工(8)	137 計 測(16) システム(21)	691
8	172 建築系(2) 土 木(4)	106 電 気(33) 電 子(4)	108 機 械(5) 生産機械(3)	112 化 工(1)	96 計 測(2) システム(3)	594
9	175	115 電 気(3) 電 子(1)	133 機 械(2)	122 工 化(1) 化 工(3)	109 システム(3)	651
10	147	113	122 生産機械(1)	116 化 工(1)	113	611
11	190	113	108	109	98	618
12	194	106	116	116	103	635
13	174	106	111	91	102	584
14	166	80	111	104	106	567
15	153	89	111	95	93	541
16	148	90	97	94	84	513
17	148	104	111	109	104	576
18	147	99	108	104	103	561

19	166	89	106	100	103	564
----	-----	----	-----	-----	-----	-----

() 内は旧学科卒業者を内数で示す。

(木) 大学院工学研究科修了者数（修士課程）

学科 年度	建 築	電 気	機 械	土 木	工 化	計 測	化 工	生機 産械	電 子	シテ スム	環計 境画	計
40	4	11	5	3	8	8						39
41	10	12	15	6	8	5						56
42	7	13	12	12	8	6						58
43	13	13	16	10	8	7						67
44	11	12	11	11	9	7						61
45	16	13	19	10	12	6	11					87
46	11	13	15	11	12	11	8					81
47	17	13	15	14	11	11	6					87
48	16	15	13	18	12	10	8	5				97
49	18	11	13	20	11	15	7	9	13			117
50	19	14	20	18	12	13	11	5	13			125
51	20	12	21	16	17	16	11	12	15			140
52	21	13	17	24	18	15	18	13	15	17		171
53	22	19	18	24	14	19	13	14	15	16		174
54	17	16	18	16	16	20	14	13	15	17		162
55	26	10	14	19	15	13	12	13	19	15		156
56	18	16	19	23	17	16	13	15	16	16	14	183
57	21	13	19	18	15	16	11	10	20	20	16	179
58	22	14	16	24	16	13	15	16	16	16	8	176
59	19	18	17	20	16	16	15	13	18	19	12	183
60	19	16	21	17	16	21	16	18	16	19	17	196
61	19	15	23	25	15	17	16	16	16	16	16	194
62	17	16	21	25	14	19	16	17	15	19	17	196
63	14	16	22	20	17	17	16	19	17	19	20	197
元	20	15	27	24	18	11	17	18	13	14	17	194
2	20	18	25	23	18	17	13	13	18	15	19	199
3	13	16	23	35	24	16	20	27	16	14	23	227
4	22	19	29	29	20	20	22	20	19	22	20	242
5	19	22	31	31	21	24	24	24	23	25	27	271
6	18	17	31	24	23	23	25	24	13	23	27	248

大学院自然科学研究科（工学系）修了者数（博士課程前期課程）

専攻 年度	建 設	電 気 電 子	機 械	応 用 化 学	情 報 知 能	計
7	90 建築系(2) 土 木(1)	45 電 気(1)	64 機 械(2)	52	55 システム(1)	306
8	84	41	68	63	55	311
9	75 建築系(2)	55	67	67	62	324
10	82	52	69	66	58	327
11	90	52	70	59	59	330
12	96	56	69	67	64	352
13	117	52	73	69	65	376
14	101	55	66	71	69	362
15	103	62	80	60	79	384
16	115	49	72	72	77	385
17	103	57	79	76	82	397
18	117	55	73	75	71	391

19	102	60	64	67	68	361
----	-----	----	----	----	----	-----

() 内は旧学科修了者を内数で示す。

IX 職員録

◇ 工 学 部

		(室 番)	(内 線)	(E-mail)
研 究 科 長(併)	森 本 政 之			
学 部 長				
教 授				
	803-6000			

建 築 学

空間デザイン

教 授	遠 藤 秀 平	自3-505	6308	endo@port.
〃	長 尾 直 治	自3-716	6040	nagaot@
准 教 授	三 輪 康 一	1E-303	6012	miw@
〃	大 谷 恭 弘	1E-205	6044	ohtani@
都市安全研究センター				
准 教 授	藤 永 隆	1E-208	6021	ftaka@
助 教	栗 山 尚 子	1E-301	6432	kuri@
〃	浅 井 保	自3-818	6049	asai@arch.
助 手	山 口 秀 文	自3-818	6049	hidefumi@arch.

建築計画・建築史

教 授	足 立 裕 司	1E-306	6002	adachi@
〃	塩 崎 賢 明	自3-501	6039	shiozaki@
都市安全研究センター				
教 授	北 後 明 彦	都-R108	6440	hokugo@
准 教 授	黒 田 龍 二	1E-307	6003	rkuroda@

准 教 授	山 崎 寿 一	自3-815	6283	yamazaki@
”	近 藤 民 代	1E-309	6141	tamiyok@people.
”	大 西 一 嘉	1E-308	6004	ohnishi@gold.
助 教	中 江 研	1E-305	6005	nakae@arch.

構造工学

教 授	田 渕 基 嗣	自3-715	6020	tabuchi@arch.
”	孫 玉 平	1E-206	6036	sunlili@people.
”	藤 谷 秀 雄	1E-204	6273	fujitani@
”	谷 明 勲	自3-720	6026	tani@arch.
准 教 授	田 中 剛	自3-717	6045	tanaka@arch.
”	難 波 尚	自3-719	6348	naba@
先端融合研究環				
助 教	荒 木 康 弘	自3-727	6475	araki@person.
”	谷 昌 典	1E-G07	6046	mtani@port.
”	山 邊 友一郎	自3-724	6016	yamabe@

環境工学

教 授	森 本 政 之	自3-509	6035	mrmt@
”	松 下 敬 幸	1E-202	6041	matusita@
”	森 山 正 和	自3-810	6057	moriyama@
准 教 授	阪 上 公 博	自3-504	6043	saka@
”	高 田 暁	1E-203	6038	satoruta@
”	竹 林 英 樹	自3-728	6062	thideki@
助 教	佐 藤 逸 人	心理実験室	6052	hayato@

助 教	藤 田 浩 司	熱環境実験室	6060	fujita-k@port.
事 務 室			6065	
事務補佐員	橘 美 保	1E-101		jimu@arch.
〃	古 井 裕 子	1E-101		jimu@arch.
市 民 工 学				
人間安全工学				
教 授	川 谷 充 郎	1W-307	6278	m-kawa@
〃	澁 谷 啓	1W-207	6023	sshibuya@
〃	藤 田 一 郎	1W-309	6439	ifujita@
〃	喜 多 秀 行	1W-306	6008	kita@crystal.
〃	芥 川 真 一	1W-110	6015	cadax@
都市安全研究センター				
教 授	田 中 泰 雄	R 206	6058	ytgeotec@tiger
准 教 授	加 藤 正 司	1W-206	6030	skato@
〃	竹 林 幹 雄	1W-305	6006	takebaya@
〃	鋤 田 泰 子	1W-109	6047	kuwata@
〃	三 木 朋 広	1W-111	6094	mikitomo@port.
都市安全研究センター				
准 教 授	吉 田 信 之	R203	6031	nyoshida@
都市安全研究センター				
助 教	河 井 克 之	1W-105	6281	kkawai@
〃	神 吉 和 夫	1W-205	6059	kanki@
助 教	鳥 居 宣 之	R205	6431	torii@

環境共生工学

教 授	道 奥 康 治	1W-209	6056	michioku@
〃	森 川 英 典	1W-108	6027	morikawa@
〃	中 山 昭 彦	自3-115	6011	nakayama@
〃	朝 倉 康 夫	自3-811	6208	asakura@

都市安全センター

教 授	飯 塚 敦	R204	6029	iizuka@
准 教 授	宮 本 仁 志	1W-208	6061	miyamo@
〃	富 田 安 夫	自3-814	6014	tomita@

都市安全センター

准 教 授	上 西 幸 司	R103	6138	uenishi@
助 教	井 料 隆 雅	自3-823	6360	iryoo@

都市安全研究センター

助 教	齋 藤 雅 彦	R205	6435	msaito@
-----	---------	------	------	---------

事 務 室

6067

事務補佐員	中 西 由 彌 子	1W-104		eng-civilofc@lion.
事務補佐員	北 富 美 子	1W-104		eng-civilofc@lion.

電 気 電 子 工 学

電子情報

教 授	沼 昌 宏	B -406	6089	numa@
教 授	塚 本 昌 彦	B -205	6090	tuka@
〃	森 井 昌 克	B -303	6088	mmorii@
〃	増 田 澄 男	B -402	6092	masuda@

教 授	阿 部 重 夫	自3-303	6101	abe@eedept.
准 教 授	桑 門 秀 典	B -302	6091	kuwakado@eedept.
〃	小 澤 誠 一	自3-302	6466	ozawa@eedept.
〃	黒 木 修 隆	B -405	6093	kuroki@eedept.
〃	寺 田 努	B -401	6117	tsutomu@eedept.
〃	山 口 一 章	B -308	6096	Ky@
講 師	廣 瀬 哲 也	B -403	6075	hirose@eedept.
助 教	栗 林 稔	2E-307	6095	minoru@eedept.
〃	廣 友 雅 徳	2E-307	6095	hirotomo@eedept.
先端融合研究環				
助 教	竹 川 佳 成	2E-206	6231	take@eedept.

電子物理

教 授	林 真 至	自3-201	6073	hayashi@eedept.
〃	小 川 真 人	B -305	6074	ogawa@eedept.
〃	和 田 修	B -204	6072	wada@eedept.
〃	八 坂 保 能	B -304	6100	yasaka@eedept.
〃	喜 多 隆	B -206	6083	kita@eedept.
〃	藤 井 稔	自3-208	6081	fujii@eedept.
准 教 授	森 脇 和 幸	自3-202	6494	moriwaki@eedept.
〃	土 屋 英 昭	B -202	6082	tsuchiya@eedept.
〃	浦 野 俊 夫	B -201	6079	urano@
准 教 授	竹 野 裕 正	B -203	6103	takeno@eedept.
〃	相 馬 聡 文	B -208	6087	ssouma@harbor.
准 教 授	本 間 康 浩	B -404	6080	homma@eedept.

助 教	米 森 秀 登	2E-111	6105	yonemori@eedept.
”	小 島 磨	B -105	6077	kojima@phoenix.
助 教	原 田 幸 弘	2E-115	6076	y.harada@eedept.
助 手	中 本 聡	2E-111	6104	nakamoto@eedept.

事 務 室

事務補佐員	富 澤 佳 苗	2E-302		jimu@eedept.
事務補佐員	馬 場 安 希	2E-302		Jimu@eedept.

機 械 工 学

熱流体エネルギー

教 授	蔦 原 道 久	自1-603	6137	tutahara@mech.
”	竹 中 信 幸	自1-601	6118	takenaka@mech.
”	平 澤 茂 樹	5E-408	6153	hirasawa@mech.
”	富 山 明 男	自1-607	6131	tomiyama@mech.
准 教 授	片 岡 武	自1-602	6143	kataoka@mech.
”	浅 野 等	5E-407	6122	asano@mech.
”	細 川 茂 雄	自1-606	6132	hosokawa@mech.
”	川 南 剛	5E-415	6119	kawanami@mech.
助 教	村 川 英 樹	3E-203	6124	murakawa@mech.
”	林 公 佑	自2-511	6108	

先端融合研究環

助 教	田 口 智 清	自2-510	6300	taguchi@mech.
助 手	杉 本 勝 美	3E-203	6124	sugimoto@mech.

材料物理

教 授	中 井 善 一	自3-216	6128	nakai@mech.
〃	保 田 英 洋	5E-401	6129	yasuda@mech.
〃	大 前 伸 夫	自3-215	6111	ohmae@mech.
准 教 授	長谷部 忠 司	自3-220	6113	hasebe@mech.
〃	屋 代 如 月	自3-221	6303	yashiro@mech.
〃	田 中 拓	自3-217	6107	h_tanaka@mech.
〃	田 川 雅 人	5E-403	6126	tagawa@mech.
助 教	塩 澤 大 輝	自3-121	6329	shiozawa@mech.
〃	木之下 博	自3-123	6142	kinohiro@mech.
助 教	新 田 紀 子	5E-203	6121	nitta@mech.
助 教	今 村 真 幸	5E-203	6121	
先端融合研究環				
〃	日 和 千 秋	自3-120	6134	hiwa@mech.
助 手	横 田 久美子	自3-120	6134	yokota@mech.

設計生産

教 授	白 瀬 敬 一	自3-403	6139	shirase@mech.
先端融合研究環				
〃	田 浦 俊 春	自3-402	6503	taura@mech.
〃	磯 野 吉 正	自3-117	6145	isono@mech.
准 教 授	深 尾 隆 則	5E-413	6115	fukao@mech.
〃	安 達 和 彦	5E-412	6120	kazuhiko@mech.
准 教 授	柴 坂 敏 郎	自3-113	6458	shiba@mech.
准 教 授	妻 屋 彰	自3-401	6135	tsumaya@mech.
講 師	松 田 光 正	5E-406	6127	matsuda@mech.

”	山 本 英 子	自3-404	6326	eiko@mech.
助 教	花 崎 逸 雄	自3-B17	6217	hanasaki@mech.
先端融合研究環				
助 教	阪 口 龍 彦	自3-409	6481	sakaguchi@mech.
事 務 室			6152	
事務補佐員	田 崎 彩 野	5E-301		office@mech.
応 用 化 学				
物質科学				
教 授	上 田 裕 清	4E-214	6182	yueda@
”	森 敦 紀	4E-213	6181	amori@
”	西 野 孝	4W-306	6164	tnishino@
”	大久保 政 芳	自1-301	6161	okubo@
”	竹 内 俊 文	自1-604	6158	takeuchi@gold.
准 教 授	石 田 謙 司	4E-211	6150	kishida@crystal.
”	水 畑 穰	自1-310	6186	mizuhata@
”	神 鳥 安 啓	4E-210	6163	kamitori@
”	岡 田 悦 治	4E-203	6194	okaetsu@
”	成 相 裕 之	4W-308	6184	nariai@
准 教 授	南 秀 人	自1-302	6197	minamihi@
”	大 谷 享	4W-304	6255	ooya@tiger.
環境管理センター				

准 教 授	梶 並 昭 彦	4W-304	6166	Kajinami.
助 教	小 寺 賢	4E-309	6198	kotera@
〃	牧 秀 志	4W-402	6187	maki@
〃	門 口 大 輝	4E-308	6167	monnguchi@harbor.
助 手	綾 部 いつ子	自2-302	6168	ayabe@
〃	小 柴 康 子	4E-405	6188	koshiba@
〃	鈴 木 登代子	自2-304	6169	tsuzuki@

化学工学

教 授	大 村 直 人	4W-303	6199	ohmura@
教 授	近 藤 昭 彦	自1-508	6196	akondo@
〃	松 山 秀 人	4E-205	6180	matuyama@
〃	西 山 覚	4W-302	6173	nishieng@
准 教 授	今 駒 博 信	4E-212	6183	imakoma@
〃	鈴 木 洋	自1-506	6490	hero@
〃	山 地 秀 樹	自1-505	6200	yamaji@
〃	松 尾 成 信	4W-309	6174	matsuos@
〃	丸 山 達 生	4E-204	6070	tmarutcm@crystal.
〃	藤 原 俊 伸	自1-407	5728	tosinobu@
〃	荻 野 千 秋	4W-307	6193	ochiaki@prot.
助 教	市 橋 祐 一	D2-406	6433	ichiy@
〃	南 原 興 二	4W-305A	6177	nanbara@
〃	菰 田 悦 之	4W-312	6189	komoda@

助 教	勝 田 知 尚	自2-406	6207	katsuda@
先端融合研究環				
助 教	田 中 勉	自2-404	6202	tanaka@kitty.
先端融合研究環				
〃	中 島 一 紀	自2-404	6202	nakashima@silver.
先端融合研究環				
〃	三 崎 雅 裕	4E-405	6393	misaki@crystal.

事 務 室

事務補佐員	古 東 孝 子	4W -202		cxoffice@people.
〃	岩 城 喜 子	4W -202		cxoffice@people.

情 報 知 能 学

情報基礎

教 授	新 井 敏 康	自3-415	6245	arai@kurt.scitec.
教 授	上 原 邦 昭	自3-802	6215	uehara@
〃	大 川 剛 直	自3-702	6213	ohkawa@cs.
〃	蔭 山 聡			
〃	桔 梗 宏 孝	自3-413	6212	kikyo@
都市安全研究センター				
教 授	有 木 康 雄	自3-801	6226	ariki@
学術情報基盤センター				
教 授	田 村 直 之	学情センター3F2	5364	tamura@
都市安全研究センター				
教 授	鳩 野 逸 生	学情センター3F1	5361	hatono@
准 教 授	江 口 浩 二	自3-703	6218	eguchi@port.

准 教 授	垣 内 逸 郎	自3-425	6216	kakiuchi@
〃	菊 池 誠	自3-426	6453	mkikuchi@
〃	中 村 匡 秀	S103	6398	masa-n@cs.
〃	ブレンドル ヤーグ Brendle, Joerg	自3-424	6452	brendle@kurt.scitec.
〃	安 村 禎 明	自3-808	6227	yasumura@ai.cs.

学術情報基盤センター

准 教 授	熊 本 悦 子	学情センター分館1	5379	kumamoto@
-------	---------	-----------	------	-----------

学術情報基盤センター

准 教 授	伴 好 弘	学情センター3F3	5363	ban@
-------	-------	-----------	------	------

学術情報基盤センター

准 教 授	番 原 睦 則	学情センター3F4	5365	banbara@
-------	---------	-----------	------	----------

都市安全研究センター

講 師	滝 口 哲 也	自3-807	6022	takigu@
〃	尾 崎 知 伸	自3-708	6454	tozaki@cs.

先端融合研究環

助 教	関 和 広	自3-808	6480	seki@cs.
助 手	酒 井 拓 史	自3-422	6247	hsakai@people.

情報システム

教 授	臼 井 英 之			
〃	賀 谷 信 幸	S508	6228	kaya@
〃	吉 本 雅 彦	S505	6214	yosimoto@cs.
〃	羅 志 偉	S509	6230	luo@gold.
准 教 授	的 場 修	S506	6235	matoba@
准 教 授	永 田 真	自3-704	6569	nagata@cs.
〃	川 口 博	S204	6317	<u>kawapy</u> @godzilla.
講 師	長 野 明 紀	S512	6068	aknr-ngn@phoenix.

助 教	岩 下 真 士	S306	6319	masashi@phobos.cs.
”	鎌 田 十三郎	自3-714	6221	kamada@cs.
”	仁 田 功 一	S105	6236	nitta@

システムデザイン

教 授	太 田 有 三	S503	6243	tcs.y.ohta@people.
”	貝 原 俊 也	S502	6086	kaihara@cs.
”	小 島 史 男	自3-301	6493	kojima@cs.
”	多 田 幸 生	S501	6241	tada@cs.
”	玉 置 久	自3-516	6102	tamaki@al.cs.
”	天 能 精一郎			
”	中 桐 信 一	3W-406	6224	nakagiri@cs.
”	南 部 隆 夫	3W-405	6211	nambu@
准 教 授	太 田 能	自3-515	6315	ohta@port.
”	小 林 太	自3-304	6489	kobayasi@cs.
”	白 川 健	3W-404	6232	sirakawa@cs.
”	花 原 和 之	S513	6249	hanahara@cs.
”	藤 井 信 忠	S403	6133	nfujii@phoenix.
”	藤 崎 泰 正	S504	6246	fujisaki@cs.
助 教	浦久保 孝 光	S206	6252	urakubo@cs.
”	森 耕 平	S302	6251	mori@cs.
助 手	高 木 由 美	自3-522	6313	yumi@people.

事 務 室			6257, 6258	
事務補佐員	井 口 直 子	S510		office@cs.
〃	黒 田 教 子	S510		office@cs.
事 務 室 (応用数学)			6259	
事務補佐員	山 崎 智 美	D2 -401		ousjimu@cs.

◇ 技 術 室

技術専門員	藤 井 勝 宏	D2-201	6223	scfujii@cs.
〃	道 脇 昭	5E-201	6055	michi@mech.
〃	福 井 喜一郎	3E-208	6148	fukui@mech.
技術専門職員	伊地知 武 吉	2E-207	6084	ijichi@
〃	前 田 浩 之	1W-308	6063	maeta@
〃	曾 谷 知 弘	4W-204	6162	tsotani@
〃	北 山 良 和	2E-110	6085	kitayama@eedept.
〃	山 中 和 彦	2E-203	6099	yamanaka@eedept.
〃	菊 田 望	3W-303	6237	kikuta@cs.
技術専門職員	大 西 和 夫	S108	6325	ohnishi@cs.
〃	中 崎 千 善	2W-202	2887	kana@port.
〃	古宇田 由 夫	自3-225	6321	kouta@mech.
技 術 職 員	石 井 悦 子	自3-728	6062	eishii@
〃	緒 方 太	建築実験室	6264	ogata@arch.
〃	熊 谷 宜 久	4W-104	6170	kumagai@
技術専門職員	大 槻 正 人	工作技術センター	6370～ 6372	ohtuki@

技術専門職員	吉 田 秀 樹	工作技術センター	6370～ 6372	hideki@
”	義 澤 康 男	工作技術センター	6370～ 6372	yosizawa@
技 術 職 員	中 辻 秀 憲	工作技術センター	6370～ 6372	nakatuji@
再雇用職員	木 山 正 典	1E-301	6266	kiyamam@arch.
”	原 田 和 男	2E-307	6097	harada@eedept.
”	土居原 知 良	2E-407	6098	doihara@eedept.
”	小 林 秀 恵	1W-203	6050	hkobayas@
”	市 成 準 一	R103	6064	ichinari@

◇ 事 務 部

事 務 長	福 山 一 幸	6330
事務長補佐	岡 田 清	6331
専 門 員	甲 俊 章	6332

総 務 係		6333～6335	eng-soumu@office.
係 長	中 谷 充 宏		
主 任	臼 井 啓 子		
”	金 田 良 則		
”	安 藤 肇		
事務補佐員	田 中 陽 子		
”	宮 地 加奈子		
”	坪 井 彩		
”	広 川 路		

事務補佐員 松 岡 啓 子

研究助成係 6332, 6349 eng-kenkyujosei@office.

係 長 甲 俊 章 (併任)

事務補佐員 橋 本 賀津子

会計第一係 6336～6338, 6384 eng-kaikei@office.

係 長 後 藤 俊 雄

主 任 池 村 学

主 任 森 恵衣子

事 務 員 寒 政 弘

〃 平 田 裕 紀

事務補佐員 黒 田 登美子

〃 曾 根 千 草

会計第二係 6305～6307, 6340 eng-kaikei@office.

係 長 中 間 一 巳

事 務 員 泉 友 和

〃 安 藤 匠

事務補佐員 石 田 和 代

〃 竹 中 京 子

〃 小野寺 寛 子

〃 白 神 美代子

〃 齋 藤 三奈子

事務補佐員 永 田 絵 美

教務学生係 6350～6354, 6355 eng-kyoumugakusei@office.

博 靖 林 長 係

主 任 上 杉 耕 平

主 任 岩 永 顕 光

事務員 小間 智美

〃 安 福 智 行

古西勇輔

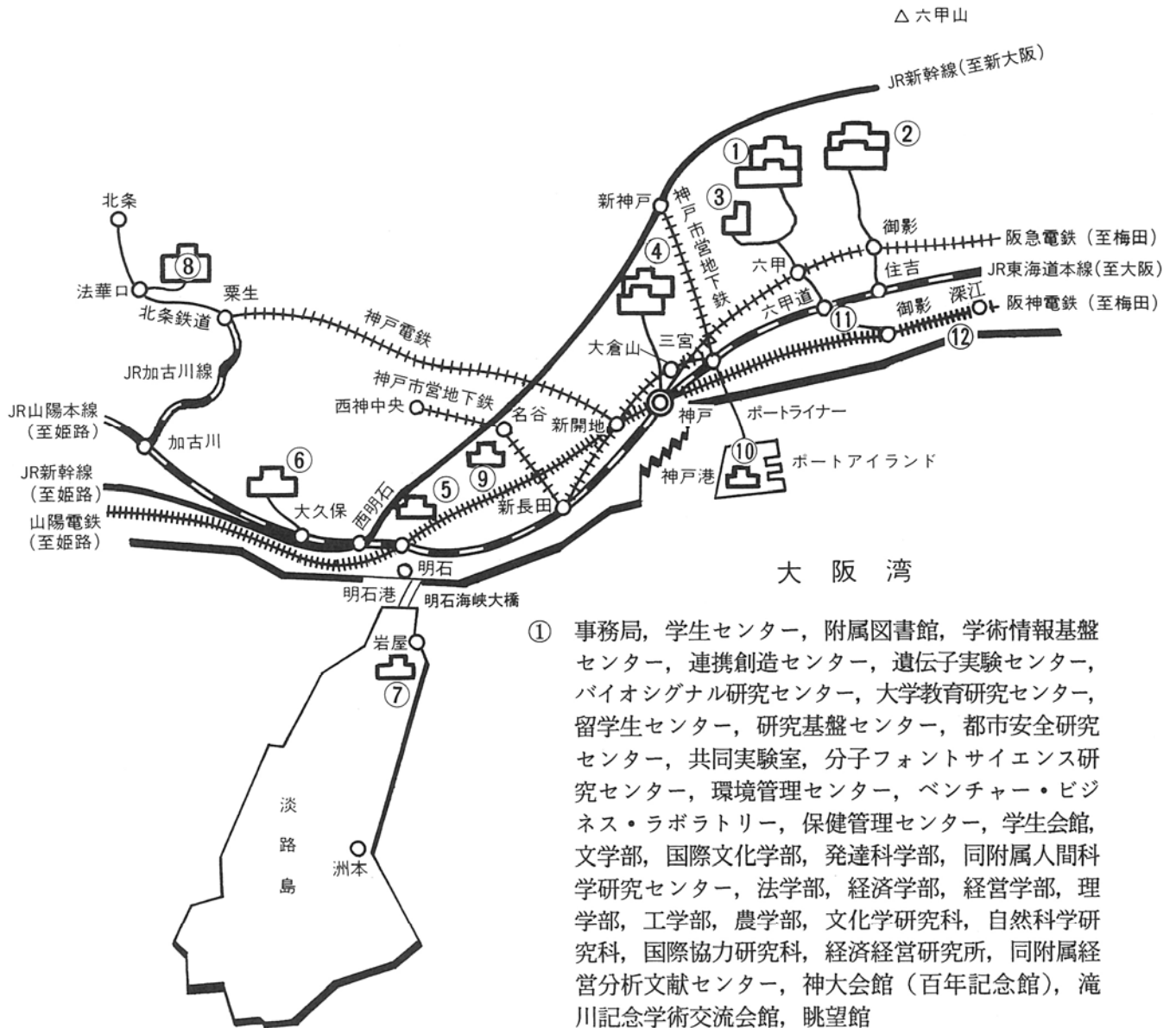
事務補佐員 松 村 由希子

// 内海千晶

野田麗子

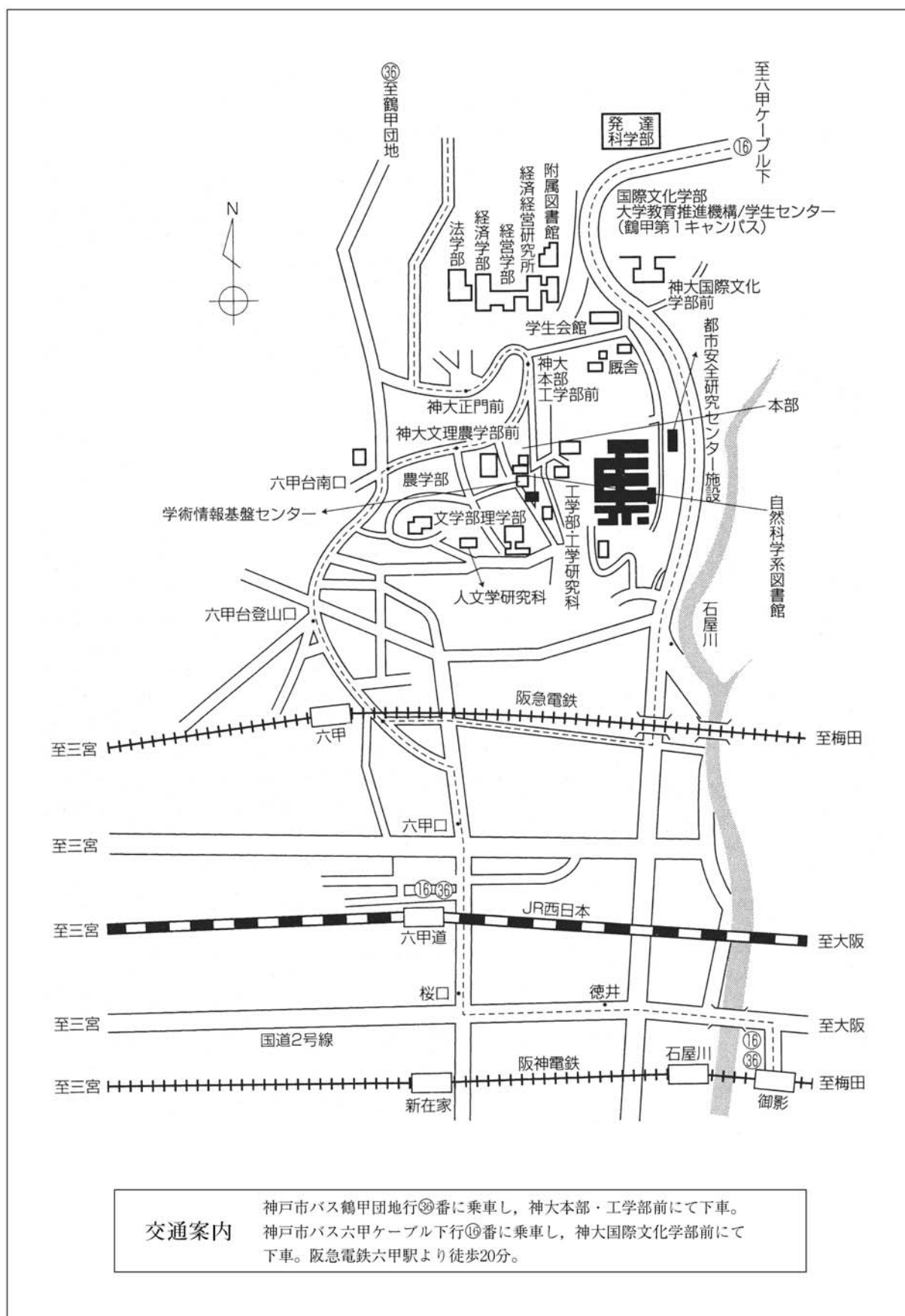
XI 神戸大学校舎配置図

1. 神戸大学学舎配置図



- ① 事務局，学生センター，附属図書館，学術情報基盤センター，連携創造センター，遺伝子実験センター，バイオシグナル研究センター，大学教育研究センター，留学生センター，研究基盤センター，都市安全研究センター，共同実験室，分子フォントサイエンス研究センター，環境管理センター，ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー，保健管理センター，学生会館，文学部，国際文化学部，発達科学部，同附属人間科学研究センター，法学部，経済学部，経営学部，理学部，工学部，農学部，文化学研究科，自然科学研究科，国際協力研究科，経済経営研究所，同附属経営分析文献センター，神大会館（百年記念館），滝川記念学術交流会館，眺望館
- ② 発達科学部附属住吉校，住吉寮，女子寮
- ③ 国維寮
- ④ 医学部（医学科），同附属病院，同附属動物実験施設，同附属医学研究国際交流センター
- ⑤ 発達科学部附属明石校
- ⑥ 発達科学部附属養護学校
- ⑦ 内海域機能教育研究センター
- ⑧ 農学部附属農場
- ⑨ 医学部（保健学科）
- ⑩ インターナショナル・レジデンス
- ⑪ 学而荘
- ⑫ 海事科学部

2. 工 学 部 案 内 図

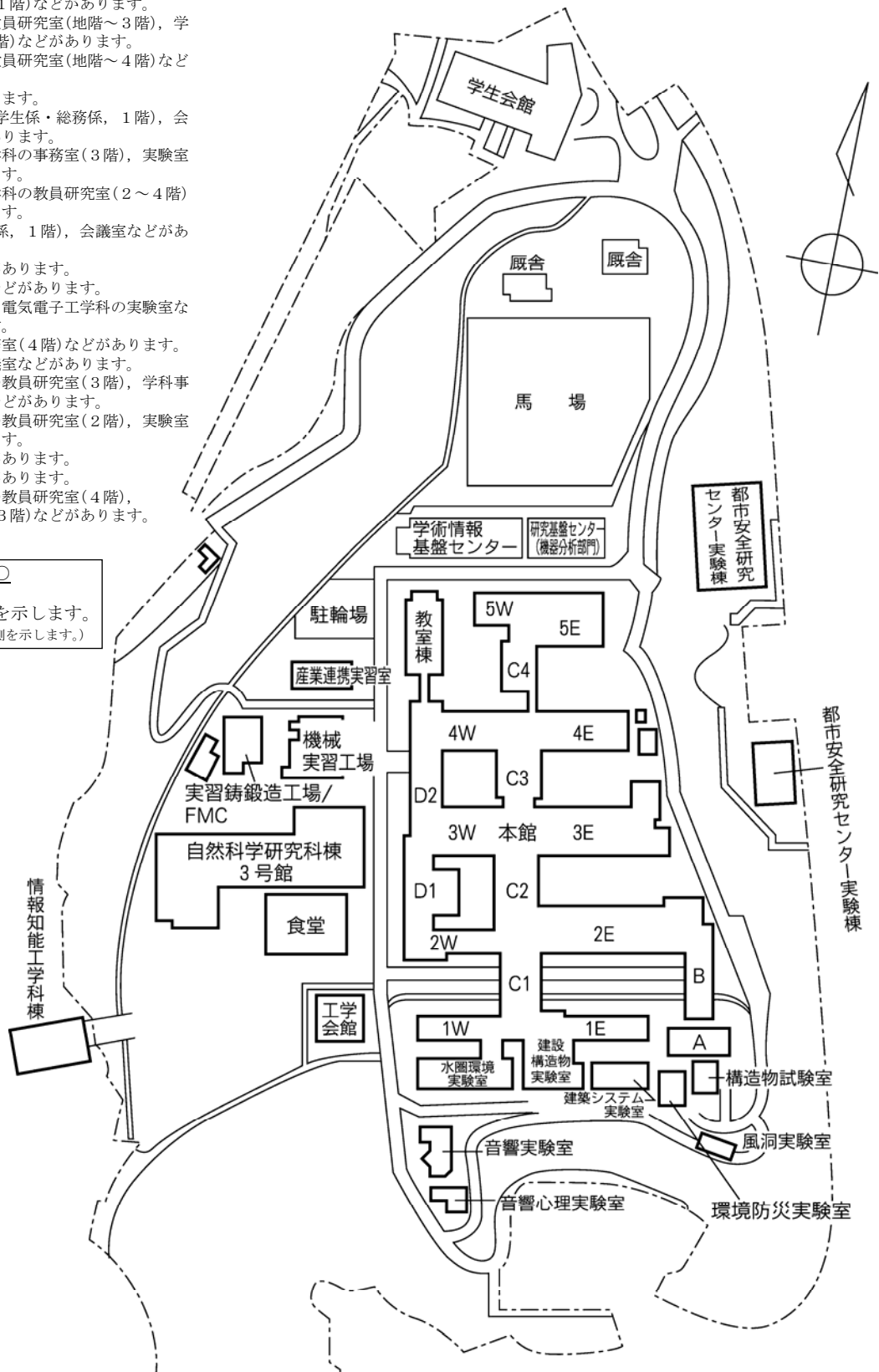
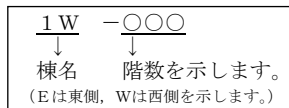


3. 工 学 部 配 置 図

本館の建物について

- 1 W棟：市民工学科の教員研究室(地階～3階)，
学科事務室(1階)などがあります。
- 1 E棟：建築学科の教員研究室(地階～3階)，学
科事務室(1階)などがあります。
- A 棟：建築学科の教員研究室(地階～4階)な
どがあります。
- C 1棟：講義室があります。
- 2 W棟：事務室(教務学生係・総務係，1階)，会
議室などがあります。
- 2 E棟：電気電子工学科の事務室(3階)，実験室
などがあります。
- B 棟：電気電子工学科の教員研究室(2～4階)
などがあります。
- D 1棟：事務室(会計係，1階)，会議室などがあ
ります。
- C 2棟：演習室などがあります。
- 3 W棟：産学連携室などがあります。
- 3 E棟：機械工学科・電気電子工学科の実験室な
どがあります。
- D 2棟：応用数学事務室(4階)などがあります。
- C 3棟：講義室，会議室などがあります。
- 4 W棟：応用化学科の教員研究室(3階)，学科事
務室(2階)などがあります。
- 4 E棟：応用化学科の教員研究室(2階)，実験室
などがあります。
- C 4棟：講義室などがあります。
- 5 W棟：講義室などがあります。
- 5 E棟：機械工学科の教員研究室(4階)，
学科事務室(3階)などがあります。

室番の説明

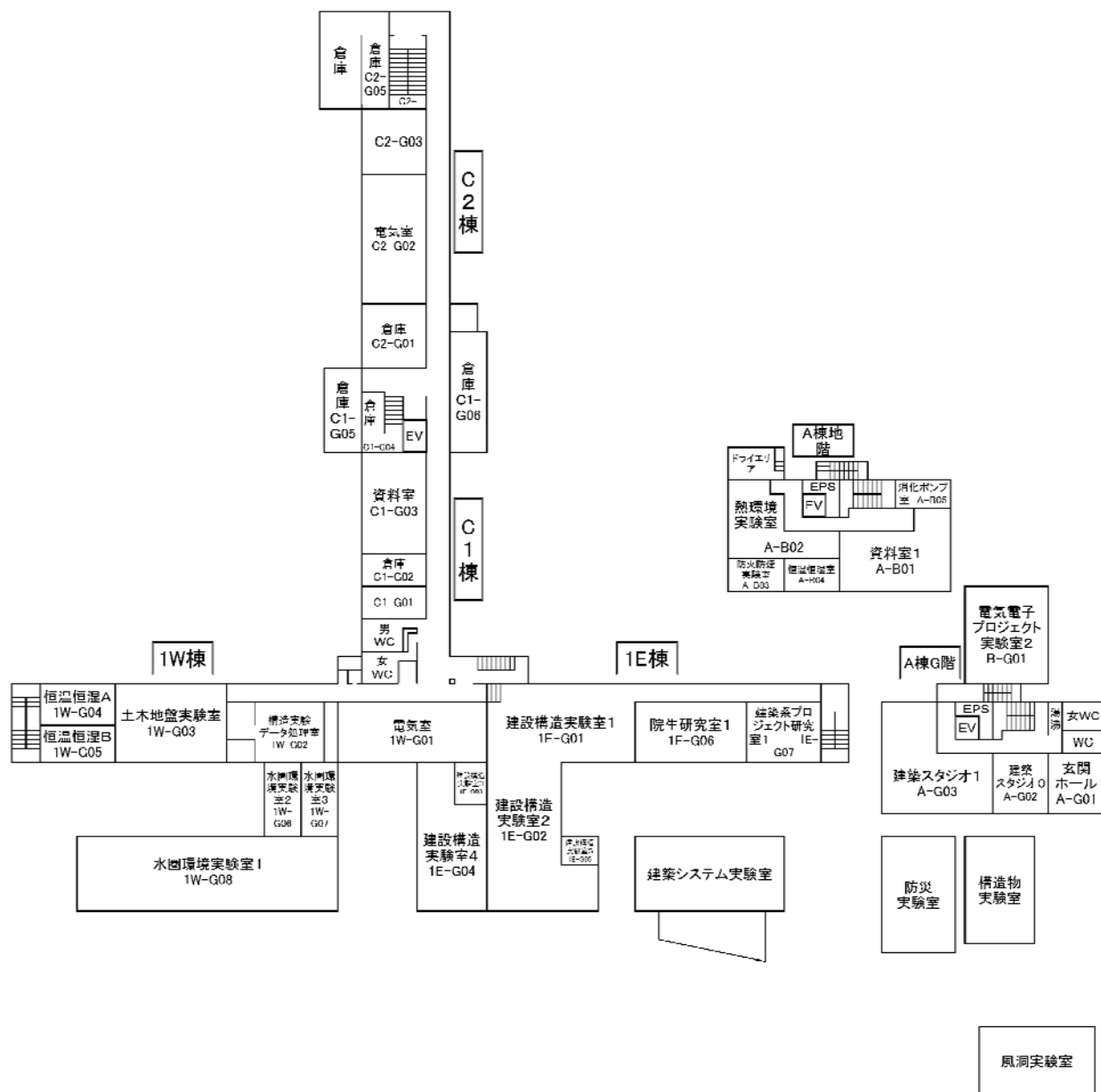


4. 工学部学舎平面図

平成21年度工学部本館配置図

4

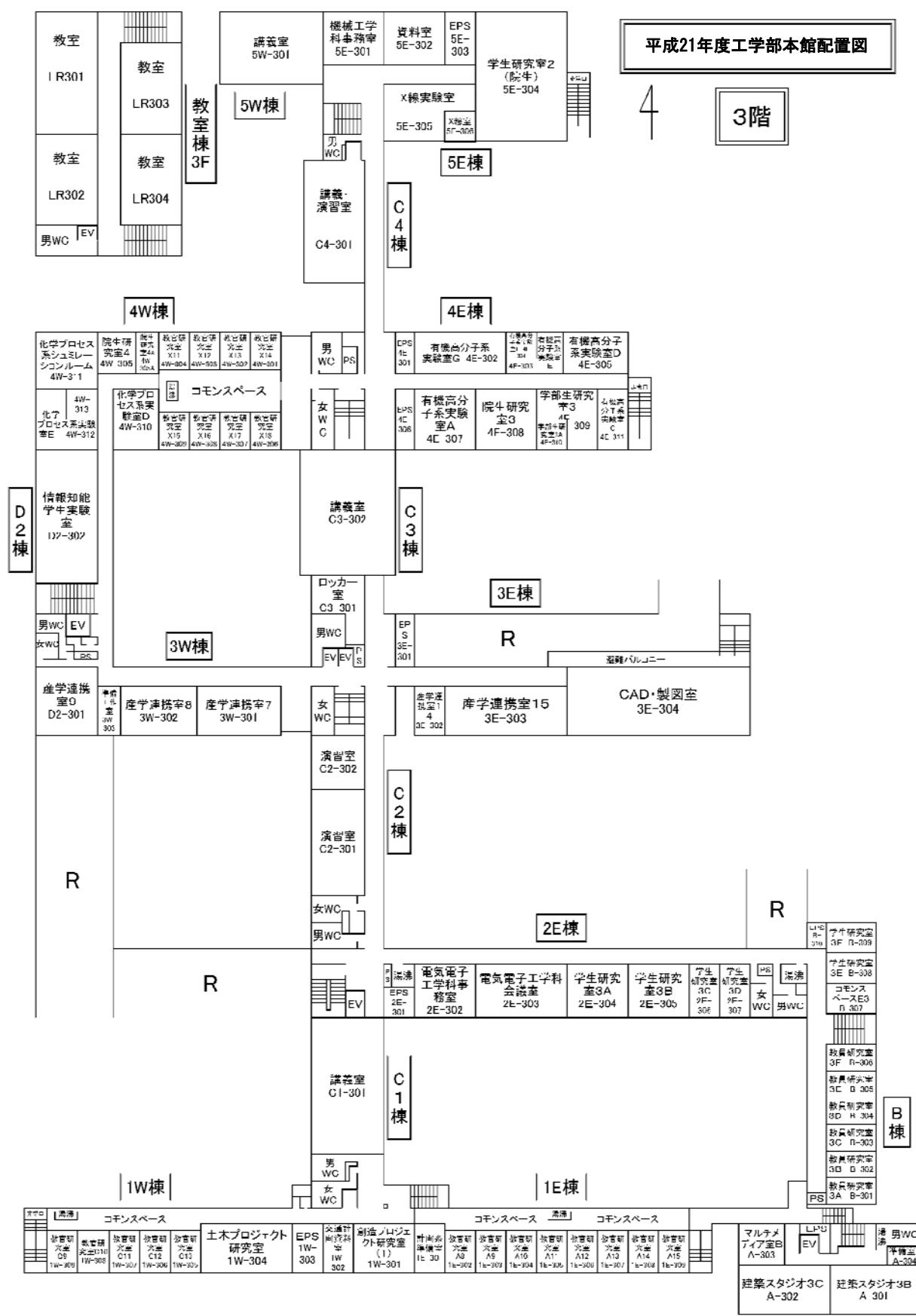
G階・地階



4

1階





5. 工学部教室設備等一覧表

教室 No	収容人数	スクリーン	教 育 機 器	教室 No	収容人数	スクリーン	教 育 機 器
201	150	○	OHP, SP, マルチメディアプロジェクター	C1-201	—	○	PC プロジェクター
202	110	○	OHP, マルチメディアプロジェクター	※C1-202	28	○	なし
203	66	○	OHP, 液晶プロジェクター	C1-301	120	○	PC プロジェクター DVDプレーヤー VHS
204	66	○	OHP, 液晶プロジェクター	※C2-101	60	○	PC プロジェクター DVD プレーヤー VHS
301	150	○	OHP, SP, マルチメディアプロジェクター	※C2-201	75	○	PC プロジェクター DVD プレーヤー VHS
302	110	○	OHP, マルチメディアプロジェクター	※C2-202	28	○	なし
303	66	○	OHP, 液晶プロジェクター	※C2-301	75	○	PC プロジェクター DVD プレーヤー VHS
304	66	○	OHP, 液晶プロジェクター	※C2-302	28	○	なし
401	150	○	OHP, SP, マルチメディアプロジェクター	※C3-101	70	○	OHP, PC プロジェクター, 書画 カメラ, ビデオデッキ, DVD プレーヤー
402	110	○	OHP, VTR(VHS), 教材提示装置,	C3-302	179	○	OHP, PC プロジェクター, 書画 カメラ, ビデオデッキ, DVD プレーヤー
※403	22	○	OHP	※C4-201	102	○	OHP, PC プロジェクター, 書画 カメラ, ビデオデッキ, DVD プレーヤー
※404	22	○	OHP	※C4-301	102	○	OHP, PC プロジェクター, 書画 カメラ, ビデオデッキ, DVD プレーヤー
※405	22	○	OHP	5W-301	112	○	OHP, PC プロジェクター, 書画 カメラ, ビデオデッキ, DVD プレーヤー
※406	22	○	OHP				
501	300	○	OHP, VTR(VHS)・DVD, 液晶 プロジェクター, 書画カメラ				

(注) ※印は個人机又は長机(※印以外は全て連結机)。
 403, 404, 405, 406, C1-202, C2-202, C2-302は演習室。
 501は視聴覚室。C1-201は情報コンセント教室。
 OHPはオーバーヘッドプロジェクター, SPはスライドプロジェクター,
 VTRはビデオカセットデッキ。

6. 部局等所在地及び電話番号

部 局 等 名	所 在 地	電 話 番 号
学 生 セ ン タ ー	〒657-8501 神戸市灘区鶴甲1丁目2-1	学生生活課 803-5221
		学 務 課 803-5210
保 健 管 理 セ ン タ ー	〒657-8501 神戸市灘区六甲台町1-1	803-5245
経 済 経 営 研 究 所 図 書 館	〒657-8501 神戸市灘区六甲台町2-1	803-7025
社 会 科 学 系 図 書 館		803-7338
自 然 科 学 系 図 書 館	〒657-8501 神戸市灘区六甲台町1-1	803-5306
人 文 科 学 図 書 館		803-5585
総 合 ・ 国 際 文 化 学 図 書 館	〒657-8501 神戸市灘区鶴甲1丁目2-1	803-7351
人 間 科 学 図 書 室	〒657-8501 神戸市灘区鶴甲3丁11	803-7951
医 学 分 館	〒650-0017 神戸市中央区楠町7丁目5-1	大 代 表 382-5310
保 健 科 学 図 書 室	〒654-0142 神戸市須磨区友ヶ丘7丁目10-2	代 表 796-4505
海 事 科 学 分 館	〒658-0022 神戸市東灘区深江南町5丁目1-1	431-6239
学 術 情 報 基 盤 セ ン タ ー	〒657-8501 神戸市灘区六甲台町1-1	事 務 室 803-5370
連 携 創 造 セ ン タ ー		〃 803-5949
遺 伝 子 実 験 セ ン タ ー		〃 803-5955
バイオシグナル研究センター		
都 市 安 全 研 究 セ ン タ ー		事 務 室 803-6437
研 究 基 盤 セ ン タ ー		803-5716
分子フォトサイエンス研究センター		
留 学 生 セ ン タ ー		803-5265
内 海 域 機 能 教 育 研 究 セ ン タ ー	〒656-2401 淡路市岩屋2746	事 務 室 (0799) 72-2374
共 同 実 験 室	〒657-8501 神戸市灘区六甲台町1-1	
環 境 管 理 セ ン タ ー		
ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー		
文 学 部		教務学生係 803-5595
国 際 文 化 学 部	〒657-8501 神戸市灘区鶴甲1丁目2-1	〃 803-7530

部 局 等 名	所 在 地	電 話 番 号
発 達 科 学 部	〒657-8501 神戸市灘区鶴甲3丁目11	教 務 係 803-7920 学 生 係 803-7924
附 属 住 吉 校 小 学 校 中 学 校	〒658-0063 神戸市東灘区住吉山手 5丁目11-1	事 務 室 851-4073
附 属 明 石 校 小 学 校 中 学 校 幼 稚 校 園	〒673-0878 明石市山下町3-4	事 務 室 911-4800
附 属 養 護 学 校	〒674-0051 明石市大久保町大窪2752-4	事 務 室 936-5683
法 学 部	〒657-8501 神戸市灘区六甲台町2-1	教 務 係 803-7237
経 済 学 部		〃 803-7250
経 営 学 部		〃 803-7260
理 学 部	〒657-8501 神戸市灘区六甲台町1-1	教務学生係 803-5767
医 学 部 (保 健 学 科 を 除 く 。)	〒650-0017 神戸市中央区楠町7丁目5-1	大 代 表 382-5111
附 属 病 院	〒650-0017 神戸市中央区楠町7丁目5-2	
医 学 部 保 健 学 科 (名 谷 地 区)	〒654-0142 神戸市須磨区友ヶ丘7丁目10-2	教務学生係 796-4504
工 学 部	〒657-8501 神戸市灘区六甲台町1-1	教務学生係 803-6350
農 学 部		〃 803-5928
附属食資源教育研究センター	〒675-2103 加西市鶉野町1348	事 務 室 (0790)49-0341
海 事 科 学 部	〒657-8501 神戸市東灘区深江南町5-1-1	学 務 課 431-6223
文 化 学 研 究 科	〒657-8501 神戸市灘区六甲台町1-1	教務学生係 803-5595
国 際 協 力 研 究 科	〒658-8501 神戸市灘区六甲台町2-1	教 務 係 803-7267
経 済 経 営 研 究 所 所 属 経 営 分 析 文 献 セ ン タ ー		事 務 室 803-7273
インターナショナル・レジデンス	〒650-0046 神戸市中央区港島中町2-4-2	大 代 表 302-5335, 5337
住 吉 寮	〒658-0063 神戸市東灘区住吉山手7丁目3-1	事 務 室 851-4075
住 吉 国 際 学 生 宿 舎		
女 子 寮	〒658-0063 神戸市東灘区住吉山手7丁目3-2	〃 811-1300
国 維 寮	〒657-0813 神戸市灘区高尾通3丁目2-33	〃 861-4333
白 鷗 寮	〒658-0015 神戸市東灘区本山南町1-4-50	〃 431-6231

学 生 便 覧 2009

神 戸 大 学 工 学 部

〒657-8501 神戸市灘区六甲台町 1 - 1
(078) 803-6350